康德三年度

吉林省磐石縣

農村實態調查一般調查報告書

臨時産業調查局

農村實態調査一般調査報告書

（磐石縣）

産官資第　　號

康德四年十月十五日

殿

産業部大臣官房
資料科長

資料送付ノ件

左記資料御參考迄ニ送付致スニ付御査收相成度

記

一、農村實態調査一般調査報告書（盤石、樺樹）
避中、敦化、璦琿、新民、梨樹、延吉、黑山各縣ノ分ハ十月八日送付濟

凡　例

一、本報告書は既に發表せられたる「戶別調査之部」と共に一体を為すもので、両者併せ観ることに依て調査屯の実態を明かならしむることを得る。

二、調査年度は「戶別調査之部」の場合と同じく調査の便宜上農民の慣習に従ひ陰暦によリ、陰暦康徳二年十二月末日現在の状況及び陰暦康徳三年一月一日より十二月末日迄の間に生起した事実に付調査した。

三、編別は縣の一般事情と調査屯事情に大別したが、記述の関係上已むを得ず縣の説明を屯の部分で行ひ又其の反對に屯の説明を縣の部分で行つたものも一部分ある。

四、報告書擔當者及び擔當項目は別表の如くである。

臨時産業調査局
調査部第一科

縣名 / 擔当項目	遼陽	蓋平	海龍	樺川	富錦	楡樹	盤石	梨樹	遼中	盤山	西豐
縣勢一般	縣技士 時枝	技士 申藤岡	技士 申藤岡	技佐 鈴木	技佐 鈴木	技士 兵頭伊藤	技士 兵頭伊藤	技士 村岡	八幡原	松見 北坂	松見 北坂
屯ノ沿革	屬官 橫地	技士 申	技士 申	技佐 鈴木	技佐 鈴木	技士 兵頭	技士 兵頭	技佐 西村有	技佐 西村有	佐々木 北坂	佐々木 北坂
自然的條件	岸	藤岡	藤岡	瀬崎	瀬崎	縣技士 清水	縣技士 安井	八幡原	八幡原	松見	松見
耕種概要	岸	藤岡	藤岡	瀬崎	瀬崎	縣技士 清水	縣技士 安井	八幡原	八幡原	松見	松見
土地關係並慣行	岸	技士 申	技士 申	技佐 鈴木	技佐 鈴木	技士 兵頭	技士 兵頭	技佐 西村有	技佐 西村有	福田 北坂	福田 北坂
販賣購入事情	屬官 橫地	技士 瀬田	技士 瀬田	中島	中島	縣技士 清水	縣技士 田中	技士 村岡	技士 村岡	北坂	北坂
度量衡	岸	技士 申	技士 申	岡村 瀬崎	岡村 瀬崎	縣技士 清水	縣技士 安井	技士 村岡	技士 村岡	北坂	北坂
交通關係	屬官 橫地	技士 瀬田	技士 瀬田	岡村	岡村	縣技士 清水	縣技士 田中	技士 村岡	技士 村岡	北坂	北坂
小作關係	縣技士 時枝	技士 宮下、佐藤	技士 宮下、佐藤	縣技士 高田	中島	技佐 大沼	技佐 大沼	氏家	氏家	北坂	北坂
雇傭關係	屬官 山本	藤岡	藤岡	長瀬	長瀬	田渕	田渕	平田	氏家	福田 北坂	福田 北坂
榜青						田渕	田渕			北坂	北坂
農業經營	岸	技士 申	技士 申	瀬崎	瀬崎	伊藤	伊藤	氏家	氏家	北坂	北坂
租稅公課諸負擔	岸	技士 赤池、申	技士 赤池、申	長瀬	長瀬	伊藤	伊藤	技士 村岡伊達	技士 村岡伊達	松見	松見
副業	屬官 橫地	技佐 佐藤		岡村	岡村	技士 兵頭	技士 兵頭	八幡原	八幡原		
金融	屬官 橫地	技士 宮下、申	技士 宮下、申	中島	中島	農務司 田上	農務司 田上	技士 村岡	技士 村岡	北坂	北坂
農家經濟	岸	技士 申	技士 申	瀬崎	瀬崎	伊藤	伊藤	氏家	氏家	北坂	北坂
社會關係	愛澤	瀬田	瀬田	長瀬	長瀬	縣技士 清水	縣技士 田中	平田	松尾	川田	川田
畜產	岸					縣技士 清水	縣技士 安井	八幡原	八幡原		
取纏擔當者	橫地屬官	申技士藤岡		鈴木技佐		兵頭技士 伊藤		村岡技士 八幡原		松見・北坂	

縣名 / 擔当項目	新民	洮南	鳳城	莊河	寧城	豐寧	延吉	敦化	黑山	璦琿
縣勢一般	技士 小柳	技士 小柳	中山	中山	片岡 久保田	片岡 近岡 久保田	矢袋	矢袋	西村	縣技士 長友
屯ノ沿革	技士 小柳	技士 小柳	中山	中山	久保田	久保田	安田 矢袋	安田 矢袋	縣技士 工藤 山縣	山縣
自然的條件	蛯原	蛯原	技士 鷲足	技士 鷲足	片岡	片岡	神保	神保	西村	西村
耕種概要	蛯原	蛯原	技士 鷲足	技士 鷲足	片岡	片岡	神保	神保	西村	西村
土地關係並慣行	大川	大川	中山	中山	久保田	久保田	安田 矢袋	安田 矢袋	山縣	山縣
販賣購入事情	技士篠田 縣技士 小野	佐藤(鎮)	技士 永山	技士 永山	近岡	近岡	矢袋	矢袋	氣田	近藤
度量衡	佐藤(鎮)	佐藤(鎮)	技士 永山	技士 永山	近岡	近岡	神保	神保	西村	西村
交通關係	佐藤(鎮)	佐藤(鎮)	技士 永山	技士 永山	近岡	近岡	矢袋	矢袋	技士 三田村	近藤
小作關係	銀治	銀治	技士 永山	縣技士 牧野 杉田	縣技士 恒吉	縣技士 恒吉	安田 矢袋	安田 矢袋	西村	西村
雇傭關係	佐藤(鎮)	佐藤(鎮)	縣技士 廣安	愛澤	近岡	縣技士 山本 近岡	矢袋	矢袋	西村	山縣
榜青		佐藤(鎮)			縣技士 恒吉	縣技士 恒吉				
農業經營	技士 小柳	技士 小柳	中山	中山	近岡	近岡	矢袋	矢袋		
租稅公課諸負擔	技士 小柳	技士 小柳	農務司 谷野	農務司 谷野	久保田	久保田	安田 矢袋	安田 矢袋	氣田	近藤
副業	蛯原	蛯原	內田 中山	內田 中山	近岡	近岡	神保	神保	西村	近藤
金融	技士 小柳	技士 小柳	農務司 谷野	農務司 谷野	久保田	近岡	安田 矢袋	安田 矢袋	氣田	氣田
農家經濟	技士 小柳	技士 小柳	中山	中山	近岡	近岡	矢袋	矢袋		
社會關係	技士 篠田	技士 篠田	杉田	杉田	屬官 木村	屬官 木村 久保田	矢袋 神保 石橋	矢袋 神保 石橋	氣田	近藤
畜產	技士 篠田	縣技士 渡辺 技士篠田	技士 永山	技士 永山	縣技士 山本	縣技士 山本	神保 石橋	神保 石橋	技士 三田村	縣技士 西村 長友
取纏擔當者	小柳技士 佐藤鎮		中山杉田		久保田近岡		矢袋神保		西村近藤	

目次

第一章 総説

第一節 縣の位置

吉林省磐石縣は省内の最南端に位し、縣の東端は略々東経一二六、七度、西端は略々東経一二五、七度、南端は略々北緯四二、七度、北端は略々北緯四三、三度に位し、縣城の西側を東経一二六度ノ経線が通ふて居る。

縣の東側は樺甸縣に、西側は伊通・東豊・海龍の三縣に、南側は輝南縣に、北側は双陽、永吉の両縣に接して居る。

略図を示せば次の如し。



N43.3°
双陽縣
永吉縣
伊通縣
樺甸縣
N43°
N43°
東豊縣
盤石縣城
海龍縣
濛江縣
N42.7°
N42.7°
輝南縣
E125.7°
E126°
E126.7°

第二節 地勢

磐石は往時磨盤山と称せし名の如く、全縣これ山岳重畳と連り特に縣北に多し。平地は縣南を流るゝ輝発河流域に稍々多く、其の他は山岳の間に帯の如く展開してるに過ぎず。

河川は飲馬河、枰樹河の二流ありて、飲馬河は縣中南部の山間より発する小流を併せて南より北流してる。枰樹河は縣中央部の山間に源を発する小流を併せ北より鉄路に従ひ乍ら南流し、輝南縣境に於て東に折れて流れてるる。しかしてこれ等河川の流域には窪地が至る処に存する。耕地はこの二川の本支流の流域の平地に展開してるる。次に河川略図を示す。



第三節　自然的條件

一　地質及土性

本縣の地質は古く複雑であって、縣の北半及西側は古期酸性岩類に屬し、南半は古期古生代に屬し、且所々に太古代が存す。又東北部には新期噴出岩が僅少に存する事が地質図によって示されて居る。

土壤に就いて観るに、平地は概ね黒色埴質壤土で、丘陵地は黄色粘壤土が分布されて居る。

二　気象

本縣には未だ気象觀測成績無く詳細不明であるが、大略を述ぶれば次の如し。

年平均温度は9°Cぐらいか、雨量は六〇〇―七〇〇m.m、無霜期間は一四〇日ぐらひである。

気象概況表

項目	時期期間	備考
初霜	旧暦八月中旬頃	中秋節―秋分頃降霜 立夏の前後（四月中旬）に降霜することあり
終霜	仝右三月下旬	
無霜期間	仝右三月下旬自至八月中旬迄	五ヶ月間
雪の深度	仝右十月上旬翌年二月下旬約二尺	初雪より終雪

結氷期	全右九月下旬頃	
解氷期	全右三月上旬頃	清明節
地下凍結初	全右十月中旬	
地下凍結終	全右三月中旬頃	芒種頃
地下凍結深度		三尺自至四尺
雨期	旧暦五月中旬至七月上旬	
播種期の降雨多少	稍々良好	
卓越風（方向強さをも）	旧暦三月以外は卓越風とのこと	南風多し。

三 水質

本縣下の水質は財政部税務司試験室の醸造用水分析に依れば次の如くで、水質を略々知る事が出來る。

塩素	一五一	↔	二〇〇	一立中の瓱数
鉄	〇、三	↔	一、〇	一立中の瓱数
硬度	一〇、一	↔	一五、〇	
水素イオン濃度（PH）	五、九九以下（酸性）			

斯くの如く水質は強度の酸性で、全満でも最高度の部に属し硬度は十度を越し、加ふるに鉄の少なき為め常用者は[illegible]一種の佝僂病を起す爲に幼児は發育不全の者を多く農村に見らる。

今縣内五ヶ所の醸造用水分析成績を示せば次の如くである。

盤石縣醸造用水分析成績表

地名	色度濁度	臭味	蒸発残渣	塩素	鉄	硫酸	硝酸	亜硝酸	アンモニア	有機物	硬度	PH	備考
盤石縣黒石鎮	純透明褐色沈澱アリ	〃	730	182	〃	50mg以下	5mg以下	〃	〃	5.57	12.00	5.70	〃
〃 三道崗	透白濁白色沈澱アリ	〃	200	12	〃	不検出	不検出	〃	〃	4.11	3.00	5.90	〃
〃 煙筒山南頭	純透明;沈澱少シアリ	微硬臭	672	128	痕跡	100mg以下	25mg以下	0.3mg以下	微量	6.64	13.20	6.10	〃
〃 縣城西門外	微黄色濁褐色沈澱アリ	無臭	800	72	〃	50mg以下	5mg以下	不検出	不検出	1.58	6.20	5.90	〃
〃 縣城小南門外	微黄色濁浮游物アリ	無臭	722	124	少量	〃	不検出	〃	〃	2.53	5.60	6.00	〃

財政部税務司試験室発表

四　資源

鉱物的資源は砂金、鉄、銅、石炭、及白土が埋蔵されて居ると称するが、その埋蔵量確かならず銅、白土以外は未だ採鉱した事がない。

林産物としては木柈、木炭及打野鶏の狩猟があり、又薬草柴胡、坤草其の他を産する。しかしこれ等はいづれもその産額は少量である。

さあれ最大の資源は農産物であって、未だニ荒地の復興ならざるも、六万八千晌の耕地中一万九千晌より産する大豆が最大換価作物であり、七万七千九百余石（地方斛）産す。最大の生産量

は常食包米の九万四千余石、これに亜いで高梁大麦の六万石台である。本縣は未だ二荒地及熟地の半分を占めて居る為、治安の恢復と共に急速に農産資源が増産されるは必然である。

五　災害

水害を最大とし、縣内の河川の氾濫及窪地の浸水である。又山岳地帯は、旱害を被むること大なり。

六　聚落の形態

本縣下の農村は事変前迄は概ね散居制であつたが事変後は集団部落の建設に邁進し、縣指定の又は自立の集団部落、即ち家居制の部落が次々に建設されつゝあり。

第四節　縣勢概觀

一　縣公署の組織

縣長
参事官

- 総務科
  - 庶務股
  - 文書股
  - 会計股
- 内務局
  - 行政股
  - 実業股

- 警務局
  - 警務股
  - 特務股
  - 保安股
  - 司法股
  - 各区警察署6
    - 警務係
    - 司法係
- 財務局
  - 徴收股
  - 理財股
  - 分局二
  - 屠場
- 教育局
  - 学務股
  - 礼教股

二　県財政状況

事変前本県総予算額約二十六万五千元にして、総収入約二十七万四千元ありて差引一万元見当の黒字にて悠々県政を執行しつゝありて、吉林省内に於て最も裕富なる模範県たりしに事変後一変して現吉林省十七県中最も財政困難の不良県と化し、年々約十万余元の赤字にして省よりの行

政補助金に依りて漸く其の予算額なる二十四万五千元の通用を得、本年度に於ても既に二十余万元の補助を仰ぎ以て辛して縣政の執行をなし得るの状態なり。

錦石縣公署大同二年後改組後収支総決算報告書（自大同二年十一月份至康徳元年六月份）

歳入

一 国幣	五〇、七一二・八六元	経常部
一 国幣	七〇、九六一・一八	臨時部
合計国幣	一二一、六七四・〇四	

歳出

一 国幣	一一六、三六四・七四元	経常部
一 国幣	三、八五九・〇一	臨時部
合計国幣	一二〇、二二三・七五	

本年度結余金　一、四五〇・二九元

磐石縣公署大同二年度改組後收入総決算報告書（自大同二年十一月份至康德元年六月份）

歳入経常部　五〇、七一二元八六

款	項	目	大同二年度改組後自十一月至六月 決算額	説明
一 縣税			四四、六八二·九〇	
	一 垧捐		二四、九五八·六八	
		一 垧捐	二四、九五八·六八	
	二 雑捐		一九、七二四·二二	
		一 出産糧捐	六、六三五·七七	
		二 銷産糧捐	六、六三五·七七	
		三 車牌捐	二、〇九一·〇〇	
		四 牲畜捐	一五一·二八	
		五 営業捐	三、一〇四·七二	
		六 馬車捐	三二一·〇〇	
		七 汽車捐	一一八·四八	
		八 妓捐	一九八·〇〇	
		九 屠捐	四五九·八〇	

款	項	目	金額
		十 献捐	八.四〇
二 財産収入			五六〇.三一
	一 財産収入		五六〇.三一
		一 公地宅租金	四七〇.二三
		二 学田粮租変価金	九〇.〇八
三 雑収入			五、四六九.六五
	一 使用料		三、七四九.六一
		一 屠宰場使用料	一、三三五.九一
		二 電話使用料	二、四一三.七〇
	二 手数料		一、三〇四.四六
		一 許可証手数料	一一八.七一
		二 契紙蓋戳手数料	二八二.二三
		三 国税提成手数料	五〇六.七五
		四 雑費手数料	二六八.二五
		五 商工貸款手数料	一二八.五二
	三 罰金		一[illegible]四.〇八
		一 行政罰金	

款	項	目	決算額
		二 違警罰金	一〇四.〇八
	四 雜收入		三一一.五〇
		一 不用品変価金	
		二 賍物変価金	四八.〇〇
		三 搶装賠償金	二四〇.〇〇
		四 草料費	二三.五〇
経常部		合計	五〇、七一二.八六

磐石縣公署大同二年度改組後收入総決算報告書（自大同二年十一月份至康徳二年度六月份）

歳入臨時部 七〇、九六一、一八

款	項	目	大同二年度改組後十一月至六月決算額
一、国庫撥款			四、二〇〇.〇〇
	一、定期撥款		四、二〇〇.〇〇
		一、定期撥款	四、二〇〇.〇〇
	二 臨時補助		六三、〇〇〇.〇〇
		一 臨時補助	六三、〇〇〇.〇〇
	三 其他雜入		三、七一一.五八

臨時部	一、省撥因糧費	二、八四一、四一
	二、教育結余金	二〇八、三四
	三、被服追還金	四九、六〇
	四、旧欠收回	六六一、八三
	合計	七〇、九六一、一八
經常部	合計	五〇、七一二、八六
歲入總計		一二一、六七四、〇四

磐石縣公署大同二年度改組後支出總決算報告書（自大同二年十一月份至康德元年六月份）

歲出經常部　一一六、三六四、七四

款	項	目	大同二年度改組後十一月至康德元年六月決算額	說明
一、縣公署經費			三六、六八三、四六	
	一、俸給		一三、四〇二、九七	
		一、縣長俸給	一、〇八〇、〇〇	
		二、科長俸給	五五六、六三	
		三、局長俸給	二、八八〇、〇〇	
		四、股長俸給	三、三七二、八七	

	五吏員俸給	四、六八八.四七
	六其他俸給	八二五.〇〇
二各項薪津		七、二六九.七〇
	一、雇員薪水	四、六八八.〇〇
	二夫役之費	一、〇七四.五〇
	三賞與	一、五〇七.三〇
三辦公費		一二、〇六八.一四
	一、購置物品費	四八七.三四
	二消耗費	三、二〇一.四九
	三圖書印刷費	八五.九九
	四郵電運搬費	八二八.四六
	五筆墨文具費	二、三六二.二七
	六旅費	一、八九七.七三
	七修繕費	二、四〇六.二二
	八雜費	七九八.六四
四招待費		一、七八三.二五
	一招待費	一、七八三.二五

五 機密費		一、五五〇.〇〇
	一 機密費	一、五五〇.〇〇
六 典礼費		五九六.九三
	一 典礼費	五九六.九三
七 会議費		一二.三七
	一 会議費	一二.三七
二 警察費		五二、四三三.五二
一 俸給		八、一六二.〇〇
	一 署長俸給	一、四四〇.〇〇
	二 股長俸給	一、七二八.〇〇
	三 隊長俸給	四、九九四.〇〇
二 各項薪金		三九、四八六.二四
	一 職員薪水	一、八四〇.〇〇
	二 長警薪金	三六、八五二.二四
	三 夫役工資	七九四.〇〇
三 辦公費		三、一七一.三三
	一 消耗費	一、四三四.〇〇

款	項	目	円	銭
		二 図書印刷費	六〇	〇〇
		三 郵電費	五〇四	〇〇
		四 文具費	四四八	四〇
		五 修繕費	三一二	〇二
		六 旅費	三二七	〇〇
		七 雑費	六〇	九一
		八 馬乾費	一二五	〇〇
	四 被服子弾費		五七〇	〇〇
		一 被服費	五〇七	〇〇
		二 子弾費		
	五 衛生費		二四	八〇
	六 医療費		四五一	四五
		一 医療費	四五一	四五
	七 機密費		六三〇	〇〇
		一 機密費	六三〇	〇〇
三 教育費			二二、三〇二	七六

	一 俸給		一七、二二三.三六
		一 初級中學俸給	三、四四七.三六
		二 日語學校俸給	一、三七六.〇〇
		三 小學校俸給	一二、四〇〇.〇〇
	二 各項薪金		一、九〇五.四〇
		一 初級中學薪水	三二〇.〇〇
		二 小學校薪水	一、五八五.四〇
	三 弁公費		三、一七四.〇〇
		一 初級中學弁公費	四六四.〇〇
		二 日語學校弁公費	一六.〇〇
		三 小學校弁公費	二、六九四.〇〇
三 附屬各機關費			四、九四五.〇〇
	一 教育費		八九四.七〇
		一 俸給	五五七.五〇
		二 工資	一三三.二〇
		三 弁公費	二〇四.〇〇
	二 電話局費		二、五三六.五八

磐石縣公署康德二年度收入支出総決算報告書

歳入

一 國幣 二六、六五九、七〇 元 経常部

一 國幣 二一一、八三六、五一 臨時部

合計國幣 二三八、四九六、二一

歳出

一 國幣 一二一、一七四、四五 経常部

一 國幣 一〇三、七八〇、九四 臨時部

合計國幣 二二四、九五五、三九

本年度結余金 一三、五四〇、八二

行政借款 六五、〇〇〇、〇〇

磐石縣公署康德二年度歳入総決算書

経常部 國幣 二六、六五九、七〇

月 日 提出

款 項	款 目	予算額	追加更生予算額	予算現額	歳入総額	比較 増	比較 減	摘要
一 欵内財産	所生地收入	七六〇.〇〇		七六〇.〇〇	七一五.三二	三〇〇.三二	三四五.〇〇	

一 基本財産収入			六三〇 〇〇		六三〇 〇〇	七一五 三二	三〇〇 三二	二一五 〇〇
	一 地租		[illegible]		[illegible]	[illegible]	三〇〇 三二	
	二 市場房租		[illegible]		二一五 〇〇			二一五 〇〇
二 学校基本財産収入			一三〇 〇〇		一三〇 〇〇			一三〇 〇〇
	一 地租		一三〇 〇〇		一三〇 〇〇			一三〇 〇〇
三 使用料及手数料			四、〇八〇 〇〇	四〇 〇〇	四、一二〇 〇〇	四、六五九 五三	五七二 五一	三二 九八
	一 使用料		三、八五〇 〇〇		三、八五〇	四、二八四 九七	四六二 二〇	二七 二三
		一 屠畜場使用料	七一五 〇〇		七一五 〇〇	六八七 七七		二七 二三
		二 電話使用料	三、一三五 〇〇		三、一三五 〇〇	三、五九七 二〇	四六二 二〇	
	二 手数料		二三〇 〇〇	四〇 〇〇	二七〇 〇〇	三七四 五六	一一〇 三一	五 七五
		一 営業許可証手数料	七〇 〇〇		七〇 〇〇	一七二 八〇		一〇二 八〇
		二 契紙手数料	一六〇 〇〇		一六〇 〇〇	一五四 二五		五 七五
		三 什料提成		四〇 〇〇	四〇 〇〇	四七 五一		七 五一
四 交付金			五〇〇 〇〇		五〇〇 〇〇	二一三 五八		二八六 四二
	一 国税徴収交付金		五〇〇 〇〇		五〇〇 〇〇	二一三 五八		二八六 四二
		一 国税徴収交付金	五〇〇 〇〇		五〇〇 〇〇	二一三 五八		二八六 四二

四 雑款収入	四、六五五	〇〇	四、六五五	〇〇	三、六一二	一四	一四八	〇〇	二、二二六	八六
一、過年度收入	四、〇〇〇	〇〇	四、〇〇〇	〇〇	一、八五三	一〇	一六	〇〇	二、一六二	九〇
一、陳欠徇捐	四、〇〇〇	〇〇	四、〇〇〇	〇〇	一、八三七	一〇			二、一六二	九〇
二、税外收入					一六	〇〇	一六	〇〇		
二 歳計存放利息	二五	〇〇	二五	〇〇					二五	〇〇
一、歳計存款利息	二五	〇〇	二五	〇〇					二五	〇〇
三 罰款及過息金收入	一三〇	〇〇	一三〇	〇〇	二九八	〇〇	一六八	〇〇		
一、罰款收入	一三〇		一三〇		二九八	〇〇	一六八	〇〇		
四 廃物売却金	五〇〇	〇〇	五〇〇	〇〇	四六一	〇四			三八	九六
一、贓物変價金	七〇	〇〇	七〇	〇〇	四四	〇〇			二六	〇〇
二、猪毛皿費変價金	四三〇	〇〇	四三〇	〇〇	四一七	〇四			一二	九六
五 款贓税	二〇、四三二	〇〇	二〇、四三二	〇〇	一七、六二五	四三	五、四一四	四二	八、二二〇	九九
一 徇捐	八、〇〇〇	〇〇	八、〇〇〇	〇〇	七	四二			七、九九二	五八
一、徇捐	八、〇〇〇	〇〇	八、〇〇〇	〇〇	七	四二			七、九九二	五八
二 営業捐	二、二〇〇	〇〇	二、二〇〇	〇〇	三、七五二	五三	一、五五二	五五		
一、営業捐	二、二〇〇	〇〇	二、二〇〇		三、七五二	五五	一、五五二	五五		
三 雑捐	一〇、三三二	〇〇	一〇、三三二		一三、八六五	四六	三、八六六	八七	二二八	四一

一　雑捐	八、〇〇〇	〇〇			八、〇〇〇	〇〇	二一、〇九六	二一	三、〇九六	二一		
二　車牌捐	九五〇	〇〇			九五〇	〇〇	一、五七四	〇〇	六二四	〇〇		
三　屠宰捐	五八四	〇〇			五八四	〇〇	五五二	四〇			三一	六〇
四　水捐	二〇	〇〇			二〇	〇〇	一五八	四六	一三八	四六		
五　戯捐	一〇	〇〇			一〇	〇〇	一〇	二〇	二〇			
六　馬車捐	二八〇	〇〇			二八〇	〇〇	二四五	〇〇			三五	〇〇
七　妓捐	一四六	〇〇			一四六	〇〇	一四九	〇〇	三	〇〇		
八　牲畜捐	二〇〇	〇〇			二〇〇	〇〇	八〇	一九			一一九	八一
九　汽車捐	四二	〇〇			四二	〇〇					四二	〇〇
六款　納付金			七八〇	〇〇	七八〇	〇〇	八三三	七〇	五三	七〇		
一　納付金			七八〇	〇〇	七八〇	〇〇	八三三	七〇	五三	七〇		
一　納付金			七八〇	〇〇	七八〇	〇〇	八三三	七〇	五三	七〇		
経常部合計	三〇、四二七	〇〇	八二〇	〇〇	三一、二四七	〇〇	兲、六五九	七〇	六、五三四	九五	一一、一一二	二五

磐石縣公署康德二年度歳入総決算書

臨時部国幣 二一二、〇〇〇、五一

款 項	目	予算額	追加更正予算額	予算現額	歳入総額	比較 増	比較 減	摘要
一 款 歳入欠陥補填費		二八、七二九.〇〇	八三、二七六.〇〇	一一二、〇〇五.〇〇	三九、五〇〇.〇九		七二、五〇四.九一	
一 補填費		二八、七二九.〇〇	八三、二七六.〇〇	一一二、〇〇五.〇〇	三九、五〇〇.〇九		七二、五〇四.九一	
	一 補填費	二八、七二九.〇〇	八三、二七六.〇〇	一一二、〇〇五.〇〇	三九、五〇〇.〇九		七二、五〇四.九一	
二 款 收还平雑費		四〇、〇〇〇.〇〇		四〇、〇〇〇.〇〇	―		四〇、〇〇〇.〇〇	
一 收还平雑費		四〇、〇〇〇.〇〇		四〇、〇〇〇.〇〇	―		四〇、〇〇〇.〇〇	
	一 收还平雑費	四〇、〇〇〇.〇〇		四〇、〇〇〇.〇〇	―		四〇、〇〇〇.〇〇	
三 款 結余金			一、九三七.〇〇	一、九三七.〇〇	三、八七八.〇七	一、九四一.〇七		
一 結余金			一、九三七.〇〇	一、九三七.〇〇	三、八七〇.〇七	一、九四一.〇七		
	一 結余金		一、九三七.〇〇	一、九三七.〇〇	三、八七〇.〇七	一、九四一.〇七		
四 款 国庫補助			二、六〇〇.〇〇	二、六〇〇.〇〇	二、七〇〇.〇〇	一〇〇.〇〇		
一 官吏宿舎建築補助			六、一〇〇.〇〇	六、一〇〇.〇〇	六、一〇〇.〇〇			
	一 官吏宿舎建築補助		六、一〇〇.〇〇	六、一〇〇.〇〇	六、一〇〇.〇〇			

一模範村落補助			五〇〇	〇〇	五〇〇	〇〇	五〇〇	〇〇		
	一、模範村落補助		五〇〇	〇〇	五〇〇	〇〇	五〇〇	〇〇		
三 土木費補助			六、〇〇〇	〇〇	六、〇〇〇	〇〇	六、〇〇〇	〇〇		
	一、道路改修費		二、〇〇〇	〇〇	二、〇〇〇	〇〇	二、〇〇〇	〇〇		
	二 治水堤防費		四、〇〇〇	〇〇	四、〇〇〇	〇〇	四、〇〇〇	〇〇		
四 社会教育奨励費							一〇〇	〇〇	一〇〇	〇〇
	一 社会教育奨励費						一〇〇	〇〇	一〇〇	〇〇
五 款 雑	収 入		三四三	〇〇	三四三	〇〇	七五八	三五	四一五	三五
一 雑収入			三四三	〇〇	三四三	〇〇	七五八	三五	四一五	三五
	一 雑収入		三四三	〇〇	三四三	〇〇	七五八	三五	四一五	三五
六 款 村	[illegible] 債 款						六五、〇〇〇	〇〇	六五、〇〇〇	〇〇
一 村[illegible]債款							六五、〇〇〇	〇〇	六五、〇〇〇	〇〇
	一 村政債款						六五、〇〇〇	〇〇	六五、〇〇〇	〇〇

臨時部	合計	一五八、七三九 〇〇	九八、一五六 〇〇	二五六、八八五 〇〇	二一一、八三六 五一	六七、四五六 四二	一一三、五〇四 九一
経常部	合計	三〇、四二七 〇〇	八二〇、 〇〇	三一、二四七 〇〇	二六、六五九 七〇	六、五二四 九五	一一、一一二 二五
歳入総計		一八九、一五六 〇〇	九八、九七六 〇〇	二八八、一三二 〇〇	二三八、四九六 二一	七三、九八一 三七	一三三、六一七 一六

磐石縣公署康徳二年度歳出総決算報告書

歳出 経常部 一二一、一七四元四五

科目 款	科目 項	科目 目	予算額	追加更正予算額	予算 現額	支本 済額	差引 残額	
一 祭祀費			二〇〇 〇〇		二〇〇 〇〇	一七一 七九	二八 二一	
	一 祭祀費		二〇〇 〇〇		二〇〇 〇〇	一七一 七九	二八 二一	
		一 祭祀費	二〇〇 〇〇		二〇〇 〇〇	一七一 七九	二八 二一	
二 公署費			三四、九七七 〇〇		三四、九七七 〇〇	三三、九〇〇 〇〇	一、〇七六 七八	
	一 俸給		九、七八〇 〇〇		九、七八〇 〇〇	八、六〇五 二九	一、一七四 七一	
		一 県長視学俸給	九六〇 〇〇		九六〇 〇〇	三〇 二九	九二九 七一	由第四目流用三〇元 由同項二目系公費流用七二九、七一

	一 職長俸給	三、六〇〇.〇〇	三、六〇〇.〇〇	三、一八三.〇〇	四一七.〇〇	四項三目流用六八三、三九 四項四目流用二三三、六一
	二 科員俸給	四、六二〇.〇〇	四、六二〇.〇〇	四、五三八.〇〇	三八.〇〇	四項四目通信運搬費流用 三一、〇一
	三 其他俸給	六〇〇.〇〇	六〇〇.〇〇	八一〇.〇〇	(−)二一〇.〇〇	流用二款一項一目 二一〇元
二 雜給		六、三二二.〇〇	六、三二二.〇〇	五、二七五.三〇	一、〇四六.七〇	
	一 雜員薪給	四、五〇〇.〇〇	四、五〇〇.〇〇	三、八〇三.七〇	六九六.三〇	四項三目消耗費流用六九六、三〇元
	二 傭人工資	九六〇.〇〇	九六〇.〇〇	七八五.九三	一七四.〇七	四項三目消耗費流用五三、〇七元
	三 津貼	一〇〇.〇〇	一〇〇.〇〇	九一.四〇	八.六〇	
	四 賞與	七六二.〇〇	七六二.〇〇	五九四.二七	一六七.七三	
三 旅費		七五六.〇〇	七五六.〇〇	六九〇.三五	六五.六五	
	一 旅費	七五六.〇〇	七五六.〇〇	六九〇.三五	六五.六五	
四 辦公費		五、二四九.〇〇	五、二四九.〇〇	六、九八六.一五	(−)一、七三七.一五	
	一 備品費	五〇〇.〇〇	五〇〇.〇〇	三八四.七六	一一五.二四	

	二 消耗費	三、四七四.〇〇	三、四七四.〇〇	四、九四三.〇八	(一)一、四六九.〇八	流用二款一項一目七一九、七二元 流用三款二項一目六九六、三〇元 流用二款三項二目五三、〇七元
	三 印刷圖書費	四〇〇.〇〇	四〇〇.〇〇	六八三.三九	(一)二八三.三九	流用二款一項三目二八三、三九元
	四 通信運搬費	七五〇.〇〇	七五〇.〇〇	九一七.九二	(一)一六四.六二	流用三款一項二目一三三、六一元 流用二款一項三目三一、〇一元
	五 工本費	一二五.〇〇	一二五.〇〇	五七.〇〇	六八.〇〇	
五 雜費		一、二二〇.〇〇	一、二二〇.〇〇	五三三.九一	六八六.〇九	
	一 地租房租	一二〇.〇〇	一二〇.〇〇		一二〇.〇〇	
	二 接待費	九〇〇.〇〇	九〇〇.〇〇	三七五.〇一	五二四.九九	六項一目修繕費、流用一五九、二二元
	三 雜費	二〇〇.〇〇	二〇〇.〇〇	一五八.九〇	四一.一〇	
六 修繕費		七五〇.〇〇	七五〇.〇〇	九〇九.二二	(一)一五九.二二	
	一 修繕費	七五〇.〇〇	七五〇.〇〇	九〇九.二二	(一)一五九.二二	流用二款五項二目一五九、二二元
七 機密費		九〇〇.〇〇	九〇〇.〇〇	九〇〇.〇〇		

三 警察費

一、警察署費

一 機密費	九〇〇.〇〇	九〇〇.〇〇	九〇〇.〇〇		
	八五,九〇〇.〇〇	八五,九〇〇.〇〇	七四,九八六.〇八	一〇,九一三.九二	
一、警察署費	三三,六〇五.〇〇	三三,六〇五.〇〇	二五,八三二.六一	六,七七二.三九	
一、新俸	五,四〇〇.〇〇	五,四〇〇.〇〇	四,六二四.〇〇	七七六.〇〇	
二 薪給	一七,八九八.〇〇	一七,八九八.〇〇	一五,七九四.三四	二,一〇三.六六	
三 賞與	一,一六五.〇〇	一,一六五.〇〇	八八六.〇六	二七八.九四	
四 旅費	三八〇.〇〇	三八〇.〇〇	三一一.三五	六八.六五	
五 辦公費	一,四八二.〇〇	一,四八二.〇〇	一,七二五.七一	(一)二四三.七一	流用三款一項七目二四三.七一元
六 被服費	一,二〇〇.〇〇	一,二〇〇.〇〇	二,四二三.五五	(一)一,二二三.五五	流用三款一項七目一,二二三.五五元
七 馬糧費	四,六二五.〇〇	四,六二五.〇〇		四,六二五.〇〇	一項五目辦公費流用二四三.七一 一項六目被服費流用一,二二三.五五 十目雜費流用八.八〇
八 購置費	二〇〇.〇〇	二〇〇.〇〇	一.八〇	一九八.二〇	
九 地租房租	三〇五.〇〇	三〇五.〇〇	一〇七.〇〇	一九八.〇〇	
十 雜費	五〇.〇〇	五〇.〇〇	五八.八〇	(一)八.八〇	流用三款一項七目八.八〇元

二 警察隊費		四八、八二五 00	四八、八二五 00	四五、六五五 四七	三、一六九 五三	
	一 薪俸	四0五0 00	四0五0 00	三、一八六 00	八六四 00	
	二 雜給	三九、三四六 00	三九、三四六 00	三六、0六七 六五	三、二七八 三五	五目被服費流用二、0九二、0五
	三 賞與	一、六八0 00	一、六八0 00	一、一五0 七七	五二九 二三	
	四 辦公費	一、0二四 00	一、0二四 00	一、八一九 00	(一)七九五 00	流用三款三項六目七九五元
	五 被服費	七、八00 00	七、八00 00	九、八九二 05	(一)二、0九二 05	流用三款三項二目二、0九二、0五元
	六 馬糧費	四、五00 00	四、五00 00	三、五四0 00	九六0 00	四目辦公費流用七九五元
	七 地租房租	四二五 00	四二五 00		四二五 00	
三 訓練費		三00 00	三00 00	五四二 七0	(一)二四二 七0	
	一 訓練費	三00 00	三00 00	五四二 七0	(一)二四二 七0	流用三款四項一目二四二、七0元
四 討伐費		二、八二0 00	二、八二0 00	一、五五五 七0	一、二六四 三0	三項一目訓練費流用二四二、七0 四項三目雜費流用一四三、三0 五項一目修繕費流用四九、六0
	一 子彈費	一、八六0 00	一、八六0 00		一、八六0 00	

款	項	目					備考
		二 旅費	八一〇.〇〇	八一〇.〇〇	二.四〇	八〇七.六〇	
		三 雜費	一五〇.〇〇	一五〇.〇〇	一、五五三.三〇	(二)一、四〇三.三〇	流用三款四項一目一、四〇三、三〇元
	五 修繕費		七五〇.〇〇	七五〇.〇〇	七九九.六〇	(一)四九.六〇	
		一 修繕費	七五〇.〇〇	七五〇.〇〇	七九九.六〇	(一)四九.六〇	流用三款四項一目四九、六〇元
	六 機密費		六〇〇	六〇〇.〇〇	六〇〇.〇〇		
		一 機密費	六〇〇	六〇〇.〇〇	六〇〇.〇〇		
四 教育費			一七、六八〇.〇〇	一七、六八〇.〇〇	一七、六一五.六二	六四.三八	
	一 中學校費		三、〇〇〇.〇〇	三、〇〇〇.〇〇	二、八九一.七二	一〇八.〇〇	二項小學校費流用八四、六五元
		一 薪俸	二、四八四.〇〇	二、四八四.〇〇	二、三四二.〇〇	六四.〇〇	二項六目修繕費流用六四、〇〇元
		二 雜給	六〇.〇〇	六〇.〇〇	六〇.〇〇		
		三 賞與	一二六.〇〇	一二六.〇〇	一〇四.一六	二一.八四	二項六目修繕費用流用二一
		四 辦公	二八〇.〇〇	二八〇.〇〇	二七六.〇〇	四.〇〇	
		五 修繕費	五〇.〇〇	五〇.〇〇	三一.五六	一八.四四	二項六目修繕費流用一八、四四
	二 小學校費		一三、二五三.〇〇	一三、二五三.〇〇	三、三三七.六五	(一)八四.六五	流用四款一項一八四元

	一新俸	一〇、四〇七 〇〇		一〇、四〇七 〇〇	一〇、二四九 〇〇	一五八 〇〇	辦公費流用一五八、〇〇元
	二雜給	七八〇 〇〇		七八〇 〇〇	六〇〇 〇〇	一八〇 〇〇	辦公費流用一八〇、〇〇元
	三賞與	五五九 〇〇		五五九 〇〇	四三一 八一	一二七 一九	辦公費流用一二七、一九元
	四旅費	六二 〇〇		六二 〇〇	三〇 〇〇	三二 〇〇	辦公費流用三二、〇〇元
	五辦公費	一、一二五 〇〇		一、一二五 〇〇	一、六五七 〇〇	(一)五三二 〇〇	
	六修繕費	一五〇 〇〇		一五〇 〇〇	二四五 四四	(一)九五 四四	
	七地租房租	一二〇 〇〇		一二〇 〇〇	一二一 八〇	一 八〇	自賞與流用〇、二元
	八雜費	五〇 〇〇		五〇 〇〇	二 六〇	四七 四〇	辦公費流用三五、〇〇元 地租房租流用一、六一元 修繕費流用一〇、七九元
三事業諸費		一 〇〇		一 〇〇		一 〇〇	
	一事業諸費	一 〇〇		一 〇〇		一 〇〇	
四民衆教育費		一、四二六 〇〇		一、四二六 〇〇	一、三八六 二五	三九 七五	
	一、民衆教育公館費	六一〇 〇〇		六一〇 〇〇	五七三 七五	三六 二五	

款	項	目				
		二 日語学校費	八一六.〇〇	八一六.〇〇	八一二.五〇	三.五〇
五 土木費			二、六〇〇.〇〇	二、六〇〇.〇〇		二、六〇〇.〇〇
	一 道路橋梁費		一〇〇〇.〇〇	一〇〇〇.〇〇		一〇〇〇.〇〇
		一 道路修築費	五〇〇.〇〇	五〇〇.〇〇		五〇〇.〇〇
		二 橋梁修築費	五〇〇.〇〇	五〇〇.〇〇		五〇〇.〇〇
	二 治水堤費		一、六〇〇.〇〇	一、六〇〇.〇〇		一六〇〇.〇〇
		一 河岸修築費	七〇〇.〇〇	七〇〇.〇〇		七〇〇.〇〇
		二 堤防修築費	九〇〇.〇〇	九〇〇.〇〇		九〇〇.〇〇
六 衛生費			二五〇.〇〇	二五〇.〇〇	一〇.〇〇	二四〇.〇〇
	一 伝染病予防費		二五〇.〇〇	二五〇.〇〇	一〇.〇〇	二四〇.〇〇
		一 伝染病予防費	二五〇.〇〇	二五〇.〇〇	一〇.〇〇	二四〇.〇〇
七 屠牢場費			一、〇〇七.〇〇	一、〇〇七.〇〇	五八三.八七	四二三.一三
	一、屠牢場費		一、〇〇七.〇〇	一、〇〇七.〇〇	五八三.八七	四二三.一三
		一 薪俸	二五八.〇〇	二五八.〇〇	九六.〇〇	一六二.〇〇
		二 雑給	三三六.〇〇	三三六.〇〇	一四四.〇〇	一九二.〇〇
		三 賞与	三〇.〇〇	三〇.〇〇	一〇.〇〇	二〇.〇〇
		四 弁公費	三八三.〇〇	三八三.〇〇	三三三.八七	四九.一三

八 電話局費			二、八八八.〇〇		二、八八八.〇〇	二、九一一.七四	(一)二三.七四	流用十三款一項一目 二三、七四元
	一 電話局費		二、八八八.〇〇		二、八八八.〇〇	二、九一一.七四	(一)二三.七四	
		一 薪俸	四〇二.〇〇		四〇二.〇〇	二六九.〇〇	一三三.〇〇	
		二 雑給	一、六六八.〇〇		一、六六八.〇〇	一、八七九.〇〇	(一)二一一.〇〇	予備費流用 二一一
		三 賞与	一〇四.〇〇		一〇四.〇〇	八八.七五	一五.二五	
		四 旅費	六〇.〇〇		六〇.〇〇	六四.二五	(一)四.二五	予備費流用 四二五
		五 弁公費	二六四.〇〇		二六四.〇〇	三五一.七六	(一)八七.七六	予備費流用
		六 修繕費	三〇〇.〇〇		三〇〇.〇〇	二三六.六三	六三.三七	
		七 房租	六〇.〇〇		六〇.〇〇	一五.〇〇	四五.〇〇	
		八 雑費	三〇.〇〇		三〇.〇〇	七.三五	二二.六五	
九 給与金			二.〇〇		二.〇〇	九九五.一三	(一)九九三.一三	予備費流用 九九三、一三
	一 給与金		二.〇〇		二.〇〇	九九五.一三	(一)九九三.一三	
		一 退職給与金	一.〇〇		一.〇〇	一二四.〇〇	(一)一二三.〇〇	流用十三款一項目 三、三元

		二 恤金	一 | 〇〇	一 | 〇〇	八七一 | 一三	(一)八七〇 | 一三	流用一三款一項一目八七〇、一三元
		三 治療金					
十 地方改良費			一 | 〇〇	一 | 〇〇		一 | 〇〇	
	一 表彰及奨励費		一 | 〇〇	一 | 〇〇		一 | 〇〇	
		一、表彰及奨励費	一 | 〇〇	一 | 〇〇		一 | 〇〇	
十一 勧業諸費			三〇〇 | 〇〇	三〇〇 | 〇〇		三〇〇 | 〇〇	
	一 勧業諸費		三〇〇 | 〇〇	三〇〇 | 〇〇		三〇〇 | 〇〇	
		一 農事改良費	一〇〇 | 〇〇	一〇〇 | 〇〇		一〇〇 | 〇〇	
		二 商産改良費	一〇〇 | 〇〇	一〇〇 | 〇〇		一〇〇 | 〇〇	
		三 副業奨励費	一〇〇 | 〇〇	一〇〇 | 〇〇		一〇〇 | 〇〇	
十二 過年度支出			一 | 〇〇	一 | 〇〇		一 | 〇〇	
	一 過年度支出		一 | 〇〇	一 | 〇〇		一 | 〇〇	
		一 過年度支出	一 | 〇〇	一 | 〇〇		一 | 〇〇	
十三 予備費			一、三五〇 | 〇〇	一、三五〇 | 〇〇		一、三五〇 | 〇〇	
	一 予備費		一、三五〇 | 〇〇	一、三五〇 | 〇〇		一、三五〇 | 〇〇	役場費流用 三三、七四
		一 予備費	一、三五〇 | 〇〇	一、三五〇 | 〇〇		一、三五〇 | 〇〇	給與金流用 九九五、一三
歳出合計			一三七、五六 | 〇〇	一三七、五六	一三一、一七四 | 四五	一五、九八一 | 五五	

磐石縣公署康徳二年度歳出總決算報告書

歳出臨時部　九八、八〇六、九〇

款	項	目	予算額	追加更正予算額	予算現額	支出済額	差引残額	摘要
一 建築費			五〇〇 〇〇	八、一〇〇 〇〇	八、六〇〇 〇〇	八、三一四 九〇	二八五 一〇	
	一 建築費		五〇〇 〇〇	八、一〇〇 〇〇	八、六〇〇 〇〇	八、三一四 九〇	二八五 一〇	
		一 學校建築費	五〇〇 〇〇		五〇〇 〇〇	三一四 九〇	二八五 一〇	
		二 官吏宿舍費		八、一〇〇 〇〇	八、一〇〇 〇〇	八、一〇〇 〇〇		
二 土木費			二、五〇〇 〇〇		二、五〇〇 〇〇	一〇〇 〇〇	二、四〇〇 〇〇	
	二 道路橋梁費		二、五〇〇 〇〇		二、五〇〇 〇〇	一〇〇 〇〇	二、四〇〇 〇〇	
		一 道路通信網架設費	七、五〇〇 〇〇		七、五〇〇 〇〇	一〇〇 〇〇	七、四〇〇 〇〇	
		二 橋梁架設費	四、〇〇〇 〇〇		四、〇〇〇 〇〇		四、〇〇〇 〇〇	
三 公債費			四〇、〇〇〇 〇〇	三、二七六 〇〇	四三、二七六 〇〇	七八三六 一四	三五、四四九 八六	
	一 本金償還		四〇、〇〇〇 〇〇		四〇、〇〇〇 〇〇	三、五〇〇 〇〇	三六、五〇〇 〇〇	
		一 不全平雜款償款	四〇、〇〇〇 〇〇		四〇、〇〇〇 〇〇	三、五〇〇 〇〇	三六、五〇〇 〇〇	
	二 利息			三、二七六 〇〇	三、二七六 〇〇	四三三六 一四	(一)、〇五〇 一四	

一 利息		三,二七六		三,二七六	〇〇	四,三三六	一四	(一)一,〇五〇	一四	
四 復興計画費		八〇,〇〇〇	〇〇	八〇,〇〇〇	〇〇	八〇,〇〇〇	〇〇			
一 指定集団村落費		三〇,〇七〇	〇〇	三〇,〇七〇	〇〇	三一,五九八	二六	八四七三	七四	
	一 土壕					一,一三三	〇九			
	二 兵房					三,三六一	一一			
	三 水井					八四三	七二			
	四 大門					二九一	七〇			
	五 炮台					九,二一七	〇〇			
	六 雑費					三,八八一	三四			
	七 鉄條網					二,八四六	三〇			
二 自立村補助費		三八,〇五〇	〇〇	三八,〇五〇	〇〇	三七,八七三	五九	一七七	四一	
	一 自立村補助費	三八,〇五〇	〇〇	三八,〇五〇	〇〇	三七,八七三	五九	一七七	四一	
三 道路修築費		五,七六〇	〇〇	五,七六〇	〇〇	四,九四七	〇六	八一二	九四	
	一 道路修築費	五,七六〇	〇〇	五,七六〇	〇〇	四,九四七	〇六	八一二	九四	
四 通信網費		八一〇	〇〇	八一〇	〇〇	一三,四七三	八二	(一)一二,六六三	八二	
	一 通信網費	八一〇	〇〇	八一〇	〇〇	一三,四七三	八二	(一)一二,六六三	八二	流用指定集団村落費八、四七二、七〇 流警察費三、一九二、〇八

	五 橋梁修築費		九、七二五 〇〇	九、七二五 〇〇	三、一〇八 二七	(一)三、三八三 二七	流用警察費三、三九三、九二
		一 橋梁修築費	九、七二五 〇〇	九、七二五 〇〇	三、一〇八 二七	(一)三、三八三 二七	流用道路費八二三、九四
	六 警察費		五、五八五 〇〇	五、五八五 〇〇		五、五八五 〇〇	流用自立村補助一七七、四一
		一 警察費	五、五八五 〇〇	五、五八五 〇〇		五、五八五 〇〇	
一 土木費			六、〇〇〇 〇〇	六、〇〇〇 〇〇	六、〇〇〇 〇〇		
	一 道路修築費		二、〇〇〇 〇〇	六、〇〇〇 〇〇	二、一五〇 〇〇		
		一 道路改修	二、〇〇〇 〇〇	六、〇〇〇 〇〇	二、一五〇 〇〇		
	二 堤防修築費		四、〇〇〇 〇〇	四、〇〇〇 〇〇	三、八五〇 〇〇		
		一 堤防修築費	四、〇〇〇 〇〇	四、〇〇〇 〇〇	三、八五〇 〇〇		
六 模範村補助費			五〇〇 〇〇	五〇〇 〇〇	五〇〇 〇〇		
	一 模範村補助費		五〇〇 〇〇	五〇〇 〇〇	五〇〇 〇〇		
		一 模範村補助費	五〇〇 〇〇	五〇〇 〇〇	五〇〇 〇〇		
七 雑支出			一、一〇〇 〇〇	一、一〇〇 〇〇	一、〇三九 九〇	六〇 一〇	
	一 雑支出		一、一〇〇 〇〇	一、一〇〇 〇〇	一、〇三九 九〇	六〇 一〇	
		一 医薬費	一、一〇〇 〇〇	一、一〇〇 〇〇	一、〇三九 九〇	六〇 一〇	

臨時部合計			五二、〇〇〇	〇〇	九八、九七六	〇〇	一五〇、九七六	〇〇	一〇三、七八〇	九四	四七、一九五	〇六
経常部合計			一三七、一五六	〇〇			一三七、一五六	〇〇	一三一、一七四	四五	一五、九八一	五五
歳出総計			一八九、一五六	〇〇	九八、九七六	〇〇	二八八、一三二	〇〇	二三四、九五五	三九	六三、一七六	六一

三 面積

全縣面積は僅々四十五万町にして熟地約一三九、一五〇町（三〇、九%）荒地三二、八五〇町（七、三%）山林河川地二七八、〇〇〇町（六一、八%）なり。但し熟地中には七〇、三五七町の二荒地が康徳二年には未だ復活されずにある。今康徳元、二年の二荒地復興状況を観れば左表の如し。

両事変前納賦額地数は約一六、一六六町、事変後納賦額地数は約一三九、一五〇町である。これ治安悪く人民逃散のため、所属不明に起因する減少である。

康德二年度耕作面積二荒地面積各区別表 （康德二年十二月）

区別	熟地畝数		二荒地畝数		康德二年度耕作地畝数		康德元年度耕作地畝数		康德二年度増面積	
1	26,870	361	1,377	831	25,492	53	25,000	000	+492	53
2	24,151	347	7,120	347	17,031	00	6,300	000	+10,731	00
3	29,751	105	19,411	585	10,339	52	3,750	000	+6,589	52
4	18,446	920	12,297	620	6,149	30	3,560	000	+2,589	30
5	20,067	045	15,431	875	4,632	17	2,800	000	+1,832	17
6	19,866	018	14,718	018	5,148	00	3,450	000	+1,698	00
計	139,149	796	70,357	376	68,792	52	44,860	000	+23,932	52

磐石縣公有地（学田）一覽表

区別	牌落	地数	本年招佃地数	摘要
1	永安屯	1.5		撥給農会充作苗圃
1	永安屯	4.5	4.0	原係民產以教育款購充学田
1	占灵屯	4.2		由廟產撥充学田

1	朝陽堡	5.0		徐滕二姓私産因訴家判充學田
1	長山屯	4.0	2.0	由廟產撥充学田
2	烟筒山	5.0	.5	由廟產撥充學田
2	車兔営	3.2		民户絶產撥充学田
3	富太河	8.4	8.0	民户絶產撥充学田
3	新安屯	10.0		徐陳二姓因訴案判充學田
3	東北岔	2.0	2.0	袁白二姓因訴案判充學田
4	黒石鎮	64.7		民户楊萬金捐充學田
4	王小溝	.5		原保民產以教育款購充學田
4	大興屯	2.5		原保民產以教育款購充學田
4	細林河	1.0		傅金璽私產因訟案判充學田
4	廣泥屯	1.5		由届產撥充學田
6	吉昌鎮	8.0	8.0	民户李耀琳捐充學田
合計		126.0		

說明 (一) 本表地数以晌為單位 (二) 本縣學田向收三色租粮諸多不便本年改收租金視地之肥瘠定租之多寡 (三) 本縣學田事变後租種者甚少現經着手整理己經租出二十余晌將來尚望漸次增多

区別	林区名称	方向	距縣城里数	面積方里	每方里成林数	曽否開採	備考
4区	忍営溝	東南方	130里	15方里	1,200株	未開採	里は満洲里とす 方向は縣城主点
3区	黒嶐頂子	東北方	80″	10″	900″	半開採	5株位採伐とす

1　官有土地一覧表（縣有）

場所	地目	畝数	租價單額	予算額	備考
磐石站	宅地	畝 8 125	元 16 000	元 138 000	
煙筒山	宅地	4 625	16 000	74 000	
計		12 750		204 000	

2　建築物

種別	所在地	借用戸数	間数	租率	租金額	備考
土房	縣城西市場	戸 11	間 28	円 16	円 448	
鉄瓦房	磐石站	1	10	6	60	
瓦草房	磐山站崇袓門内路東	1	20	10	200	
合計		13	58		708	

四　人口及戸数

康德二年度調査に依れば二万五千百余戸、人口十三万四千三百余人にして、人種別区別を詳細に示せば次表の如し。

男子一〇〇人に対しては女子は六九、二人に過ぎず差大なり。都市と農村の戸数、人口の比は統計なく不明である。

各区戸口人口表

区別	戸数 満	戸数 日	戸数 鮮	計	満人 男	満人 女	日人 男	日人 女	鮮人 男	鮮人 女	合計 男	合計 女
	戸	戸	戸	戸	人	人	人	人	人	人	人	人
1	9,234	54	383	9,671	29,137	21,494	111	69	916	671	30,164	22,234
2	4,248	2	452	4,702	13,160	9,888	2	1	887	677	14,049	10,566
3	3,901	1	255	4,157	12,444	8,238	1	—	535	315	12,980	8,553
4	3,414	—	54	3,468	11,586	6,098	—	—	126	57	11,712	6,155
5	1,172	—	5	1,177	3,860	2,516	—	—	12	7	3,872	2,523
6	1,900	—	100	2,000	6,483	4,881	—	—	140	75	6,623	4,956
計	23,869	57	1,249	25,175	76,670	53,115	114	70	2,616	1,802	79,400	54,987

男女総計 134387人

五　交通網

1　道路通信網

通信網は略々予定を架設し終りたるが、朝陽山の磐石間に新に二箇所（拐子炕徳勝溝）取りつけたるため旧来の線は細きため、朝陽山と通話不能となり当地は日軍の駐屯もあり、重要地点なるため直通を架設せり。同桁理由にて磐石、烟筒山間の直通線を架設したるためや、予算を超過せり。（附図第二参照）道路は予定線全部の路線調査を終り続々着手しつゝあり。（附図第三参照）

2　橋　梁

最も遅れたるは橋梁なるも、現在各地に於て材木の準備をなしつゝあり。

3　経　費

経費は最初地区治安維持会より四千円、治安維持会より二万円、民政部より一万四千円、合計三万八千円を受取り、七月以後は一般予算として許可さるゝものと思料し居たりしが一般予算の査定は未だ通知なく、止むなく早難会より五、五八四円六五借用し、其の後全費用に依り仕事を継続しつゝあり。

六　耕地所有状況別農家戸数

県内総戸数二万五千百余戸中耕地所有農家は一万四千三百余戸で、その百分比は[illegible]%に当る。

耕作地を有せざる者は[illegible]土地を占むるは五畝未満所有にして百分比は四八、一%にして半ばに近く、

これに亜ぐは五畝以上十畝未満が二四、九％、十畝以上三〇畝未満の二一、八％にして百畝以上の所有は三一戸なり。

耕地所有別農家戸数表

区別	耕地所有総計	200畝以上	100畝以上	50畝以上	30畝以上	10畝以上	5畝以上	5畝以下
		戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸
1	2,950	—	4	24	114	746	672	1,390
2	2,797	1	2	18	94	646	629	1,407
3	2,766	—	6	48	111	280	858	1,463
4	2,860	4	2	8	42	413	700	1,691
5	1,833	—	2	26	79	609	469	648
6	1,147	1	9	42	109	432	243	311
計	14,353	6	25	166	549	3,126	3,571	6,910
百分比	100%	—	0.2%	1.2%	3.8%	21.8%	24.9%	48.1%

七　耕作地反別農家戸数

全耕作農家戸数一万四百余戸中、五畝未満耕作農家は四八、四％を占め、其の半ば近し。こ

れに亜ぐは、十晌未満の二十、七%である。詳細に分ちて現れば次の如し。

耕作広狭別農家戸数　（康徳二年度）

区別	30晌以上	20晌以上	10晌以上	5晌以上	3晌以上	2晌以上	1晌以上	1晌以下	計
	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸
1	173	341	512	1,025	614	411	273	68	3,417
2	—	165	256	419	578	385	257	65	2,125
3	—	85	249	499	374	249	166	43	1,665
4	76	149	224	374	312	210	134	17	1,496
5	3	35	71	215	177	118	79	21	719
6	7	53	98	345	244	162	81	29	1,019
計	259	828	1,410	2,877	2,299	1,535	990	243	10,441
百分比	2.5%	7.9%	13.5%	27.7%	22.0%	14.6%	9.5%	2.3%	100%

八　自小作別農家戸数

左の統計に依れば自作は二八、八%、小作は七一、二%を占めて居る。これ自作の少きは治安未だ恢復せざるため、土地所有者は逃避し自ら耕作すること少なき為で治安の恢復と共に帰[illegible]

自ら耕作に従事する性質を有するもので、小作対自作のその差開大なるは一時的現象である。

自小作農家広狭別戸数表

区別		30町以上	20町以上	10町以上	5町以上	3町以上	2町以上	1町以上	1町以下
1	自	戸 3	戸 121	戸 113	戸 136	戸 326	戸 139	戸 69	戸 25
	小	34	335	357	381	760	310	155	53
2	自	7	68	74	98	171	92	46	16
	小	21	204	232	241	325	262	130	46
3	自	5	54	59	90	136	110	90	20
	小	38	185	163	194	348	139	70	23
4	自	9	48	53	81	122	54	30	11
	小	18	166	145	170	332	126	65	20
5	自	—	31	27	41	39	34	24	—
	小	9	30	52	94	150	100	58	7
6	自	5	20	41	77	85	20	37	—
	小	28	37	98	148	227	132	87	—
計	自	29	342	367	523	879	449	296	72
	小	148	957	1,048	1,228	2,142	1,069	565	149

計｛畑作　25974（28.8%）
　　水作　63064（71.2%）

九　耕地利用状況及び作物別生産量

耕地の利用状況は本縣に於ても換価作物たる大豆の作付が筆頭に位して居るが、他縣に比してその割合少く全面積の二九%に過ぎぬ。これ適耕地の復興未だならず治安良好地を辛じて耕作を行ひしため、常食穀物の包米、高粱、谷子の確保を第一とせる為に起因せるもので、適耕地の復興と共に今後は増加を表すべく予想される。大豆に亜ぐは常食たる包米の二三%、高粱の一八%谷子の一二%である。尚本縣には窪地が多く存する為、稗子が作付せられて五%を占め、又朝鮮人が湿地を巧みに流れに沿ひて水を引きて美田となし、其の労作に依りて稲子が四%を占めてゐる。

こゝに特筆すべきは大麦の二%である。僅かに二%に過ぎぬが過去に於て省みられなかつた大麦が二%を示すにいたつた原因は治安乱れ避難を余儀なからしめられ土を離れた零細農階級が治安稍々安定し、戦き乍らに帰村しても一握の穀物なく、春耕より収穫迄飢餓に遭遇したる為、収穫最も早き大麦（の種子）を縣公署の盡力に依り配付されたるものを作付けしたることに依る。これに依りて約二ヶ月早く大麦作付者は穀物に接し山菜野草の糞詰り食より解放されたのである。

生産量に於ては包米の九万四千余石を筆頭に、大豆の七万七千余石、高粱の六万余石がこれに

各区作物別耕作面積　（康徳二年度）

種別	1	2	3	4	5	6	計
大豆	7,912.40	5,145.00	2,675.15	1,304.42	1,604.00	1,213.00	19,853.97
小豆	952.00	246.00	249.15	99.85	164.10	130.00	1,841.10
菉豆	57.00	7.00	10.60	1.25	—	—	75.85
豌豆	277.00	51.00	—	—	4.80	1.00	333.80
高粱	4,925.50	3,304.00	1,607.70	1,258.57	450.95	903.00	12,449.72
谷子	2,139.40	2,842.00	1,157.15	757.35	403.85	599.00	7,898.75
包米	6,232.82	2,220.00	2,787.42	2,058.01	1,292.40	1,120.00	15,710.63
小麦	17.00	32.00	14.80	1.80	1.00	2.00	68.60
大麦	366.60	366.00	260.25	106.60	127.45	123.00	1,349.90
黍子	154.20	92.00	67.40	102.70	78.40	100.00	594.70
稗子	647.00	1,533.00	557.95	7.35	334.10	443.00	3,522.40
蕎麦	103.50	1.00	114.10	—	.50	—	219.10
稲子	716.00	870.00	541.20	130.80	60.90	408.00	2,726.90
稷子	117.60	195.00	10.40	3.10	6.00	4.00	336.10
菸	59.50	1.00	37.20	24.20	17.40	20.00	159.30
青麻	66.00	7.00	3.50	2.00	4.50	10.00	92.80
線麻	171.20	29.00	87.60	64.60	40.20	50.00	442.60
蘇子	78.30	90.00	135.95	226.60	40.82	18.00	589.67
蓖麻	—	—	2.00	—	—	2.00	4.00
芝麻	7.00	—	—	0.10	—	2.00	9.10
小豌	—	—	—	—	1.00	—	1.00
其他	492.53	—	—	—	—	—	492.53
計	25,492.53	17,031.00	10,339.52	6,149.30	4,632.17	5,148.00	68,792.52

亜ぐ。飢餓救済穀物たる大麦は六千七百余石生産されて居るを見る。

各作物別下種面積及収量（予定表）高表　（康徳二年十月）

種別	予想收量	無收穫面積	1晌收量	種別	予想收量	無收穫面積	1晌收量
大豆	石 77,947.88	晌 367.00	石 4.0	稲子	石 48,838.00	晌 285.00	石 2.000
小豆	3,079.30	148.00	3.0	稷子	2,252.70	—	7.00
青豆	151.70	—	2.0	菸	斤 131,300.00	28.00	斤 1,000
其他豆	748.30	120.00	3.5	青麻	斤 20,880.00	58.00	斤 600
高粱	60,478.60	354.00	5.0	線麻	斤 221,300.00	—	斤 500
谷子	28,280.20	328.70	4.0	蘇子	626.51	172.00	1.5
包米	94,263.78	—	6.0	蓖麻	3.20	—	0.8
小麦	171.50	—	2.5	芝麻	5.46	—	0.6
大麦	6,749.50	—	5.0	瓜子児	0.20	—	—
黍子	1,409.10	125.00	3.0	其他	80.00	—	—
稗子	26,418.00	—	7.5	蔬菜	1,221,325.00	—	斤 2,500.0
蕎麦	547.75	—	2.5	計	334,051.68石 1,599,805.00斤	1,985.70	—

十　家畜頭数

本県は治安極度に乱れ、匪賊の掠奪を受けし役畜極めて乏し。

役畜は馬の二千余頭が僅少乍ら首位を占めて、これに亜ぐは牛の一千三百余頭、騾の一千百余頭、驢の九百余頭に過ぎぬ現状で、農耕特に荒耕地の復興に最大の支障を来たして居る。されば避難地より帰村せる家畜無所有の農民及び役畜の掠奪を被むりし農民達は耕耘に当つて、農民四、五人相寄りて犁杖に綱を付けて牽引し役畜の代役をなせし地方少なからずと聞く。尚本県には盲目の馬が多数存在する。これは所有者が匪賊の掠奪を防止する為に故意に馬の両眼をつぶし盲目となし、匪賊の掠奪来り逃げを防ぎ他日盲馬なりと雖も耕耘に使役せしめんとした結果である。

既耕地一〇晌当り役畜頭数（驢を除く）は僅かに〇、六三頭で、荒耕地を含んだ熟地全面積一〇晌当りに就いては〇、三三頭で如何に役畜が僅少で農耕に支障を来たし荒耕地の復興の如く役畜の力を待つ最大の資本とする時に際し、これが欠乏は如何に治安安定せりと雖も、其の復興は遅々として進まず、農民は荒耕地の芟の繁茂を徒らに傍観せざるを得ない。

家畜は豚二万六千余頭、雞五万羽を数ふれども、これは他県に比し少なし。

農家一戸当り役畜頭数（驢を除く）を推算すれば（但し県内総戸数の九〇%を農家戸数として計算すれば農家戸数二二、六五八戸に依る）〇、二頭に過ぎず、豚に於てさえ僅かに一頭である。

磐石縣大小家畜頭数表（康徳二年一月）

区別	馬				牛	騾	驢	小計	羊	豚	鶏	
	牝	牡	騸	小計								
	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	羽	
1	238	350	366	954	638	663	433	2.688				
2	55	80	85	220	102	110	89	521				
3	38	230	124	392	330	181	126	1.022				
4	14	35	30	79	84	41	33	237				
5	21	53	47	121	126	56	51	354				
6	52	123	125	300	90	90	252	732				
計	418	871	777	2.066	1.363	1.141	984	5.554	175	26000	50,230	

二 農村副業及び林野産物

本縣は山岳重疊として、雑木林多き爲木炭製造が冬期行はれ、又冬期發未する經の狩猟が行はれて居る。詳しくは次表に示す如く特筆大書すべき副業は存在しないが蔬野菜等栽培が行はれて居る。

尚此処に特筆すべきは広義の副業として農民の樹枝伐採販売である。これは匪襲を避難中の農

民が帰村せしも前年農耕に従事せざる為食料なく、為に小作人階級は露命を繋ぐ為己が地主の山林の樹枝を無償にて伐採しこれを僅か二十銭乃至十五銭にて換価せんとし縣城及び鎮に百里の道を遠しとせず、天秤にて擔ないて販売せし者極めて多く、縣城は一時為に樹枝売の洪水と化しその価格も大暴落を来せしといふ。しかして彼等が換価せし僅少の二十銭内外の貨幣にて購ふ食料は高粱糠であり、山菜野草より主食として露命を繋ぐ糧とせり。

1　農産副業　（吉林省磐石縣）

副業名	種別	年産高	見積金額	従業戸数	従業期間	原料産地	販売地
編秫稭蓆	副業	1,500領	450元	50戸	冬期	本縣	縣城及各鎮
	専業						
製帚	副業	25,000把	1,500	450	冬期	本縣	縣城及各鎮
	専業						
製粉條	副業						
	専業	40,000	3,600	4	春秋二期	本縣	縣城及各鎮
醸造業	副業	32万斤	3,200	24	常年		縣城及各鎮
	専業	75万斤	15,000	30	常年		縣城及各鎮
柞蚕業	副業	8,300斤	166	30	夏期	本縣	縣城
	専業						

2　林産副業

副業名	種別	年産高	見積金額	從業戸數	從業期間	原料産地	販売先
製木炭	副業	斤	元	戸			
	專業	60,000	1,080	35	冬期	本縣	縣城
狩獵（打野雞）	副業	18,400	4,600	80	冬期	本縣	縣城.奉天
	專業						

(三) 主なる工業統計

特記すべき工業なし。唯本縣は稻子の生産ある為、精米業者が九戸あり。

種別	工場數	資本金	從業員數	製品數量	生産額
油房業	3	元 6,500	14	斤 59,440	
釀造業	3	34,060	26	斤 40,920	
煉瓦製造業	6	1,200	24	塊 65,000	
木製品工業	6	1,220	13	件 2,120	

精米業	9	14000	24	2300石	
味噌醤油製造	2	800	4	1800	
印刷業	3	1600	15	11000份	
家具木器製造業	3	650	7	645件	
皮革製造業	6	2600	13	靴鞋 2400双 雑件 4000件	
車輌製造業	3	600	8	35輌	
鉄工業等	13	1210	27	72000件	

主要工業者調査

	総資本金	従業員	一箇年生産量	一箇年総販売額	備考
老商 恒興泉	二七、〇〇〇元	九〇人	酒 三六〇、〇〇〇斤 糖 六〇〇個	三六〇、〇〇〇斤 六〇〇個	康徳二年十一月調査
〃 萬寶源	一〇、〇〇〇	五〇	酒 一三三、六〇〇斤 糖 三〇〇個	一三三、〇〇〇斤 三〇〇個	〃
同名 恒興泉	二、〇〇〇	一三	豆油 一五、一〇〇斤 豆餅 四、八〇〇塊	一五、一〇〇斤 四、八〇〇塊	〃

油房	福盛興	三、〇〇〇元	一五人	豆油 一〇、八〇〇斤 豆餅 二、二二〇塊	一〇、八〇〇斤 二、二二〇塊	康徳二年十一月調査
〃	義記	二、〇〇〇	一五	豆油 三二、〇〇〇斤 豆餅 七、〇〇〇塊	三二、〇〇〇斤 七、〇〇〇塊	〃
〃	天巨興	一、五〇〇	一二	豆油 五、二八〇斤 豆餅 二、一九〇塊	五、二八〇斤 二、一九〇塊	
製磚	実業公司	四〇〇	一八	三〇〇、〇〇〇塊	二二〇、〇〇〇塊	康徳三年一月
〃	窯業公司					
精米 満	東泰興	八、〇〇〇	二〇	三五〇石	三五〇石	新開設営業期僅一個
〃 鮮	普鮮精米所					
〃 〃	春軒精米所					
〃 〃	日光精米所					

一三 保甲制度

本県に於ける保甲制は大同二年一月施行されしも、当時は保甲の編制に過ぎず、康徳元年九月保甲工作をなして保甲制度の運用を実施す。康徳二年十二月末現在に於て保数一六、甲数一七八

牌数二、一一〇を数ふ。

保甲制一覧表

保名	甲数	牌数
[illegible]城保	24	366
扒関子保	21	208
太平保	7	276
煙筒山保	10	100
[illegible]保	10	100
大梨樹河保	8	83
青陽嶺保	6	34
呼蘭保	7	51
二道河保	10	107
高太河保	11	100
石咀子保	4	33
黒石鎮保	30	317
細林河保	3	33
朝陽保	3	44
草廟子保	3	64
吉昌鎮保	20	194
計16保	甲 178	牌 2,100

（康徳二年十二月末現在）

一四　磐石事件に依る農民経済と救済状況

本県は満洲事変当時は治安良く維持されしが、事変一周年記念日たる大同二年九月に本県黒石鎮に駐屯せる旧吉林軍の営長宋国営なる者が反満抗日の旗幟のもとに反乱を起し県城駐屯軍（満軍）幹部の不在を狙ひ留守番幹部を懐柔しこれと呼応して県城を襲撃す。（この事件を磐石事件といふ）為に県城は一時これ等軍匪の占領する処となりしが当時駐屯せる日本軍僅か十数名にて良く駐屯地の一角を寄せては返し、寄せては返す軍匪の襲撃を撃退し続け死守せるが救援依頼の電信電話鉄路は破壊され連絡の道を断たれしが、朝鮮人三名が犠牲的に連絡員となり寄せては返す軍匪の中に紛れ込み県城を脱出し朝陽県に徒歩にて急を告げしが、時あたかも朝陽鎮も軍匪の襲撃中にて救援及び通信不可能のためこの旨を引き返し軍匪の日本軍襲撃に紛れて無事帰還報告す。しかれどもこの儘にては全滅より道なき身再び三名は寄せては返す軍匪に紛れ込みて県城を脱出し吉林に徒歩にて急を報ずれど吉林亦匪襲の惧れありて警備中の為救援不可能なりしがこゝより新京に電話にて急を告げ救援を依頼しその連絡の使命を完ふす。この献身的努力によりて新京より日本軍及び飛行隊の援軍が急行して県城に充満せる反乱軍匪を県城より掃討したのである。これによりて県城内の治安の恢復を来たしたのであるが、県城より潰走せる二万の軍匪は県内各地に散在し山寨に據りて徹底的に人質拉奪放火殺傷を行ひて荒し廻り暴威を振ふに至りし為地方良民は全部終ひに農作物の収穫も行ひ得ず安全地帯に避難を余儀なくせしめられ、資力ある者は県外に逃れ、資力なき者は県城等の安全地帯に老若男女一家を挙げて避難し来りこれ等避難の洪水を

来したのであるが、土を離れた農民には食ふ道を断たれその惨状言語に絶す

年を越し大同二年も避難を続け、翌康徳元年は縣城近くの治安稍々治まりたる地は一部農耕が縣城より通ひで開始されしが、依然として治安悪き為、大多数は避難を続行して居ったのである。秋に至りて集団部落の建設が開始され治安稍々治りたる為、康徳二年春耕期には小作人階級等の零細農は農耕を開始せんものと帰村したるに、二ヶ年の間に美畑は艾数尺に繁茂せる荒耕地と化し住居は屋根障子共に破れ果て、・月常住の燈を掲げ霧不断の香を焚く惨状を呈し加ふるに荒耕地を起すべき役畜は掠奪を受け、も早無く数人集りて犁丈を牽き一馬力に代り土を起せるも時既に種子なく収穫時迄の食なく飢に泣き遂に山に樹枝を伐採し縣城に運びて十銭二十銭に換価し高粱糠を購入し帰り又山野に分け入りて、灰菜、柞樹芽子、楡樹芽子　柞艾白毛艾の如き山菜野草をあさりてこれを煮沸し塊となしこの上を高粱糠、谷子糠にて包み蒸して代用食となし露命を繋ぐ。

この結果当然生理的に筋肉は柔軟となり、全身に腫みを来し、体色は灰色となり重苦しさを感じ便秘又は水便を来す有様で、小児は戸外に遊ぶ気力も失せて屋外に伏し、何処の農村にもその屋外に小児を見ずと云ふ悲惨なる状況を呈したのである。

此処に於て縣当局の献身的救済工作の努力に依りて復興資金を調達しこれによりて高粱、包米粟を購入し農民に貸與し、康徳二年収穫時迄の食糧の一半となさしめたのである。これが貸糧総計一万四千九百余石に上り、借糧人数は十一万五千余人に達した。

又賑恤・義捐金にて各処に施粥を施し、その恩恵に浴せるもの一万七千人に達した。

救済の詳細は次表の如し。

各期別貸糧分配量表

（康徳二年十月）

期別	配給月日	納受量	配給人数	配給量
1次		高粱一、一二一、七四〇 包米一、八三七、三五八	大人七四、六一一 小人四〇、四四一 計一一五、〇五二	大人二、三四一、九六〇 小人六一七、一三八 計二、九五九、〇九八
2次		高粱一、八五八、八三〇 包米三、三八九、五九六 蕎麦四五四、六六八	仝右	大人三、三〇六、八七九 小人八八四、一一〇 計四、七〇三、〇九四
3次		高粱二、二二三、三四〇 包米一、一二五、六一二	仝右	大人二、四七〇、〇三四 小人六七一、七七五 計三、三四八、九五二
4次		高粱九五八、六一五 包米二、三九四、五六九	仝右	大人二、五九八、七〇〇 小人六九二、三四二 計三、三五三、二八四
5次		高粱四九三、〇〇二	仝右	大人三八七、二一一 小人一〇五、七九一 計四九三、〇〇二
計				

磐石縣饋糧分配状況表

康徳二年十月

区別	饋糧会名称	饋糧人数			要求糧石数	総計	縣委員会核定配給石数			備考
		大人	小人	計			高粱	包米	蕎麦	
一区	縣城	10,320	5,889	16,209	6,632.25	1,734.593	1,028,296	660,371	45,926	
	太平屯	6,874	3,924	10,798	4,418,00	1,146,495	623,904	497,628	22,963	
二区	煙筒山	14,710	8,929	23,639	9,587.25	2,712,251	1,005,740	1,693,326	9,185	
三区	呼蘭鎮	5,292	3,555	8,847	3534,75	1,029,427	433,390	504,185	91,852	
	石咀子	1,768	1,186	2,954	1180,50	783,665	422,113	269,700	91,852	
	富太河	3,528	2,370	5,898	2,356,50	972,783	555,835	393,985	22,963	
四区	黒石鎮	8,433	4,320	12,753	5,296,50	1,078,620	389,891	688,129	—	
	細林河	5,626	2,886	8,512	3,534,50	820,308	475,682	298,700	45,926	
五区	朝陽山	2,785	795	3,580	1,951,25	793,381	289,599	448,671	55,111	
	草廟子	4,171	1,192	5,363	2,383,50	1,048,551	540,333	438,728	68,890	
六区	吉昌鎮	11,104	5,395	16,499	6,900.75	1,956,466	688,753	1,267,713	—	
縣城難民会		—	—	—	597,228	597,228	151,043	446,185	—	
煙筒山難民会		—	—	—	184,162	184,162	50,348	133,[illegible]	—	
計		74,611	[illegible]	115,052	48,197,14	14,912,[illegible]	6,7[illegible]325	[illegible]	[illegible]	

賜金及義捐金救濟糧石分配表

康徳二年十月

区別	種類	配給受入量	人數	配給量	備考
		石	人	石	
1	高粱	4.430	1.000	4.430	縣城500人施粥6日 太平屯500人施粥3日
2	〃	20.139	6.000	20.139	烟頭山1000人施粥4日、小城子、東玻璃河套、蛤蟆河子、東牛心頂、大梨樹河、各1000人3日
3	〃	6.042	2.500	6.042	呼蘭鎮、郭家鎮、歇馬泊子、留太河、石咀子各500人 2日
4	〃	6.042	2.500	6.042	黒石鎮、報馬子、大呼蘭河、黄瓜営、細林河 各500人 2日
5	〃	10.875	2.500	10.875	朝陽山1000人6日、馬宗巻、拐子炕、徳勝溝、草廟子各500人 2日
6	〃	7.250	2.000	7.250	2.000人 施粥4日
計		54.773	17.000	54.778	

六二

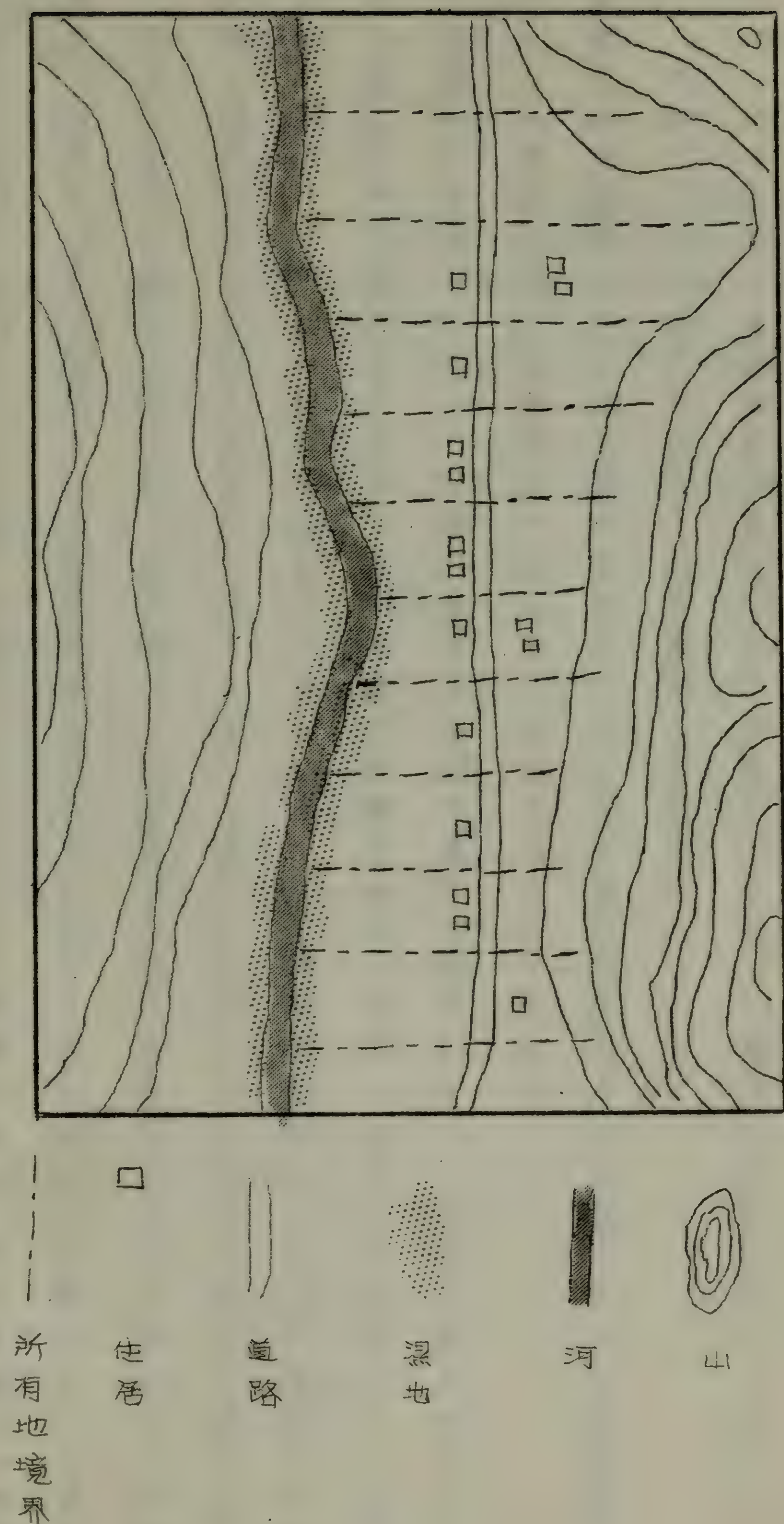
一五　集団部落建設状況

本縣の土地開放は約五十年前の光緒十年頃であって、土地開放前は官に隠れて入地せる農民は密耕する為山間地帯に点々として散在して居った。土地開放後入地せる農民は各自耕作地の耕作に有利なる地に居を構へし為聚落状態は部落の多くは散居して居った。何故に特別散居したかと云ふにその原因は密耕の外に本縣の地勢がしからしめたと推察される。即ち本縣は山岳重畳として連なり耕地は山間に細長く存し農家所有の耕地は山麓より低地に向って帯状の如く存する故耕作の便宜上勢ひ自家所有地に近く居を構へし為聚落の状態は散居したものと思はる。今調査地の事変前の聚落状況を図示すれば次の如くであり、散居の原因を知る事が出来ると思ふ。(次頁参照)

しかるにかゝる散居は、磐石事変後治安の攪乱と共に匪襲に便ならしめ遂に農家は防禦の法なく遂に前記の如き悲惨なる状況を呈し避難を余儀なからしめた一因をなすに至った。加ふるに匪団の根據となる慮れを来すので縣当局は密居制の集団部落を作るべく集家工作に乗り出したのである。この集団部落には縣指定のものと、自立のものと二種ある。

康徳二年末現在に於て指定集団部落は一八、自立集団部落二二五を算し目下完成を急ぎつゝあり。この集家工作の完成は治安を保ち復興の先駆をなしつゝあり。

しかしながら自立の集団部落の建設に当って稍々もすると、農村の特権階級とも言ふべき大土地所有者が自己所有地の小作料騰貴を第一の主眼とし、耕作に対する合理性を省る事なく集団部落建設地を特権階級所有地に最も近く便なる地に申請、建設されてる傾向が見られる。又以前は小



作人階級は地主より無償にて家屋を小作地附加物として貸與されて居つたもの、集団部落内の新設家屋に居住し有償となり、又彼等に大きな負担と化してる傾が見受けられる。

縣参事官の集団村落建設計画進捗状況（康徳二年八月三十一日現在）報告書には次の如く記されて居る。

1 指定集団村落建設状況

指定集団村落は郭家店、大黒山、（牛心頂子）、馬家窩、楊子坑、靠馬泡子、灰当溝（徳勝溝）、黄瓜営、小城子、大梨樹河の九ヶ所は計画書の予定通り作りたるが徳什郷、三家子は治安関係その後好転せしため、（吉昌鎮、煙筒山、日本軍の積極的活動に依る）自動とし代りに才二年度の予定なりし報馬川、大呼蘭川を作ることゝせり。（日本軍の黒石鎮分駐に依る治安関係の変化に依る）

蛤蟆河子は二ヶ所に分ち、蛤蟆河子、東玻璃河套の二ヶ所に作ることゝせり。（警備の必要上）

部落は今年末迄に計画通り才一年度としての完成を終る予定なり。（才一表及才二表参照）

2 自立集団村落建設状況

自己集団村落は最初約一〇〇ヶ所を予定したるに、民政部に於ては最大限五〇箇を予想されたり。然るに現在既に工事を開始せるもの一五〇に及び非常なる勢にて目下工を急ぎつゝあり。

（才三表参照）

指定集団村落建設状況表（第一表）

区別	村名	民戸	兵房	防衛設備 土壕	防衛設備 砲台	防衛設備 鉄條網	村図番号	備考
二区	蛤蟆河子	六九間	完成 計 一四間	完成計画 四四〇	四個	四周囲設 五道	ア	
〃	東牛心頂子	五四	〃 一〇 〃	〃 六〇〇	四	〃 〃	イ	
〃	東玻璃河套	三九	一〇 〃	四八〇	四	〃 〃	ウ	
〃	小城子	四五	一〇 〃	六〇〇	四		エ	
〃	大楡樹河	六〇	一四 〃	五四〇	二	〃 〃	オ	
三区	釣家店	八四	一五	六〇〇	三	〃 〃	カ	
〃	駅馬泊子	五四	一五	七〇〇	四	〃 〃	キ	
四区	黄瓜営	三六	一〇	三六〇	四	〃 〃	ク	
〃	大呼蘭河	四八	一〇	三五二	四	〃 〃	ケ	
〃	報馬川	三六	一〇	四六四	四	〃 〃	コ	
五区	揚子炮	六九	一〇	七二〇	六	〃 〃	サ	
〃	馬家岑	六九	一四	六六〇	四	〃 〃	シ	

〃	徳勝溝	六〇	一一二	五八〇	四	〃	〃	ス
計	一三村	七二三	一五三	七、〇九六	五一			

指定集団村落民戸建設状況表（第二表）

区別	村落名別	定設予定戸口数 実際に於ける戸口数 戸	定設予定戸口数 実際に於ける戸口数 口	定設予定戸口数 本年度迄に建設するもの 戸	定設予定戸口数 本年度迄に建設するもの 口	原有 戸	原有 口	既設 戸	既設 口	備考
二区	蛤蟆河子	七〇戸	六三〇口	六四	四五〇	三	二二	二〇	一二二	
	東牛心頂子	一五〇	九二〇	一〇四	五八〇	―	―	一八	一一二	
	東玻璃河套	九〇	六二八	六四	四四九	三	二一	一〇	五四	
	小城子	一五〇	一、二四〇	一二〇	七一八	五	三五	一二	六二	
	大梨樹河	一五〇	一、〇五〇	九〇	六二八	二	一二	一八	一二〇	
三区	郭家店	一八〇	二、一二〇	一二四	七二五	四	二八	二四	二一〇	
	駅馬泊子	二〇〇	一、四八〇	一〇八	七一五	八	五七	一〇	五六	
四区	黄代営	一二〇	七八五	六四	三八〇	三	二一	九	四二	
	大[illegible]河	一[illegible]〇	七一〇	六二	四一八	四	二八	一二	六七	

	報馬川	一三〇	九二八	五八	四〇六	四	二四	八	五八
五区	揚子炕	二〇〇	一、四八〇	一二〇	八四〇	三	二三	二〇	一三〇
	馬家参	一五〇	一、〇三〇	七四	五七二	三	二一	二〇	一四四
	徳勝溝	一七〇	一、三六〇	七二	五三二	二	一八	一八	一四〇
計	一三村	一、九一〇	一三、五八一	一、一二四	七、四一三	四四	四四	一九七	一三六

自立集団村落建設状況表。（第三表）

区別	村名別 \ 種別	防衛設備 砲台	防衛設備 木障	防衛設備 土壕	民戸 原有 人口	民戸 原有 戸数	民戸 既設 人口	民戸 既設 戸数	民戸 予定 人口	民戸 予定 戸数	村団番号	備考
一区	長興屯	三	｜	完成	五五	八	六九	一〇	三四二	五〇	1	予定戸数は本年度末迄に完成の筈
	朝陽堡	二	｜	〃	一二	二	六四	九	三五二	五〇	2	
	大鍋盔	二	｜	〃	三六	五	六〇	一〇	二一〇	三〇	3	
	小鍋盔	三	完成	｜	四二	六	七九	一二	三五八	五〇	4	
	小鍋盔溝外	二	〃	｜	三八	五	六九	一〇	二八〇	四〇	5	

6	横河屯	四″	完成	|	八六	一〇	二九七	三八	三五〇	五〇
7	兎子河	三″	|	完成	五七	七	一五〇	二〇	三四二	五〇
8	帽山屯	二″	|	″	二一	二	七五	一〇	三三二	五〇
9	東靠山屯	二″	|	″	一〇	一	五八	八	二八四	四〇
10	南靠山屯	三″	|	″	五八	一〇	四二	六	二九六	四〇
11	小朝陽溝	二″	|	″	四八	七	五六	八	二八九	四〇
12	牛心頂子	四″	|	″	三八二	六〇	七二	一〇	八七六	一〇〇
13	小黑咀子	二″	|	″	四五	七	五二	八	二七八	四〇
14	北川村	二″	|	″	五八	八	四八	七	二八六	四〇
15	承宝山村	三″	|	″	六二	八	四二	六	二七九	四〇
16	小一步岺	二″	|	″	一九	二	四八	七	二一〇	三〇
17	北宝山屯	二″	|	″	二八	四	四五	六	三四二	五〇
18	興立屯	三″	|	″	七八	一二	七二	一〇	三二〇	四〇
19	七個頂子	三″	|	″	三五	五	五八	八	二四六	三〇
20	復興村	二″	完成	|	二二	二	四五	六	二一四	三〇
21	興隆溝	二″	″	|	二八	四	六八	一〇	二九八	四〇
22	北[illegible]溝	二″	″	|	二四	三	五八	八	二八六	四〇

23	東七個頂子	現在修成二	[illegible]	完成	八五	一〇	五七	八	三四八	五〇
24	北七個頂子	〃二	一	〃	七五	九	四八	六	三五八	五〇
25	復興隆溝	〃二	一	〃	二四	三	五一	七	二九七	四〇
26	長崗	〃三	一	〃	三一	四	五〇	二〇	三五〇	五〇
27	白家堡子	〃二	一	〃	四二	三	四二	七	二八六	四〇
28	小椅子山	〃二	一	〃	三七	四	五九	八	二八三	四〇
29	覃面山	〃二	一	〃	三八	五	四四	六	二九二	四〇
30	紙房	〃二	一	〃	八九	一四	六〇	一〇	三一〇	四〇
31	西小甸子	〃三	一	〃	二五	二	七〇	一〇	三四八	五〇
32	林家屯	〃二	一	〃	二八	四	七二	一一	二九四	四〇
33	螞蟻凼子	〃三	一	〃	一四三	二〇	七六	一〇	三八二	五〇
34	常安屯	〃二	一	〃	二四	三	四八	七	二九四	四〇
35	李大院	〃二	一	〃	二一	三	四三	六	三六二	五〇
36	蕎麦楞	〃四	木障	一	一〇二	一七	一四一	二〇	三七八	五〇
37	郭大橋	〃二	一	完成	二八	四	五六	八	二九〇	四〇
38	蕎麦楞東溝	〃二	一	〃	三二	五	四八	七	二八〇	四〇
39	慶豐村	〃二	一	〃	二八	四	四六	六	二九五	四〇

40	孫頂子	〃 三	丨	〃	三五	五	五九	八	三六七	五〇
計	四〇村									
二区										
41	老水泉子	〃 四	丨	完成	三六	四	一四八	二〇	三六二	五〇
42	小石棚	〃 四	丨	〃	四七	六	一三八	一八	三七一	五〇
43	土门子	〃 二	完成	丨	二四	三	四六	七	四一〇	五〇
44	青陽崴子	〃 三	丨	完成	五八	七	七四	一〇	四二八	五〇
45	小梨樹溝	〃 二	完成	丨	二六	三	四五	六	二九六	四〇
46	于富村	〃 二	丨	完成	二四	三	五七	八	二九六	四〇
47	西大梨樹	〃 二	完成	丨	三二	四	三八	五	二七九	四〇
48	胖姑娘溝	〃 二	〃	丨	四八	六	五二	七	二九七	四〇
49	螞蟻咀子	〃 三	丨	完成	七六	一〇	八二	一〇	三五七	五〇
50	烔筒泡	〃 四	丨	〃	一四二	二四	九四	一六	六七三	八〇
51	大黒山	〃 四	丨	〃	六二	八	八四	一二	三六二	五〇
32	官馬咀子	〃 四	丨	〃	四九	七	七三	一〇	三五八	五〇
53	橋逢溝	〃 二	完成	丨	一八	二	五四	八	二九六	四〇
54	火涛溝	〃 二	丨	完成	一七	二	五一	七	三一二	四〇
55	三個頂子	〃 二	丨	〃	一九	二	五四	八	二九四	四〇

	雞冠山北溝	二	完成	〃	三二	四	五七	八	二五八	四〇	56
	雷青	二	｜	完成	三八	五	四六	七	二六四	四〇	57
	北小城子	二	完成	｜	一八	二	四八	七	二七八	四〇	58
	東小城子	三	〃	｜	二八	四	七六	一〇	二八四	四〇	59
	北仙人洞	二	｜	完成	三〇	五	四七	八	二六九	四〇	60
	黒瞎崗	二	｜	〃	二二	三	五二	七	二五一	四〇	61
	小石山	二	完成	｜	一七	二	四五	六	二八四	四〇	62
計	二二村										
三区	三道河子	三 現在修成	｜	完成	四五	五	一二八	一七	三六四	五〇	63
	三個頂子西溝	〃 二	完成	｜	四七	六	七三	一〇	二九三	四〇	64
	協和村	〃 三	〃	｜	二九	三	六二	八	三一四	四〇	65
	大頂子	〃 三	｜	完成	三四	四	七一	一〇	三八六	五〇	66
	二里村	〃 二	完成	｜	三五	五	六四	八	二九四	四〇	67
	乱泥溝	〃 三	｜	完成	五四	七	八四	一二	三七八	五〇	68
	五里村	〃 三	完成	｜	九〇	一〇	九八	一二	四一〇	五〇	69
	一里村	〃 二	〃	｜	一八〇	二〇	八七	一〇	四四八	五〇	70

	葦塘沟	〃 三	完成	|	九八	一四	九六	一二	三八二	五〇	71
	南長水崗	〃 二	|	完成	五九	八	七八	一〇	四一〇	五〇	72
	務本村	〃 三	完成	|	九四	一二	六五	八	四二〇	五〇	73
	東長水崗	〃 二	|	完成	七二	一〇	四八	七	二九六	四〇	74
	琉璃廟沟	〃 三	|	〃	一〇八	一四	七四	一〇	四〇八	五〇	75
	長水崗	〃 三	|	〃	四八	六	六二	八	三八二	五〇	76
	東孤頂子	〃 二	|	〃	三二	四	七三	九	三五〇	五〇	77
	南孤頂子	〃 三	|	〃	二四	三	五四	七	二八二	四〇	78
	西孤頂子	〃 二	|	〃	三八	五	四四	六	三二〇	四〇	79
	北孤頂子	〃 三	|	〃	三七	四	六二	八	三六二	四〇	80
三区	三個頂子北溝	〃 三	完成	|	五六	七	六二	八	四〇二	五〇	81
	小孤山	〃 四	|	完成	八六	一二	七九	一〇	四一〇	五〇	82
	銅家焼鍋	〃 二	|	〃	二五	三	五二	七	二八〇	四〇	83
	南子溝	〃 二	完成	|	三四	四	六五	八	四〇三	五〇	84
	南子溝外	〃 二	|	完成	三八	五	五八	九	三二八	四〇	85
	東北岔	〃 三	|	〃	六七	八	七三	一七	四三四	五〇	86

三区

二道崗	〃四	｜	｜	一八六	二五	一六四	一七	二一六	八〇	87
郭家街	〃三	完成	完成	四二	六	五二	七	四三四	四〇	88
小金廠	〃二	｜	〃	三四	四	四七	六	三四六	四〇	89
富守村	〃三	完成	｜	六二	八	七八	一〇	四二八	五〇	90
富貴村	〃三	〃	｜	四一	五	六二	八	三四二	四〇	91
永富村	〃二	｜	完成	三一	四	五八	七	三五七	四〇	92
仁安村	二現在修成	｜	完成	二五	三	五四	七	三二四	四〇	93
福安村	〃三	｜	〃	三七	五	四三	六	二九五	四〇	94
富和村	〃二	｜	〃	一九	二	七二	一〇	二九四	四〇	95
秀水村	〃三	｜	〃	六五	八	九八	一二	四四八	五〇	96
二道河子	〃二	｜	〃	三三	四	六七	八	四〇八	五〇	97
徐家道子	〃四	｜	〃	一五八	二二	二一四	二五	六四八	八〇	98
老管家	〃三	完成	｜	七八	一〇	六四	八	四一〇	五〇	99
中和村	〃四	〃	｜	七九	一〇	九八	一二	三五二	四〇	100
南陽村	〃二	〃	｜	三二	四	七三	九	三二四	四〇	101
英咀砬子	〃三	｜	完成	六八	八	五七	七	四〇五	五〇	102

103		豊刈村	〃二	—	〃	三二	三	三八	四	三二四	四〇
104		巨止村	〃二	—	〃	三五	四	六三	八	三三二	四〇
105	三区	東南長高	〃二	—	完成	一九	二	六三	七	三二〇	四〇
106		胡芦頭溝	〃四	—	完成	六四	八	一六四	二〇	四八二	六〇
107		東草面山	〃二	完成	—	二三	三	五九	七	三一八	四〇
108		南草面山	〃二	〃	—	三二	四	四七	六	三二六	四〇
109		朱奇河	〃二	—	完成	二四	三	四一	五	二九四	四〇
110		朱簇河	〃二	—	完成	四二	五	五七	七	三一六	四〇
	計	四八村									
111	四区	傅八家子	〃二	完成	—	一八	二	四七	六	三一八	四〇
112		秦里河	〃二	〃	—	三二	四	五八	七	三二〇	四〇
113		北石頭河子	〃二	—	完成	三八	五	四七	六	三〇四	四〇
114		泉眼溝	〃二	—	〃	三二	四	四一	五	三一六	四〇
115		北御林河	〃三	—	〃	四五	六	五一	七	三二八	四〇
116		[illegible]	〃二	—	〃	三二	四	六二	八	三九八	五〇
[illegible]		[illegible]	〃[illegible]	—	〃	二八	三	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]

区	村名										
	南石頭河子	〃二	丨	完成	一八	二	五七	七	三四二	四〇	118
	細林河口	〃三	丨	〃	四二	五	七一	九	四二三	五〇	119
	一面山	〃二	丨	〃	三七	四	七八	一〇	三四二	四〇	120
	西茶條崴子	〃二	丨	〃	二六	三	五八	八	三二〇	四〇	121
	煙筒砬子	〃二	完成	丨	一九	二	五二	七	三一八	四〇	122
計	一二村										
五区	大榆樹村	〃四	丨	完成	七四	八	一八四	二〇	四六〇	五〇	123
	螞蟻頂子	〃三	丨	〃	三七	四	六九	八	四一〇	五〇	124
	紅土屋	〃四	丨	〃	四九	六	八六	一二	四三〇	五〇	125
	西黃家大院	〃三		〃	七四	八	七二	一〇	四二〇	五〇	126
	仙人屯	〃三	丨	完成	五四	七	四七	六	三六〇	五〇	127
	楊木崗	〃四	丨	〃	六八	八	一八〇	二〇	四一二	五〇	128
	楊木崗北村	〃二	丨	〃	一八	二	四七	六	二九六	四〇	129
	西紙房	〃二	丨	〃	九二	一三	七三	一〇	四六八	五〇	130
	馬大高堡	〃四	完成	丨	九六	一二	一七三	二〇	四五〇	五〇	131
	黃家大院	〃三	丨	完成	三八	四	七二	一〇	四〇二	五〇	132

六区計

楡水泡	〃二	｜	完成	一四	三	六五	八	三六〇	四〇	133
仙人洞	〃三	｜	〃	四二	五	五四	七	三四二	四〇	134
南楊木崗	〃三	｜	〃	二五	三	六二	八	三五二	五〇	135
一三村										
北焼鍋	〃四	｜	〃	七二	一〇	六二	八	四一〇	五〇	136
帽鬼山	〃二	｜	〃	二九	四	四三	六	三一六	四〇	137
双家眼	〃二	完成	｜	二三	三	三四	四	三二八	四〇	138
張截子	〃二	｜	完成	二〇	二	五四	七	三五一	四〇	139
泉泉子	〃三	｜	〃	四八	六	六五	八	四一二	五〇	140
興隆甲	〃三	｜	〃	六一	八	五八	七	四〇二	五〇	141
中正村	〃三	｜	〃	四七	六	六九	八	三八二	五〇	142
碾子溝	〃三	｜	〃	六二	八	七四	九	四二八	五〇	143
前焼鍋	〃三	｜	〃	七八	一〇	六二	八	四一二	五〇	144
永昇甲	〃三	｜	〃	三四	四	四八	七	三五一	四〇	145
大双廟甲	〃三	完成	｜	二五	三	四九	六	三二八	四〇	146
馬蘭岔子	〃二	｜	完成	四五	六	六五	八	四一七	五〇	147
甬子溝	〃二	｜	〃	二五	三	五二	七	三四二	四〇	148

中和村	〃三	一	〃	八二	一〇	九七	一二	四二三	五〇	149
李樹溝	〃二	完成	一	三四	四	五三	七	三五七	四〇	150
計	一五村									
合計	一五〇村									

東岡村落建設予定計画予算書

一、指定場所及指定関係

第一年次　十二ヶ所　康徳二年度

郭家店　大黒山　馬家巻　揚子炕

駅馬洵子　杈当溝　黄瓜営　小城子

徳升郷　哈嗎河子　三河子　大梨樹河

第二年次　十三ヶ所　康徳三年度

八棵樹　黄河套　玻璃河套　水曲柳川

小呼蘭河　柳樹河子　東北岔　報馬川

西林河　大荒甸子　熱鬧街　双泉眼

三道溝

計二十五ヶ所

一、県指定村落経費

工種種類	單価	第一年次 個数	第一年次 所要経費	第二年次 個数	第二年次 所要経費	計	説明
兵舎建設費	一、二〇〇.〇〇	一二	一四、四〇〇.〇〇	一三	一五、六〇〇.〇〇	三〇、〇〇〇.〇〇	毎ヶ十五間舎毎間八十元
兵営備品費	三〇〇.〇〇	〃	三、六〇〇.〇〇	〃	三、九〇〇.〇〇	七、五〇〇.〇〇	毎ヶ需要机椅子及鍋碗類
学校建築費	八〇〇.〇〇	〃	九、六〇〇.〇〇	〃	一〇、四〇〇.〇〇	二〇、〇〇〇.〇〇	毎所十間毎間七〇元外玻璃紙等十元
学校備品費	五六〇.〇〇	〃	六、七二〇.〇〇	〃	七、二八〇.〇〇	一四、〇〇〇.〇〇	毎所一二班桌櫈八〇組一組五元黒板書籍一百六十元
村事務所建設費	二六〇.〇〇	〃	三、一二〇.〇〇	〃	三、三八〇.〇〇	六、五〇〇.〇〇	毎ヶ三間房毎間七〇元小設備五〇元
砲台建築費	一、〇〇〇.〇〇	〃	一二、〇〇〇.〇〇	〃	一三、〇〇〇.〇〇	二五、〇〇〇.〇〇	毎村四ヶ毎ヶ二五〇元
井戸築費	一五〇.〇〇	〃	一、八〇〇.〇〇	〃	一、九五〇.〇〇	三、七五〇.〇〇	毎村一ヶ毎ヶ五丈三五元外井圏二五元
鉄條網費	六〇〇.〇〇	〃	七、二〇〇.〇〇	〃	七、八〇〇.〇〇	一五、〇〇〇.〇〇	毎村五〇巻一巻一二元
鉦　費	五〇〇.〇〇	〃	六、〇〇〇.〇〇	〃	六、五〇〇.〇〇	一二、五〇〇.〇〇	毎村建設用[illegible]
民丁制服費	四、五〇〇.〇〇	〃	五四、〇〇〇.〇〇	〃	五八、五〇〇.〇〇	一一二、五〇〇.〇〇	毎村一五〇名毎間十元毎戸三〇元

計	九、八七〇.〇〇		一、八四四〇.〇〇		一二八、三一〇.〇〇	二四六、七五〇.〇〇	

備考　壕の建造は入村人民の賦役に依るものとし経費を計上せず。

第九号表

二、自立村落補助費

年次	建設個数	一処之補助額	總補助額	備考
第一年次	一一二個	二〇〇.〇〇	二二、四〇〇.〇〇	
第二年次	一五〇	二〇〇.〇〇	三〇、〇〇〇.〇〇	
第三年次	二〇〇	二〇〇.〇〇	四〇、〇〇〇.〇〇	
第四年次	二〇〇	二〇〇.〇〇	四〇、〇〇〇.〇〇	
合計	六六二	二〇〇.〇〇	一三二、四〇〇.〇〇	

集団村落費総計

参拾二万四千九百五〇元

磐石縣既成集団村落戸口人口調査

康徳三年一月

集団部落名	戸口	人口 男	人口 女	人口 計	房間 棟数	房間 間数
草廟子	二一六	六六五	四四七	一、一一二	一三一	三五〇
太平屯	九五	二五三	二四四	四九七	九五	三二三
細林河	一一八	三五二	二六七	六一九	六一	二〇四
富太河	八八	二六三	一二七	三九〇	五一	一四八
石咀子	八五	二七六	一九三	四六九	七五	二三九
郭家店	四九	一六四	一三二	二九六	五五	一三〇
徳勝溝	五六	一六一	一一三	二七四	未 一三 八九	一 四〇 四八
楊子炕	五〇	一九五	一三四	三二九	五六	一六六
馬家巻	六二	一六六	一二一	二八七	四一	一二一
駅馬伯子	三〇	一一三	五二	一六五	三九	一〇四
宋牛心頂子	二七	八三	六七	一五〇	二八	八七
東玻璃河套	一七	五二	四〇	九二	二五	七五
大[illegible]樹河	一八	四六	二九	七五	三三	八九

蛤蟆河	一一	二九	二七	五六	七	二一
報馬川	一二	四一	四〇	八一	二三	五八
大呼蘭河	一五	三六	三四	七〇	一五	二六
黄仏営	二〇	六二	七三	一三五	三〇	九〇
小城子	四	一八	一四	三二	三四	一〇九
一八	九七二	二、九七四	二、一五四	五、一二八		

縣内自、指、村落数及戸口、人口表

区別	予定 戸口	予定 人口	原有 戸口	原有 人口	移住完了 戸口	移住完了 人口	現在 戸口	現在 人口	村落数 自立	村落数 指定
一区（縣城附近）	一、二二五戸	六、四三一人	三九一戸	一、九〇七人	三二五戸	一、五〇〇人	七一六戸	三、四〇七人	三九	
一区	一、五二五	九、〇六〇	四〇四	二、三二五	一六一	一、〇九一	五六五	三、四一六	三八	
二区	一、八九四	一〇、八三〇	四二六	二、六四三	一七	六五	四四三	二、七〇八	三四	
三区	一、〇五七	五、九五〇	二八六	一、六四三	二一一	一、三二三	四九七	二、九六六	三三	
三区	九八五	五、〇九六	一九六	一、〇五三	四九五	二、六〇七	六九一	三、六六〇	二四	

三区	二〇〇	一、二九九	三〇	一四九	一四	五七	四四	二〇六	五
四区	四六九	一、七〇二	三六	一四九	八〇	三五六	一一六	五〇五	一九
四区	四二一	三、四五四	七一	三五九	七八	四二八	一四九	七八七	九
五区	二二〇	一、四七四	七五	三七五	一一六	八六九	一九一	一、二四四	六
六区	四七〇	二、九八〇	一七七	一、一六一	一八	一〇三	一九五	一、二六四	一八
計	八、四九六	四七、二七六	二、〇九二	二、七六四	一、五一五	八、三九九	三、六〇七	二〇、一六三	二二五

一六　義倉の現況

1　沿革

清朝宣統時代西太后より賑災資金として、吉林将軍衙門に下附したる後各縣に分配し、之が起原と云はれて居る。（但し金額不詳）

民国五年、当局の命令に基き事業に着手致し商務会が主辦、民国八年、縣農会を創立致し該事業を農会に移管し、農会長たる陳玉科氏が商務会から一切の権利を引継せり。

即時義倉の組織を多少改正し、縣城に義倉を置く。主管のものを義倉総董と称し農会長之を兼務し、事務員は矢張、農会文牘員が兼務せり。

民国十六年農会の改選と共に義倉総董を改選せり。王世璞（福亭）が当選し、事業に着手

し一歩進んで、各区の鎮に分倉を設置し県城の義倉に本部を置き統轄せり。左の所に分倉を置く。

城倉	県城
第一分倉	煙筒山
第二分倉	呼蘭鎮
第三分倉	黒石鎮
第四分倉	朝陽山
第五分倉	吉昌鎮

内部を改正し次の如く

系統

（県公署）
監督機関
義倉総董
（農会長）

- 倉長、倉董を置く
- 県城　倉
- 煙筒山分倉
- 呼蘭鎮分倉
- 黒石鎮分倉
- 朝陽山分倉
- 吉昌鎮分倉

各区の分倉に倉長一名置く。次に倉董若干を置く。大体は二、三名、三四名置くも、面積の如何により査定す。民国十八年より倉長制度を廃止し、倉董一名を置く。倉谷を徴收の際は公安分局長及公地方有力者の立会の上、施行し事変当時迄到れり。

義倉積谷

一、徴收種類

義倉積谷は主として粟に限り納入の際、現物を唐箕に掛け、精選の上倉に入れる。

一、納入数量

畝当粟二升五合（二升分は義倉納入数量、五合分は義倉建築費）

主として地主之負担し、十月脱穀後、二月末日迄納入すべし。

納入する粟は調製したる後唐箕にかけ、其の附近の義倉に持込み再精選の上納入す。

貸款又放款状況

放款なし。

主として現物たる粟に限り放款方法は先づ希望者が村内の百家長又十家長の証明を受け、借用ある者を二名の保証人を立て随時放撒せるも民国十六年の改正に基き、放散方法も改正し、希望者は先づ希望数量を保長に申込み纏めて縣農会に報告し縣公署に申請し決裁したる後一定期間へ三、六ヶ月間）に分配、関係者の立会の上行ふ。

回收状況

貸付は一斗に対し一升の割合の利子を付く。其の年秋脱穀後より翌年二月末日迄納入するものとす。中には貸付の際、貸付数量は勿論、利子を返却せず、年毎に延期し其の数相当に上り幸に事変迄に打切り、其の概況別紙の通り

謹将前任磐石縣長趙兆蕃任内経管城鎮倉穀分別査明確数開具清冊呈請

縣城
煙筒山
呼蘭鎮
黒石鎮
朝陽山
吉昌鎮

鑒核

計開

旧管

一、城倉原存積谷三千一百七十三石七斗○○九勺
一、第一分倉原存積谷二百八十五石八斗
一、第二分倉原存積谷五百八十一石
一、第三分倉原存積谷一百八十六石三斗
一、第四分倉原存積谷三百三十四石○一升二合
一、第五分倉

新收項下無

開除項下

一、趙任報銷城倉風耗九石八斗九升

一、趙任報銷城倉救濟難民十石

实在項下

一、城倉大同元年以前实欠在民二千三百五十七石一斗〇〇九勺

大同二年貸出實欠在民一百八十三石　趙任貸出

匪乱損失五百〇七石七斗　楊任損失

实在現谷一百〇六石〇一升

一、第一分倉大同元年以前实欠在民二百〇一石四斗九升五合

匪乱損失七十八石三斗零五合

倉底糟乱六石　经駐軍運去喂馬

一、第二分倉大同元年以前实欠在民一百一十石

匪乱損失四百七十一石

一、第三分倉大同元年以前实欠在民一百四十六石三斗

实存現谷四十石

一、第四分倉大同元年以前实欠在民八十七石〇一斗二合

匪乱損失一百四十七石

以上五倉計共実存現谷一百四十六石0一升、実欠在民三千0八十四石九斗0七合九勺內除前任貸出一百八十三石查有欠戶外甚余二千九百0一石九斗0七合九勺帳冊均已失沒実在無從追繳又匪乱損失及積欠計共一千二百一十石000五合均属実在前任各倉董分別出具切結附卷准予一併註銷至前任貸出一百八十三石係在大同元年以後自応俟秋收後縣令各戶繳还以甚荒政合併声明

康德元年七月二十六日

吉林省磐石縣積谷已征及免除數目表

倉別	截止現在已征谷數	民欠免除谷數	匪乱損失谷數	元年以後貸出谷數	救濟難民請銷谷數	現存谷數
城倉	三、一七三石七00九勺	二、三五七石一00九勺	五一七石五九00勺	一八三、石0000勺	一一二、石0000勺	四、石0一00勺
第一分倉	二八五、八000	二0一、四九五0	八四三0五0	—	—	—
第二分倉	五一八、0000	一一0、0000	四七一、0000	—	—	—
第三分倉	一八六、三0000	一四六、三000	—	—	—	四0、0000
第四分倉	二三四、0一二0	八七、0一二0	一四七、0000	—	—	—
合計	四、四六0、八一二九	二、九0一、九0七九	一、三一九、八九五0	一八三、0000	一一二、0000	四四、0一00

説明

查本縣積石自民國五年起征俱收現谷并無錢款自民國七年九月土匪肆擾破城泊鎮將民欠食谷賬册全行失没現僅查明数目而花名不將其詳合係声明

吉林省磐石縣大同元年前民欠及損失積石數目表

康德元年七月二十六日

倉名	大同元年前民欠數	大同元年匪亂損失數	截至現在已收數	應行免除數
縣倉	二、三五七石、一〇〇九勺	五〇七石、七〇〇〇勺	—	二、八六四石、八〇〇九勺
第一分倉	二〇一、四九五〇	八四、三〇五〇	—	二八五、八〇〇〇
第二分倉	二一〇、〇〇〇〇	四七一、〇〇〇〇	—	五八一、〇〇〇〇
第三分倉	一四六、三〇〇〇	—	—	一四六、〇〇〇〇
第四分倉	八七、〇一二〇	一四七、〇〇〇〇	—	二三四、〇一二〇
合計	二、九〇一、九〇七九	一、二一〇、〇〇五〇	—	四、一一一、九一二九

備考

查本縣大同元年九月深遭匪患破城陷鎮農户逃散所有民欠積谷賬册全被遺失足以未能收回合併

声明

磐石縣義倉調査表

事変前之倉庫

所在地	間数	容量	管理人	備考
縣城内	一二間	二、〇〇〇石	前倉董管理	民国五年建修
煙筒山鎮東門外	三	五〇〇	仝	民国十二年建修
呼蘭鎮街南門裡	三	五〇〇	仝	仝
黒石鎮北街路南	三	五〇〇	仝	仝、住民の寄附に依り買收す。
朝陽山鎮街内	三	五〇〇	仝	民国十二年備用焼鍋房屋三間

事変後残余之倉庫

所在地	間数	容量	形状	備考
縣城内	一二間	二、〇〇〇石	西截七間房屋完整東截五間房頂破壊	須加修繕
煙筒山	三	五〇〇	房頂破壊須換大樑一根	地址不相宜
呼蘭鎮				大同元年九月被匪焚焼

所在地	形狀	個數	容量	建築費	備考
朝陽山					仝
黑石鎮	三	五〇〇	已坍塌不堪使用		地址不相宜

現在計畫建築之倉庫

所在地	形狀	個數	容量	建築費	備考
縣城		二			
太平屯		三			
煙筒山鎮		三			
小城子		三			
呼蘭鎮		三			
驛馬泊子		二			
石咀子		二			
黑石鎮		三			
細林河		二			
朝陽山		二			
揚子炕		三			
草廟子		三			

吉昌鎮		五			
合計		三六			

現在已建築之倉庫

所在地	形狀	個數	容量	建築費	備考
吉昌鎮	円形	一	三〇〇石	二〇八元	建築中
草庙子	仝	一	三〇〇	二〇八	〃

建築義倉倉庫計画表

一、依義倉管理規則第一條設立義倉徵收貯蓄糧穀為備荒恤貧之用

一、因康德元年度貸出救濟糧穀一万五千石亟須收回除縣城旧有倉庫五间尚堪適用外其他各鎮原有倉庫均已破壞並為予人民便利起見應於各集団村一律建築新倉以便徵收

一、義倉築造一律按照土法修築円倉以省經費而保水火危険

一、円倉修築方法依左列方式築成之

1 倉之面積 一丈七尺

2 倉之高度 一丈四尺

3 倉之容量　三百石

4 倉底挖地一尺用地沙子污入四周用石塊砌成二尺牆脚上鋪沙子碎石一尺八寸周用石灰灌漿並有洋灰和沙子抹之

5 倉身用桜草（或穀草）編圍層遮堆積四周距離三尺用扙依樹立一柱以鉄絲連絡草編內外各糊泥二遍

6 倉中樹立木柱一根頂上桂椽四覆以木拌作笆糊泥二遍鋪上洋瓦

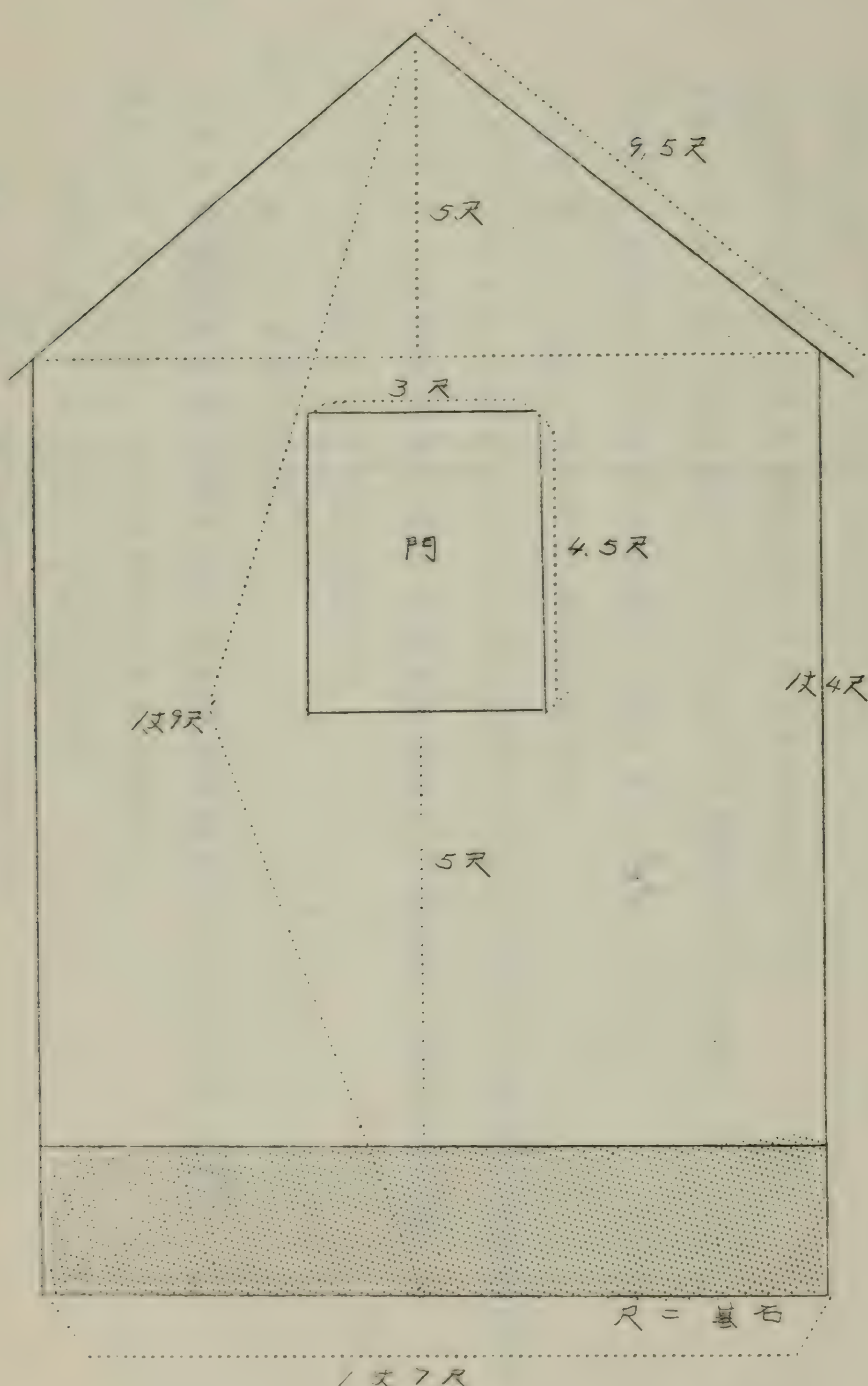
一、義倉倉庫築立地点除同有倉庫不計外其建築新倉均在各警察署旁採用修築之

一、倉庫修築地址及個数依左列規定之

縣城	二個	太平屯集団村	三個
煙筒山鎮	三個	小城子集団村	三個
呼蘭鎮	三個	驛馬泊子集団村	二個
石咀子集団村	二個	黒石鎮	三個
細林河集団村	二個	朝陽山鎮	二個
拐子炕集団村	三個	草廟子集団村	三個
吉昌鎮	五個		

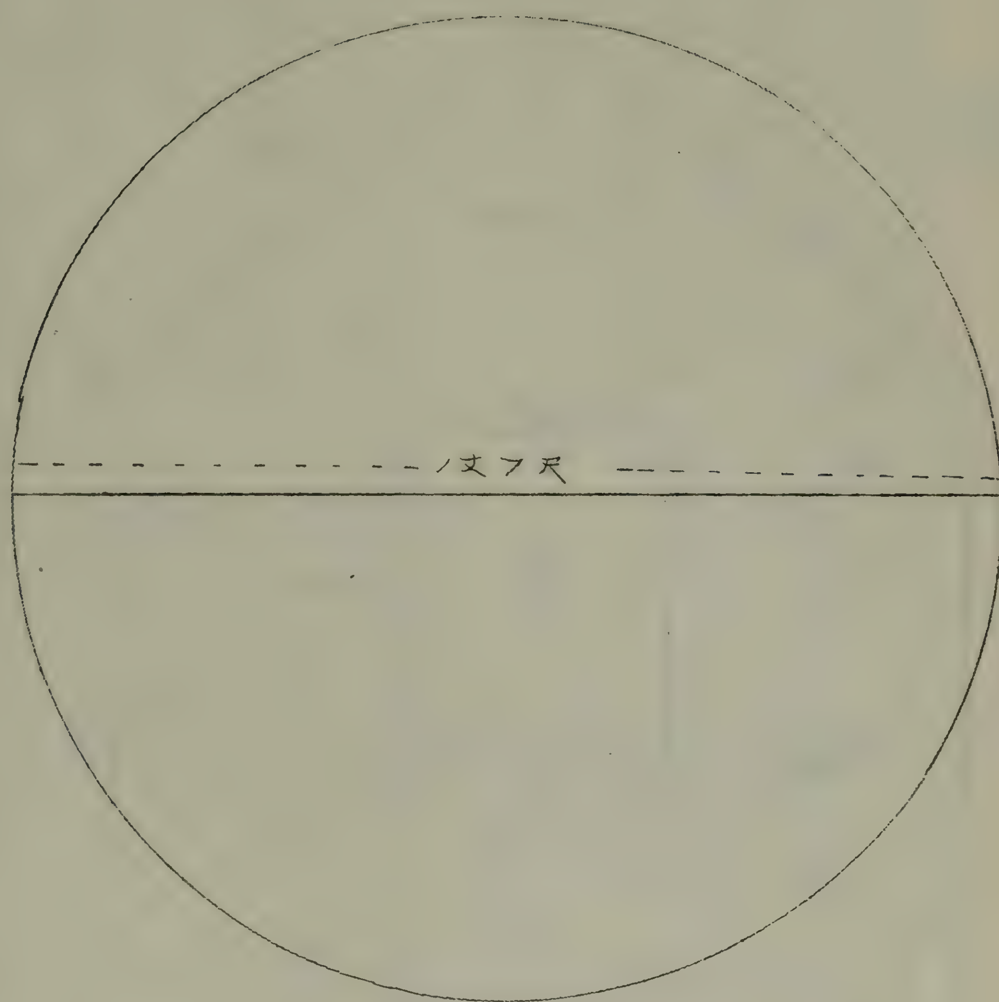
工料別	形狀	數量	單價	小計	總價	說明
円柱	6寸×17尺	一根	三元.〇〇	三元.〇〇	一〇八元.〇〇	表內總價欄係按全境內三十六個倉所計算之
檁子	5×10	二〇〃	.六〇	一二.〇〇	四三二.〇〇	
水楞	3×16	一〇〃	.三〇	三.〇〇	一〇八.〇〇	
椽子	1.5×16	四〇〃	.一五	六.〇〇	二一六.〇〇	
檁板	2×7.5	二	三.四〇	六.八〇	二二四.八〇	
洋瓦		三六塊	一.八〇	六四.八〇	二、三三二.八〇	
稈草		三〇〇捆	.〇一七	五.一〇	一八三.六〇	
水拌		一五尺	.四〇	六.〇〇	二一六.〇〇	
石頭		五方	四.五〇	二二.五〇	八一〇.〇〇	
鐵絲子		六斤	.二〇	一.二〇	四三.二〇	
洋釘子		七〃	.一六	一.一二	四〇.三二	
洋灰		一五袋	二.四〇	三六.〇〇	一、二九六.〇〇	
石灰		五〇〇斤	一.二〇	六.〇〇	二一六.〇〇	
木工		九個	一.〇〇	九.〇〇	三二四.〇〇	

磐石縣義倉設計図 (一)



瓦工		二〇〃	一.〇〇	二〇.〇〇	七二〇.〇〇	
洋瓦工		六〃	一.〇〇	六.〇〇	二一六.〇〇	
合計				二〇八.五二	七、五〇六.七二	

磐石縣義倉設計図（二）



吉林省磐石縣義倉管理規則施行細則

第一章 倉庫

第一條 本縣依照義倉管理規則第一條規定在縣內適当地点建築倉庫

縣城所在之倉庫称為磐石縣義倉本倉其他各村鎮皆為磐石縣義倉分倉並依第一、第二等次第称之

各倉庫所管区域以該管警察署或分駐所管界為限

第二條 為管理倉庫及徵收糧穀起見各倉置倉長一人辦事員一人倉夫一人

第三條 倉長為名誉職本倉及各分倉倉長均以該区保長充之

倉長受縣長之命負倉庫及儲蓄糧穀保管之責

第四條 本倉及各分倉辦事員得由各地方具有家望之士紳二人以上之保荐経縣長查明確係素行端正分別派充並須受倉長之指督処理儲蓄糧穀之收納支出及其他之事務

倉夫得由倉長僱用並受辦事員指揮之

第二章 義倉委員会

第五條 本縣依義倉管理規則第四條之規定組設義倉委員会附設於縣公署内

第六條 義倉委員会対於左開事項應縣長之諮詢或建言之

一、徵收、寄附、其他関於義倉收入事項

二、蔵放、貸出、平糶及其他関於穀款使用事項

三、糧穀之保管及更新事項

四、倉庫之建築及修理事項

五、財產之管理事項

第七條 義会委員会置正副会長各一名委員二十二名

第八條 正会長以縣長任之

副会長以参事官任之

委員以左列人員充任之

副参事官　經理官　総務科長　內務局長　警務局長　財務局長

教育局長　農会長　商会長　各倉々長

第九條 正会長総理会務

副会長補佐会長如会長有事故時得代理其職務

第十條 委員会置幹事若干人以該管警察署長或分署々長派充之

第十一條 幹事受正副会長之指揮從事庶務

第十二條 委員会人員俱為名誉職

第三章　徵收、寄附

第十三條 本縣積穀在平年依左開之徵收之

按耕地一畝年收穀子八合（按新器收穫不收現款）

但超過最低儲蓄數量及有特別情事時均得徵收現款其徵收率依據穀子時價為準由縣長諮詢委員会決定之

対於營商工業者及其他有獨立生計之人徵收現款其徵收率分別依據營業税附加税户別捐等項或其他適宜方法由縣長諮詢委員会後決定之

第十四條　糧穀徵收期日每年自十二月一日起至翌年三月末日為限

現款徵收期日每年自十二月一日起至翌年二月末日為限

第十五條　対於逾期不納款者由期満之翌月起按照應納原額月收百分之三定納金但貧困者不在此限

第十六條　対於貧困者認有必要減免徵收糧穀時應由該管甲長將其姓名、住址、職業、收入状况及生活之程度與扶養者人数並其他必要事項詳具報告送由倉長於徵收期日一箇月以前呈請縣長詳査並諮詢委員会決定之

第十七條　徵收方法及其他関於徵收事項由縣長隨時諮詢委員会另定之

第四章　散放、貸出、及平糶

第十八條　遇有非常災害須經該管警察署長呈報縣長諮詢委員会転請散放救済之

散放於同一之災害一人不得超過三十天

第十九條　散放之倉糧及食料費之支出無論男女大口一人一天不得超過糧穀大合或其他相当之金額

小口減半

第二十條　凡欲貸穀者應提供確実之担保或有甲長証明之二人以上之連帯保証経倉長転呈縣長核准

方能貸出

第廿一條　貸出一人每年不得超過糧穀五斗或相当之金錢

第廿二條　貸出糧穀每年以十二月末日為限按照原本月加百分之一分五厘利息令各貸戶將本利一併返還但對於收回期日認有必要猶予時由縣長諮詢委員会後決定之

第廿三條　逾收回期日未返還者依第十六條之規定辦理

第廿四條　遇有平糶之施行時其辦理方法由縣長諮詢委員会後決定之

第廿五條　縣境遇有糧穀極度缺乏漲価時得用義倉糧穀出賣以現金調劑之

前項之糧穀不得販売或供為不当貯蓄之目的

第廿六條　関於義倉之書類帰縣公署保管其倉庫関係之書類帰各該倉庫保管之

第五章　雑則

第廿七條　各倉庫均加以鑰鎖由縣長封印之

倉庫封鎖後由縣長指派幹事將倉鑰包封交倉長保管

第廿八條　開倉時应会同由縣長指派之幹事到場行之

第廿九條　倉長应於每月十日以前將前月份之事務状況呈報縣長但倉庫及貯蓄糧穀如有異常時应隨時呈報之

第三十條　本縣義倉支出費目依左列規定之

一、倉庫建築費　每個容量三百石另按義倉建築計画辦理以後遇有应行添築倉庫之必要

得由委員提請縣長招集会議決定之

二、倉庫修理費　每年察看各倉情形由倉長編定予算呈由縣長転請省署核定之

三、倉庫備品費　每年察看各倉情形由倉長編定予算呈由縣長転請省署核定之

四　倉長車馬費　綏棱、太平屯、草甸子、石咀子、拐子垅、细林河等各倉長得年支車馬費三十六元煙筒山、呼蘭鎮、駅馬泊子、黒石鎮、朝陽山鎮、吉昌鎮等倉長得年支四十八元

五、辦事員薪津各倉每月均以十六元為限

六、倉夫工資各倉每月均以十二元為限但須常川駐守夜間支更

七　賞金依照承発準則每一人以一個月薪津為限遇有應行賞與時由倉長呈請縣長核定之

八　雜費各倉月支雜費三元以備灯油、薪炭、紙張之用如臨時僱用人役得以倉之個所計算之

附則

每年十一月由各倉長将翌年支費編造予算呈由縣長転請省署核定之

本細則俟呈准後由康徳三年一月一日施行

予算			説明		
科目		予算額	種目	本年度予算額	附記
款	項				
一、備品費		九一九、二元			
	一、備品	九一九、二			
			一、風箱	二八六、〇	每倉所設一個每個工料費二二元共一三處倉所即一三個風箱合計數
			二、簸籮	三九、〇	每倉所二個每個価一元五角按一三個倉所計如上數
			三、簸箕	一五、六	每倉所二個每個価六角按一三処倉所計如上数
			四、戳子	一五、六	每倉所設二個每個価六角按一三処倉所計如上数

			五 斗升合勺	一九五、〇	每倉所購置斗升合勺等量器各一套每套一五元
			六 大鎖鑰	一〇八、〇	每倉購置大鎖鑰一個每個價三元按三六個倉計如上數
			七 高凳	一〇四、〇	每倉所設高凳二個每個工料費四元計八元按一三処所計如上數
			八 跳板	一五六、〇	每倉所置大小跳板各一塊每塊價六元按一三処倉所計如上數
二 車馬費		三四八、〇			
	一 車馬費	三四八、〇	一 倉長車馬費	三一二、〇	全縣規定建倉地点一三処各設倉長一人八
三 薪金		四、八〇八、〇			
	一 薪金	一、五六〇、〇	一、辦事員薪津	一、五六〇、〇	各建倉設辦事員一名月給津貼十元年支百二十元

	二工資	一、二四八、〇	一、夫役工資	一、二四八、〇	各廠倉每地設夫役一名月支工資八元年支九六元按一三処計年支如上數
四賞與費		一〇四、〇			
	一、賞與	一〇四、〇	一、賞金	一〇四、〇	各建倉地夫役年賞與金八元按一三処年賞如上數
五雜費		三一二、〇			
	一、雜費	三一二、〇	油柴紙筆費	三一二、〇	各建倉地月支灯油柴炭紙張筆墨備費二元年支二四元按一三処計如上數
合計				四、四五五、二	

磐石縣商会章程

第一章　総則

第一條　本会就磐石縣原有工商会依據商会法合併組織名為磐石縣商会

第二條　本会区域以磐石縣城及所属之煙筒山黑石鎮朝陽山吉昌鎮呼蘭鎮等处為限

第三條　本会事務所設在磐石縣城旧有之工商会房屋地址為事務所

第四條　本会遵照　部章應繳請領鈐記公費現大洋俟鈐記領発到日再将旧有図記就近繳送縣署查銷

第五條　本会遵照商会法施行細則第十三條対於道尹以上官署行文用呈対於縣知事行文須用公函

第六條　本会会員凡具有商会法第六條二十條之資格者均得為本会会員有選挙权及被選挙权

第七條　本会会董額数依繁簡事実之現况規定為二十名

第八條　本会定期選挙一個月以前備製調査商界人名冊査取合格人員調査完竣即将合於有選挙資格者及投票選挙日期榜示週知

第九條　選期屆及票匭於会所分票於有選挙权人收受用記名投票法

第十條　本会到届選挙時函請縣知事臨時蒞視或派員監視即日投票開票

第十一條　会長副会長由会董選挙以得票最多者為会長再投票選挙以得票最多者為副会長

第十二條　凡經選定会長副会長会董特別会董不犯第七條情事之一者不准託詞辞職

第十三條　本会合組既成所挙各職員造具履歴清冊及章程函請县署転呈实業厅呈省長報部備案

第十四條　本会選定会長副会長会董特別会董均以二年為任満遇有因事出缺其中途補充者按前任任期続満計算

第四章　職員权限職務

第十五條　本会職員之权限職務如左

一、会長一名執行本会一切鉅細事務並有委託各職員執行之权

二、副会長一名輔佐会長辦理一切会中事務如会長遇有事故有代理執行之权

三、特別会董二名為有工商業改良事項得本其学術経験隨時陳述於本会遇有商会應行沿革事宜應即由本会会董公同討論可否執行員應由本会当選会董中推選数員充任隨時調査商情利弊並工商界交涉案件事実証據確切報告到会以憑辦理

四、本会推挙得会董四名兼充会計凡会中收入一切款項交存該員號中輪班隨時稽查司賬員出入有無弊竇每月终将收支各項開具四柱清單榜示会所以備衆覧每年终再将一歳之出入懸榜通知以昭大信

五、本会延聘文牘書記司賬各一員其薪水由会長副会長会同会董等酌量本会情形規定之

第五章　会議定期

第十六條　本会每年三月一日開常年大会一次公議應興應革及應辦公益事件以五日為限過期事如未

得由会長宣告展期每月開職員会三次如有特別事件或由会長召集或由会員十人以上会董五人以上之請求須開特別会

第十七條　会議以会長為議長会長如有事故以副会長代理若副会長同有事故由到会人員推定臨時主席

第十八條　会議非有到会人員半数以上不得開議非有過半数之同意不得可決同数則取決於議長但会長認為関係重要為維持地方公安者得先予執行事後由各会員追認

第十九條　職員会開会時普通会員得到会陳述意見但不得列議決之数

第二十條　每值会議文牘員應将本節所議事件距開会三日前通知與議各員

第廿一條　会議人員如有不守議場規則会長得令其出席

第六章　会計

第廿二條　会計員於会計年度開始以前調製予算案並上年決算案交由会長提出於常年大会

第廿三條　本会所有存案帳簿均免貼印花税票

第廿四條　本会経費支出須経職員会各員会議公決先時籌備如有不足由本会会員但負籌備

第七章　調処争議

第廿五條　本会遇有工商界争議事項在本会未設商事公断処以前経関係人之請求得暫照公断処章程審処行細則調処之俟公断処成立後應帰公断処辦理

第八章　附則

第廿六條　本会自此次由工商合併改組成立後所有以前之工商分会遵即取銷
第廿七條　本章程如有未盡事宜隨時公議更正呈報備案

吉林省磐石縣商会事業成績表　　康德二年十一月　填報

案查本会於光緒三十四年間先後承准吉林全省總商会催立磐石商務分会議定章程額設總協理坐辦議董等員分別遵章擬定報奉農工商部核准並將總理由部加委每年改選一次於民国五年遵照民四商会法則擬具会章奉部核准改為磐石縣商会設定会長等職於民九四月間工商合組額設会長一人副会長一人特別会董二人会董十八人每屆二年改選一次附設文牘会計書記各一名改擬会章奉部核准頒發鈐記一顆於民十九、二十兩年間先後遵改委員制奉令先將各業公会成立後再定商会章程另行選舉各等因旋以停頓中止現在乃以会長制維持会務是以數十年來所有因謀商業之發展提倡公益之事行承各公家詢查補助行政不足担負一切招待種々費用無一或遺於大同元年春夏之間友方軍警未營駐守本会規迎接洽代覓住所人民咸有安堵之樂同年九月磐城變乱後本会職員等於急之險急之中呼籲奔馳般從友方軍警指導搶生維持善後治安始則抽丁佈防辺勦匪軍次則首級具結收撫警团繼則招待各方調查保護縣長住所斷將各項機関次第恢復是以日鮮人民均得賴以安全斯事也不但維持地方公安一小部份純係恢復國家政治一大成績嗣將劫後災商力謀補救亦將先後陸續開業現雖未復舊狀尚有進展之希望又於大同三年二月成立滿洲国協和会商務分会頒給会旗並參加

皇帝恩賜大典頒給褒狀此係本会組立經過事業成績之實在情形也理合一併聲明

吉林省磐石縣商会職員銜名簿

康德二年十一月　填報

職別	姓名	年歲	籍貫	商號名稱	業別	現住所
会長	侯俊臣	六十三	昌黎	協昌興經理	糧業	小南門裡路西
副会長	劉淑普	六十七	樂亭	福陞魁經理	雜貨	小南門裡路東
特別会董	曹國治	五十五	瀋陽	裕享公經理	雜貨	小南門裡路西
會董	石宝山	五十九	錦縣	慶發合副經理	雜貨	小南門外路東
	楊鏡東	四十八	昌黎	恒興泉經理	燒鍋	西北城北街
	戴尉吉	五十二	蓋平	德增泉經理	雜貨	東北裡路北
	劉慶宣	四十九	樂亭	世巨成經理	雜糧	小南門裡路西
	王子玉	四十二	蓬萊	興順祥經理	雜貨	縣公署東跨院
	李汉普	四十六	樂亭	東升德經理	雜貨	小南門裡路東
	杜芹錫	四十八	黃縣	興合公經理	雜貨	縣公署大街路南
	郭潤堂	五十六	磐石	永益德經理	雜貨	小南門裡西

孫駿業	五十三	永吉	永隆当经理	当業	小南门外路東
白潤堂	六十一	磐石	德興公经理	雜貨	小南门裡路西
楊紹廷	四十二	奉天	天泰東经理	衣帽	西门裡路北
褚恩承	四十八	磐石	福增順经理	粮業	大南门外路北
張興涛	三十二	海龍	慶盛東经理	粮業	小南门外路西
毛漢臣	五十九	樂亭	福順興经理	銀業	西北裡路北
李呂一	五十四	磐石	德順興经理	銀業	西北外路北
王煥昇	四十八	蓋平	德昇合经理	雜貨	小南门裡路東
李鴻悅	二十八	錦縣	義合堂副经理	药業	小南门裡路西
馬彩章	四十八	武安	隆盛合经理	药業	大南门裡路西
程鴻矩	六十	武安	福興順经理	药業	縣公署西路北

第五節　縣の特殊事情並諸問題の提起

一　開拓以前の状況

本縣はもと、磨盤山と称し古代高句麗の地なり。大清初期に於ては、伊通、樺甸と共に西囲場に属し、清朝の狩猟場として長く封禁され、流民の移墾を禁止せるを以て、全縣椴樹、樺樹の大森林にして、猛虎、豹、狼、熊等の横行に委せてゐた。

又縣内を流れる小河流の沿岸は楊柳叢生し、烏拉草、山房草等茂る濕地帯をなしてゐたのである。

光緒十三年（一八八七年）の開放までは人烟稀なりしが、年々秋季に於ては吉林地方、或は南方より秘かに狩猟を目的として入込む者多し。これ等、この地方に来る者は必ず磨盤山を中心として樺甸、或は伊通を踏破して禁猟区を荒してゐたのである。

二　開拓史、開拓事情

前述の如く囲場として封禁されたる本地方も、時の大きな流れの前には抗し得ず、南方より[illegible]或は北方吉林方面より流民は秘かに入り込みて私墾をなし、清末秕政の弛緩に乗じこの私墾は日々甚だしく、光緒五、六年頃は已に流民の私墾を多く認むるに至り遂に光緒八年、吉林将軍[illegible]、大臣呉大澂に開放を請奏し、光緒十年に到りて開放されたのである。

この時、磨盤山（現在の縣城）に招墾分衙門（本衙門は伊通）を置き開放の事務を掌[illegible]

めた。これと同時に四方より洪水の勢を以て流民は流れ込み、開拓は急速に進んだのである。

払下げ当時の地価は、一晌銀子二両（十吊は銀子一両、小銭一吊は現在の三十二銭に当る）であつたと云ふ。光緒十四年に到り、巡検より執照を下され升科したのである。執照の下るまでは馬蹄子なるものを以てこれが代用としたる由なり。

光緒廿二年、清仗の結果は耕地十万八千晌を認め、この時升科したる浮多地は三千晌に上り、一晌銀子一両なりしと云ひ、照費として一枚一元なり。

民国二年、験吃を行ひ、検査料一枚四十銭を徴す。

民国七年、捐仗、登記法の制定によりこれより土地を登記す。登記料は一晌四十銭、自報升科浮多地一晌八円、照費一枚一円。

民国十三年、捐仗、自報升科浮多地一晌八円、照費一枚一円

民国十九年　捐仗　自報升科浮多地一晌八円と四円の罰金を徴収す。照費一枚一円。

以上三回の捐仗によりて、清査土地田賦局の扱ひたる自報升科は五万晌に上りたりと云ふ。

かくして本県で最も早く拓けしは、伊通、海龍県境の現在に於ける、四、一、五区の辺りで主として南方奉天、伊通方面より入り込んだ流民によりて開拓され、朝陽山（五区）、太平山（一区）黒石鎮（四区）の如きは古く発生した鎮である。

これに次ぎ二、六の両区は、吉林方面の移民によりて拓かれ、最も後に拓かれしは三区の方面で、朝陽鎮は最も新しい鎮である。

光緒廿三年　吉長鉄路　民国十六年瀋海線の開通は益々人口の増加に拍車をかけ、全県完全に拓かれ、緩傾斜地は勿論、山腹までも開墾され現在の状況となりたり。

三　人口、耕地の増減

囲場の封禁時代已に、南方海龍県境、北方吉林方面より流民は水の低きにつくが如く、秘かに入り込み光緒初年には已に人目を避けたる山間峡谷等には韃子が発見され、人煙は此処彼処に上ったのである。韃子は即ち密林を切り開き、獣の通る道をつけこれに陥穽を作って捕獲するのであるが、この附近には自ら猟人の粗末な小屋を生じ、次いで此処に定着して耕地を少しづゝ拓きこれが部落形成の源となったものである。

この時代、流民の間には已に一つの組織があり、大爺と称する親分を戴き、この命令の下に、互に連絡、協調し、匪賊其他の外敵に対する自衛、或は経済的にも団結してゐたと云ふ。重大事件の発生した際は、校の上に鶏の羽をつけたものを以て暗号とし、これを早馬で走はし、代表者会合の招集を行ったと云ふ。現在本県三区呼蘭鎮の高家はこの大爺の末流なりと称せり。

囲場の周囲には兵備ありて役人の見張りをなせるにも拘はらず、かゝる状態で流民は続々と入り込み　南方の囲場境界の封堆は次第に北方に移動し、或は又役人に賄賂して入り込むもの等あり、光緒十年の開放に先立ちて県内は相当開墾されてゐたのである。かゝる時、正式開放の許可あり、流民は一時に先を競って流れ込み、開放以後は急激に開墾進み、十数年にして全県余地を残さず傾斜地までも開墾しつくされ　更に十五年前頃より鮮農が急激に増加し、満人の[illegible]、顧ず

る窪地を水田に化し、又如何なる山間にも、水のある処には即ち鮮農ありの現象を呈し、現在其の数三、四万にも達し、今後益々増加の趨勢にあり。

大同元年九月十八日に勃発したる有名なる磐石事件は県下を徹底的に匪賊の蹂躙下に晒し、一時は県下の良民は殆んど安全地帯に避難し、田園には逃げる費用と、匪賊に奪はれる何物もなき極貧階級のみ残つたと云ふ奇現象を呈し、耕地は雑草茫々と生茂り二荒地と化したのであるが、其後日満官憲の大なる犠牲を払つた討伐と、県当局の全県集団部落建設による治安第一主義より着々と其効を奏し、逃亡せる農民も次第に復帰して二荒地も急激に復興しつゝある。県民の現在最も望んでゐるものは役畜、食料種子農具である。

四 中心都市の発達

現在の県城が稍々其の形を整へたるは、光緒十年（一八八七年）の此の地方一帯の開放に当り招墾分衛門の設置に初まるのである。

此の当時の県城は、僅かに三〇戸足らずの戸数で、政治的中心と云ふには余りに貧弱であつた、後光緒二十八年伊通州より独立し、磐石県治を設けられしより、稍々政治的中心としての体面を整へたのであるが、経済、交通的の中心としては長く他の後塵を拝してゐたのである。即ち鉄路り全くなかつた時代には左の如き方向に

六区の一部……公主巻

三区及二、六区の一部……長春、吉林

一区・四区……朝陽鎮（海竜縣）

特産物は出て行き、日用雑貨の必需品も此の方面に仰いでゐたのである。

光緒廿三年吉長鉄路の開通に当りて吉林と本縣との交渉は急に密接となった。次いで民国十六年、瀋海線が南海海竜縣朝陽鎮に伸びるや、縣の特産は大部分朝陽鎮に出廻ったのである。必需品もこの方面より大部分は入って来た状態であったが、更に民国十八年に到り、奉吉線の全通に依り、縣城は初めて、政治、経済、交通の中心となり、人口は急激に増加し、物資は豊富になり商家軒を並べ、油房、焼鍋も大規模となり、名実共に備った縣城となったのである。

又この鉄路開通により急激に膨脹したのは二区の煙筒山である。この鎮は本縣唯一の大満拓の中心にあり、放荒に際し地局子の辦事処を置かれたるに始まり、鉄路の開通と共に本縣第一の特産出廻り駅となり、事実上交通の中心をなしてゐる。更に新京に到る国道の開通も近く更に発展途上にある。又附近に水田多く鮮農多し。

朝陽山（三区）　本縣では最も早く拓けた地方で、磐石縣が未だ伊通州に属してゐた当時より伊通、磨盤山を繋ぎ、交通の要路に当り発展したもので焼鍋等最も早く起りこの一帯の中心をなせり。

呼蘭鎮（三区）も全じく、伊通州時代、樺甸磨盤山を繋ぐ宿場として発達した。

吉昌鎮（六区）　煙筒山に近く、附近背後地農村の発達に依り、雑貨、鍛冶屋等の発生により興った街であるが、黒石鎮（四区）は放荒当時地局子辦事処の設置により拓かれたもので何れも二

の地方の中心をなしてゐるが、鉄路の開通、道路網、交通機関の発達によりて、其の中心的存在を失ひつゝあるものに、吉昌鎮、勃陽山、黒石鎮等がある。

五　政治組織の変遷と其他政治的諸現象

前述せる如く、磐石はもと磨盤山と称し、古代高句麗の地なり。大清初期に於て吉林四部制の時代、葉赫部に含まれ、伊通、樺甸と共に西囲場に属し、次いで清の光緒八年伊通州設立され、磨盤山（磐石）官街（樺甸）は同割に属し

光緒十年の放荒と共に本縣に招墾分衙門（伊通に本衙門）置かれたが、当時の衙門の跡は、現在縣城東関に其跡あり僅かに五間房子に過ぎざる貧弱なものであり、開放の事務、民事、刑事の一部を取扱ひしも、判決の权能はなかつたと云ふ。

次いで光緒十四年に巡検置かれ、刑事、民事を独立判決せり。同十九年州同となり、同二十八年に到りて伊通より独立し、磐石縣治を設けられたのである。

当時の組織は四班六房に分れてゐた。

四班
- 白班
- 壮班
- 快班
- 補班

これは一ヶ月交替にて衙家を勤務する武官なり

六　房

吏房		現在の総務科に当るもの
工房		土木を司る。
戸房		民事、財務を司る
刑房		刑事を司る。
兵房		警務を司る
礼房		礼教を司る。

州同時代と同じく四班六房の組織で、其の機構は大体同じである。巡検、招房は何れも一班一房の制度で極簡単なものである。

更に地方制度を見れば、光緒廿九年全県を十六郷とし

郷約 ―― 地方 ―― 牌頭

の組織あり。これ現在の

保長 ―― 甲長 ―― 牌長

に相当するものであり、又郷長は現在の自衛団長に相当してゐる。

これ等は何れも地方に於ける自治行政の補助機関としての機能も有し、地方に駐在せる警察分署とも協調したり。

宣統二年、全県を大区に改編、民国十八年、九区、大同元年再び六区に復し、満州国建国変[illegible]

政一新現在の状態となつた。

次に本縣に於ける軍閥時代の誅求を見れば、やはり官商所謂永字号合に依る搾取は露骨に現れ不換紙幣の濫発による巧妙なる搾取法は至る処に見られるのである。

更に本縣は山岳重畳の地勢より從来不逞の輩の根據となり易く、開放以前に於て已に土匪の跋扈せるあり、私兵を養ひて課税权を擅にし官治の及ばざる地方に横行せる例あり、近くは有名なる磐石事件を惹起したり。

磐石事件の惨害が如何に大であつたかの一例を見るに縣内耕地の大半は廃耕地と化し、事件前は煙筒山驛のみで特産の出廻り一四〇車もあつたものが、事件後は僅かに二〇車の激減振りであり、縣城に栄へた十八戸の焼鍋、油房も僅かに四戸となり、其他縣城、主要鎮の商工業者の[illegible]等の為、産を失ふたもの数を知らずと云ふ有様である。

王道の光も暫し遮断された形であつたが、日満官憲の大犠牲を拂ひたる粛正工作により着々と堅実なる復興の道を辿りつゝあり。

六、大土地所有関係

今本縣に於ける一〇〇晌以上の大土地所有者を挙ぐれば次の如し。

区別	晌数	姓名	住所
第一区	一〇七晌	周長発	常山屯

	一四三畝	○李作賓	治安屯
	一六六畝	李名尹	牛心屯
	五〇〇畝	○李作仁	興隆屯
第二区	一六〇畝	陳万海	楊木屯
	二四七畝	盛海堂	管篠屯
第三区	一〇三畝	黄占富	富太屯
	一一五畝	王徳発	松咀屯
	一三〇畝	周長発	富太屯
	一七九畝	王作秀	英咀屯
第四区	一〇九畝	趙廷良	申家屯
	一七二畝	白瑞五	黄瓜営
	二〇一畝	趙子秀	仝右
	二〇一畝	潘海連	仝右
	二八七畝	趙玉璞	仝右

	二八七晌	牟呂三	仝右
第五区	一二二晌	聶用啓	螞蟻頂子
	一三一晌	閔臣	仙人屯
第六区	一〇〇晌	馮文彬	中正村
	一〇四晌	王殿甲	仝右
	一〇五晌	王明	馬蹄嵗子
	一〇七晌	馬文秀	中正村
	一〇八晌	○李作梅	馬蹄嵗子
	一二〇晌	呉占財	中和村
	一二七晌	王成祥	泉子屯
	一三二晌	李瑞林	馬蹄嵗子
	五〇〇晌	斉書田	中四甲
	一、〇五〇晌	○李作良	双泉眼

区別の土地所有関係は次の如くなってゐる。

区別	耕地所有戸数計	二〇〇畝以上	一〇〇畝以上	五〇畝以上	三〇畝以上	一〇畝以上	五畝以上	五畝以下
一区	二、九四九戸	一	三	二四	一一四	七四六	六七二	一、三九〇
二	二、七九六	一	一	一八	九四	六四六	六二九	一、四〇七
三	二、七六四		四	四八	一一一	二八〇	八五八	一、四六三
四	二、八六〇	四	二	八	四二	四一三	七〇〇	一、六九一
五	一、八三三		二	二六	七九	六〇九	四六九	六四八
六	一、一四七	二	八	四二	一〇九	四三二	二四三	三一一
計	一四、三五三	八	二〇	一六六	五四九	三、一二六	三、五七一	六、九一〇

右の中、官吏出身で大地主となったのは斉書用であり、これは吉林省公署の官吏として開放当時広大なる面積の払下を受け現在も尚五〇〇畝を所有し、吉林に居住する不在地主なり。本縣第一の地主、六区の李作良も亦、吉林在住の不在地主で、開放当時商業によりて得たる豊富なる資本を以て大土地を領有し、現在に至ったものである。右表に名をつけた李作賓、李作仁、李作梅、いづれもこの一族であり本縣に於ける大土地所有者であり勢力を占めて居る。

開放を許されし当初、土地は未だ変遷移動せず比較的細分化してゐない。大土地所有者は、

いづれも同族三等、資本を有したるものが開墾し開墾せしめたるのみである
流氓の介在せざるも亦も注目すべき現象である。
之を大屯と見れば、当時自然に近く、当該の資本家が土地への投資熱盛なりし一自く窺せら。

第二章　屯の概況

第一節　位置・地域

本屯は磐石県城の東北方約十二粁の地点に位し、県城より吉定集団部落の石田子街道に沿ひて北行し鹿鳴山麓を過ぎて出し東方に折れて草鳴山街道を行けば約二粁にして該屯の集団部落建設中の宿営なる所に達し、本屯成の千数戸の家屋存し尚ほ民団事務所を有し屯の中心をなす。二の地点は東経一二六度余、北緯四三度余の地点にあり。

第二節　地勢・地質

屯附近一帯の地勢は山岳重畳耕地はこれ等山々の間に帯の如く展開してる状況で、村の南方には直に双頂子山が聳へ、村の耕地の半分以上がこの山の麓の緩傾斜地にある。北方は小河流が西に向ひて蛇行して流れ隣屯との境界をなしてる。河岸の平地と山麓の傾斜地との結合線に沿ひ東西に草鳴山屯と縣城を結ぶ道路が通じてる。

本村の地質は、山地丘陵地は花崗岩質のもので上部古世代のものあり、平地河岸の一帯は、沖積新層となり土質は所々によりて異り平地乃至緩傾斜地に分布せる良地は黒褐色の埴土壌で表土丈寸位あり中地下地は黄褐色の埴壌土或は黒色の粘質壌土で丘陵地及河岸の窪地に分布してゐる丘陵地は旱魃の害を受け易く、河岸の窪地帯は停滞水のはけ口なく、しかし前面ながら堤堰を構築して河水の耕地に入るを防いで居る状態なり。

第三節　人口構成

本村は東西に通ずる道路に沿ひて約二満里以上に亘つて農家が散在してゐる。この中心より稍々設まりの地点に目下自衛の集団部落の建設中で、粗雑なる木柵・壕門・砲塁が建設されこその中に十数戸の家屋が新築されてゐるが未だ全村を収容する迄に至つてをらず、大部分は事変前の散在の

低である。

全村戸数は四〇戸、総人口二一五人、その性別構成は男子一一一人、女子一〇四人で、男子一〇〇人に対し女子九三、七人弱で僅かに男子の方が多い。

その年令別構成を十四才以下の幼少階級と六十一才以上の老年階級とを一応不生産的階級と見做し、十五才以上六〇才以下の年令階級を生産階級と看做して集計すると次の如し。

十四才以下の年令階級人口総数　七四人　（三四、四％）

六十一才以上の年令階級人口総数　一一人　（五、一％）

十五才以上六〇才以下の年令階級人口総数　一三〇人（六〇、五％）

即ち不生産的階級人口と生産階級人口との割合は三九、五％と六〇、五％となる。尚本屯に於ても満洲各地に観らるゝ如く女子は農業労働に従事する事稀なる故十五才以上六〇才以下男子の純生産的階級人口は次の如く僅少で三、二割に過ぎぬ。

十五才以上六十才以下の年令階級男子人口総数　七〇人　（三二、六％）

各戸別に就て観るに（一戸当の）家族員数は十八人を最高とし二人を最低とし平均一戸当り五、三八人である。

本村の人口は治安未だ全からざる為、移動多く貧農階級は一時的に定着したる者も相当あり又本村に土地を所有する者の大部分は未だ縣城に避難を続けて居る状況なり。

第四節　社会構成

一　村民の生業

現住総戸数四〇戸に付て其の生業を見ると、直接・間接生活の資の大部分を農業に依存するもの三九戸で残り一戸は近匠で純農村である。三九戸の農家中農業被傭のみに従事するもの四戸で他は総て小なりと雖も耕作に従事して居る。

然しも磐石事変後匪襲を被り治安の混乱を来せし為、住民は県城に避難を余儀なくせしめられ康徳一二年春耕期に至りて帰村、来村せる農家であつて、残耕地に鍬を下し、山菜、野草や高粱類に露命を繋ぎつゝ、耕作に従事せる農家のみであり、高粱類を得んがため各自地主の林地の樹枝を伐採して県城に販売を業として僅少の現金と換価し高粱類を購ひて帰り収穫時迄の露命を繋げるもの四〇戸中三〇戸にも達し、其他と雖も少量なりとも販売してゐる又役畜大車を所有せる農家四戸は冬期馬車輸送に従事してる。

二　土地所有状況

土地所有者の大部分は未だに治安全ったからず加ふるに集団部落未完成のために県城に避難続行し帰村せざるため、在住農家にして土地所有せるもの僅かに過ぎぬが集団部落の完成と治安の宜しきを待って帰村者も増加し正常に復するのも近い事であらう。

今在住村民所有の土地を地目別に見れば次の如し。（但し出典地を含み又典地を除く）

普通畑	三六、六一晌
菜園	一、四二晌
宅地	一、四一晌
廃耕地	二八、九五晌
荒地	八、六七晌
其他	一一、三三晌
計	八八、三九晌

右の内出典地を除き入典地を含んだ実質的熟地面積は三四、一三晌の極少のものである。熟地全也一戸当平均は〇、八五三晌、一人当平均〇、一五九晌に過ぎざる現況なり。

次にこの僅少なる熟地の分配状況は次の如し。

所有熟地之類別	
所有せざるもの	三一戸
一晌未満のもの	二戸
三晌未満のもの	四戸
五晌未満のもの	一戸
七晌未満のもの	一戸

十畝未満のもの	〇
十五畝未満のもの	〇
二十畝未満のもの	一戸（十六、九五畝）
二十畝以上のもの	〇

右の如く僅か九戸の熟地所有者も、その大部が三畝未満のものであり、食はんが為耕作を余儀なからしめられた者のみが帰村してゐる現況である。

三　土地耕作状況

村内農家全耕作地面積は一〇七、六畝で一畝未満を耕作する農家を除いて、耕作農家数は三〇戸である。之等耕作地を広狭別に観れば次の如し

耕作地広狭別

十五畝以上	〇戸
十畝以上	二戸（最広十二畝）
七畝以上	〇戸
五畝以上	六戸
三畝以上	七戸
三畝未満	一五戸（一畝未満を除く）

此の如く耕作地の狭少農家の多きは帰村、来村せるも農民も耕地は荒耕地と化して居るため、二

れが復興の資材たる役畜を所有すること少きため、避難土地所有者の廃耕地は多く存すれども、広面積耕作の資を欠き、加ふるに収穫時迄の日常の飯米を持たざる飢餓農民は食料とすべき高粱粮を購入すべく換価物たる樹枝伐採販売に多忙を極め耕作のみに専念し得なかつた有様であつた。加ふるに所有する事少き役畜のその多くは匪賊の掠奪を防止せんがため故意に盲目となした盲畜でその能力の大減退を来たらしめて居る。

四 農家の経営態様

地主兼自作	四戸
地主兼小作	一戸
自作	一戸
自作兼雇農	一戸
小作	二二戸
小作兼雇農	六戸
雇農	四戸

本村の地主と称する者は総て役畜なきため、貸付けを行つてゐる者でありその面積も狭小で他地方に観る如き地主と称する者と性質を異にする。

小作農が絶体多数を占むるは避難を続けて居つた之等土地所有階級が治安稍々宜しきを得た本村に帰村又は来村して、県城に未だ避難続行中の土地所有者の地を小作して露命をこれに依つ

て繋いでるためである。されはこれ等小作人の土地の大部分は不在地主の地であり、これ等飢餓農民の手に依つて丈余に伸びた艾繁茂の廃耕地は復興されて居る現況である。

第三章　沿革

第一節　開拓史

一　開拓史以前の状況

囲場として長く封禁せられてゐたため附近の山々は樅樹、樺樹、其他の大木鬱蒼として茂り、直径二尺に余るこの大木多かつたと云ふ。この密林の中には、猛虎、豹、熊、狼等の猛獣出没し又現在地の北境を西流する河流の沿線は大湿地帯をなし、柳條の叢生、烏拉草、山苔草等生茂り、鳥類の棲であつた。

現在は附近の山々まで拓けれし為、これ等の猛獣は東方遥か長白山に逃れたりと称す。

二　開拓者、開拓資本、土地の開放

本地の開拓者はその名の示す通り丹徳発と云ふ、山東渡来の炮手（猟師）である。清末、遡放

の弛緩に乗じて光緒五年頃秘かにこの封禁境に入り込み、猟の傍ら此処に定着して粗末な馬架子を営み、小面積の耕地を拓き農耕を営めり。其後流民は次第に多く入り込み、正式開放の光緒十年には已に此処には十戸位も独身者のみの立窩棚が出来て炊煙は山陰に上ってゐたと云ふ。この十戸の姓は、丹の外に、朱、周、何、劉、時、徐、田　孫、李、であったと云ふ。これ等はいづれも本職は狩猟である。

資本等は全然なく、単身流れ込み、次第に開墾を進めて行ったが光緒十年にいたり、正式開放これ磐石（当時磨盤山）には招墾分衛門置かれ移民は南方より殺到した。本屯一帯は山のみ多く且つ土地も不良にして北満の払下等に見る攬頭は介在してゐない。大土地の払下げ等も亦全然ない。

開放前に入り込んだ者はこの開墾地を改めて承領した。

三　土地の取得

開放以前に入り込んだ炮手は其の開墾地を改めて承領し農業に転向した。其の後南方より流れ込んだ流民はいずれも纏った資本を有するものはなく、小面積の払下げを区々に受けた。只朱某なる者が親戚の商家より借金して百晌位を報荒したのは唯一最大なるものであらう。又張某なる者（一介の農夫）開放委員に知己ありて此の地方に权勢をふるひ、南方より資本なくして殺到した流民を集め、其の要求する耕作面積をまとめて官に取入り、官より土地を借りてこれを高率で又小作せしめ自分は地主然としておさまって居たと云ふ。当時官吏横暴にて一般人は官に自由に

出入することを得ざりしため、張某の如き官に知己ありし、要領よく可然き袖の下を官吏に握らせ、この間に巧みに搾取行為をなしたものであらう。

土地の拂下げを受けたき者は放荒委員に申出で、実地踏査の上四至を決定され、境界は立木の皮を削ぎ墨書してこれを明かにした。本地の執照を見ても南分水界より北河心に到るとなつてゐるものが大部分で、帯状形の細長き形状をなしてゐるのである。荒価は一晌銀子二両となつており、これを納めると馬蹄子（仮執照）を下附され面積を記入されるのであるが、この時の贈賄の多寡によりて其面積にも多分の手加減あり殊に土地の等則なき故、傾斜地・山地の如きはこの傾向甚だしきものありと称す。

この土地を開墾し四年の後升科し、光緒十四年に至り改めて執照が下附されたのである。

四、開墾の状況

本屯に於ける開墾は拂下げ面積小なるもの丶みで、殆んど自家労力によつて開拓してゐるのであるが、前述の張某なる者の百晌の拂下げを受けたのが最大のもので、これには遠く山東より労働者を雇いでゐる。この中、年工が最も多く、日工はこれに次ぎ、大体労賃の標準は左の如し。

年工	長期	十ケ月	百弔
	短期的	十ケ月	八〇弔
月工（一ヶ月）			七弔
日工（一　日）			五〇銭

又佃戸を入れて三年間小作料を免除し、地主はその開墾の労力を得た例もあり、この際三年以内に小作契約を破棄する場合は地主に賠償の責任ありたりと云ふ。

この開墾によりて小作人が永小作权を得た様な例は見られない。

又資力の少きものは四、五軒共同にて、互に労力、家畜、農具等を持ち寄り開墾に従事した例もある。

この当時来た年工は開墾の報酬として僱主より開いた土地の一部を與へられ、或は安価にて売つてもらう事も出来たけれど、これ等年工は土地の不良と、又資金の不如意とで土地を引受ける事を好まず、多くは新らしき開墾地に流れ行き又は小作人になつて行つたと云ふ。

北辺の山地の開墾は最も労力を多く要したもので、先づ密林を伐り倒し用材を取つた残りは焼きて株と株との間を鶴頭を以て人力により開墾したのであり、一日四回の飯を食べてもまだ空腹を感じたりと称す。これに従ふ日工は一日八〇銭もとつたと云ふ。一日の行程は僅かに〇、〇七乃至〇、〇八畝なりしと云ふ。

緩傾斜地、河岸の平地の草原は播刀（開荒犁の一種）に馬三－四頭、人三（左に示す）の組合せにて、一日行程〇、七－一、〇畝であり、日工賃は五〇銭位であるが、搬洞子と称し播刀の後より鶴頭を以て土塊を砕き、根其他雑物を除いて行く工人は八〇銭なりと称す。

人三｛扶犁刀　犁伏を扱ふ
　　　牽畜　後畜を御す

一般潤子　後より土塊を砕いて行く。

開放後十年にして約二〇〇晌の開墾をなし略々屯内の耕地は拓き尽されたのである。

五　清丈、升科

開放当時は馬蹄子を下附し四ヶ年は無租、光緒十四年に到り、吉林将軍衙門執照を下し升科し一晌に付き銭糧銀子一〇〇銭、其後五年にして二〇〇銭となる。

納税は州同より官吏徴収に来り、当時は銭糧滞納の期限を超過すれば投獄され十倍出さねば獄より出るを許されざりしと云ふ。

民国五年、吉林全省清丈田賦局に依り清丈施行さる。測量器具は巻尺のみなりしと称す。官吏に手加減大いにありたる由当時吏道の腐敗を窺ふに足る。此際十晌に付一晌位の割にて浮多地出でたり。照費一枚一元

民国十二年、右に引続き再び清丈行はる。浮多地一晌に付一、三晌位の割にて出でたり。照費一枚一元

浮多地はいづれも一晌八円にて承領しこの二回の清丈にて本屯には約四〇晌の浮多地清出されたが、民国十二年以後は専ら自報升科により、浮多地を升科した。

六　屯の形成

前述の通り、本屯に最も早く入り込みしは、冉徳発なる炮手にて此処に定着せるは正式開放に先立つこと十年なり。

光緒八年頃には已に十戸位の立窩棚がこの山陰に炊煙を上げ、一つの組織を有し、互に自衛等に於ても連絡し、漸々屯の形を現した。当時本屯の耕地は約五〇晌であった。光緒十年正式開放と共に人口は暫時に増加し、十年の後には本屯に百晌の耕地が開墾され、今まで独身なりし者も山東辺りより家族を呼び寄せ、家は次第に密となり、屯の形態を完全に整のへた。この頃の市場は四十満里南方朝陽鎮（海龍県）であり、これに特産を出し、これより塩、布其他の必需品を仰いでゐた。次いで二〇年前より人口は対耕地の飽和 状態となった。本屯は開拓当時誰云ふとなく双頂子屯と称した。これ屯のすぐ南方に二峯の山あるによる。

開放後十年にして永安屯と改めたが、磐石事件後附近に散在せる農家をまとめて集団部落に収容し、一時慶豊村と称したが、後参事官開拓者の名をとり再家村として今日に到った。本屯の発展段階を示すと左の如し。

	四〇年前	三〇年前	二〇年前	一〇年前	磐石事件後 大同二年	康徳二年
戸数	一五戸	二〇戸	三〇戸	三〇戸	一〇戸	三〇戸
人口	一五〇人	二〇〇人	三〇〇人	三〇〇人	一八人	二五三人
耕地	一〇〇晌	一五〇晌	二〇〇晌	二〇〇晌	四〇晌	一〇〇晌

今後本屯の集団部落の完成と共に逃亡せる土地所有者も全部帰農の予定であり、近き将来旧態に復するであらう。本屯は過去に於ても屯民の移動が相当多き模様にて、調査年度に於ても七戸の移出あり。又五戸の移入もあり、これ等は多く小作人、雇農の階級にて小作料の安き東方へ、奥地へと流れて行く傾向あり、治安の恢復はこれに拍車をかけてゐる。東方は土地も良好で、小作料安きため民国二十年頃に於ても、この移動性を多分に有してゐたと云ふ。

第二節　屯の生成発展に及ぼせる主なる事象

一　自然的條件及災害

屯の古老の記憶を辿り、本屯に於ける自然的事象の主なるものを挙ぐれば

光緒廿年、非非常な豊年であつた。一晌当り良地で

大豆　五石　　苞米　七石　　谷子　四石　　高粱、六石

この年五月十三日迄降雨なく、非常に不作を予想されて居たが其の後、順調な気候を続け豊作となつた由。

水害、　宣統元年、大同元年、康徳元年、いづれも水害を受け稀なる不作を呈したり。

光緒廿二年　大雹害あり、直径五寸に及び樹木を折り、馬、驢、豚、鶏も多数死亡したり。尚の如きは此れ無数に襲れたりと。其以下の小さいものは連年降れど被害は少し。

作物の病虫害

民国元年　　粟、高粱に害虫大発生して七割減の大不作となる。

民国八年　　小麦に黒穂病発生し収量大いに減ず。

民国五、六年頃　　牛の病疫大流行し多数死亡したりと云ふ。

二　鉄道其他新式輸送機関の拡充

光緒卅三年（一九〇九年）　吉長鉄路の開通は本屯に余り大した影響を与へざりしも、民国十六年（一九二八年）瀋海線の開通は本屯の出販系統を根本より変更し、従来公主嶺に出て居た特産は専ら南方海竜に出でる様になり、朝陽鎮（海龍県は急激に膨張して物資集散となり商圏経済は浸潤した。

更に民国十八年、奉吉線の全通と共に、磐石県は名実共に県城の形態を整へ、本屯は専ら県城と交易する様になり、鉄路開通前は大車により、冬季何十里の道を特産を積んで長蛇の陣も今は全く見られなくなつたと云ふ。更に近く、磐石、新京をつなぐ国道(の開通)は輸送系路の変革を来す事と期待されてゐる。

三　土地の過不足飽和

今本屯に於ける土地対人口の関係を沿革的に見れば次の如し。

種別＼年代	四〇年前	三〇年前	二〇年前	一〇年前	大同二年	康徳二年
戸数	一五戸	二〇	三〇	三〇	一〇	三〇
人口	一五〇人	二〇〇	三〇〇	三〇〇	一八	二五三
耕地	一〇〇晌	一五〇	二〇〇	二〇〇	四〇	一〇〇

已に二〇年前に於て耕地は開発し尽され、人口も亦飽和状態に達したのである。

開墾当時は労力不足を告げ、貧農を労工として雇ひ、或は附近屯、縣城乃至丈市より更に山東苦力までも入れた状態であったが其後次第に開拓進み人口増加し右の如く飽和点に達した。大同二年には磐石事件のため、屯民殆んど逃亡し耕地は二荒地と化したのであるが東団部落建設され次第に治安確立さるゝと共に帰農者続出し現在人口は殆ど旧態に復したるも、家畜を殆ど掠奪されしために廃耕地及未だ全耕地の五割に達する状態であるが、縣当局の努力により、家畜、種子農具等、営農資金の配給計画進行と共に近く全く復興する予定である。次に土地に関聯し小作料の変遷を瞥見すれば左の如くなってゐる。

（一晌当り）

開墾当初	光緒十四年	光緒三五年	民国初年	民国十五年	大同二年	康徳元年	康徳二年
〇、五石	〇、八石	一、〇	一、二	一、五	〇、三	〇、五	一、〇

大同二年は事件のため、開墾当時以下の低率に落ちてゐる。現在尚民国十五年の小作料迄に復帰してゐない。

四 政治的諸現象

戦争動乱等のために及ぼせる影響を見るに光緒廿六年、拳匪の乱によりロシア軍に追はれたる逃亡兵本屯を掠奪せる事あり、附近で一日間激戦あり、当時は良民でも山に居る者は遠慮なく殺され、戦々兢々たる有様なりしと云ふ。

この時屯は大いに疲弊した。其後幾多の騒擾もあったが大した被害を受けなかった。大同元年九月に勃発した磐石事件は徹底的に本屯の総てを奪ひ去ってしまった。七〇才の老人の語る所によっても、生れてから始めて味った苦痛であると云ふ。屯民殆んど逃亡し、二荒地は草蓬々と天を衝き、鳥獣の塒と化し、逃げる資力もなき貧民は屋根破れ、厳寒に障子もなく冬を越し喰ふに食なく、木の皮、草の芽等を喰して露命を繋いで来た状態である。

其後着々と治安の回復、集団部落の建設と共に現在では根本的建直しより出発し、復興の気漲ってゐる。

次には軍閥時代の搾取は、永字聯合の官商の活動と共に巧妙に行はれ、殊に奉直戦当時には不換紙幣の濫発により一元に対する一四〇吊のものが一〇吊までに下落し、其の影響は甚大なるものがあったのである。

現在本屯には甲事務所設置され、甲遊撃隊（職業自衛団）十五名駐在し、集団部落も外廓、壕

柵、完成し内部の建物も着々と竣工中であり、附近に散在せる民家を総てこの一廓に収容する予定であり、この一帯に於ける政治の中心、自衛の據点となるも近き将来であらう。

五　商品経済の浸透と農民経済

鉄路の開通其他交通機関の発達は近代商工業の触手を如何なる僻地にも伸ばし来り、自給経済より貨幣経済への歩みを促してゐる。あ毛にも従来あつた麻子油、白麺、アンペラ、其他種々の自給的家庭工業を奪ひ、近来は日用雑貨に至るまで次第に購買部面の増加を山り、現在では現金と云ふものが一日なくとも不自由を感ずる様になつたと云ふ。

これに従つて商品作物の増加を来し、特に著しき例は日露戦争後大豆が全耕地に対し二割の増加を見た事である。これに反し小麦は全く影を没した。

かくして商品経済との接触面の増加につれて農民経済は貧弱化する傾向あり。これに加へ匪石事件により最低限の生活に落ちた農民の生活は極度に疲弊し、批糧を行ひて急場を凌ぐもの続出し、又縣城商店とも以前は掛買が可能であつたものが、現在では信用全くなくこれも不可能となり、現在の農民経済は全く八方塞りの態であり縣当局に於てもこの打開策として種々の政策を実行してゐるが、就中産業組合運動の研究が期待されてゐる。

第四章　自然的條件

第一節　自然的生産諸力

一　位置

縣城の東北方、十二滿里の地位にあり。

二　地勢

附近一帶は山岳重疊、耕地はこの間に帶の如く展開す。南に双頂子山聳へ、北方は河流西に向ひて走り窪地をなす。

三　氣象概況

縣に於ける調査項に記載しあるを以て略す。

四　地質、土性・水

イ　耕地、廃耕地・荒地、濕地、林地の分布狀態

丘地・平地・低地中の平地に位する部分に耕地多く、其の面積約二分の一を占む。廃耕地は

近地山地は多く約三分の一を占む。荒地は僅かに十分の一にして林地なく湿地は約六分の一を占む状態なり。（略図参照）

ロ　耕地の上中下、アルカリ地等の分布状態

上地は平地より傾斜地にして約四分の一を占むるであらう。中地は平地より低地であつて約四分の一を占むる。下地は傾斜地より高地にして、多くは廃耕地となり、湿地の一部分等にして約五分の一を占むるであらう。村道を中心に北方が上、中、下、湿地帯の附近に至り、下地に位する土地僅少を見る。南方は中、下地にして荒地附近が下地に位するのである、耕地地図中、沢の附近並に色の濃厚なる方面が比較的地味良好なり。（地図参照）

ハ　耕土の性質

畑

	上地	中地	下地	鹹地
深さ	六寸	三寸	ナシ	
色	黒色	黒色	黄色	
種類	黒植壌土	黄植壌土	粘質壌土	

二　地下水位及水質

井戸の深さ約二十五尺にして、春夏秋冬と異るも、水量は多くなる時、少くなる時等にして二十五尺が基準に近きとの説なり。

水　質

季節により混濁の程度に変化あり。

春は黄色を呈し、旧暦の一月――三月中旬迄は減水する。夏は白色となり濁る。紅虫（ボウフラ）が発生することあり。此の時は臭気あり、秋冬は水質稍々良好となる。

第二節　災　害

天災害病虫害及其の他の災害と其の対策

康徳二年（新）五月雹災、（新）六月水災、虫害。

被害程度

黄豆は約五割の減収にして虫害は被らざりし由なり。包米、谷子には虫害大にして三割の減収

康徳元年度に於ても二年度と稍同期節頃に雹災水災、虫害等の被害あり。被害程度は一、五割程度のものでありたるとのことなり。

大同二年度は匪害により、廃耕地のみにして耕作者全くなく、大水災ありたるも被害なき状態

なり。民国十五年頃、旧四月下旬雹災、六月虫害、七月水災、当年は雹災の被害大にして、蒔返しなどしたるもの尠なからず收量も半減以上と記憶するとのことなり。虫害は谷子に多く被り水災は降雨大なりしため傾斜地の如きは土粒が流れ、或は堤台が破壊する等に依り被害大なるものであつた。

民国十二年頃（旧）八月霜害

包米は被害軽かりしが、黄豆、高粱、谷子等は收穫皆無の状態で、僅かに一、二割の收穫を得たるところもあつた由、稗子は比較的軽く、約五割程の收量と記憶せる由なり。

民国八年頃旱魃（旧）三月より五月下旬迄、降雨なく播種遅れ、一般收量減ずること三割と称されてゐる。是が対策は何等施すことなく全く天命と諦め静観なし居る状態であり旱災害は約四年に一年の割合に被害を受ける程度になつてゐる。

第五章　土地関係並慣行

第一節　地積

本縣の土地根册の沿革を見れば、光緒十年磨盤山に招磨分衙門設置され、開放事務を掌さしめたに始まるもので、当時の拂下げの状態を聞けば

平地を一等（一級、二級、三級）

岡地　二等（一級、二級、三級）

山地　三等（一級、二級、三級）

右の如く、大体の標準を設け、各々三階級として其の土地の良否、開墾の難易等により、一晌の拂下げ値段は同一なるも其の面積を加減したと称し、且当時密林なる為に正確なる測量も亦不可能なりしため後々の清丈或は自報升科に依り浮多地を清出したのである。光緒廿八年、磐石設治を設けられ伊通州より独立するや、根册を二れより分つたのであるが、大同元年九月に於ける磐石事件にて、縣公署は匪火に焼け、重要書類の焼失するもの亦多く、根册も二の時焼失した為、土地関係の整理は本縣にとりて困難なる問題となつてゐる。

現在、吉林税務監督署より写して来てゐるが、事変前十六万晌のものが一三万九千晌となり未だに二万一千晌が不明の侭整理されてゐない。

地積の単位は、晌、畝、分、であり、一晌＝十畝＝百分、となつてゐる。一晌は五尺平方（木尺）を以て一弓としたもので、二、八八〇弓に当る。又普通農民の間では小作関係、耕作上の呼称にて、畦巾を以て巾とし、木尺五尺を以て長さとしたものを一弓とし、この七、二〇〇弓を以て一晌としてゐるものが多い。

六尺五尺桿子は日本尺五、二五尺に当る故、一畝を日本の面積に換算して見ると七、三五畝位となつてゐる。

畦巾の実測をやつて見ると十畦平均十ヶ所ばかりやつた結果、二尺乃至二、三尺（日尺）位の間であり、傾斜地は平地に比して広くなつてゐる。この畦巾は作物によつて異なるのではなく、その畑によつて定つてゐるので、これを変更することは多大の労力を要するので、容易く変更し得るものではない。開墾当初に作られた壟に大体支配されて来てゐるものである。然らば畦巾の広、狭によりて、七、二〇〇弓を一畝とした場合は実際面積に於て差異を生ずるのであるが、実際に耕作する場合に於ては壟長によるのであるから便宜上測量の簡単なるこの方法によつてゐるのである。

売買の実際は、五尺毎に標を付した五〇尺測量綱にて実測し、五尺平方一弓の二、八八〇弓を以て一畝とし取引するが、小作関係等に於ては実測せず、単に壟長の歩測位で間に合はす。一回耕作して見れば、大体の面積は見当がつくと云ふ。

若し余り狭いと思へば、地主立会の下に測量する場合あり、亦大畝、小畝等により、所有面積、耕作面積の呼称に区別を設けてゐる様な例はない。

次に実際面積と地券面積の差は相当ある様である。前述の通り、払下当時佔目畝数（見た目で大体の畝数を決める）で払下げたので特に山地等に於ては実際面積が相当広くなつて居り、人口の増加によつて其後開墾の限度一ぱいまで、山地、傾斜地等も開拓して行つて居るので、浮多地の未升科のものも多いと称す。平地等に於ては、其後数次の査丈、自報升科により、殆んど隠匿地はな

いが、山地の開墾地にはこれがあるものと思惟せられる。
康徳二年十二月省令を以て自報升科は中止された。

第二節　土地所有权確認の方法

本屯の正式開放以前に於て漸次に封禁境を開墾した所謂占荒戸は勝手に土地を占領耕作してゐたもので、後光緒十年正式開放と共に改めてこの土地を承領し、其の他開放後に入り込んだ一般の移民と共に光緒十四年まで日為飛子なるものを下附されてゐたが、光緒十四年に至り執照下附され、清丈、升科し正式に所有权が認められる様になった。

民国八年より登記法制定され、土地の売買、典関係の登記を見るに至った。所有权確認の方法としては、公的には執照、買契がある。これを大切にすることは想像以上であり容易に調査員にも見せてくれない。私的確認の方法としては、土地売買に際し、饗應を行ひ、或は分家單の如きものもある。

又本屯では縣城に近い関係上、登記に対する観念よく徹底し紅契ならざれば紛争の起った際、才三者に対抗し得ないと云ふ観念を有すれど、少し奥地に行けばまだにこの観念徹底せず、白契にて間に合せてゐる者が多いと云ふ。

次に本屯に於て見られる地照の種類を参考として掲ぐ。

吉林將軍為遵

旨發給契尾事案准戶部咨開本部酌議請嗣後布政司頒發給契尾格式編列號數前半幅照常細書業戶等姓名買賣田房數目價銀稅銀若干后半幅於空白處予鈐司印以備投稅時將契價稅銀數目大書填寫鈐印之處令業戶看明當面騎字截開前幅給業戶收執後幅同季冊彙送布政司查核庶契尾無停擱之虞而契價無參差之敝於民無累於稅無虧侵蝕可杜而爭訟可息矣等因於

乾隆十四年十二月奏本日奉

旨依議欽此查吉省因未設立布政司從前理事各廳請領契尾吉林廳者自行印造編列號數呈請

本將軍蓋印給發伯都訥廳契尾則由該廳就近呈請該處副都統蓋印給發現在吉省既經添設道缺又均設立民官此項契尾自應改歸吉林道衙門印造各處均應赴道請領由道編列號數詳請本將軍蓋印發

道轉發各屬照式填寫鈐　給發以昭畫一茲據伊通州詳由該道繕具契尾呈請鈐印前來合亟印發須至

契尾者

計開業戶姓名買　房　田地段　價銀肆百伍拾兩稅銀拾三兩五錢

左給業主姓　名准此

光緒二十六年十月十四日

吉字第四百九十九百五十五号買價銀四百五十兩納稅十三兩五錢

執　　　　　　　　　　據

吉林全省清理田賦局為發給事據　縣　戶　姓名　自報坐落

縣　区　屯　等原額地一段共計　晌　畝　分　內有　等　地

晌　畝　分除照章應繳照法册等費如數核收外合先發給執據以憑換領部照

須至執據者

計開四至

南至本　分水　東至刘　分水

北至　分水　西至　分水

一　等原額地　晌　畝　分

一　等原扣地　晌　畝　分

一　等浮多地　晌　畝　分

一　收經費大洋　元　角　分

一、收照費大洋　元　角　分

一　收註册費大洋　元　角　分

罰二十元　收款

中華民國十四年一月五日　縣知事

執照

吉林省政府

發給執照事查升字部照叢已用罄現因請領換不濟急應即填發省照送藏清理田賦局冊報文

出地落盤石廠　區　屯

户　姓　名應行升科地伍晌　畝　分除照章繳納經照等費

准其升科外合行發給執照須至執照者

經費大洋　元　角

一、段升科地　晌　畝　分面積　東西　南北　丈　尺　照費大洋　元　角

註冊費大洋　元　角

地畝

北至　東至　西至　南至

說明

此項升字照與舊照四至相同不得連號如分墾石縣公署戳記

中華民國二十年四月二十八日右照給業主　姓名　收執

第三節　地価

生産力の差、経済的位置、治安其他種々の原因により地価は複雑なる変化をなすのである。
四区方面は山多く、地味も亦不良にて治安悪き為、地価は最も低廉である。
最も地味の良い地帯は一、二の両区であり、経済的位置にも恵まれ地価も亦高い。
今本県に於ける大体の地価標準を見れば次の如し

耕地別 / 県城ヨリ距離	熟地価			菜園価			水田価			備考
	上地	中地	下地	上地	中地	下地	上地	中地	下地	
10里以内	300円	200	80	600	400	100	200	150	80	上掲民国10年
	250	220	100	700	450	120	240	200	100	下掲民国20年
20里以内	250	150	70	300	200	80	150	100	80	盤石事件後は殆
	300	180	100	320	220	100	200	120	100	んど廃耕地と化
30里以内	150	100	90	150	100	80	100	90	70	し土地の買売さ
	200	120	100	300	120	100	120	100	90	殆どなしと云ふ。

40里以内	120 140	100 120	40 60	150 180	100 120	50 80	100 120	80 100	40 70	
縣境	100 120	90 100	40 70	120 140	100 120	50 60	100 120	80 100	40 70	
主要鎮相距20里以内	200 250	150 200	100 120	300 320	250 300	80 90	200 220	150 200	80 90	
普通鎮相距10里以内	150 220	120 200	80 90	210 220	200 210	80 90	100 120	80 70	60 70	

未耕地 (民国20年)	適畑			適水田			適牧地		
	上	中	下	上	中	下	上	中	下
	90	70	30	100	90	70	60	40	25

朝鮮人が初めて本県第一区管内に入り来り満人の捨てゝ顧ざりし窪地に水田を拓きしは民国十一年頃であり、民国十八年頃に至り急に増加し、これが為窪地の小作料は急騰し、地価も亦騰貴の一路を辿りつゝあり。

奉吉線の開通は人口の増加を来し、地価を高騰せしめたが、この反面には鉄路の開通により却つ

て寂れた鎮もあり、地価の下つた地方もある。

大同元年に於ける磐石事件により、全県殆んど廃耕地と化して地価は最低に落ちたが、其後暫時復興し、現在に於ては次才に地価も騰貴しつゝあり。又柞蚕の変動の波に乗りし柞樹山林の騰貴が予期されてゐる。

今調査屯に於ける地価の変遷を見れば次の如し。

土地別＼年代	民国二〇年	大同元年	大同二年	康徳元年	康徳二年
上地	一五〇円	八〇円	三〇円	二〇円	四〇円
中地	一三〇	四〇	二〇	一五	三〇
下地	一〇〇	二〇	一〇	七	二〇
二荒地			買手ナシ	全上	全上
山・荒野	五〇	三〇	五	五	一〇

本屯の耕地は大部分山腹の傾斜地と窪地のみで、地味不良のため地価は低廉であり、治安亦不良のため、現在集団部落建設中にて、これが完成の暁は治安の確立と共に二荒地も復興され、地価も亦旧態に帰るであらう。

屯内の地味より云へば湿地帯（河沿線）、黄土帯（傾斜地に多く地味劣等）は最も地価低廉で現

在大部分廃耕地と化してゐる。
山腹の傾斜地は、開墾当初は非常に豊沃なるも降雨のため畦の流亡、養分の逸散速かにて地価も不廉なり。

第四節　土地所有の集中分散

本縣は開放比較的新らしく、先の大土地所有関係に於ても一寸述べたる通り、土地集中分散の興亡史も未だ少く、現在縣内の大地主と称すべきものは開放当時の領荒を開墾し維持し来つてゐるもので、これ等はいづれも豊富なる資本を有したる吉林方面の商家、或は官吏出身者等が見られるが数よりいつても寥々たる有様である。大多数を占むる者は、三〇陌以下の土地所有者で九〇%を占め、中でも五陌以下のものが約五〇%を占むる状態である。

善后事件後は財政の破綻せる者非常に多く、土地の買売、典関係等の移動が急に増加するやうになつた。

調査地に於ては地主階級と称すべきものは総て縣城に避難し、現在在地せるものは、小作人、雇農の階級のものが多いのであるが集団部落の竣工と共に、これ等避難地主も、帰地の予定である。

本地は縣城に近い関係上、縣城の商家と典関係の結ばれてゐるのが多く見受けられたのである。

これは将来の土地の流れ行く方向の指示があり、又三〇年以前までは、本地は小作階級は比較的少

はかつたが、その後人口の増加と共に小作階級を増し、近来は更に産業階級を増加する傾向にあれど、これ等は土地所有者より顛落したものは少く、多く無資本の外来者の割込みによるもので、土地細分化の動きはむしろ分家によるものが多く表はれてゐる。

第五節　土地買売の慣行

土地の売買の時季としては、農閑期春耕前に決定し、耕作に支障なきやうにしてゐる。

土地売買の仲介人としては左の如きものがある。

イ　中説人（紹介人）

売手の依頼により、二人乃至四人立つ。数は一定せず、話うまく、信用ある人が択ばれるが職業化した者もある。

これが売手、買手の間を斡旋して、売買权、地價の決定をなし、万端の世話をなす。

ロ　仲見人

これは売手、買手の双方より出る三人乃至四人、数は一定せず親戚朋友、又は村の顔役等がなり、其の土地に関し、後々までの證人となり、又紛争のおこつた際等はこれが調停にも関係す。

ハ　地隣人

これはその土地の地隣の所有者がなるので、四至の証明、其の他後々の證人となる。

二　代字人（代書人）

売買の書式に精通せる人で、売契の作成に当る。

中説人先買权を正し、売手、買手の意見一致を見て売買成立すれば、仲見人、地隣等の顔触れを決め、代字人書式を作成し、金銭の受授を終り、饗宴を開きてこの売買の成立を公表し、登記終れば完全に所有权は移転する。

土地の実地見分、測量等には中説人、仲見人、地隣等立会ひ、四至を明らかにし、後々紛争の起らない様にす。此の際地券面積、実際面積の一致せざる際は実際面積によるのである。

此処に行ふ饗宴には、売手、買手の一族、中説人、中見人、代字人、地隣、其の有力者等を招き売買の公表をなし、兼ねて労を犒ぎらふのである。

中説人に対する報酬は普通売価に対する一定率の金銭を贈るが普通にて、本地では買手が地価の百分の三、売手が百分の二を引受けるが標準なりと云ふ。

併し親しき間柄ではこれを取らず、年関、砂糖、菓子等を送り、謝意を表して済ますものもあると称せり。

中見人、地隣、代字人に対する報酬は僅かの現物で済し、金の贈与は無いのが普通なり。売買成立後、

先買权

先買权の順序は

1 同族

2 典权者

3 地隣

4 屯内人

5 親戚

6 該土地と関係ある屯外人

無関係者、小作人等は特別の関係なき以上考慮されない。

右の順序も此処に二人の買手が現はれて競争する場合は、高き方に傾って崩壊するのであるが、中説人が此の間にうまく奔走して調停し、大体この順序のくるふ事は少い。

先買权を無視して売買が成立した様な場合、その證書作成前に抗議して其の取消を要求する事も出来るが、それ以後は要求する事が出来ないのが普通なり。

かゝる事は中説人で萬全を期して慎重にやるから大抵起り得ない事である。

土地を売る際は地主は、該土地の小作人の承諾を必要とはしないが、通告する義務はある。小作人は新らしき地主と契約を更新せねばならず、又前地主との小作期限の継続中ならば、旧地主、新地主に対してこの申送り若干方要望はすれど、買手の意志はこれに依り束縛は受けない。

水田の場合は大体期限付の小作契約が多く、この期限中の売買に於ては、或程度旧契約の條件が尊重される場合が多いと云ふ。又小作人の該土地に対する先買权は認められてゐない。

小作人の小作地に建築した農舎等簡単なる建造物は、その建造前、地主とよく談合の上で決めてゐないと、土地返還の時、弁償なしで引上げられるのが普通である。

小作人の方で余り高き賠償を要求する場合には地主より適宜取除き方を通告する様な例もある。

康徳二年七月以降、執照と土地所在の明確を期する為、省の指令によりて縣公署にて売手買手に執照を書き分ける様になつた。

磐石事件当時、縣公署にて書き換へすべく與つてゐた執照匪火に焼失せしため次の如き執據を発行したのである。

執　　　　據

磐石縣公署　為発給執據事茲據縣民　　　呈稱於
　　年　　月間憑　　洋　　元　買/典得　　名下坐落
　　地　　晌　　畝　　分　理当己遵章繳納契税領有契紙收據於大同元年九月十
日城為匪陷所有己税未領之紅契被匪焚燬呈請補発前来当経転請
吉林税務監督署核准補発新契等因在案除每張收契紙費吉大洋一元外合行発給執據為此須
執據者

計開四至　東至　西至　南至　北至

右給　　　　収執

大満洲帝国康徳　　年　　月　　日

次に売買の実例を参考までに挙げる。

買　契

立買地契文約人朱道藩情因経理不便特将原領山林毛荒壱段計紅冊粮地弐晌五畝内有草正房参間門窗及周囲院牆但全坐落蟠石縣東敏行郷二甲林家屯経中人在中説允情願出売與劉福有名下永遠為業得自有权眠同中人言明共作売價吉省大洋参百円整其洋売日文足不欠自売而後允四至以内山厳樹林旅河渠水溝毛辺草甸牧廠道路以及礦産土産浮産等物毫無存留任憑買主登記過割売契不與売主相渉並無私債拆扣形此係両家情願自立據住後各無異説別情倘有異説別情有中人双方理論恐後無憑立此売契永遠為権據

計開四至

東至業主　南至王姓

西至揚姓　北至朱姓

（王玉昌事

中說人 朱敬有属
韓𨓆錡見
朱俊

中見人 刘福海 十
李億新 一
王玉有 一
張永春 一
張修德

代字人 陳文豪筆
朱迺濤親押

中華民国拾年十二月二十日立売契人

売　契

立將売地契文約人陳萬廷情因正用不敷時将祖遺所分前截毛荒熟地壱段随帶粮地貳畝内有東廂草房叁間門窗戸壁俱全在路北四至有牌樓為界北坐落磐石縣東效行鄉二区林家屯当中人在中說允甘願出売與趙秀貴名下永遠為業得自有权退同中人言明共作売價吉大洋柒佰圓整其洋売日交足不欠自売

而後凡四至以内山林樹株井道河渠荒辺草甸土坑黄碱之礫砂石以及有形無形等物毫無存留任憑買主過割登記契税不與賣主相涉此係兩造情願各無異説別情倘有異説別情者在中人從中理論恐後無憑立此賣契永遠存証

計開四至面積
東至 河心　南至 孫華姓
西至 大道　北至 闫姓

房園四至
東至 買主　南至 賣主榆樹東石
西至 賣主柳樹堆　北至 闫姓大榆樹

中說人
侯德生 一
宋宝群 二
孫魁文 三

中見人
華振棠 四
敖貴芳 幺
孫魁文 上

地隣人
閻景棠 士
華振棠 圭

代字人陳振軒押

左次指箕

陳萬受

中華民國拾四年古曆十二月十八日立賣地契人

立賣田地契約人王守正情因有急需正用錢款不足特將自置山林屯荒熟地一段計大租糧地拾晌原照一紙發出內有草正房五間門窗戶壁周圍院障俱以在內全石碾一盤石磨一架四眼井一眼坐落磐石縣孤頂子保草明山甲牌樓村北四至面積列後特託介紹人在中說允情願賣與張宗生名下永遠為業當經介紹人從中言明共作賣價國幣洋四百圓整其洋賣日交足不欠自賣兩後凡四至以內所有土產物浮產物以及山嵐樹株草甸河溝井泉道路毫無存留任憑買主登記過割稅契不與賣主相涉此係雙方情願各無異說別情當在介紹人從中公論恐後有憑立賣契永遠存証

計開田地四至

東至高姓　南至郭姓

西至彤　北至河心

介紹人　馮廣發十

姜德富 O

周興仁 X

地隣人 ⎰ 鄭學詩 ━
　　　 ⎱ 王守正 ㊞

大満洲帝国康徳二年十二月二十五日立売契人

以上を見れば

1　その売却する不動産の祖遺のものか、自購のものか、よりて来つた性質を明記しあり。

2　売る原因を貧困とか、経理不便とか明記せり。

3　金銭は即日全額渡し

4　執照の書換、登記等は買主の方で責任をもつ。

5　後日紛争、問題の解決は、中見人の解決に俟つ。

等とあり。

第六節　典・押の習慣

典は又当とも称す。

一　典の手続方法

出典するには土地の売買に於ける先買权の如き順序はなしとも云ひ、又

1 一．族
2 家隣
3 地隣
の順序ありとも敵す。
中人（紹介人）
中見人
地隣
代字人
等の頭觸れにてこの間の斡旋を保証なすことは土地の売買に準ず。

土地の測量は地券に明確なる場合には行はず地券面積による。必ず典契なる書式を作成し登記する。典契は又典者側に保持する。典の物件としては、土地、或は房子等が一般であり、其他の物件としては、碾子、磨の如きものもある。

二 典の期限

1 回贖を許さゞる期限

2 是非とも回贖せねばならぬ期限

二つの書式の上には明記せず、只司銭到許贖しとあるに過ぎない。併し前者の期限に対しては春前秋後、即ち入典者の耕作を妨げざる時期に於てなさるべきものであると云ふ観念あり、文

面にもこれを明記せるもの多し。故に少くとも一ヶ年以内には不可能と見るべきであらう。又後者の期限に関しては、光緒卅一年吉林省令に於て权利関係の紛雑を防ぐため、卅ヶ年以上に及ぶ典は回贖を許さずとあれども、也民の間にはこれが徹底してゐない。

但し入典者側より見れば、土地、房子を有利に運用するには輪作等の関係もあり、少くとも三乃至五年の期限は欲するし、又出典者側より見ても、三十ヶ年以上もその儘に放置し、祖遺の産を人手に委ねる事は欲せず、財政の余裕の出来次第、この関係を清算する等、この期限の問題は道徳的観念によりて解決されるものであらう。

三 典價

これは土地の良否や土地の位置、出典者の信用状態、入典者の土地に対する熱望の有無、其の他種々の原因により一定せざるも、大体に土地の生産力に重きを置くのである。

大体地価の六……七割までが標準である。

貨幣の種類は以前は吉帖、大洋であつたが現在は国幣建である。

四 找價（找 価）

出典者金を必要とする場合は入典者に談合し、その承諾あれば更に典価の自加が出来る。いくばくまで找価は出来るかと云ふ問題は種々の条件により一定せず、殆んど地価に近きものもあり二回、三回、と続ける中には、絶売（回続の权利を放棄）となつてしまふ例が多いと云ふ。

找価の出来ない場合は出典面積を増加する。所謂続典なるものも亦行はれる。

五　典地の使用収益

大体の場合は入典者耕作し、租税もこれを負担してゐるのが常態である。又例外として出典者が耕作してゐる場合があり、小作料は普通小作料と差はなきも、入典者が租税を負担すればこれだけ高くするのは当然である。

入典者の入典地に対する使用収益の範囲は、典契の上に明記されるが一般で、其内容により種々異ってゐる。

耕地の使用収益権のみに限定したもの、立木・草甸子の採収、処分までも許したもの等もあり一様ではない。

この入典地を廃耕化してしまった様な場合は、回贖の際原状恢復の上で出典者に引渡すが原則である。入典者に原状恢復の能力なきときは、談合の上回贖価より差引く場合もありといふ。

家の場合も契約の内容によりて一様ではないが略々右に準ず。

年々適当なる修繕を加へて出典者に引渡すことは、道徳的に見ても、一般とされてゐる。

六　典地の租税公課

約束なき限り、入典者負担なり、保甲、村費等は契約により、折半としたり或は一方負担としたり・種々異る。これは典価の高下とも関聯してゐる。

入典者租税の滞納は回贖の際に入典者に於て清算の義務あり、若しこの能力なきときは、談合の上回贖価より差引かれる場合もある。

七　転典

この例は少いと称す。この場合入典者が、この典関係より全く手を引き、新典主と原主との間に新たなる典関係を結ばしめる所謂退典と称する場合と、入典者及新典主との間に典関係を結ぶ場合の二つがある。

前者の場合は原主の回贖は、直接新典主に交渉し、後者の場合は、二段の手続きを踏まねばならぬ。

八　回贖

回贖の時期は春前秋後とあり、入典者の耕作関係を考慮してなさるべきであり、回贖の期限に付ては前述の通りである。又出典地の中、一部分のみの回贖が可能なりやの問題に付ては入典者の承諾の有無によりて左右される。入典者金を欲する場合、典契の書換へをいとはぬ親しき間柄等の場合はこれが行はれてゐる。

此処に注意すべきは、典権者は原主に対し回贖の請求権がないことで、金の必要にせまられても入典地を転典する外に道はない。又典権者は回贖不能に陥った該土地の、先買権を有するのが普通である。

又、典を予定した押の形式のものも見られた。

典は回贖の権利を保留する便利あるため、売に先き立ち多く択ばれる手段であり、商人の祖遺の産を尊ぶ観念にも歓迎される方法であらう。入典者側より見れば、土地購入には一時に大金を

必要とするし、或は土地を購入したくとも売手のなき様な際は土地に対する熱望の一部を満足せしむることが出来る訳である。

小作に出してゐる土地を出典する様な場合は別に小作人の承諾は不要なりと称し、小作人は新典主との間に契約の更新が必要である。

次に本屯に於ける典の実例を見れば左の如し。

立典契文約人徐長福因手缺乏将自己祖遺房産坐落磐石縣東北敏行郷二甲永安屯計正草房三間東廂房三間門窓戸壁三面庇障熟地六段計熟地九晌井衆道路碾磨俱全四至以内毫無存留憑中人説妥典與楊東昌名下為業典価洋現銀大洋四百陸拾伍元其洋筆下足不欠地帰典主銭無利息當後銭到許贖両造情願各無返悔恐後無憑立此典契為証

随帯過割銭糧八晌一畝三分

四至　東至徐　西至徐
南至分水　北至河

中人　徐源安 一
刘玉魁 十

代字人　李海楼　滌生書

主契人　徐長福

中華民国二十一年一月二十八日

1　手元不足により祖遺の産を手放す。

2　契物件は、土地、家、其他道路、井戸、碾房磨房を含む。

3　契価は大洋、四百六十五元とあり、即時拂と明記

4　金に利息なく、銭到許贖とあり。

立当地契約人韓明徳情因正用不足特将自置熟地貳拾畝代封納大租粮地貳拾畝内有草正房五间門窓戸墻院瑋俱全坐落磐石縣孤頂子保草明山甲瀋合村適経介紹人从中説允甘願出当與楊春華名下耕種為業跟同介紹人言明共作当価国幣洋四百元整其洋当日交足不欠自当而後任憑当主登記税契耕種自便凡四至以内所有物産尽帰当主経理不與原業主干涉井泉道路共同公用不拘年限春前秋後洋到帰贖此係両家情願並無異説倘有異説情事有介紹人從中公論恐後無憑特立当契為証

計開四至

東至分水　南至王姓

西至河心　北至李姓

介紹人　王子絢。
　　　　孔兆慶平。

地隣人　王文君公
　　　　趙徳清正

大満洲帝国　康徳三年　一月十日立　当契人　韓明徳押

1　典物件は土地と家
2　国幣四百元　当日帯と明記
3　入典者登記すと明記しあり。
4　耕作は入典者行ひ、地内の産物入典者に属し出典者と関係なきも、井戸、道路は共用と明記せり。
5　回贖は春前秋後銭到帰贖とあり。
6　問題の起つた際は、仲裁、地隣人の解決による。

立賣地契人李廣泉全泗兄二人名下因有正用自願中見人說允情意将自置熟地壹段坐落于洞西下五

五畝廿願置於康殿恩名下耕種共計熟地荊畝荒辺草沿任用不許伐林同中言明七二光銀元参百五拾元整其洋筆下交足不欠分文以借之後將現洋付齊地仍作退同衆言妥共納同糧貳石紅糧元豆両色徵納以作原業主封鐵糧之用此係両家情願各無爭論依據如有爭論追悔等情有中保人双方全管 恐空口無憑立借契字據爲証

計開坐落双頂山背敏社二甲永安屯

南至水地北至本地西至井姓東至本地

中見人 李見云〃 王嘉奎〃 張都振十 周長慶〆

代字人 王占化川

大満洲帝国大同元年古暦拾貳月廿四日　立借地人　李廣全真 永箕

1 出典地内にある野草等は入典者の任意利用を許可するも森林の伐採を許さずとあり。

2 典価　七二光銀元　参百五拾元　訓時拂

3 出典期間中、地租として年現物二石（高粱、大豆）を出典者に納むとあり。

文約

為出立指地借錢文約人徐源興因正用不足情願將自有熟地二段指與家維漢名下耕種因中人田慶餘等說明地只兩晌一在東崗一在養老地其崗地老晌二畝養老地八畝隨帶土坑一鋪依憑吾佔言明借価二拾円整其錢筆下交足分文不欠並同中言明地無租価錢無利息秋後之時每地一晌回贖粮二斗共計四斗交業主以便封納大租並言明回贖粮二色包米元豆兩交此係各方情愿毫無後悔並說明錢到歸贖以隨地市好錢准讓定只恐無憑空口無憑立文約存據

田慶餘

中正保人　守超發

王化周

大満洲帝国　康徳二年十二月七日

徐元興立

1　指地借錢と称し、典関係に近き内容を指す。

2　業主に大租納入のため、四斗の穀物を返してゐる。

3　土地に小作料なく、金に利子なしと明記

(ワ)　押

あ地では、指地借銭と云ってるものに、押の内容に近いものが多いが、中には典の内容を持ったものもあり一定せず、押の期限は大体一ヶ年位のものが多い。出押者耕作、租税を二ルが負担とするが普通なり。

期限後元利支払不能の際は、該押物件の占有权は入押者に帰る、但し利子の滞納せねば、此の関係を持続し得るものもあり、契約の内容によりて一定せず。

又契約によりては、押価を以て典価に同額位にし、期限後は典に変入する様なものも、見られる。

押価は典価よりも低いが一般であり、種々の条件で一定しないが、普通典価の七割乃至八割前後であり、利息としては年三割――五割で現物が多い。

次に本地に於ける押契約の内容を検討して見ると左の如し。

立借帖字據人何慶徳情因正用不足今将自己湏人説字言明房间地段作保情愿借得王永福名下現大洋五百円整其洋筆下交足不欠同衆言明共納穂利拾参石紅穂元豆各子三色均交以借之後現洋本付各地保作退此係両家情愿各無争論返悔如有争論返悔者同中有中保丟人双方面全管恐後無憑立借帖字據為証

計地四至　南至南山　北至個心
　　　　　東至李姓　西至冉姓

冉長慶

李見云 /
孫文汀 丶
王君富 十
安玉発 一
何希福 |
何希文 ×
李光全 ○
周慶奎 ×
周慶升 |

代字人 李華亭

立借帖字據人 何慶徳 十

中華民国拾玖年古暦十月二十二日

1 生活困難により中保人（保證人）の斡旋で、家屋、土地を担保とす。
2 大洋五百元、現銀即時渡
3 年利息十三石（高粱、大豆、谷子、三色均合）
4 借用後年限なく、元金の返済によりこの関係は解消すとあり。

5 紛争の起った時は、中保人責任を持って調停すと明記

立指地借銭契約人周文光因有急需正用手中空乏難将自置平田五等地参拾晌坐落磐石県北一区孤頂保螞蟻屯自治村南指出爲通財抵制信用時記承保人王永祥居間説允借到馬青林名下国幣洋参百円整其洋借日交足不欠言明毎百円作年利五分共核利洋壱百五拾円確定時期借至三年十二月二十日将本利洋肆百五拾円帰数交清不准拖欠倘有拖欠情事地宜出査銭主耕種自便不與原主相渉此係双方情願自借而後各無異説恐後有憑特立此指地契約爲証

承保人　沈玉芳　押
　　　　朱玉輝　押

中見人　冉景興
　　　　沈玉発

立指地契約人　周文光押

大満洲帝国　康徳三年一月十日

1 生計困難により三晌を出押

2 国幣三百円、年利百円に対し五割

3 期限、康徳三年十二月廿日（康徳三年一月十日契約）

4　合利合計、四両五拾円を期限までに返還せねば、土地の耕作权は銭主に移り、家主干渉出来ぬと明記す。

立転借帖字據人王永福因有正用不足自己煩人説合主明韋正秀両坐共六亩熟地一段情愿作保今借得東敷恩名下現大洋五百元整其洋当家面交足分文不欠同衆言明共納粮利拾参石整紅粮元豆谷子三色均交以借之後現大洋本利付斉地保作退同衆言安共納回粮二石紅粮元豆両色繳納以作家業主封銭粮之用此係両家情愿各無争論返悔等情有中保人双方全皆恐後空口無憑立借帖字據為証

計地四垧

東至李姓　南至山
西至冉　北至河

中保人　冉景春　恩
王嘉盛　正
李建甲　公
王有富　平
孫太山　瑛

代字人　吳旭晨　與

立較借帖子據人　王永福　具

箕

中華民国二十五陰暦十一月二十九日

1　押価　五〇〇元（現大洋）

2　利子は年、現物十三石（三色高粱、黄豆、谷子）

立指地借錢字據人王勝発因正用不足煩中人説合借到趙德仁名下現大銀五百元正指着磐石驛荘社
二甲常與王德富名部照乙張大租地五畝作為保証至於借使洋目利三分生息言明十個月為期本利如
實交付将借字並大照抽回如果無力帰還　将所指地畝應帰趙德仁経理自行耕種嗣後有錢再行抽回
此係兩造情願各無反悔恐後無憑立借字為証
隨帯王德富部照一張大租地五畝

四至　東至水溝　南至李姓
　　　西至王姓　北至草甸

中見人　李玉新 の
　　　　王子仁 中

中説人　郝子善
代字人　呉月樓

光緒三十二年三月十五日　　王勝発立（）左食指斗

1　出押理由　は費用不足
2　貨幣の種類は現大洋　五晌の土地を担保として五〇〇元を借る。
3　期間十ケ月と明記
4　月利三分
5　期限と共に出押者、元利合計を返還し、契約書、執照を土地と共に銭主より引取ると明記
6　若し元利合計、期限までに返還不能の際は、該土地の耕作権は銭主に移り、後日全額返済の暁はこれを取り戻し得とあり。

第七節　土地に関する特殊事情

本屯附近には共有地、総有地の性質を帯びるものは全然なし。山・原野に至るまで全部私有地で、昔日事変以前までは他人の山野に入りて水草の採取は許されてゐなかつたのであるが、事件後本屯も荒れ果て無人の境と化し、耕地は草茫々と生茂る一荒地と化し、茲に於ける費用もなき取残された貧

民は無主の状態と化した耕地を勝手に僅かながら耕し、或は山に入りて薪を採り、これを縣城に搬び出して漸くに露命を繋いで来たのであるが、其後治安の確立と共にこの自由も次第に許されなくなつた。事変直後は縣当局も亦これを大目に見てゐたのであるが、此之事主も次第に帰農する様になり、現在では自家用の薪採取ぐらゐが漸く認められてゐる。

又冬季山麓の荒野に放牧を許されるくらゐのものであらう。

脱穀場は親しき間柄で、互に融通し合つて使用し、又小さい耕作者ならば菜園子が冬季の脱穀場と化すのである。

金を拂つて脱穀場を借る例は見られない。

地主が自分の小作人に限り、採草、採木を或る程度まで認める例もある。

土地に関する紛争としては、典関係書式の不備より来るもの、即ち立木の処分を認めると又認めてゐないとか、或は四至の不明確より来る境界争等があるが、大体は屯内有力者の調停で解決されてゐる。

此処で解決出来ざるものは縣公署に行き、現在では警察で取扱つてゐる。

今本屯の土地争ひで面白いものが一つある。劉某なるもの、李某に山林、耕地を出典し、その典契上には林木の伐採は之を許さゞる旨明記せるにもかゝはらず、李は金に窮してこれを売却し、この訴訟は、縣公署承審、吉林省公署法院いづれも劉の勝となり損害賠償の判決ありたるにもかゝわらず、李は屯に帰るやこれに肯せず、無頼の徒を集めて劉を脅迫し、土地を返さず紛争中のもので

あり、刈の妻女、調査員一同厳城に引上げし時厳城に来りて直訴に及んだものである。

第六章　建物

一　種類

1　居住房子……………草房

2　農　舎……………草房

3　畜　舎……………草房

4　菜　園

本屯の建物は全部草房であるが、楡樹県に比して用材其他が非常に劣つてゐる。

二　価格

一間房子の価格は新築費

住居草房……………四〇円……………六〇円

農舎草房……………二〇円……………三〇円

畜舎……………一五円……………二〇円

畜園……………四円……………六円

三　配分利用関係

住房予所有戸数　五戸　間数　二七間

借入戸数　三〇戸　間数　六三、五間　貸付戸数　四戸　其間数

十三、五間　内貸一、五間　調査戸数　四〇戸　実際使用間数　七八、五間にして一戸当り　三、九六間、家族数二一五人、一間当り居住は平均二、七人となつてゐる。

農舎所有　一間　借入　五間　畜舎借入　一間であり、住居以外の建築物の不備は明かである。今後二荒地の恢復と共にこれ等も整備するものであらう。

四　賃貸料

本地は磐石事件のため、非常なる荒廃を招き、一時は無人の境と化したるため、家は破れ、耕地は二荒地と化し、小作者の帰農して、耕地の回復の途につきたるは最近の事に属す。

未だに地主階級の帰来するものなく従つて家屋は全部小作地の附加物のみであり、本地に一人の賃貸料をとつてゐるもの、又これを納めてゐるものも見られないのは特異の現象である。又現在自立集団部落の建設着々と進行中なれば、この完成の暁は軌道に復するものであらう。

第七章　農具

第一節　縣に於ける農具

一　概說

耕起用としては、犂丈、壤耙を主として犂丈と称さる中にも大中小に依りその性能を異にするのである。加ふるに売買に付ても異り、鋳物製のすき尖、或は部分品の鉄製品のみが取引され、他木製の部分は自家に於て造作されるを普通とされてゐるのである。

二　種類

大車より鎌に至る大小農具を記載なせば次表の如き種類数になるも、此の中大部分の農家が自製なす農具をも一部の農民が購入なすを以て商人は陳列なし居るを見受ける。（次表参照）

三　価格

是が農具表記載の価格は大小動異にして、最もその価格に相違を来すものは大車であつて此の大車は五十円程度より百円内外のものを有するを見る。而し之が理由は何頭立に依り異るものにして当然なるものと認む。（次表参照）

農具種類別価格表

種類	價格	備考
犁丈	二〇〇	
大鏵子	六〇	
犁劐	六〇	
牽鉤	四〇	
墢耙	二〇〇	
壞耙心子	六〇	
拉子		自家製造
木頭磙子	二〇〇	
小鏵子	四〇	
鎬頭	一五〇	小鎬頭
耙子	四〇	木製四六齒
点葫芦	四〇	播種用
撈子	三〇	今石
鋤頭	一二〇	半月式板子

種類	價格	備考
大車	五〇〇〇	
石頭磙子	三〇〇	
木頭叉子		自家製造
木杴	三〇	楊械
連枷		自家製造
木製長齒耙子	八〇	調ノ製用
竹掃帚	二〇	
口袋	一五〇	
撮子	四〇	
簸箕	八〇	
竹篩子	六〇	
斗	一〇〇	
簸籮	二〇〇	
糞耙	四〇	

鎌刀		三〇	
切穂刀		二〇	
坎叉		四〇	
倒勾子		二〇	
莫乙子		二〇	
鉄銑	一	三〇	
大鎬頭	一	六〇	
二歯勾子		四〇	
打子銑		四〇	木製施肥用
鉄叉	一	四〇	三股叉
泥板子		三〇	
鍘刀	四	〇〇	
劁刀		五〇	打柎用半月式
鋸		七〇	

包米川子			自家製造
鶴嘴	一	二〇	洋鎬
囬子			自家製造
摺子		二〇	一丈
倉子			不明
扁担		二〇	
小扁担		二〇	
小斧		六〇	
小梢		五〇	
馬刷子			自家製造
鉄歯耙子		六〇	水稲播種用
材簾刀		六〇	
斧頭	一	〇〇	大斧子
洋鎬子	一	二〇	

第二節　屯に於ける農具

一　種類

縣城に於ける農具の約三倍を有する点を考察せるに、如何に農民は自家に於て作製せるかを窺ふことが出来るのである。（次表参照）

二　其の他

次表の価格及作業能率欄は全つて確実性を欠いでゐるものにして、例へば或農具は事変以前の価格を記載止むなきに至るも、或物は事変後購入なせる故、最近の価格を記載せるもの等を有し従つて作業能率の点に在りても同様記載せる作業のみ限られ使用なせるものにはあらず、適宜使用せるを普通とせる年限にありても同様大体の能力の失せざる程度の年限なることにして、事実農家は長期使用せるもの尠なからず。

農具の種類並価額表

農具名称	購入 価格	購入 購入状況	自家生産 材料費	自家生産 工夫費	自家生産 購入状況	年限	修理状況	作業能率	備考
種犂	一三〇円	ミシ自家材料ナシ有	二〇	一〇〇	ナシ	三年	ナシ	播種用	大部分自家製造する．
蹚犂	一五〇．	〃	二〇	一〇〇	ナシ	三年	ナシ	仝右	

鏵子	四〇	縣城より購入（三月）				二年	ナシ	耕種用	折四
犁碗子	三〇	〃 〃				不定	ナシ	合右	
鉄銑	五〇	〃（七月）				三年	ナシ	合右	
筒銑	五〇	〃 〃				五年	ナシ	合右	
木輥子				三五	ナシ	五年	ナシ	鎮圧用	種犁に同じ自家製造
鎬頭	一〇〇	〃（十月）	一	五	〃	一五年	一年一回修理とす（五月）	肥料用	木把自家製造する。
二歯鉤	四〇	〃（三月）	一	三	〃	三年	ナシ	〃	〃
鉄叉子	一〇〇	〃 〃	一	三	〃	五年	〃	〃	（三歯三股叉子木把自家製造）
糞耙			二〇	二	〃	一年	〃	拾肥用	
耲耙			三〇	七〇	〃	四年	〃	作條	自家製造
耲耙心子	四〇	縣城より購入す			〃	五年	〃	〃	
土拉子			一	一	〃	三年	〃	〃	自家製造
扼山子	二〇	縣城より購入す			〃	五年	〃	播種用	
点葫蘆			五	五	〃	二年	〃	〃	自家製造
糞筐	一〇	縣城より購入す			〃	一年	〃	〃	
糞杷			二	三	〃	一年	〃	〃	
鋤頭	五〇	縣城より購入			〃	三年	〃	〃	

鍬頭	五〇	県城より購入	一	一	ナシ	六年	三年一回修理(三月)	培土用	木把自造
鎌刀	二〇	〃	一	一	〃	二年	ナシ	収穫用	〃
掮刀	一〇			五	〃	四年	〃	穂切用	旧鎌刀使用不能のものを自家改造多し購入少ない。
打場用石頭報子	一〇〇	本県高麦荘より購入す。	五	三五	〃	框四年 永年	ナシ	調製用	框付自家製造
連枷			二	二	〃	一年	ナシ	調製	自家製造
木叉子			二	三	〃	二年	〃	〃	〃
掃帚			一		〃	十月	〃	〃	野生
木朳子			五	五	〃	一年	〃	〃	自家製造
簀耙			五	五	〃	二年	〃	〃	〃
揚杴	一〇					二年	〃	精選用	
扇車子			三〇〇	五六〇	ナシ	二〇年	〃	〃	材料自家生産 工夫大工製造
篩子	二〇	県城より購入す				三年	〃	〃	藤製造
鉄篩子	五〇	〃				八年	〃	〃	鉄線製造
簸箕	大六〇 小三〇					二、三年	〃	〃	
箱囤(席倉子)			一〇〇	二一〇		十年	〃	貯蔵用	自家製造
摺子		長さ五丈 巾一、二丈	一〇	七〇		三年	〃	〃	〃
麻袋	六〇					二年	〃	〃	四斗入

口袋	一七〇				ナシ	五年	ナシ	貯蔵用	三斗入
揃種筐			一	三五	〃	一年	〃	〃	自家製造
磨	三〇〇		一〇〇	七〇	〃	永年 磨用木具三年	〃	農加用	磨用木具自家製造
麺蓋	五〇					二年		〃	
碾子	二〇〇	蕎麦榜より購入	庭一〇〇	二八〇		庭五年 永年		〃	庭材料自家大工製造
筐蓋	一五〇	懸城				六年	ナシ	〃	
大車	二〇〇〇 / 四〇〇〇	大鉄車 / 花轄鹿車				一五年 / 六年	〃	運搬用	
筐			五	一五		一年	〃	〃	自家造掐筐
筐			五	一五		一年	〃	〃	自家造挑筐
推車子			二〇	四〇		二年	〃	〃	自家製造
扁担			一	一		一年	〃	〃	〃
扒力			一〇	二〇		一年		〃	〃
拉起袋			五	一〇		一年		〃	〃
小鞍子	五〇	懸城				二年			
韓縛	二〇	〃				二年			
鞴褥掛子	一二〇	〃				五年			
大肚帯	二〇	〃				[illegible]年			

杈杈子		二〇	県城				三年		材料購入自家製造
[illegible]包子					三〇	二〇	一年		
[illegible]碌碡		八〇	県城				二年		
[illegible]	一	〇〇	〃				五年		
[illegible]	二	〇〇	〃				五年		
[illegible]	二	〇〇	〃				五年		
馬[illegible]子									
[illegible]子		三〇	県城				一年		
[illegible]		七〇	〃				一年		
[illegible]					一	一	一年		自家製
[illegible]子					二	三	三年		
[illegible]縄		五〇	県城				一年		
[illegible]子				小大	二五	三五	二年		自家製
鍘刀	二	〇〇	県城		四〇	四〇	九年	三年一回修理（八円）	木材自家生産自家製造
馬槽子					七〇	三〇	三年		自家製造
猪槽子					二〇	三〇	五年		〃
[illegible]斗子		六〇	県城				二年		自製

白菊	三	[illegible]	[illegible]				三〇年		[illegible]
静子		七〇					一二年	六年一回([illegible])	
令子		六〇					六年	三年一回([illegible])	
鶴子		四〇					三年	一〇	二[illegible]
文洋鶴	二	〇〇					六年		
雪子		二					三年		
[illegible]		三〇					六年		
[illegible]	一	[illegible]					[illegible]	一	
[illegible]	[illegible]	[illegible]					[illegible]		
[illegible]		三〇					[illegible]		
[illegible]		一三					[illegible]		
時子				一〇	六〇	六〇			[illegible]
[illegible]子		二〇	[illegible]				三三		
[illegible]		六〇							
[illegible]				二〇		四〇	一三		[illegible]
[illegible]子				二		三	一年		
[illegible]		三〇	[illegible]	三		三			

第八章 畜産及林産

第一節 縣の畜産概況

一、家畜種類及頭数

種別	頭数
牛	1,582
馬	1,840
騾	1,560
驢	249
犬	9,600
山羊	56
緬羊	97
豚	19,000
雞	8,000
其他	1,500
備考	成仔別及性別不明

二 近年に於ける頭数増減の傾向及其理由

事変後匪賊の横行により掠奪さるゝ許りでなく、屠殺さるゝ等のため、減じつゝありしが最近

管理充分ならざるに加耕期に至り過激なる労働に因る疲労と共に病気併発し斃るゝも尠からず縣当局として二荒地恢復は資金及び食料、種子の配布、貸與に依らねばならぬとのことにて、極力斡旋なし居る関係稍増数の傾向にある因なり。

三　分布状態（康徳二年調査）

各区大小家畜頭数並に性別表

区別		1	2	3	4	5	6	計
馬	牝	二三八	五五	三八	一四	二一	五二	四一八
	牡	三五〇	八〇	二三〇	三五	五三	一二三	八七一
	騸	三六六	八五	一二四	三〇	四七	一二五	七七七
	小計	九五四	二二〇	三九二	七九	一二一	三〇〇	二、〇六六
牛		六三八	一〇二	三二三	八四	一二六	九〇	一、三六三
騾		六六三	一一〇	一八一	四一	五六	九〇	一、一四一
驢		四三三	八九	一二六	三三	五一	二五二	九八四
小計		二、六八八	五二一	一、〇二二	二三七	三五四	七三二	五、五五四
羊								一七・五
豚								二六、〇〇〇
雞								五〇二三〇
小計								

四区に於ける家畜数が他に比し少数にして何等かの特殊[illegible]

さりとも、理由としては明瞭ならず、調査不充分に起因なし居る様である。

四　各役畜、用畜の得失

本縣としては、役畜、用畜共に必要にして、何れが有利、不利と、思ふかの問題に就ては現在の如き状態を呈せる本縣にありては断定はし難し。但し現在は役畜が絶対に必要であり有利なり。役畜の配給は縣当局の最も意を用ひつゝある所なり。

五　牧野

牧野と称するよりも荒野、或は不可耕地に等しき土地にして、是が所有権は各個人である為、牧野として利用なし居るものでもなければ家畜の放牧に依る利益を目的とし計画的に経営なし居るものでもなく、所有者はあるが、かうした土地には誰もが放牧なすを以て、普通とされ居る。而も本縣の如き大小家畜共に少数の地に在りては、牧野利用など自由である。

六　畜産物の種類及処理

種類　　肉、皮、毛等なり。

処理　　直接販売と商人に屠殺せしむる所売渡しの二方法ありて加工なすことなく、産物のまゝにて取引き処理され居る。

七　家畜の疾病

鼻疽

鼻疽は大家畜に多く、伝染力最も旺盛なり。其の症状次の如し。

(一) 鼻をこぼすこと
(二) 食慾なきこと
(三) 眠れるが如き状態なること
(四)、約十日にて斃れること
(五) 七才――十五才程度の馬に多きこと

此の病魔発生と感じたる時はたゞちに隔離なすは勿論のこと、斃れるや馬は皮を売り、他は埋没なすとのこと。

時期＝何時にても発生する。

癩

鼻疽同様、大家畜に多きも死亡少くして老馬に於てたま〱死亡を見る。一種の皮膚病にして二、三ヶ月を経ると治るとの由、その症状次の如し。

(一) 毛がところ〱抜出すこと。
(二) 毛の抜けた跡に高粱粒の如き赤点が生ずること。
(三) 赤点と皮肉に白き皮状のものが生ずること。
(四) 腹部より次第に背に毛がところ〱抜けること。
(五) かゆがること。

当縣には最も多く、四月頃流行なす傾向あり。

炭疽

七才ー八才の馬に発生を見、伝染が旺盛にして直ちに治療必要なるも、五、六日にて死亡す

故、手遅れをなし治し難き疾病なる由、其症状次の如し。

(一) 咽喉、及食道、下腹部に卵形、或は瘤状に腫物の如き堅きものが出来ること。

(二) 食慾なきこと

(三) 衰弱すること

(四) 重態の場合は倒れることあり

(五) 五、六日にて斃死す。

時期は不定にして、この病気にて斃れたる馬は前述鼻疽同様処理さるゝも、皮を剥ぐ時に人間に伝染なすことあり。手などに傷ある者は注意を要する。

截

糞尿が排出出来ざる疾病にして、糞が出ざる時は大截、尿の出ざる時は小截、糞尿共に出ざる時を中截と称さる。

其の症状左の如し。

大截

(一) 糞をなす形態をなすこと。

(二) 腹が膨大すること。

(二) 腹痛のため、ゴロ／＼すること。

小獣

(一) 小便をはす形態をなすこと。他大獣と同様

中獣

症状は大獣、小獣と同様

時期不定なるも本縣にて一般に本病多きとのことなり。

瘟（ウエン）一名豚瘟（猪瘟）雞瘟

小家畜中、猪、雞に多く発生を見る。伝染力旺盛にして速死す。

其の症状左の如し

(一) 食慾なきこと
(二) 眼が赤くなること
(三) 強き咳をすること
(四) 室内を歩き廻ること
(五) 肥る豚に多きこと
(六) 約三日間にて斃死すること
(七) 死亡後、鼻或は口より血が出ること

時季

六、七月頃に多く発生をする。

死体の処理は皮を剥ぎ他は埋没することにしてゐる。

本病は最も多く、病豚、病雞の八〇%は本病にて斃死する由なり。

八 畜産経済

1 家畜畜産物の価格

成育普通家畜畜産物価格表

畜名＼項目	生皮（一枚）	肉（一斤）	毛（一匹）	卵（一ケ）	備考
牛	八、〇円—一二、〇円	二、二角	六、〇角		普通の発育せる家畜にして市価格なり。大体表の如き価格にて取扱はれ居る。
馬	四、〇—五、〇	一、〇	三、〇		
豚	三、〇—四、〇	一、〇	三、〇		
雞	—	五、〇—六、〇		〇、二角	
羊	二、〇—三、〇	四、〇			

皮産出量及時価表（税捐局にて調査）

類別＼項目	年産出量	鮮皮百斤に対する時価			備考
		上	中	下	

種別	年産出量	上	中	下	備考
牛皮	三二、三二五斤	二五、〇円	二〇、〇円	一五、〇	羊皮は僅少にして其の時価不明なり。
馬皮	六、二四〇	一五、〇	一〇、〇		其他狐皮五十枚産出され居る。上皮十二円
狗皮	三二七	一、五	〇、八	〇、三	中皮七、五円 下皮五、〇円

鬃毛尾産出量及時価表

項目 / 種別	年産出量	毛百斤に対する時価 上	中	下	備考
猪鬃	一、八〇〇斤	六〇〇、〇円	三五〇、〇円	一五〇、〇円	
猪毛	五、八四〇	一五、〇	一二、〇	八、〇	
馬鬃	三六〇	二五、〇	一〇、〇	六、〇	
馬尾	二五〇	一一〇、〇	七〇、〇	三五、〇	
羊毛	僅少にして不明	仝上	仝上	仝上	

(2) 役畜労力の過不足の状態及び余剰労力の利用情況

県当局にて役畜の貸与をなしつゝあるので、不足せるは勿論であり、殊に農繁期の如きは役畜の労力不足のため、人力にて犂丈を使用なし耕耘なすなど珍らしからず、全県役畜の不足を表し居る由なり。

九　畜産諸施設

1　改良奨励

康徳二年四月、鉄路局より二十頭、実業部より五頭のバークシヤ種牡豚の貸與あり、是等種豚を以て現在改良奨励なしつゝあり。

貸與種豚交付明細表次の如し。

実業部貸與種豚配布表（康徳二年九月）

村別	保長氏名	飼養負責者	頭数	摘要
卓唐子東団村	張鳳林	張鳳林	一	斃死一
太平屯〃	辛顯堂	谷長忠	一	
高太河〃	張書誠	韓立春	一	
細林河〃	李自玉	謝慶生	一	斃死一
石虫子〃	王喜廷	張国録	一	
計	五名	五名	五頭	二頭

以上、実業部配布す。

鉄路局種豚配給表

頭数	職業	住所	氏名	下車駅名
一	農	煙筒山街	田鴻図	煙筒山

一	〃	〃	魏顯庭	〃
一	〃	〃	邱秀廷	〃
一	〃	〃	武展卿	〃
一	〃	〃	于清和	〃
一	〃	小城子	于洪福	小城子
一	〃	黃慶峪村	馮德海	〃
一	〃	雞冠山村	李長海	〃
一	〃	螞蟻咀子村	龐約	蕎麥楞
一	〃	蕎麥楞村	楊魁	〃
一	〃	湯水溝村	宋振山	〃
一	〃	城內	杜占春	磐石
一	〃	〃	石成玉	〃
一	〃	〃	李繼瀛	〃
一	〃	螞蟻頂子	孫慶文	〃
一	〃	仙人洞村	嬌子均	〃
一	〃	七個頂子	高有	〃
一	〃	宗山屯	宗廷恩	〃

一	〃	小崎子	趙煥成	〃
一	〃	帽兒山	王徳潤	靠山屯
一	〃	靠山屯	侯元銀	〃
一	〃	長山屯	閻鳳安	〃
計二〇			二〇名	

康徳三年度計画承借数目表

村別	種類	性別	年令	承借人氏名	所有畜連 種類	性別	年令	頭数	何連	頭数
草房子集団村	牛	牡		張鳳林	牛	牝	三	二	任永連	二
	豚	牡			豚	〃	二	三	〃	三
大平屯〃	牛	牡		谷長忠	牛	〃	三	二	〃	二
石田子	牛	牡		袁団録	牛	牝	四	二	任永連	二

謝家河〃	牛 豚	牡 〃	
營太河〃	牛	〃	
哈螞河子〃	牛 豚	牝 〃	
東玻璃河套〃	牛 豚	牡 〃	
小城子〃	牛 豚	〃 〃	
大梨樹河〃	牛 豚	〃 〃	
北牛心頂子	牛 豚	〃 〃	

李白玉	牛 豚	牝 〃	三 二	三 一	在来種 〃	三 一
張書誠	牛	〃	三	二	〃	二
孟広恩	牛 豚	牝 〃	五 三	三 二	在来種 〃	三 三
李恵廷	牛 豚	牝 〃	四 二	一 二	〃 〃	一 二
孫忠興	牛 豚	〃 〃	四 三	二 一	〃 〃	二 一
孟恵恩	牛 豚	〃 〃	三 三	二 二	〃 〃	二 二
呂宗慶	牛 豚	〃 〃	五 二	一 一	〃 〃	一 一

駅馬泊子〃	報馬川	大呼南河〃	徳勝溝	揚子炕	馬家岔	郭家店
牛 豚	牛 豚	牛 豚	牛 豚	牛 豚	牛 豚	牛 豚
壮 〃	〃 〃	〃 〃	〃 〃	〃 〃	〃 〃	壮 〃
董雲起	董雲起	趙同吾	孟照祥	梁錫侯	楊文彬	劉振武
牛 豚	牛 豚	牛 豚	牛 豚	牛 豚	牛 豚	牛 豚
牝 〃	〃 〃	〃 〃	〃 〃	〃 〃	〃 〃	〃 〃
五 二	五 二	三 二	四 三	四 二	三 二	三 二
二 二	一 二	一 一	一 二	一 一	一 二	一 一
〃 〃	〃 〃	〃 〃	〃 〃	〃 〃	〃 〃	〃 〃
二 二	一 二	一 一	一 二	一 一	一 二	一 一

黄爪営	豚 牛	〃 牡		孟広元	豚 牛	〃 〃	二 四	二 一	〃 〃	二 一
長崗自立	豚	〃		李樹徳	豚		二	二	在来種	二
興立屯自立	牛	〃		辛顕泉	牛	〃	三	一	〃	一
合計	豚. 牛			一九 一七						

表の如く豚長に配布せるが、その成績等に就いては日浅くして数字的なることは明瞭ならざるも農民は非常に賞讃し居ると共に、その成績大なるものと期待し居る。

飼育者は交配希望者より交配料金として十銭を申し受け、飼育費に充当なし居る。

改良奨励の方針に決定的なものはないが、役畜にては牛用畜は豚鶏等に重点を置く方針なりと。

理由は農村の疲弊困憊状にあることより左の條件に基づき方針とせり。

a 管理飼育の容易なるもの、

b 粗飼料に堪へ得るもの、

c 農家に関係最密接なるもの、

d 復利迅かにして確実性のあるもの

e 農家家族誰もが管理飼育可能なるもの

2 衛生防疫施設機関

農村困窮のため、人命救済に、耕地恢復等に追はれ、畜産施設に及ぺざる有様なり。

屠場調査は次の如し。

本縣屠場数、縣城、煙筒山、黒石鎮の三ヶ所なり。

三ヶ所屠場中、縣城にては税金徴収なすも、他二ヶ所は農民が使用の場合に限つて税金を徴収せず使用料のみなり。

但し大家畜屠殺は税金、使用料ともに徴収なすこと、康徳二年一月決定し、その後の屠殺数量次の如し。

屠殺頭数及税金使用料割合表

畜名＼項目	屠殺頭数	一頭に付き 使用料	一頭に付き 税金	備考

豚	四三〇八頭	二、〇角	二、五
牛	一一七	七、七	五、〇
羊	五	七、四	二、〇
騾	六八	四、〇	三、〇
驢	一七	三、〇	二、〇

一般農民は自家にて屠殺せるもの多く当表数字は商人八割を占めてゐる。豚を屠殺せる場合、毛と血は財務局に納めらる。

月別屠殺頭数表

項目 ＼ 畜名	豚	牛	羊	騾	驢	計
一月	五一六	二九				五四五
二月	六一二	七				一六九
三月	三三六	一四				三五〇
四月	三六四	一一				三七五
五月	三三八	一				三三九
六月	四四六					四四六
七月	三一九					三一九
八月	三二二	二	五			三二九
九月	四六三	六				四六九
十月	三三三	三		四八	一二	三九六
十一月	三四九	三〇		八	二	三八九
十二月	三六〇	一四		一二	三	三八九
計	四、三〇八	一一七	五	六八	一七	四、五一五

自一月至九月間は、畜力不足のため、大家畜の屠殺を禁止せる由、故に表の[illegible]

3　加工販売事情

屠殺の数も至って僅少であり、加工利用業者等はなきも、皮商者に於て大車附属品即ち馬の道具等に馬牛を充当し居る程度のものであり、屠殺頭数の大部が豚であり、加工機関並に施設など出来得るものではない。

一〇　柞蚕、養蚕

柞蚕に在りては康徳三年度、実業部指定県である関係としては、一区仙人洞に放育予定地となり居る。然し本県の柞蚕は、宣統二年、大鍋盔に放育せしことあり、当時春蚕の成績は良好であったが、秋蚕は営繭せざる前に降霜せる関係より失敗せる由、従って収支償はず中止せるに至る。当時春蚕子四千繭にて約三倍の増繭となるとのことなり。

樹種

小葉柞　大葉柞　大青楊　小楊　赤柳　白皮柳　青皮柳　簸箕　黄榆

青榆　沙榆　家榆　小葉紅榆　椴槭　小曲柳　樺曲柳　香樺　臭樺　茉筱

花色木　梨樹　杏樹　李樹　山裏紅樹　臭李子樹　沙松　団松

磐石県養蚕実施計画説明書

目次

一 養蚕予定概説

二 蓋平移来五戸補助弁法

1 種蚕費

2 家屋建築費

3 春耕費

イ 役畜費

ロ 種子費

ハ 大小農具費

4 山場租料

5 引越費

6 雑費

三 本縣二戸補助弁法

1 種蚕費

2 雑費

四 関於蓋平移戸租地及建築房子弁法

1 佃戸租地（地主より）

2 房子実装租房

移民五戸租地契約規定事項

移戸租地（地東――地主）姓名表

養蚕地見取図

旅蚕移民及奨励実行計画予算表

磐石県養蚕実施計画説明書

一　養蚕予定概説

養蚕地は県城より約四里の仙人洞とす。

所有者は二名にして次の如し。

王永賢　約十晌　朱西村　約十晌　計二十晌

以上養蚕適地と認め、康徳三年度より開始予定なり。剪子七把半とす。

二　蓋平移民五戸補助予算（参照実行予算書）

イ　種蚕費

予定購種蚕二万粒毎粒四分計八十元　種蚕保管及輸送費二十元由県公署代購備付蚕戸

ロ　家屋建築費

毎戸既給家屋二間擬共建家屋十間毎間建築費五十元計五百元又建築共用蚕室二間毎間建築費六十元計一百二十元俟毎戸支給四十元以便予備材料拉磚時支給三十元家屋完成時支給三十

十元共円蚕室於開始建築時支給半数（六十元）其余俟完成時付清

3 春耕費

縣公署にて安価な利率金を貸借し、各飼育戸に貸与可し年末に返済せしむ。

イ 役畜費

予定五戸とし配付役畜三頭一頭五十元計百五十元とす。但し畜力不足の場合は二荒地資金にて購買貸与の予定なり。

ロ 種子費

予定地面積一五晌毎晌種子費一、五円貸与なす予定なり。

ハ 大小農具費

一五晌の耕作面積に要する大農具七円、小農具三、三円を貸与なす予定なり。

以上の項に就きては春耕前に報告せしめ、不足の分に依り購入貸与の予定である。

4 山場租料

佑[illegible]山場察憲三年度因係初次試験不給租料以後租収益之多寡酌提若干成作為山場租料

5 引越旅費

由至平房共五戸共支給一八元之旅費

6 雑 費

由吉平房共五戸補助雑費一百元於到搬後五戸共支給雑費二十元以為購傢具之用其余八十元

由縣署購食糧貸與之

三　本縣一戶補助弁法（參照定付予草表）

1　種蚕費

由縣公署給與種蚕八十瓩種蚕費三二円保管及輸送費八元由縣公署發給之

2　雜費

每把助子補助害虫予防費三十元人工費三十元計六十元但須拾領款之前將應用物品種類數量價格報告縣公署核定後支給之別由縣公署補助食糧費共三三、五円由縣公署購糧發給之如有不足或須貸與時由指種二荒地資金內酌量購買貸與之借貸及償還與墾戶弁法相同

四　關於墾戶租地及建築房子弁法

1　關於個戶租地事項二戶租種仙人洞附近之地三戶租種大榆樹村附近之地每戶配給耕地四晌距住房在一里以內往還便利地租照本縣習慣弁理租契見別紙

2　關於房子建築及租房事項

移來五戶到署臨時二戶住廟乙房子（二間）一戶住大榆樹村內（一間半）二戶住大榆樹村外（二間房）無租價解凍後三戶在仙人洞村埋房子五間撥給佔用地一號（寬七丈長二十丈）二戶在大榆樹村埋房子三間撥給佔用地　號佔用每號納租糧三斗

臨時蚕室佔用仙人洞小廟乙房子二間將來在仙人洞村大榆樹兩処各蓋房子一間作爲蚕室

蓋平移來五戶租地契約規定事項

1 期限
一個年（康徳三年十二月三十一日満期）

2 保人
由本屯甲長担保

3 租地附加物
五晌以上三晌以上毎戸附代養口地一畝房子一間半俟新房蓋完成時即遷住自己房子

4 租料
租種山地毎晌租粮一石六斗平地二石四斗高梁粟大豆三色均交如用地粮須支租粮按本屯
習慣弁理

5 納入方法
地東自己拉去

6 納入時期
十二月末

7 租料以外附加物
無

8 其他
借住房子由佃戸修理

如有災害減收隨本縣習慣辦理

蓋平移民租地表

地主姓名	貸付面積	備考
王承賢	八晌	
李向九	四	
朱雨村	四	
李漢臣	二	
李景全	二	
計	二〇	

柞蚕移民及奨勵実行計画予算

種數	員數	單価	金額
種蚕代	二〇、〇〇〇粒	〇、〇四〇	八〇、〇〇円

種類	員数	単価	金額
輸送費保管料其他	二〇、〇〇〇	〇、〇一〇	二〇、〇〇
家屋建築費	一二間	六〇、〇〇〇	七二〇、〇〇
春耕費			三五一、四五〇
役畜費	三頭	五〇、〇〇〇	一五〇、〇〇〇
種子費	一五晌	一、七七〇	二六、五五〇
大小農具費 小	一五晌	三、二三〇	四八、四五〇
大小農具費 大	一五	八、四三〇	一二六、四五〇
房子敷地租料	五戸	四、五〇〇	二二、五〇〇
引越旅費(実費)	五戸		一八一、〇〇〇
雑費			一三〇、〇〇〇
計			一、五〇四、九五〇

種類	員数	単価	金額
種蚕代	二〇、〇〇〇	〇、〇四〇	八〇、〇〇〇
輸送費保管料其他	二〇、〇〇〇	〇、〇一〇	二〇、〇〇〇
家屋建築費	一〇間	五〇、〇〇〇	五〇〇、〇〇〇
	二間	六〇、〇〇〇	一二〇、〇〇〇
春耕費			三二五、七七〇

種類	員数	単価	金額
役畜費	三頭	五〇、〇〇〇	一五〇、〇〇〇
種子費	一五畝	一、五〇〇	二二、五〇〇
農具費 小	一五畝	三、二三〇	四八、四五〇
農具費 大	一五	七、〇〇〇	一〇五、〇〇〇
考子敷地租料	五之	四、五〇〇	(二二、五〇〇)
引越旅費(官費)	五之		一八一、〇〇〇
雑費			一〇〇、〇〇〇
計			一、三二六、九五〇 (二二、五〇〇)
種蚕代	八、〇〇〇	〇、〇四〇	三二、〇〇〇
輸送料保管料其他	八、〇〇〇	〇.〇一〇	八、〇〇〇
蚕具費	二把	一一、〇〇〇	二二、〇〇〇
害虫予防費			一二〇、〇〇〇(小目土十個分)
人工費			三〇、〇〇〇

雑費			一二三、五〇〇
計			一五五、五〇〇

備考

春蚕は蚕場借地料は支払はざること
労力は総て自家労力に依るを原則とす。

二 養蜂

1 沿革消長の状況及其の理由

民国二十一年、王歴林氏が奉天景牧師の指導を受け、本県内に、養蜂を始めたり。当時景牧師より種蜂三箱を購入せり。現在数大六箱にして販売せる箱数二十箱とのこと将来有利なる家庭副業として王歴林氏は小学校々長の現職を利用し生徒に普及中であるが、その熱心なる教授に依りやがては相当の発展を見るであらう。

2 養蜂分布状況及蜂群数一群の蜂数

城内に於て養蜂され居るのみにして、他農民は養蜂なすもの無し。模範小学校々長の一族二戸のみである。蜂群数は一箱を単位にして、活動期間に変化あり、春は一万、夏は五万、秋は一万五千と増減なすのであるが、夏季に於ける五万からの蜂を一箱に収容し置くことは不利であり、活動充分ならず故に三箱に増すも、秋に至ると死ぬので元の一箱にするとのことなり。

故に春は約一万までに減蜂せる由なり。休眠期間の越冬不完備のため、非常に多数の死蜂を出し居る。

3 飼養管理状況

蜂窩の構造写真参照

地下に横八尺、長さ二十尺、深さ七尺の室を設け、南側に出入口を設けあり。

開花期には一週間置きに観査し蜜量並に王蜂の産卵増蜂の有無状況等を識る。増蜂なし得る時は蜜と分蜂に目的を置き後日の管理を変更する。箱内の温度を観測なすこと。（下八〇—九〇度）

無花期に於ては蜂同志にて蜜の奪ひ合ひをなす故、蜜量調度をなしやらねばならぬ。給蜜をなす時は三万蜂にて十三斤の蜜が必要である。砂糖の場合は、砂糖量の十分の二を水と混合なすこと。二万蜂には八斤の砂糖にて充分なり。越冬窩に入れるは十月二十日にして後は窩内の温度、湿気を二週間毎に観測し調整す。

4 蜜源

楡、杏、李、豆、葡、蔬菜等にして豊富なる蜜源を有するも活動期に於ては降雨割合多くして、適地とは就されぬとの由なり

5 •

一窩收量	收蜜回数	收蜜時期	收蜜法
約百斤	一回	八－九月迄	分離器にて

分蜂さかんとする時は收蜜出来ず、増殖のみを目的とする時は一年六窩までの増加可能なり。

6 養蜂生産物

販売状況

薬店に販売なし居るも、薬店にては養蜂蜜よりも山蜂飼養に依る混蜜即ち蜜蝋を混合せるものを好む状態なり。

価格利用

混蜜一角　利用は薬店で丸薬として売買なし居る。

清蜜二角　薬店にて丸薬に混じ利用なし居るも、飲料用に使することも多し。

第二節　其の畜産状況

一 近年に於ける頭数増減の傾向及其理由

匪賊の掠奪に虞れをなし、売るもの、掠奪さるゝもの等のため高少なく耕作出来ざる状態の農家尠なからず、成馬十五頭、成牛六頭である。

馬十七頭牛六頭、騾三頭、驢五頭、豚十七匹の状況なり。

二　家畜の能力、利用価値

1　役畜（牛馬騾驢）

輓曳一車　馬騾四頭にて、一千五百斤を積載なし県城往復なすを、穀物運搬の普通行程とせる。

耕運一日行程	一年行程
馬〇、八晌	馬四、〇晌
牛〇、六晌	牛二、五晌
驢〇、四晌	驢一、五晌

以上にして、最近は役畜飼料悪きため以上の如き状態なるも、普通飼料を給与すれば約一、五倍の能力となるとのことなり。

2　使用開始年令、年使用日数、使役年限

馬騾驢は三才より使用開始し、約二十五年間を以て使用年限とさるしも、此の内驢に限りては約十五年間なり。

牛は四才より開始され約十六年間とさる。年使用日数は約三分の二は使用さる丶割合と成る。

3 廃棄の場合に於ける処分法

普通市場にて売買なすを常とするも中には仲買人が農家に購入に来ることがある。かうした場合に売るものもある程度なり。

4 各役畜の得失

八畝以上の耕作農家は馬を飼養なすが利益なるも、五畝程度農家は牛を飼養なすこと良策なり。これ以下の農家は役畜飼養なすことは不利にして雇牛具が有利なり。馬より牛は仕事の能率は挙がらぬが、飼養管理容易なるが故なり。用畜として飼育され居る家畜は豚十七頭に鶏若干である。目的あつて飼養なし居ると云ふよりも、農作物の粃類を有する農家が全く自家用としての飼育をなす程度である。

イ 畜種別

大民猪種、二民猪種 荷包猪種の三種あり。

特徴

大民猪種 晩生。 耳が長大にして下垂する。 体が長く高い 三年生にて約三百斤

二民猪種 中生。 耳が長大にして下垂する。 体は短くして足短く低い

三年生にて約二百五十斤

荷包猪種　早生　耳は下垂せず横突形　体は丸味を帯びて低い　一年にて約百二十斤　二年にて約百五十斤

本屯には二民猪が多く飼養され居るが早生種の荷包猪は蕃殖稍劣り、売買には二民猪が一般に喜ばる。便利なるが故なり。然し現在数は全く僅少なり

ロ　生産能力

屠殺後骨付にて売買なせば三割安にして、生畜売買の場合は四割安として取引さるゝを慣習とのことなり。

肉の分止まりは百斤豚にて五、五―六割、二百斤の豚は七割正肉百四十斤、毛七斤、骨三十斤、血液六斤、内臓三〇斤の割合となる。

ハ　供用並更新

共用のものは二年―三年の間に於て供用とされ、更新年令は老母猪と称される蕃殖専用があって、約十ケ年余蕃殖専用として飼育され、大体は自家にて生産なし充当なすを普通とさるゝも、新に飼育せんとするものはたまたま購入なし充当なすものとあり。取引標準価格約五円

ニ　各用畜の得失

得失に付ては全く本屯の如き状態の処にありて要領を得たのであるが、農民は盛んに改良

種豚の配付を希望なす点より考察なして用豚が比較的有利と思はれる。

三 飼育管理

1 畜舎の状況は至って粗雑なるものにして、雨水を埋立なしある程度である。

2 飼育法

舎飼、放牧は季節に依り異る。然し放牧が普通とされ居るなり。四月より九月下旬まで放牧なすとも必ず看猪を（青年）付け放牧法に依る。他の期間は自由放牧にして二回―三回の供食なす。穀物糠と食料の洗水を混合なしたものである。但し子付豚には約一ヶ月間は焼酎より酒粕を支給なす。之等の給飼量に就いては不明瞭なるも大体飼育豚供与平均穀物糠年に約五斗程度なり。

3 繁殖

交配年令は二才にして、其の方法たるや単に放牧中自由交配なす程度である。自家に牡豚無き時は友人の牡豚を以て交配が行はれる。但しこの場合交配料は無料なり。次回交配までには約二ヶ月を要し産仔数次の如し。

大民猪

約十五匹にして、最初分娩は約十匹程度のものなり。

二民猪

約十三匹にして、最初分娩は約八匹程度のものなり。

荷包猪

約十匹にして、初期分娩中は約六匹程度のものなり。

4 育成

離乳の時期二——三、五ヶ月にして離乳なし、育成歩合は約八割程度のものである。幼畜の手当及飼料等は高粱の下柄と称する充分熟らざる高粱を供へ、たまく数莫を入れやる等なすとのことなり。

5 去勢

時期分娩後二ヶ月より二ヶ月半にして行はるゝのであるが、その方法は誰でも行ふのではなく技術者が居る。猪獣医と称し、食事及酒を馳走することに依り去勢費用とするのである。

6 役畜の装飾又は削蹄

馬、騾、驢は二回削蹄及装飾を年二回にして一回五角の費用を要する。牛は年一回にして六角を要するなり。

四 飼料

家畜飼料の種類は谷草が主飼料にして夏期僅かに青草を与ふ。濃厚飼料では豆餅子、上場へ高粱の熟らぬもの)、高大豆等にして農繁期に於て濃厚飼料が僅かに与へられ居る程度であり、その所要量等は不足のものであり、殊に地方の標準などは全く得られぬ状態であるが本屯に於ける一農家に於て聴取せるに、馬騾は一頭に付一年高大豆及豆餅子の割合は次の如し

畜名	黒豆	豆餅子	高粱	備考
馬 騾	一、二石	一五枚	一、三〇石	表記載の所要量は一頭一日を単位としての一年間所要量なり。
驢	〇、五	七	〇、五〇	
牛	〇、七	一〇	〇、八〇	
豚	〇、二	二	〇、一〇	

五 牧野

本地にては牧野と称さるゝものなく、荒野に自由放牧をなし居る状態である。

六 畜産物の利用

糞尿は肥料として利用され、斃死せる家畜などは皮を売却なし、生畜を屠殺なし加工なすなどは全くなきも、正月・端午節・中秋節等に屠殺し自家消費の場合自家加工なし、食膳に供す程度なり。

七 家畜の疾病・斃死

1 獣疫

豚に於ける調査考目中に述べある如く、本地にては瘟病が多く、次いで中截が多いとのことなり。

2 当地は家畜少なく、疾病としての被害は少なく、仔豚に於て秋期斃死数少なからず、病名虎列拉と称さる。斃死体は埋没なすとのことなり。

八 畜産経済

1 家畜、畜産物の価格

馬　四五円、　豚五〇円乃至一五円、　牛　四五円、　豚肉一斤一、八角以上の詳細なることは、県に於ける調査項目にて参照、最近、牛肉の消費多くなって来て牛が騰貴と迄は至らざるも漸次騰貴の傾向にあり。

2 家畜及畜産物売却購入方法

農民が直接売却購入なすものは少なくして、この場合県城に於て為販子と称さる中介人の手を経て取引きが行はれるのであるが、買人と売人との中裁役の称なるものにて、売人が五〇円と云ひ買人が四〇円なれば購入なすと云ふ場合、中介人が差異の十円を両人五円宛の打合せを行ひしめる役を持ってゐる。但しこの打合が不合理なるときは破談となるので中介者は慎重になさねばならぬ許りでなく、売人と買人の価格は自己のみに止め、両人には秘密になし置かねば取引が困難となり纏まり難いのである。故に手を他に見えざる様になし両人の売買価格を推定し、なるべく両者間差異を生ぜしめざる様につとめ、其の交渉中に手を握り両者の差異を少なからしめるのである。この場合の親指は五〇円、他四本中一本十円と仮定されるのである。交渉成立せる時は両者間より手数料として一円宛を中介者は貰ふことになってゐる。

3 畜力借入賃

産牛具など一、二件行はれあつたが他は借入なすことなし。

4 役畜労力の過不足の状態及余剰労力利用状況

農繁期に至つては、あればかりではなく一般に全不足なし居るのである。之がため二荒地の恢復なども充分出来ざる状況なり。（縣報調査項目参照）

第三節　縣に於ける林業

一 造林

昨年よりの緑化運動に依り、配布苗木を植樹なす以外はなし。

二 自然林

1 所有関係

林地林木の所有が異る等のことはなきも民有地の林は全く伐採され、大林等は尠くして昨年の如きは不在地主多く集団部落建設に要する材料の如きは必要に應じ自由伐採をなし居る状態なり。

官有森林は次の如し。

区別	所在地名	面積(方里)	方向	毎方里伐材数	皆伐開採	距駅換里数	備考
四区	老営溝	一五方里	東南	一二〇〇本	未開採	一三〇里	
三区		一〇方里	東北	九〇〇本	半開採	八〇里	約五割伐採

2 樹種

養蚕、柞蚕の項目に於て記載せるを以て略す。

3 伐採更新状況

従来伐採更新は燃料を主体として行はるゝこと多く、普通闊葉樹は七年に一度の割合を以て伐採なせば、燃料に供し得る柴としては充分なる由なり。柳楊樹にありては三年交代にて燃料となし得る程度のものなるとのことなり。

4 木材の用途、販路、数量、価格

建築材料並に燃料として相当使用され居るも、その数量に於ては明記なすを得ず、価格に於ても同様ならず、建築材料の如き大別して、瓦葺と草葺とに使用なす材料に差がある。瓦葺には材料の太きもの、草葺には細きものにて差支へなきことになつてゐるので安価なり。従つて太い、細い、長短によつてその販路、価格が生産者と使用者との交渉によつて定められるので

ある。

三 林野産物

1 薪炭、菌茸と草の採集と土地所有権との関係

所有関係の項に於て述べたる如く、本縣に在りては土地上物との所有権を異にするなどはなく、薪炭等の採集に当りては雑草は自由に採集なすを得れども、禁制にありては地主の許可を必要とする。不在地主にありては、概々自由に採集なし居るを常とせり。

2 木炭製造及其他の販売概況

康徳元年度は農民の困憊甚だしく、その日も食糧もなきもの多数により救済策として木炭の販売を極力斡旋せしところ、この業を始めるもの多く、従って木材伐採が自由伐採の如き状態となりたるも之が是認せざるを得なかったとのことである。最近は東団部落に材料を必要とするので木炭製造に要する自由伐採はなさしめざる方針である。

販売については関東軍に一斤一分平均にて特約せしが利益は至って少きも、食料を充すことが出来たのである。是が販売統制を図る為に各区（四区を除外）には縣公署事務所を設けたのである。この事務所にて扱はれし数量は次の如し。

項目 / 区別	一区販公署	二区煙筒山	三区販公署	五区販公署	六区煙筒山
生産量 十二月	64,188 斤	45,702 斤	616 斤	11,084 斤	69,688 斤
生産量 一月	100,902	97,105	2356	26,818	150,061
生産量 二月	ナシ	31,089	ナシ	ナシ	129,960
価格 十二月	857.11 角	815.58 角	8.00 角	141.59 角	929.20 角
価格 一月	1404.39	1306.99 角	27.59	271.48	2114.41
価格 二月	ナシ	446.07	ナシ	ナシ	673.73
摘要	十二月七八回、一月一十九回の出商	十二月一六四回、一月二六四回、二月四三回の出商回数	十二月一回、一月四回の出商回数	十二月十五回、一月二十七回の出商回数	十二月一二四回、一月一九五回、二月四八回の出商回数なり

各等級別

一等品	二二〇、九九四、五斤	一斤一角五分	三三一四、九一七五元
二等品	八八、三九七、五斤	一斤一角三分	一一四九、一六七五
三等品	一一三、五九二、〇斤	一斤一　角	一一三五、九二〇〇
合計	四二二、九八四、〇斤		五六〇〇、〇〇〇〇

四　備考

副業にて捗々わならずして獲るもの尠からず、数字は不明瞭なるも、二年度の副業中、優位を占め居るとのことなり。

第四節　屯に於ける林産

一　自然林

自然林と称しても全く林の程度のものにして、所有関係は個人であり、畑となすまでは燃料に供す林となし置くことが利益なるとのことにて残されある程度のものである。

1　樹種

柞樹、楊樹、椴樹、槐樹、色木樹、楡樹、樺樹、楓樹等なり。

2　伐採更新状況

建築材料、燃料の必要に応じ伐採される程度なり、然し燃料専用林は七年に一度更新なすとのことなり。

3 木材の用途、販路、数量、価格

木材と称するも建築用椽子（垂木）程度のもの僅かに二年度約百五〇本余の販売をなせる由にして、一本三角他は集団部落用に約二百本余の使用され居る状態で林地の程度なり。

二 林野産物

下草の採集に関しては、現在地主の許可を得れば採集なすことを得るも、不在地主にて小作者も居住なき土地に在りては下草の程度なれば自由に採集なすも支障なく薪炭材（柴）にして、自家用として採集なすときは許可を必要とするのである。木炭の製造は本屯になきも県城調査項目参照

三 狩猟

雉、兎、リス、狍子等なり。

、本屯にて獲得さるゝ状態は次の如し。

雉	五百羽	二羽（一対）	五角
兎	三〇羽	一羽	二角
狍子		一匹	五円
黄皮子	二〇匹	一匹	二円（鼬）

以上の如き状態にて雉の狩猟は副業としては重要なる地位を占め居るのである。

第九章 耕種法

第一節 縣に於ける耕種概要

一 肥料

種類

堆糞、土糞、馬糞等の三種類なり。

施肥慣行の概要

堆糞は前年の農閑に撒布される。

土糞、馬糞も堆糞同様なり。

散布時期

三月下旬に畑に運搬され、作物に依り施肥量及び施肥方法が定められる。

二 耕種法

1 主要作物栽培消長の概要及消長に影響を及ぼす諸関係

黄豆、包米、高粱 粟 水稲 大麦 稗子 蕎麦等の順位にして、最近激増せる傾向にあるものは水稲である。他蕎麦なども昨年の如きは多く栽培されたるが、之等は永久性のものにはあらず、匪害と水害のためにして一時的のものと想像さる。該当局としては食料缺乏の関係上早熟のものと大麦耕作に力を入れてゐる。

2 耕種法の変遷状況及之が変遷に影響を及ぼす諸関係

之が説明に就いては七に於ける調査記事にて説明する。

3 主要作物分布状況

三区、四区、黄豆、包米栽培が多く、二区、一区は高粱栽培が多し。理由は、三区、四区は高地（丘陵地帯）なる故、二区、一区は平地に比して比較的肥沃地なる故なり。

特用作物中、線麻は三区栽培多く、蘇子は三、四区に栽培さるゝこと多し。

4 作付、面積作付歩合（三年度収穫高・予想調査表より各区警察署）

作物名	面積	備考
大豆	19853、97	康徳二年度耕作面積並に二荒地面積各区別表参照
小豆	1841.10	
吉豆	75,85	
其他豆類	333、80	
高粱	12449、92	
谷子	7898.75	
包米	15710、63	
小麦	68、60	
大麦	1439.90	
黍子	594.70	
稗子	3522.40	
蕎麦	219.10	
稲子	2729、90	
粳子	336、10	
燕	159.30	
青麻	9280	
蘇子	58967	
蓖麻	4.00	
芝麻	9.00	
瓜子	1、00	
線麻	442、60	
其他	492.53	
計	68、792、52	

5 主要輪作様式とその作物組合せ及び肥料との関係

輪作＝黄豆－高粱・粟－黄豆・包米・大麦

連作＝包米－大麦

肥料との関係

黄豆、包米栽培年に重として施肥されるが、大麦は施肥せず。

6 間作及混作の主なる様式

間作及混作面積の全耕作面積に対する割合、混作に於ける組合作物の作付歩合、間作及混作等の全面積は不明なるも、包米の株間に小豆を栽培され居るを見る程度のものなり。

播種期

包米播種後、発芽約二寸にして小豆を播種する。理由は收穫期に差が生ずること、主作物に何等悪影響なきとのこと等より、三、四区地方に若干行はれてゐる。

7 天災害及病虫害及其他の災害とその対策

二年度に於ける水災害対策として、蕎麦を被害地に播種なすこと、虫災は捕殺法等にして獣当局にては蕎麦の蒔換へを以つて其の対策となせり。

8 精穀及製粉歩合

種名＼項目	単位 量	単位 衡	精穀	精粉	粉條子	備考
高粱	一斗	四二斤	〇、七－〇、八斗	三〇斤	－	精穀及製粉とされ使用さる。
粟	〃	四二	〇、五－〇、六斗	－	－	精穀のみ
稗子	〃	三五	〇、五－〇、六斗	－	－	仝右
包米	〃	四〇	－	三二	－	精粉され使せらる。
蕎麦	〃	三〇	－	二〇	－	仝右

小豆	〃	四二	―	―	二六	粉條子として供せらるゝ
緑豆	〃	四二	―	―	二五	仝右
馬鈴薯	〃	一〇〇	―	―	一二	仝右

9 貯蔵法、貯蔵設備、貯蔵期

主として囤子或は蓆子にて貯蔵されるも、一般農民にありては極簡単なる囤子、蓆子等にてなし居る。包米の如きは包米楼子と称さる高粱稈にて建てたるものの中に投入し貯蔵なし居る。

種子貯蔵にありては包米は家屋内楼上に棒子のまゝ吊されあり、高粱、粟等は食料として貯蔵なし得る物中と同様穀中より選びなす程度にして、中には高粱穂のまゝ、包米同様に貯蔵なし居るものあり。

貯蔵期間は商業者農民と異り、商業者にありては粟、高粱等は価格騰落の如何により不定である。大豆にありても同様なり。

但し交通不便の地にありては解氷期迄とされ居るが通常なり。

農民は食料以外商品穀物を貯蔵なし騰貴を待つなど全くないと云つても過言ではあるまい。

但し結氷期中なれば或程度の売期遅延を試み騰貴を待つなどあるは必定なり。

10 採種及種苗の購入方法、品種改良の状況並に農民の耕種改良に対する希望意見

採種

包米、高粱は圃場中にて収穫の場合、良穂を選択なす。谷子も多く同様の方法に依ること尠なからず。

品種改良

鉄路局より二年度一、一九七袋の配給あり、黄宝珠と称さる品名にして本縣としては一般農家に種子不足を来し居る状態でもあり最近大豆の改良も叫ばれ居るので改良の目的をも含味されし居ることは見逃せぬ。

普及地域等に就いては特別の事情を有する本縣のこと故各区共に分配せるは勿論のことにして、従ってその成績等に就いては明確ならざるも、農民は非常に歓迎せる由なり。然れども商人は虫害粒多き故購入に就いては在来種と同価格に取扱はれ居る由なり。種子は交換條件にして、同量を秋返納する。

11 廃耕地の発生原因及びこれが復旧の諸状況

事変後、匪害水災等の被害甚大なりしため発生せるも、その被害程度は廃耕地となりてより長さは四年、大同二年の水災にて廃耕地となりたる面積も尠なからず、これが復旧は逐次行はれ居るも、耕すに食料なく蒔くに種子なく、実に容易ならざる点あり。

三 生産力

作物別生産力

本縣主要産物各区別生産力表（縣公署調査に依る）

種類	民国十九年 上	民国十九年 中	民国十九年 下	民国十九年 茎稈	康徳二年 上	康徳二年 中	康徳二年 下	康徳二年 茎稈	一晌当平均	一晌当平均 茎稈	下種量
大豆	五、〇	四、〇	三、〇	一八〇〇斤	二、六	二、〇	一、五	一二〇〇斤 / 六〇〇斤	三、〇石		〇、二〇石
高粱	一〇、〇	八、〇	五、〇	一三〇〇捆	五、〇	四、〇	二、〇	八〇〇 / 四〇〇	五、七		〇、〇五
谷子	五、〇	四、〇	三、〇		三、〇	一、五	〇、七	一七五〇 / 一〇〇〇	二、七	五〇〇	〇、〇三
包米	八、〇	六、〇	五、〇		六、〇	四、〇	三、〇	三、六〇〇 / 一、八〇〇	五、二	一二〇〇	〇、〇八
小麦	民国十七八年頃不作のため没種				少々耕種 七八毛						〇、三〇

大麦		稗子		黍子		蕎子		稲子		小豆
八、〇	茎	一二、〇	茎桿	四、〇	茎桿	一〇、〇	茎桿	二四、〇	茎桿	三、〇
六、〇		八、〇		二、〇		六、〇		一八、〇		二、〇
四、〇		六、〇		一、〇		四、〇		九、〇		〇、七
六、〇	一、〇〇〇	八〇	二五〇〇	一、五	八、〇〇	六、〇	一五〇〇	二四、〇	二、五〇〇	一、八
四、〇	八、〇〇〇	六、〇	二、〇〇〇	一、〇	五、〇〇	四、〇	一〇〇〇	一八、〇	一八〇〇	一、〇
二、〇	三、〇〇〇	二、〇	八〇〇	〇、六	三〇〇	一五	七〇〇	八〇	一〇〇〇	〇、四
五、〇		七、〇		一、七		五、三		一七、〇		一、五
〇、四〇		〇、〇五		〇、三〇		〇、四〇		〇、二〇		〇、一五

線麻	蒜	小麻子	蘇子	青豆
七〇〇斤	一二〇〇斤	三、〇	三、〇	一、二
五〇〇	七〇〇	三、〇	二、〇	〇、六
一五〇	三〇〇	二、〇	〇、七	〇、二
三〇〇	八〇〇	三、〇	一、〇	〇、八
一〇〇	五〇〇	二、五	〇、六	〇、五
六〇	一五〇	一、七	〇、四	〇、二
三〇〇	六〇〇	二、五	一、三	〇、六
〇、一〇	一畝二碗(3斤)	〇、一〇	〇、〇二	〇、一〇

青麻	一二〇〇斤	七〇〇	四〇〇				八、〇〇	〇、〇五
		六〇〇斤						

第二節　屯における耕種法

一　肥料

1　種類及肥効

土糞 ― 猪糞、人糞、土　黄糞（馬糞）

肥　効

馬糞肥効大にして土糞之に次ぐ。但し丘地には土糞が肥効大にして他地帯には馬糞が良好なりと称され居る。肥効期間は馬糞三年間、土糞二年間と称されて居る。

2　自給肥料の製造法

家畜に供與せる飼料如何に依り肥料の区別なすなどなく。又肥効の差異に就ても試験せることなし。

馬糞は九月 ― 翌年三月迄の期間中に廐屋より出せる馬糞及拾ひ集めたる馬糞等を積み醗酵

せしものなり。高さ約三尺に積みて約一週間醱酵なさしめ、切返すこと二回にして三回目には約四分の一の土を混合なし三月下旬に畑地に運搬さるゝのである。但し切返しは三月上旬より開始すること。それ以前は切返しを行ひても醱酵不可能なり。是を土糞と称さるゝのである。

土糞

原料を五月——六月頃に窪地の土を土糞堆積場に運び、厚さ二尺に敷き上部に、馬糞、人糞尿、猪糞等を積み重ねる。当時降雨期なるが故に敷き詰められたる土二尺余中に糞の有効成分が含有さる。七月、八月更に　　その上部に堆積し、九月に至り切返しが行はれる。切返は一回にて終り翌年三月迄放置し畑に運搬される。

原料は各糞量と土とが平均なる程度なり。

猪糞

十月より翌年三月迄の間、猪舎内に凍結せる敷藁、猪糞等を開氷期に菜園に使用さるのみなり。

3　原料採集地の所有関係

主として自己の所有地又は小作地より採集なすを常とし、友人を有するものは無料にて採集なすを得。原料採集地なきため購入なさねばならぬ農家などは土地を所有せざる者か、或は耕作地なきものゝみあり。一般的に見れば、原料に不足はせぬが、採集に困却なす状態である。

4　耕作物に依る肥料の種類施肥法及び施肥量の差異

栽培作物に依り肥料の種類を異にすることなし。

施肥法に三種類あり

糞笊子にて播溝に散糞なす方法と、包米の如く一定の距離を定め植付けらる作物には一定の距離を以て点糞される法と、畑一面に撒布される法とあり。前者は擡糞法と称され、中者は把糞法と云はれ、後者を揚糞法としてゐる。擡糞は晌当り一万斤を要し労力一名にて足りる。把糞は晌当り五千斤にて労力は二名を要するのである。揚糞法は一万五千斤を要し労力一名を要する。小作者などは把糞法に依るが多き由なり。

包米栽培の場合は中者の把糞法に依り施肥され、その量約五千斤にして黄糞（馬糞）なり。黄豆は土糞を使用なすを常とし、黄糞を使用なしたくも黄糞の生産量少き故主として包米に使用さるゝのである。従つて黄土には土糞が主に使用され施肥法は擡糞法或は揚糞法に依るなり。然れどもこの擡糞方法には二種あり。

播種直後に種子の上部に擡糞なす方法と、耕耘前旧壟間に擡糞なし置く方法とあり。この二種方法とも、施肥量労力に於ては何等変りなきも、各人に依り何れかを以て自己満足の方法に依つて施肥が行はれるのである。も一つは揚糞方法であるが、之は肥料の量多くを要するので小作者は勿論のこと、地主に在りても肥料を有益に使用なしたき考よりこの方法による施肥は全く少なくなつて来た。割合より云へば約一割にも足らざる状態である。高家には本屯にて施肥なすもの少なく、用ゐる農家は次の方法に依る。

撒糞法にして耕起直後か播種後種子の上部に施肥なすのであるが雑草の発生は免れず故に除草管理が困難となるを厭ひ施肥をなす者少なし。粟には全く施肥せず、蔬菜には春厩糞を菜園に揚糞法に依り撒布なし耕起して放置し、雑草を発生せしめ、播種期に除草中耕を行ひ種付せられるのである。

5　肥料購入の状況

なきにはなし。

二　耕種法

1　主要作物栽培消長概要及消長に影響を及ぼす諸関係

開墾当時

粟、黍、包米、黄豆等の順位にして、約二十ヶ年後に、黄豆、包米、次に高粱、小麦、谷子等に順位が変って来た。然も民国十五年頃より小麦が減じ最近は全く耕作なすものなく高粱は降霜早きため、その被害少なからず故に耕作は年々少くなり、粟の如きも雑草多く労力を要すること大なれば自然自家消費程度の耕作に止まり、黄豆、包米耕作なすを以て耕種の主体となす傾向にあり。

イ　除草管理容易なる作物なること

ロ　比較的收量の多き作物、或は收益多き作物なること

二項の如き観念より栽培消長に変化を来したる様である。特用作物の如きも開墾当時盛んなる

関係より栽培されたる由にして、その面積も約三割を占めたる時代あり。然るに民国元年頃より次第に減じて来たとのことなり。当時の栽培されたる特用作物は、線麻、菸等が盛んに栽培されたるも民国元年頃より線麻の作られたる地は平地多き故に黄豆、包米の栽培地と変り菸は丘地に栽培多くして肥沃なるが故に谷子・高粱の栽培地と変更して来たのである。日露戦争後は特に黄豆の栽培増加を見るに至つた。気候等に多少の変化は有する様に想像さるゝが、作物栽培を気候により変更なしたることなし。

2 耕作法の変遷状況及び之が変遷に影響を及ぼす諸関係

a 開墾当初は出身地の耕作法の習慣に従ひたるや、現在はその影響なきや。

本屯に於ては出身地の耕作法の習慣に由らざる由なりしも類似せることは事実なり。

b 開墾当初より現在の耕種法を採取せしや、現在の耕種法と差異ありとせば大体次の諸点に分ち聴取する。

農具

同墾當初に使用されし農具の種類

播刀、大鋤鎬、小鋤鎬、鋤頭、鎌刀、鍘刀　木掀、鉄掀　木叉子　木杷子　笤掃箒　篩子

簸箕、撈斗子　点葫蘆　犂杖又　二齿鈎　斧子　鋳子　鋸子　鏨子　大車　撻枷

現在迄の農具種類の増加

犁丈　鏵子　犁刻子　壊把心子　石頭磙子　木頭磙子　楊掀　拉子　推把　簸羅　碾子、

三股叉　鉄把子　竹掃等

農具の改良、新農具

旧鋤頭は  形であったが民国当初に  形に改良された。農具の点に付きて以上の如き状態にして、新農具、改良、変化等は全く少く、従って整地及播種其の他等にも変化はなき状態なり。

家畜（役畜）

開墾当初は多数の畜力を必要となすことは播刀を使用なすときと調製の場合以外は全く少なく、畜力不足を来すことなかりしも、現在は畜力不足を来せしため農法に大なる支障を来している。然も匪害等に依り、農村は疲弊し耕種作業にも異状を来たし、何たこの方法を以て良しとの変化ではなく、止むを得ず簡単なる方法に最近変化したる傾向なのは、例へば除草も三回のところ二回にするなどである。

肥料

開墾後約十年後に施肥をなすに及び開拓史も新しき関係から堆糞法並に場糞法の二種であった。

気候の変化に依る耕種法

開墾当初は降雪多く降雨少なかりしも最近反対の状態となりたり。併し之がための耕種法の変化はなく、黄豆の耕作が最近に多くなりたるが、有益なることと、耕種簡単なること等で

り。

病害虫及び害鳥獣の伝播に依る耕種法変化の有無

病害虫の被害を受けたること少なからざるも、之がため耕種法に変化を来すこと等はなく

虫害の如きは神虫と称し天のなす業なりとし諦めてゐる。

高粱——油虫

包米——立枯病

谷子——夜盗虫（地拉古子）（土狗子）

黄豆——夜盗虫（草害）

蔬菜——根切虫

等の被害のため耕種法に変化を来すなど全くなし。

3 主要作物分布状況

包米、谷子、黄豆、高粱等を耕作され居る。其の割合次の如し。

大豆 五割　包米 三割　高粱 一割　谷子 一割等の割合にて作付されて居る。

4 主要作物名及品種名

大豆
- 大粒　大粒黄
- 小粒　小粒由　黒鉄莢子

包米　黄包米　白頭霜　小粒紅　毛氏別
　　　白包米　白長牙子　毛鉄別　白包米

高粱　黄殻　大八葉
　　　黒殻　捧子

谷子　大粒　大粒黄　毛氏別
　　　小粒　小粒黄　龍爪　鴨嘴

等の品種が栽培されあり。

5 農戸の作付割合決定の理由

1 食料
2 収益
3 輪作
4 労力

以上の四項を作付割合顧慮なし作付を決するのである。価格良くして月工を償却なすも利益ありと考へたる時はその作物を栽培なす。然しながら斯うしたる事は未だ出会ひたることなしと称す。

6 主要輪作様式とその作物組合せ及肥料との関係

前作物	後作物年次 1	2	3	4
包米	高粱	谷子	黄豆	包米
黄豆	包米	高粱	谷子	黄豆
高粱	谷子	黄豆	包米	高粱
谷子	黄豆	高粱	包米	黄豆
小豆	包米	高粱	谷子	黄豆

小豆は包米、高粱、谷子の跡作に良きとのことなり。

肥料との関係

高粱栽培の場合

高粱は包米、黄豆の後作に多く栽培さるゝ。谷子の後作としては、谷子の旧根が第一回除草の時に邪魔となる計りでなく高粱の後作には谷子を栽培なすは次の如き理由あり。肥効は二年目、三年目となるもその効薄らぐことなく、且後作の谷子のために高粱栽培に於て除草が充分行はれ居る関係上、除草困難なる谷子も除草容易となり、割合に良結果を得るのである。

谷子栽培の場合

谷子は前作高粱の場処に多く栽培されるので、実質に於ては収量は減ずるも前述高粱の項に於て述べたる如き雑草大なる時は絶対絶命である。施肥をなさざる理由もこの点にあつて、白

然谷子栽培を少くせる状態である。

黄豆栽培の場合

　谷子の後作に多く栽培され、無施肥にて二年耕作され、且壟台も交換されねばならぬので谷子の後作として作付し、窪地に近き土地等に耕作されるのである。此の場合包米を植えるのを有益と考へらるゝを以て包米の栽培さるゝ例もあり。

包米栽培の場合

　前作黄豆の場合に包米は後作として耕作さるゝこと多く、約三年間の無施肥にて耕作されたる地力減退を恢復せしめやうとのことで包米には施肥をなすを常習とし大体施肥は四年目四年目に循環なすかの如き状態となり居り。

上中下地に於ける輪作様式の大体

上地栽培作物名（平地、丘地）

　黄豆、包米、谷子にして余面積に高粱の順位なり。而し黄豆が約四割強の面積を占むるので何れの地にも栽培さるゝ状態なり。後作としては包米充当され、余面積に高粱、谷子が充当さるゝのである。施肥は包米に把糞法に依り施さるゝも、黄豆に稀に攏糞法を以て施肥なす者あり。但し後者は肥料の豊富なるものなり。

中地栽培作物名

　黄豆、稗子である。施肥なさゞるが常習なるも、前項の如く稀に黄豆に攏糞法にて施肥なす

肴あり。但し施肥期間は約二年毎なり。

下地栽培作物名（山地）

磨石豆子、部分的に高粱、谷子、小豆など植へらるゝことあり。上地の所有僅少の者は包米黄豆を繰返さるゝが、或は包米、高粱、谷子、黄豆と繰返さるゝの状態なり。施肥なす場合は小豆のみに施さる。磨石豆子は肥料を必要とせば壟台の変更を可とせり。

7 作物の転換と輪作との関係

日露戦争後黄豆の栽培盛となりたるも、輪作との関係に於ても良好にして輪作様式等にも前述の如くにして大した変化なし。

8 間作及混作の主なる様式

包米中に小豆及黄豆の間作をなすも、包米の株間を約五寸の拡張をなすとのことなり。播種は包米が約三寸の成育をなしたる時に株間を鋤頭にて溝を造り播種なすのであるが小面積にして而も一部分の者に行はれるに過ぎず。

9 労力、気象、前作物、土壌　耕種作物その他の関係に依り変化する耕土法整地法の諸状況並に其地方特有の整地法

包米、高粱の旧根は小鋤頭にて取除かれ後壊扣、犂丈にて耕耘され直ちに播種されるのである。

谷子を播種なさんとする時は、高粱の後作にして壟台を変更なさゞるが故に、高粱の密植を

せる旧根があるので壠台と壠台との中間即ち壠間を深耕して培土なすが如き方法で壠台に積土し整理を行ひ後壊把にて壠頂に溝を造り谷子の播種が行はれるのである。この方法を踏空壠と称さる。

包米の後作として播種される時は積土即ち踏空壠をなす必要なし。然れどもこの踏空壠法は雑草多き土地にありては壠台に積土なしたるため、一層雑草の繁茂を免れず而し壠台の高くなしあることに依り除草容易なること、或は中耕の場合苗が小さくとも出来ること等の特点があり但し本地は最近労力不足のため踏空壠をなす者少くなつて来たる由なり。

10 主要作物の收穫調製の順序及びこれが変化に影響を及ぼす諸関係

收穫及調製の順序

收穫	八月中旬	包米
	仝 下旬	谷子
	八月下旬より九月上旬	高粱
	九月上——中旬	黄豆

以上の順序にて刈取られるのである。（旧暦なり）

調製の順序及調製法

a 包米

畑にて刈倒し適当の場所に集め包米棒子となし、大車或は挑筐にて包米棒子、包米站子

に運搬さるる。後日食料或は小作料の必要に応じ脱粒なすのである。苅取二名にて一日五畝調製法は次の如し。

調製法は包米鉗子と称されるものがあつて、この中に包米を入れ  二名向合ひて棒にて打落すのである。一名にて三―四斗の脱粒可能なり。

工程苅取二名 ― 五畝　脱粒調製一名 ― 三―四斗

b　稗子は包米前に苅取なすこともあるも包米は食料として早く供出さるゝので一順となし記載せり。稗子苅取直後約五―六斤宛に束ねて作付一ヶ所が終ると五―六把宛立てる。工程は三名にて五畝にして稍々乾燥せる時に大車或は挑筐にて調製場に運ばれ稗子の穂先を突合せて円をなし、石頭碾子を馬に挽かして脱穀し叉覆なすこと一回にして脱穀を終るのであるが、この場合脱穀を平均する様木叉子にて稗子桿を浮かし全体を良く円るのである、脱穀物の穂先を突合せ円形を造るときは外輪内輪とあるも石頭碾子は常に外輪を通るのでこの場合内輪の稗子を外輪の稗子脱穀完成したると認むるときに敏速に取り換えねばならぬので、穂を有する稗子は輪の円中に置き脱穀完成の稗子桿は脱穀場外に出すのである。

工程苅取三名 ― 五畝　脱穀調製馬二頭 ― 夫役四名五晌

c　谷子は稗子と同様の苅取並に脱穀調製にして工程も同様なり。

d　高粱は苅取直後約十斤に束ねて放置なすこと夕方迄、夕方に至つて各所に三叉を造り中心になし立て置くのである。三名にて五畝の工程にして稍々乾燥せる時穂を切断し束ねて

穂のみを脱穀場に運搬され場内に搬入し石頭輾子にて脱穀さるゝのであるが、反覆を三回なせし時に高粱の粒が多量となり脱穀困難となるばかりである。砕くる處もあるので粒を別箇処に除き再度脱穀を始め反覆二回にして漸く最初投入の高粱穂の脱穀は終了となるのである。要するに反覆五回中途に脱穀されたる粒を取除かれるのであるが、自家労力にて最初の穂投入を撈晒し、穂を取り替へ脱穀なすことは余りなき由なり。此の方法を撈場と称さる。

工程苅取三名——五畝　調製馬二頭——二名

e 黄豆は苅取りて壟内に拡げたるまゝに放置なすこと、一ヶ所の畑地を苅倒す迄苅倒したるものは約十四——十五行に束ねて二箇宛立てらる。稍々乾燥せる時に脱穀場に運搬さるゝのである。工程二名にて五畝　脱穀粒及調製は高粱の如く撈場法にして粒を除き旧桿を再度脱粒なす場合反覆回数が多く繰返さるを常習とせり。工程苅取二名——五畝脱穀調製馬三頭——四名五畝以上の如く大体にて収穫脱穀調製を述べたのであるが、何れも成熟乾燥等に支配さるるにして確定的なるものではないのであるが順序及標準として記載せるものである。

11 精穀及製粉歩合

磨子は製粉に使用なす場合、碾子は搗割をなすを以て各器の機能を発揮し得るものである。もにては包米以外のものにて製物なすものなくその割合次の如し。

包米四二斤（一斗）約三回磨子に掛けるのである。二回目に於て篩ふて麺子即ち包米粉を取除せる量は約六斤の粉が出るが、この二回目の粉を除くものと除かぬものとあり、三回目に

り三連の物に区別さるゝのである。但し二回目麺子を除きたるものとして麺子十四斤格子十二斤、皮子十斤となる。

碾子にて精粉せる場合

包米一斗（四二斤）麺子十斤：粉子二四斤皮子十斤の割合になる。

精穀原料一斗にて次の如し。

黍子一斗、黄米五升 糠五升

谷子一斗 小米五升 糠五升

稗子一斗 稗米三升 糠七升

高粱一斗 高粱米八升 糠二升

以上の如き状態にて一日器具の能力等は家畜の歩行の遅速により一定せるものである。或器具の大小に依り異るので家畜能力利用の項目に於て記載なす。

12 貯蔵法、貯蔵設備、貯蔵期間

普通作物板倉、囤子、土倉子、榴子等の設備により貯蔵され之が形は大小異ってゐる。包米は包米楼子と専用のものがあるのである。

蔬菜類は土窖子にて貯蔵なすも白菜は貯蔵期間中土窖子中に於て場所替へをなす。このことを挪白菜と称さる。

貯蔵期間

谷子・高粱・包米は主食料として一年分を貯蔵なすを常習とせり。黄豆自家消費外は旧正月迄とす。蔬菜自家消費は三月頃迄他は旧正月迄以上の如くにして設備の完不完に依り穀物の販売期にも影響なすなどあるに於ては貯蔵観念を有せざる様なり。

13 採種及種苗購入方法及品種改良状況並に農民の耕種改良に対する希望意見

主要作物の採種

包米は刈取の際畑中にて穂子の大なるものを選定なすに過ぎぬ。谷子、稗子は貯蔵物中より流箕にて風選なし種子とす。高粱畑に於て脱穀場に運搬さるゝ時穂を切断したる中より良穂と思はるものを選出なす。黄豆脱穀後風選が行はるゝ際風上に落出せるものを選出なすのである。白菜根部を切断なし貯蔵し、翌年の春に播へ採種なす。謂に初伏蘿蔔二伏菜と称さるとあり、

苗購入は茄子、蕃椒にして縣城より購入なす以外全くなき状態なり。改良に対して如何なる物が良きか、如何なる物が良きかゞ全く識らざるため、実物を見せて呉れるか説明をしてやらぬ限り農民の方より意見などなし。改良種版の如く良きものは希望するとのことなり。

14 荒耕地の発生原因及これが復旧の諸状態

二次	耕地
八町二分	五〇晌

康徳元年	七〇〇晌
康徳二年	一二五晌

全耕地面積約二百晌を有す。本屯に於て大同二年は僅か五〇晌足らざる耕地面積之に匪害、水災等に依り廃耕地となり復旧状態に於て遅々として進まざる点食料缺乏の為その日の食料に餓え居る関係であることは見逃されぬことである。廃耕地は雑草の繁茂なすまゝにて放置しあり。

15　主要作物耕種法

a　各主要作物耕種法

作物名

包米 ｛ 黄包米 ＝ 小粒黄　白頭霜
　　　 白包米 ＝ 白马牙子　老来別

谷子 ｛ 黄米 ＝ 護爪
　　　 白米 ＝ 鴨嘴

高粱＝黄殻、黒殻、大八葉

黄豆 ｛ 大粒黄 ＝ 白花嫁子
　　　 小粒白
　　　 鉄莢青

品種

イ. 主要品種の来歴及特性

各農家が来也なす場合持参せるものにして以前のことに就きては不明なり。

白米中‖小粒黄は稃子が多く麺子が少きこと、白頭稈は稃子麺子が平均にあることを特徴とし皮子が白色を呈すも稃子の頭部は黄色なり

白黄稈子は稃子が多きも小粒黄より稍少く白色を呈す。

在来別に麺子が多く白色を呈す。之等何れも在来種にして各農家が持参せるものなり。

各子は色沢が黄・白色に別れる程度にして特性として記載なす程のものなく、各農家が移住せる際に持参せる在来種なり。

品種

品種	茎稈	穂	粒色	収量	成育	味	適不適	備考
黄殻	高性	小	黄色	四石	早生	普通	適す	何れも在来種なり。
赤殻	高性	小	黒色	四石	早生	普通	適す	
大八葉	低性	大	仝右	五石	晩生	普通	不適	

品種	莢色	粒形	備考
大粒黄	黄色	大粒	粒は大なるも重量軽し。約十年前より耕作さるゝに至る
鉄莢青	黒色	中粒	北鮮移住に際し持参せるものなり。
小粒白	黄色	小粒	粒は小なるも重しとのことにて売足良く約十年前より耕作さるゝ状態なり。

鉄莢青は莢が堅き故調製に困難を来すばかりでなく他二種に比して収量も少なく以て最近は大粒黄、小粒白等が大部分を占める状態である。之が大豆は何分の改良を加えてあるものと思はれる。

ロ　栽培品種の変遷の概況

黄豆中鉄莢青は純在来種にして大粒黄、小粒白は大小の改良加へたるものが約十年前よりおもに栽培をさるゝに至つたものである。他品種の変遷として明記出来得るものなし。

採種及種子の貯蔵

イ　採種時期及方法

品名	採種時期	方法

包米	九月上旬	畑より包米穂子を運搬さる時良穂子を選び種子となす。
黄豆	十月中旬	脱穀の時に回上に落粒せるものを選び種子となす。
谷子	四月下旬	播種前に倉子より簸箕にて風選し種子となす。
高粱	十月上旬	畑にて穂切断なし脱穀場に運搬する時に選び種子となす。

ロ 種子の貯蔵法

包米は穂子にて皮を剥き其の皮を結びつなぎ乾燥なす場所に吊し置く。

高粱は穂のまゝにて束ねて天井などに板を敷き上げ置く。或は吊し置く。

黄豆は脱穀の時に風選し小囤子中に入れ家屋内に貯蔵し置く。

谷子は食料と共に混合され居るので要する時に食料中より播種期に選ぶのである。

ハ、採種量

毎年の予定面積に依り採種なすのであるがその採種量は多少の余裕をも採種なし置く程度のものである。

選種時期及方法

包米　播種前日脱粒す。

黄豆　播種前日簸箕にて揚をなし選種す。

高粱　播種前日穂と穂を打合せて脱粒なし後簸箕にて揚をなし選種なす。

谷子　　播種前日倉子より落実にて取出し播なす。

整地時期方法及使用農具の種類人家畜具の組合せの標準型功程

	時期	農具及組合せ	功程	備考
谷子	四月上旬	壌肥子、点葫蘆拉子	二頭、三名　一、五畝	壌地法にして壟播が行はれる包米高粱の後作をさるゝ時は旧根除くため創査子される。
高粱	四月中旬	仝右	仝右	壌地法なり
包米	四月中旬	犁丈	二頭二名〇、八畝	区種或は区地法と云はる壟台を変更する。
黄豆	四月下旬	仝右	仝右	仝右

肥料

イ　施肥の状態

区地（区種）の耕種に多く施肥され壌地の場合は旧壟に播種さるゝので肥料成分を消すること、或は谷子、高粱播種の場合に於て壌地法に依るものなれば雑草を虞れ施肥なすこと少し。

ロ　肥料の種類及糞肥

土糞並に黄糞の二種なり。

土糞は一晌当り約一万六千斤を普通とするも壚糞法に依り施肥するを普通とされ居り。

但し生産の少き農家に在りてはなきく把糞法を以て施肥なすものあり。この場合は約一万余斤なり。一車の量四百斤黄糞は一晌当約一万斤を普通とさるゝことは把糞法に依り施肥さるゝ故なり。壚糞法に依る時は稍土糞と同称なり。

ハ　施肥時期及方法使用農具の種類人家　農具の組合せの標準型

施肥時期	方法	使用農具	功程	備考
包米播種前日	壚糞	糞筐鉄鍬	一名〇、八晌	犂丈にて耕耘直後溝中に撒布さるゝのである。
仝右	揚糞	木鍬鉄鍬	一名一、〇晌	耕耘前に畑中に撒布なし置くのである。
仝当日	把糞	鉄鍬糞筐	二名〇、八晌	播種直後一把宛種子の上部に置く法なり。

黄豆には把糞法を以て施肥することなく壚糞法、揚糞法の二種なり、谷子高粱には施肥なすこと少く施肥なすとせば播種当日壚糞法に依るなり

ニ　追肥の有無

基肥を施用なすこと少く、三四年に一回の割合にて施肥なし居る状態である。

ホ　特殊肥料使用も前項の如き状態故に施肥なし。

播種及鎮圧

イ　播種、播種期　晌当播種量　畦幅及畦の方向、播種方法　使用農具の種類　人数畜

農具の組合せの標準型功程

作物＼項目	播種法	播種期	播種量	畦幅	畦方向	整地	使用農具	農具組合	功程	備考
包米	点播	四月中旬	八升	平地一尺八〜二尺、斜地二、二尺	地形に依る。	返地法	犁杖、撈斗子、鉄鍬、木頭磙子、簍筐	馬、犁丈、人、撈斗子、簍筐、鉄鍬、木頭磙子	〇、八晌	犂丈間二尺把簍なす時は簍筐は必要なし。
黄豆	仝上	四月下旬	一斗七升	仝上	仝上	仝上	犁丈、撈斗子、木頭磙子	馬、犁丈、人、撈斗子、木頭磙子	〇、八晌	犂丈間七寸
谷子	條播	四月上旬	二升	仝上	仝上	壊地法	犂把、点葫蘆、拉子、木頭磙子	馬、犂把、点葫蘆、拉子、木頭磙子	一、五晌	播種條巾約三寸施肥なす時は簍筐及鉄鍬必要
高粱	仝上	四月中旬	五升	仝上	仝上	仝上	仝上	仝上	一、五晌	仝上
備考	当表中畦の方向は地形に依り本地に於ては傾斜地平地混地等種々あるので全く一定せざる状態なり	点播は五〜六粒を一株に点播なす	條播は約二寸巾に播かるゝなり。							

ロ　鎮圧時期及方法使用農具の方法　人、家畜農具の組合せ標準型功程

播種面積が約鎮圧功程一日分に達せる時に行はれる。一日二晌の鎮圧可能なり。

組合　愚一　木頭輾子　一人　功程二畝

管理、除草、中耕、間引　培土　摘心、摘梢、灌水の時期回数方法及使用農具の種類、人、家畜、農具の組合せの標準型功程

摘心、摘梢　灌水はなく除草、中耕は行はれるが間引は除草の場合に兼ねる。除草中耕の順序は、谷子 — 包米 — 高粱 — 黄豆の順位にして第二回迄は繰返さるゝも三回目は一般に除草中耕等を行ふ農家少し。

第一回の除草中耕は旧暦五月中旬に始まり六月中旬遅くも下旬迄には終了なす故二回三回行はれるのである。

除害

水災、風災に谷子が一部分被害を被りたる由なるもその程度は次の如し。

水災は六月下旬約二日間の降雨にて約五十晌の耕地が浸水したるもその被害は約一割減収程度なるものなりと云ふ。風災は六月下旬に大暴風のために包米高粱が倒れたる由にして後発育に従ひ起きたるも湾曲せる程となつた。虫害は五月下旬に包米高粱谷子等の苗を被害なし約二割減収の状態なり。立枯病は六月下旬に降雨多量のため包米高粱に枯死せるもの約一割を有するとのことなり。

出穂期

作物名	開花期	成熟期入	備考
包米	六月下旬	七月中旬	八月中旬に至ると充分なる成熟となる。
黄豆	六月中旬	七月下旬	八月下旬莢煮等にはして食する。
谷子	六月中旬	八月中旬	出穂が六月中旬である。
高粱	六月下旬	八月下旬	仝右

乾燥及調製

乾燥法として収穫たる作物を畑中に立て放置なし自然乾燥をなすのである。包米黄豆谷子約二十日間にして脱穀さるゝのである。高粱は約二十五日間を以て乾燥期間とす。黍、稗子は穂子にて精穀なす場合に坑上にて三、四日間の人口乾燥が行はるゝのである。

調製は脱穀のとき風選なし調製なす程度にして精穀後唐箕にて選別さるゝなり。

包装及調製

麻袋、口袋（棉製）の二種あり。

容量　麻袋三斗五升、口袋三斗入なり

功程　麻袋は百七拾五斤入にして一車約一五袋なり。一名にて約四時間にて造り得る。口袋

は百五十斤入にして一車十七袋なり一名にて約四時間にて造り得る

販売

最近は食料缺乏のため、收穫物の価格の騰貴を待つなどは不可能のことにして旧正月前に販売す。売買の場合には県城の市場にて取引さるゝのであるがこの場合品質に依って価格は決定さるゝのである。後に商店の庭まで運び一袋宛枡り渡す。この場合商務会にて定めある斗枡或は天秤にて斗官と称する専門家が計り取引量が決するのである。

收量（晌単位）

土地	品名	子実	重量	屑子実	屑子実の重量	経数	経重量	備考
上地	包米	七、〇	一斗四五斤	四斗	一斗二〇斤	五百束	五千斤	屑子実は実中の割合にて七、〇石、包米中約四斗含まれ居るの意なり。
	黄豆	四、〇	〃五〇斤	三斗	〃四〇斤	—	二千斤	
	谷子	三、五	〃四〇斤	—	—	—	二千斤	
	高粱	五、〇	〃五〇斤	三斗	一斗四〇斤	千百束	五千五百斤	
	包米	四、五	〃四三斤	五斗	〃二〇斤	百束	四千斤	
	黄豆	三、〇	〃五〇斤	三斗	〃四〇斤	—	千五百斤	
	谷子	二、五	〃四〇斤	—	—	—	千五百斤	
	高粱	四、〇	〃五〇斤	五斗	〃四〇斤	七百束	三千五百斤	

包米	三、〇	一斗四一斤	七斗	一斗二〇斤	三百束	二千百斤
黄豆	二、〇	〃五〇斤	三斗	〃三八斤	—	千斤
谷子	二、〇	〃四〇斤	—	—	—	千斤
高粱	三、〇	〃五〇斤	八斗	〃三〇斤	六百束	三千斤

移植を行ふものは次の項目に依る。

1 育苗、県城にて蔬菜栽培者が育苗せしものを購入なし圃場に植入るゝのであるが、この場合施肥は苗糞なきものは土糞を使用なし基肥とす。購入さるゝ蔬菜は茄子蕃椒の苗である。

2 本圃（菜園子）には三月下旬に豚糞（豚舎敷草等）を撒布し耕耘を一回してあるので除草なし定植さるゝのである。定植後二日間灌水をなすこと（昼間のみ）

使用農具

鋤—除草　犂丈—中耕　水瓢子—灌水

功程は暇々に行ひ居るので不明なるも大体に於て一畝＝五、六時間を要す。整地時期は五月中旬に圃場の除草、或は旧畦（壟台）の培土をなす。

b 果樹耕種法

本地には従来野生のため院子内に植へあるのみにして自然繁茂のまゝである。その種類は、梨、李、杏の三種である。病虫害等に就いては全く不明である。

種類	開花	成熟	生存年限	備考
李	四月中旬	七－八月上旬	約十五年	約五六年にて結実なす。
杏	三月下旬	七月中旬	約二十年	約四年にて結実なす。
梨	四月中旬	七－八月上旬	約三十年	約十年にて結実なす。

以上にして自家に於て消費せられる。施肥などなすことなく放置なしある状態にして増殖なさうと云ふ考へもなき状である。

三 生産力

1 作物別生産力

作物	項目	康徳二年 上地	康徳二年 中地	康徳二年 下地	豊作 上地	豊作 中地	豊作 下地	凶作 上地	凶作 中地	凶作 下地	平作 上地	平作 中地	平作 下地
包米	主産物	六、〇石	四、〇石	三、〇石	七、〇石	五、〇石	三、〇石	三、〇石	二、〇石	一、五石	五、五石	四、五石	三、五石
	副産物	四千束	三千束	二千束	五千	四千	三千	二千	一、五千	千束	三、五千	二、五千	二千束
黄豆	主産物	四、〇	三、〇	二、五	五、〇	四、〇	三、〇	二、五	二、〇	一、五	四、〇	三、五	三、〇
	副産物	二千	一、五千	一千	三千	二千	一、五千	八百	五百	四百	二千	一、七千	一、五千

谷子	主産物	四、〇	三、〇	二、〇	五、〇	四、〇	三、〇	二、〇	一、五	一、〇	四〇	三、五	三〇
	副産物	二千	一、五千	一千	二、五千	二千	一、五千	一、五千	四百	五百	二、三千	二千	一、五千
高沢	主産物	五、〇	四、〇	三、〇	六、〇	五、〇	四、〇	二、〇	一、〇	〇、八	五、〇	四、五	四、〇
	副産物	五千	四千	三千	六千	五千	四千	二、五千	一、八千	一千	五千	四千	三千

二年度は平年作と云はる、も秋收穫期より調製期に於ける天気悪きため其の量に於ては凶年に等しき状態なり。

2 耕種法の如何に依る生産力の差異

耕土法及耕種法は同一にして差異を生ずることなきが播種期の早晩に依り差異を来す事約十日遅き時は普通年に在りては一割、一、五割の差異を来すと称せらる。管理同様も十日遅き時は次の如し。

中耕十日遅延　一、〇 ― 一、五割減收

除草十日遅延　〇、八 ― 一、〇割減收

以上の如き減收状態となるとのことなり。故に中耕を重要とされ居る故である。

3 位置、土壌の種類に依る生産力の差異

本地は地図の如き地形故に傾斜地（丘地）平地、窪地の生産力が異る。この中平地及窪地は黒色壌土深きも傾斜地にありては黄色壌土にして同作物栽培の場合には約五割の差異を生ずる

との事なり。

4 搾取農政に依る地力減耗の状態

開墾後十年目頃が最も生産力大なる由なり。無肥料期間は約二十年にして後は漸次地力減耗し生産低下せる由にして施肥後三十年の今日に至り、漸く開墾後十七、八年頃の地力に恢復せるとの事を称し居る由なり。

5 気象と生産力との相関関係

有銭難買五月旱六月連陰吃飽飯の諺あり。五月は乾燥を望むが金銭にて五月の日照を買ふことが出来ぬ。六月は連陰なれば多く食しても良しとの説にして五月が日照六月は連陰なる時は其の年は良好なるとの説なり。

第十章 労働雇傭関係

第一節 県の雇傭関係概要

一　雇傭関係の地域別特徴

本縣に於ては各地域別特長見られずただ事変前迄は第四区地方に特青があり現在なほ各区共若干その存在を見る。

大同二年即ち磐石事件の際縣内の農民の殆んどが匪賊化の状態となり、良民と致し得らるゝものは地主と自作農とを問はず縣城に避難し農耕不能に陥りたるため耕作地の大部分は廃耕地となり、其後治安恢復したると雖もなほ多く之がため現在本縣内の労働力は過剰の状態にして本縣の労賃は事変前より極端に低廉である。

二　労働市場

本縣城に於ける労働市場は農繁期に集合する人数が二〇〇名—三〇〇名位にして農閑期と雖も尚四五十名の集合を見らる。

即ち之を各鎮の市場につき見るに、呼蘭（三区）、黒石（四区）各百名位集合し、蓮花山は三〇名位集合するがその全部が雇傭されることは不能である。

縣城の労働市場は縣城附近の労働者、各鎮の市場は各該地方附近の労働者が集合しその集合せる殆んどの者は農家に傭はれ労働に従事するが前項に触れし如く、廃耕地多く従而集合労働者の中多少残留するは当然である。

尚本縣は隣接せる海龍縣とは省を異にするも種々の関係深く労働関係に於ても労賃の高い方へ或は本縣より海龍縣へ、或は海龍縣より本縣へ移入することがある。

本縣の労働市場は各市場とも市場を操る背後関係たる把頭、糧桟との関係は絶無である。
縣城の労働市場の開設されたのは民国八年頃であるが他の労働市場の開設年度は不明にして、その開設の理由は雇主労働者お互ひの便利のため、仕事にあぶれし労働者が広場に集りそれを雇主が雇ふと云ふ状態が何時とはなく市場と名付けられたのである。
従つて組織統制なく、把頭等の存在もなく、他の市場との連絡と云つては縣城の市場の賃銀を各鎮の市場が標準とする位のものである。
本縣市場の労働賃銀は曽て花子（乞食）の親分が決定せしこともありたるも現在では農務会に於て外縣の賃銀又労力の需給状態（前日の集合人数売行）、天候を考慮して決定する。
各鎮の市場は縣城の労働市場で定められたる値を標準とするか又は各農務会の支部に於て決定する。
両貨位する労働者は殆んど本縣内の労働者にして、他縣より流入したる者と雖も定着してゐるので山東苦力の如く五年に一度、三年に一度帰家すると言ふ例はない。
此時期の就業状況は農繁期には全部が農業労働として雇傭されるが、農閑期には一部土建労働に被傭されるが、糧桟等への被傭はない。

三　縣外よりの流入状況

確実なる数字を得ることは困難なるも農業労働者の約一〇パーセント位は海龍縣より流入して居る。尚本縣の国道新設の際（樺甸―磐石、伊通―磐石）の所謂土建労働者が他縣より流入し

て居る。

この県農局にて使用せし苦力は全人員約十二万人、その中三割は本県より、四割は揮司、伊通の同様の農民であり約一割は所謂熟練工として流動中の苦力（山東地方より各地を渡り歩く）である。

四 出稼労働

本県より外県への出稼労働者は県内労働者の約五〇パーセントにして、県内にては雇傭又は寄力なく止むなく外県（主として海龍県）に出稼に出てゐる。その送金状態は不明である

五 大都市との関係

本県は労働力過剰なるため、附近に大都市あればむしろ好都合なるも大都市との関係全くなく、前記国道建設のため相当多くの労働者を雇入してゐるが、そのために農業期労働力の不足を感じたることはなくして農家経済に相当の労賃が潤ひを齎らしてゐる。

六 労賃の変遷

種別＼年次	康二年	康元年	大同二年	事変前	民国十五年	民国十年
年工	四〇－五〇円	四〇－五〇	三〇－四〇	七〇－八〇	七〇－八〇	五〇－七〇
日工	二〇銭	二〇	二〇	四〇	四〇	三〇－四〇

備考　本縣の労賃が事変後極端に低廉なるは耕作地なく雇傭不能のためにして耕作地が復旧すれば労賃も事変前に還る。

第二節　屯の雇傭関係概況

一　労力の需給状態

本屯は調査戸数四〇戸、その中約一〇パーセントが雇農であり、小作兼雇農が一五パーセント小作農が五五パーセントの中二〇パーセントは被傭労働に従事　地主自作階級と雖も自家労働の余剰を以て僅少ではあるが被傭労働に従事してゐる外、本屯では全部の農家が打柴をなし、それを縣城に薪の販売をなして居る。

然るに本屯に於て雇農を雇傭せる農家は僅かに年工二件、月工及日工を雇傭せる農家は皆無の状態にして現在の耕作面積一〇七、大畝は明に屯内労働力に比すれば不足を物語るものである。従って自家労働力に於て尚相当の余剰労力を見出すことが出来る。屯民の言に依れば耕作面積の少なるは貯蔵の意志を念之ず、食料の不足（五月頃は木の芽、草の芽を食したりと）、種子の不足のためである。故に食料、種子、家畜が満足に與へらるゝならば現在屯内の労働力にて耕作を現在の約二倍にするも耕作は可能であると。

二　過不足の内容

前述せる如く労働力に比し耕作面積過少なるため屯内にては全く雇傭力なく、屯外への被傭と

なるわけであるが、屯外と雖も本縣内では至る処疲弊しこの余剰の労力を吸收することは不能である。

従って屯外への出稼は日工、農業労働三名、其他労働二名、日工農業労働延人員四六四人其他労働四五一名である。

其の他の過剰労動力は薪取販売をなして居る。

三　労働市場との関係

本屯は縣城よりの距離僅かに　満里にして、縣城の労働市場との関係は単に労働力の過剰の際労力を売に行く程度のものにて除草期其の他農繁期と雖も縣城の労働市場より雇傭することなし。従って雇入の必要ある時は先づ屯内及隣接の屯より雇入し尚それにても不足を告げたる時初めて縣城の市場より雇傭する。（事変前は縣城の労働市場より雇傭せしことあり。）

之等労働者は屯内或は屯外に定住せる者のみで流動して居る労働者ではない。

四　屯の特殊的地位

本屯は農家戸数に比較して耕作面積過少なる上に尚縣城の市場との距離近きため労働者の雇傭被傭共に便利であり、少しの困難を感ずることはない。

本屯には見るべき副業の発達はなく単に余剰の労力を以て屯民の大部分が打柴をなし居る現状である。（薪の値段は一荷二十銭位で、日工の賃銀に等しい。）

第三節　雇農の種類

一　年工・月工、日工の別

年工は十ヶ月の定雇が普通であるが八ヶ月以上の定雇の場合は年工として取扱ひ、月工は普通三ヶ月—四ヶ月が最も多く一ヶ月以上七ヶ月以下の場合を月工と呼ぶ、雇主が雇傭の都合に依り年工、月工の別を定めることなく、雇傭契約の当初雇傭期間八ヶ月以上の場合は年工とし、それ以下の場合は月工と定める。日工は日傭稼の場合であり、農業の作業能力に於ては年工、月工と日工との差異はないが、作業能力は劣ることもある

二　打頭的、跟車的、跟做的の別

打頭的となるには次の條件を必要とする。

1　農業一般の仕事が完全に出来ること。

2　計画命令及統御の才があること。

打頭的と云ふことは契約の際本人の自薦に依りそれを雇主が認める。一般に被傭人仲間でもその人の打頭的たるの資格を認めて居る。

跟車的は馬の性質をよく知り、飼料の配合給與、不良道路、狭い通路の運搬が可能であり馬の使用が上手であること。跟車的も本人の自薦により雇主がそれを認める。一般世民も認めて居るが、その技量が疑はれる様な場合は雇主が実験に仕事をやらせて見ることもある。

跟做的は打頭的に次ぎ農事一般の仕事が出来る者であれば必須な條件はない。従て打頭的の如く完全に出来なくとも、打頭的の命に従つて働けばよい。

大師夫となるには、做飯、做菜が出来れば特別に條件はない。

打更的、　老頭児や普通の労働に適せぬ者が打更的となる。

猪倌児　　子供でからだが丈夫であればよい。特別に條件はない。

草倌、馬倌児は本屯にはない。

三　成工、大半拉子、半拉子の別

趕車的の成工は年令二〇才—四五才位迄にして整地、中耕、運搬等農事一般のことが完全であり、特殊技能としては少くとも四—五頭位の馬を使ひ得ること、尚馬一頭にて一日一、二畝位の耕作可能であること等々。

跟做的の成工は年令二〇才—四五才位までにして農事一般の仕事が出来ればそれでよい。跟做的より打頭的となるが、統御の才なく計画命令が出来なければ何時までも跟做的として働く。

趕車的、大師夫、打更的に半拉子なく、大半拉子の年令は十六才—十九才位まで、十四、五才の者を半拉子と呼び、小半拉子と云ふのは大半拉子に対して半拉子のことを小半拉子と呼ぶ。

尚十二、三才以下七、八才位までの少年の労働者を猪倌児と云ふ。

成工、半拉子は年令と仕事の能力により差が決定する。

常工

降雨其の他仕事が不能なる時は給食のみ（食費をとらず）にて仕事をはしたる時はその時の相場の日工の賃銀を支拂ふ。期日は三十日——五十日位が長い。

雇主は大耕作の場合常工を雇ふを得とし（朝早くから夜遲くまで働かせる事が出來る）小耕作の場合は普通の日工を雇ふのが得である。

被傭者側よりすれば常工として被傭される方が得である。（仕事が出來ない時も給食なる故）

半年工は本屯に例なし。

第四節　雇傭方法

一　年工、月工

本屯に於ては年工の雇傭二件（屯内よりの雇入れ）月工は一件もなく雇傭の必要ある時は屯内居住者或は附近の屯在住者を雇傭する。

この際屯附近在住者にても屯民の不知人は屯民或は知人の紹介を要し、紹介人は普通保證人ともなる。

保證人は契約当事者と親類又は知人の関係にあるもので被傭人に不正行為ありたる時その責任を負ひ、その賃銀前拂の際逃亡又は完全に仕事が出來ざる時は賃銀の拂戻をなす義務を有す。

尚屯内に於ける契約は口頭にして証書なし。

日工の雇傭の場合は年工・月工の時と同じく、屯内、附近の屯在住の者を雇傭し、尚それにても

不足する時は販城の労働市場より雇傭するも本年度に於ては実際の雇傭なし。

日工の雇傭手続は面倒なことなく、也定着の者或は也外より流入する労働者も（全く面識なく身元不明なる者と雖も）無條件にて雇傭する。

又労働市場より雇傭する場合無條件にて雇主が労働市場に出かけ、よささうな者を直接交渉に依り雇入れる。

右契約の延長又は変更の場合の手続としては年工は中途解約の場合、被傭者が病気其他止むを得ざる理由を認められたる場合は被傭者が働きし日数の労賃を支拂ひ、其他の理由（被傭者の都合）に依る解約の場合は契約の賃銀より少く仕拂ふ。

雇主の都合に依り中途にて解約する時は被傭者に落度なき限り最初契約せし一年分の賃銀を支拂ふべきならん、と云ふも実際には支拂し例なし。

月工の場合も年工に同じ。

第五節　雇傭契約及作業

一　住込み及通ひの別

年工、月工は住込みで、日工（常工の外）は通ひであるが、常工の場合年工、月工との差別なし。

住込み通ひの決定は雇主がなし、被傭者の家を雇主の家との距離の遠近に依り住込みと通ひと

の別を決定されるが普通年工、月工は住み込みで被傭者の家が雇主の家に近い時は晩帰家を許さるゝことあり。

又被傭者が家族帯同雇主の家を借りて住む場合、家賃は普通の家賃の半額位であると。

年工に対する伙食地はない。

二　雇傭期間及実際労務時間

年工は二月一日より十一月三十日迄、十ヶ月を一ヶ年とす。

趕車的、打頭的、跟做的は二月より十一月迄、大師夫、打更的は正月より十二月迄を期間とする。

月工は三ヶ月より五ヶ月位が最も多いが、一ヶ月以上の定雇で契約期間と実際労務期間と同じである。

日工は除草、中耕期午前四時――午後八時まで、牧穫期は午前三時より午後八時頃までの労務時間で、除草期は午前七時朝食（一時間）十二時昼食（一時間）、帰家後夕食をなし、午前中、二回午後三回（約十分位）の休憩時間がある。収穫は出発前朝食十二時昼食帰家後夕食休憩時間は午前中二回午后三回約十分位である

三　休日及帰家

休日は五月の節句一日、八月中秋節一日、正月三日、この外十日位は病気の際、又は時別の事由に依り休むことを許されてゐるも、これ以上休む時は休みし日数だけ期限後労働に従事しなければならない。

帰家の時期は定まらず、急用が出来た時随時帰家し、その日数も不定であるが許された休日以

内の日数である。

若しその日数を超ゆる時はその日数だけ期限後雇主の家にて働く。

四　作業労務種類

農事に関する労働

	一月	二月	三月
導車的	飼料給與	肥料運搬 農産物運搬 挽御	拉拾子 材料運搬
打頭的	運糞	鋤糞 滾車 其他	前作物処理
跟做的	運糞 拉磙子	仝上	拉磙子 材料処理
半拉子	拉磙子手伝	仝上	拉磙子手伝 材料処理
猪倌児	猪倌	厩肥込	豚飼料世話 厩肥込

四月	播種の際扶 刈丈 飼料の用意世話	播種の際下種	播種の際鎮圧	仝上	豚追込
五月	除草 中耕の時扶 刈丈	除草	仝上	仝上	豚追込
六月	除草、中耕の 時扶刈丈 小麦収穫物運搬 耕起	除草 小麦の収穫 小麦の積上ゲ	仝上	仝上	豚追込
七月	再度の耕起 土糞の運搬	小麦の脱穀 土糞の採集	仝上 土糞運搬の時積上	仝上	豚追込

八月	上旬小豆、蕎子の收穫運搬 下旬高粱及谷子の收穫と運搬	上旬小豆、蕎子の收穫 下旬高粱、谷子の收穫	仝上	仝上	放追込
九月	上 大豆收穫及運搬 下 大豆、谷子、高粱の脱穀調製	大豆の收穫 大豆、谷子、高粱の調製	仝上	仝上	
十月	上旬 仝右 下旬 肥料運搬 高粱包米掛運搬	割谷草 馬糞土糞の混合	穀物掛の裝車	糞の混合手伝 肥料運搬の手伝	
十一月	農産物売却運搬 調製	仝上	仝上	仝上	豚の飼料の世話

十二月	協御	劇草 豆皮を分ける	劇草 牲畜圏の糞を運ぶ	全上	豚の世話

農事外の労働

打坑　七月頃望車的、打頭的、跟做的

壁塗　七月頃全右

打送草　六月頃跟做的がやる。

其の他　水汲、院子の掃除は打更的半拉子が主としてやるが打頭的跟做的もやる。

農事外の労働は年工、月工がやり、日工は農繁期のみ雇入するので日工が農事外の労働に従事することは少い。

農具の整理

食事の世話掃除など半拉子が特にやるが、跟做的が特別に課される仕事はない。

通ひ住み込みによる差別はない。

農事外の労働は契約により定めるものではなく自然の結果として暇な時にやる旧習慣となって居る。

農事外の労働に特に服役をなすことはない。

第六節　労賃

一　現行労賃

用家屯年工、月工労賃一覧表

	年工						月工			
	打頭的	趕車的	跟做的	大师夫	半拉子	猪倌児	打頭的	趕車的	跟做的	大师夫
現銀	円 四〇―五〇	四〇―五〇	四〇―四五	二〇―四〇	一〇―二〇	五―八	五―八	五―八	四―七	二―四
現物	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―
給食	給三回	仝	仝	仝	仝	仝	給三回	仝	仝	仝
労賃外ノ給与	ナシ	〃	〃	〃	〃	〃	ナシ	〃	〃	〃

周家屯日工労賃表

	現銀	現物	給食	労賃外の給與
整地播種	二〇銭	―	給三回	ナシ
除草	二〇銭	―	仝	〃
収穫	三〇―五〇銭	―	仝	〃
薪取	一五―三〇銭	―	仝	〃
其他	二〇―三〇銭	―	仝	〃

※ 高粱一石二円の価格と見積る時は年工の賃銀は百円位となるも本年は前記せる如く耕作面積過少のため雇主なく異例の労賃なりしと。

月工の賃銀決定は年工の労賃を標準とし、年工五〇円とすれば十ヶ月の期間で月五円に当るも日工の賃銀は月八円位に決定される。

然し需給の関係に依り賃銀も左右され、本年の如きは月三円にても尚雇傭者なき状態なり。

二　労賃の決定

労賃決定の諸條件

現銀の場合年工賃銀の決定は粮石の値、前年度農作物収穫の多寡、労働者数の多少を考慮し前年度の賃銀を標準とするが、粮石の価格が高い時、又前年度の收穫物が多い時は從つて労賃高く労働者の数が多くなれば労賃は安く決定される。

現物の場合（本年度現物を支給せし例なし。）

打頭的、趕車的は高粱五石、跟做的四石—四、五石之は普通の年の労賃にして本年の賃銀はその半額位なりと。

日工の賃銀の決定は本屯に於ては縣城の労働市場で決定されたものを標準とする。普通縣城で決定されし労賃と価は同様であるが雨天その他の事情により労力不足する時は高くなる。

屯に於ける労賃は雇主と被傭人と合議の上決定するがその場合雇主の意志が尊重されるは勿論なるも、その時の労力の需給関係に依り左右される。

三　労賃の支拂方法及時期

本屯に於ける労賃支拂の形態は全部現銀支拂である。雇主側よりすれば現物、現銀何れにて支拂ふも損得なく、被傭者側よりは現銀支拂を望む。その理由は本屯は縣城より近く粮穀其の他の物資の購入容易である爲、

（代銀又は代物にて支拂ふ時はその時の農産物に換算する）

帯地年工本屯になし。

本屯に於ての支払の時期及方法は年工の場合普通前渡五割後払五割、全額を前渡することは殆んどなく、若し全額を前渡したる時は残額五割分に対して月三分の利を差引きて渡す。

雇被傭者の利害得失

雇農は現物よりも現銀にて支払はれるを好み、然も前払或は数回払を好む。本屯は縣城近く生活必需品の購入容易のためである。

雇主側にありては現物現銀何れにて支払ふも大差なく、然し前払より数回払又は後払、特に収穫後支払ふを喜ぶ。

四　給　食

年工、月工は如何なる場合も雇傭期間給食をなし、日工も常工の場合は雨天等の時給食をなすも食費を要求せず。収穫後二、三、一月を除く各月は三回の給食をなす。二、一一、一二、一月は各二回の給食である。

五　労賃外の給與

本屯に於ては労賃外の給與は殆んどなきも年末に帽子、烏拉靴を賞與へることもある。

第七節　特殊なる雇傭関係

一　少年、婦人の労働

少年は一〇才位から子守児として労働に従事する外、除草期除草をなす家の手伝をなすが主である。

婦人は十二才位から四十才位まで除草間引等日工として働くこともあるも本地本年前例なく自家労働として除草の外薪取などに相当出て居るが、婦人の労働は家事が主であって外の仕事は僅少である。

二　出稼労働

本縣は前述せる如く事変後極度に疲弊したるを以て各区とも雇傭の余裕なく本地より他地への出稼も非常に少くたゞ日工として五六件の他出労働を見らるゝもその中二件は大師夫と女成である。但し事変前は相当地外への出稼ありたりと。

時代別の変遷不明

三　雇牛具

本地では雇斜文と云ふ。播種よりの収穫までのものもあるが、本地に於ては殆どなく各時期別（播種、中耕、収穫）のものであり、三晌以下の小作農に雇牛具をなして居る。

貸牛具をなして居る農家は自家に於て牛具を有する大中農家にして四〇晌以上を耕作し、貸牛具専門の被傭者は本地にない。

雇牛具の組合せ、及農力、

作業	所要	一日	單獨の場合
播種及中耕	馬 二頭 / 人 一人 / 犂丈 一	一日一畝	牛のみ 0、八畝 / 驢のみ 0、二畝 / 騾のみ 一、0畝
收穫	馬二—四頭 / 人 一人 / 車 一	一日一、五畝	牛のみ 一、0畝 / 驢のみ 0、五畝 / 騾のみ 一、五畝

是牛具契約の方法は時期別にその当時契約をなし各時期別に契約を終り賃銀を支払ふ。

賃銀は一期一畝二円を普通とし決定の基準は日工賃銀を標準として次の如き計算に依る。

人　二0銭
馬　四0銭
飼料四0銭
を各々二日として二円となる

賃銀の支払は契約後、直ちに払ふこともあるも終了後支払ふ。又は收穫後支払ふこともある。

馬糧は貸主持ち、給食は雇主よりなす。

雇牛具の利害得失を並べれば、先づ雇主側より見る時は小耕作にて家畜の飼養不能なる農家なれば家畜の購入飼料の必要なく、耕作の時のみ雇牛具するのであるから得である。被傭者側より

見る時は自家耕作に使用し、その余剰の分を賃牛具するのであるから損失なし。
打点児　本屯になし。

四　雇車工

収穫後穀物の販売時期雇車工をなすが、大豆一斗十文位である。（本屯に例なし）

五　插具、換工

插具の組合せは馬と馬、或は驢と騾、馬と牛などであるが如何なる組合せをなすも差引計算を行はず、各時期別に契約を行ひ、中耕、播種、収穫である。

插具をする農家は中級農家である。

換工

本屯に於ける換工は主として労力と労力との換工である。労力と役畜との換工の場合は馬一日を人一、五日と換算して、雇牛具の場合は人六日と換算する。

換工の時期は播種、除草期であって換工をなせる農家は中級以下の農家に多い。

抱工、帯地年工は本屯にない。

第八節　雇農の身分及地位

一　雇主との関係に於ける地位

雇主と雇農との関係に於ては別に身分的に緊縛されるが如きことなきも賃銀の前借などに依り雇主の主張通りになることが多い。

二 屯に於ける地位

雇農の屯に於ける地位は公職に就くことは出来ぬが、屯内の会合の時など発言することは出来る。小作人又は地主との婚姻は出来る。

雇農であるが故に強制されることなし。

第九節、雇農移動定着状況

本屯に於ては外屯より来屯せる年工なく、日工は二件あるも本屯内に定着して居るものである。（大雨天であるから同じ家に雇われて居る）

日工は雇主側の都合に依り雇主をかへるが年工は毎年情義的に同じ家に働くが賃銀などの高低により雇主を替へることもある。住居はかへぬ。

第十節 史的変遷

一 労力の需給状況の変遷

労力の最も過剰なりし時代は、大同二年、康徳元年にして、これは事変後匪賊のため耕作不能なりしためなりと。又不足したる時代は民国十五、六年頃である。

尚現在にあっても耕作面積少なるため、被傭されなくも雇主なき状態である。

二　労賃の変遷

確実につかむことは困難なるも大要次表の如し。

労賃の変遷表

	現在	事変前	五年前	十年前	二十年前	
年工	四〇円―五〇円	七〇―八〇	七〇―八〇	七〇―八〇	五〇銭	
日工	二〇銭	四〇銭	四〇銭	三〇銭―四〇銭	二〇銭	

康徳二年度ニ於ケル労働者移入状況表 No1

雇傭労工数

康徳二年一月

区別	中国より移入するもの 年工	月工	日工 下種	割地	圓地	他縣より移入するもの 年工	月工	日工 下種	割地	圓地	中国ヨリノ計	他縣ヨリノ計	雇傭労工総計
1	人 13	人 3	—	—	—	人 25	13	10	31	39	人 16	118	134
2	16	—	—	—	—	4	—	7	15	5	16	31	47
3	—	—	—	—	—	12	8	5	20	13	—	58	58
4	16	11	2	5	3	31	14	9	13	8	37	75	112
5	89	37	158	320	325	69	50	153	35	30	929	337	1266
6	—	—	—	—	—	11	6	5	7	4	—	33	33
計	134	51	160	325	328	152	91	189	121	99	998	652	1650

康徳元年度労種別労賃表 No2

区別	年工 上	年工 中	年工 下	月工 上	月工 中	月工 下	日工 種地 上	種地 中	種地 下	割地 上	割地 中	割地 下	圓地 上	圓地 中	圓地 下
1	60.—	50—	40—	6.50	5.50	4.50	0.35	0.30	0.20	0.40	0.35	0.25	0.50	0.40	0.30
2	60.—	50.—	30.—	6.0	5.0	4.0	0.25	0.25	0.20	0.40	0.30	0.25	0.30	0.30	0.25
3	80.—	75.—	30.—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
4	70.—	65.—	35.—	6.00	5.00	4.00	0.50	0.45	0.40	0.40	0.30	0.20	0.40	0.30	0.20
5	60.—	50.—	45.—	—	—	—	0.40	0.30	0.25	—	—	—	—	—	—
6															
平均労賃	65.—	50.—	37.—	6.30	5.30	4.00	0.35	0.30	0.25	0.40	0.30	0.20	0.45	0.35	0.25

平均労賃各区内の総計を総数にて割りて算出せり。

各区の基準価は区内の平均価

往他縣労働者調査

区別	農業 長工	農業 日工	林業 長工	林業 日工	工業 長工	工業 日工	鉱業 長工	鉱業 日工	苦力 長工	苦力 日工	計 長工	計 日工
1	7	23	—	—	—	—	—	—	1	—	8	23
2	3	—	7	—	3	—	1	—	1	—	15	—
3	18	50			3	6	15	20	15	10	51	86
4	5	—	—	—	3	—	3	—	7	—	18	—
5	40	102	16	—	19	—	11	—	—	—	86	102
6	60	30	—	—	—	—	—	—	—	60	60	90
計	133	205	23	—	28	6	30	20	24	70	238	301

第十一章　小作関係

第一節　縣の小作関係概観

本縣の農家戸数は二萬一千五百余にして全戸数の約八〇%に当る。之を経営面積別により見ると二晌以上十晌以下のもの最も多く農家の約六〇%に及ぶ。次に経営型態に見れば小作農は全農家の七〇%にしてその経営面積は二晌以上十晌以下のもの最も多く特に三晌内外を耕作する小作農最も多し。（縣公署統計参照）

次に本縣の耕地所有戸数は総計一萬四千三百五十三戸にして内五十晌以上を所有するもの僅かに一九七戸にして所有戸数に比して一.五%、全農家戸数に比して〇.九%となる。斯如條件下に小規模小作経営たらざるを得ぬ。

本縣小作関係を項目を追ふて概観すべし。

一、一般的小作型態

縣全般を通ずる小作型態は物納定額後払、三色均交にして約八割を占め、残二割は撈青（裡青、外青）及び銀納、前払等である。

之を地域的に完全に区劃し難く何れも全縣に分布せられて居るが、強いて之を地域的に分ち見

らるゝは、銀納定額前払かは縣城及び烟筒山を中心とせる三満内外の地点として主として園芸を主業とせる地方に多く、撈裡青、撈外青（極く少し）は第三、四区地方の縣境近く山陵地帯にして治安不良にて住民少く耕地割合に多き地方に多し。之等の特殊型態小作関係が物納定額後払の一般的型態の間に同時に行はれてゐる。

満洲建国前に於ては三〇—五〇晌の大規模小作と感ず企業的小作型態ありしも、建国後は稀に七〇—一〇〇晌のものあるも其の数少くなつた。然し地主、小作人とも地方に居住せるを好まず縣城或は鎮に其の居を移せるもの多くなりし為め事変前に比して一般に一戸当の小作経営面積が大となつた。

事変後は金融特に梗塞の結果、金融の目的にて地主と言はず自作と言はず出典を希望するもの多く、然かも入典者がにわかに畜力、労力の需要の途なく保証人を立てゝ更めて出典者に小作せしむる多くなれる模様である。

撈裡青は麻、烟草等を耕作するものに多く之を煙麻青と称して居る。

二、小作料

小作料の高低は地味の良否等によると雖も交通治安が重要なる原因をなし縣城又は主要鎮を中心とせる距離に比例して低率を見る如し。即ち

物納定額小作料　　晌当

縣城、鎮より五満里以内　上　地　一〇・三六石（地方折三石）

		中　地	八・六四石（〃　二・五石）
		下　地	六・九一石（〃　二石）
同	十滿里以内	上　地	六・九一石（〃　二石）
	〃	中　地	五・一八石（〃　一・五石）
	〃	下　地	三・四六石（〃　一石）
同	十滿里以外	上　地	五・一八石（〃　一・五石）
	〃	中　地	三・四六石（〃　一石）
	〃	下　地	二・〇八石（〃　〇・六石）

此の場合の小作料は高粱、黄豆、包米の三色均合にして若し二石等と三色内支不能なれば黄豆を多く納める慣習である。而して集団部落建設地には院子内に菜園を附加せざるもそれ以外の地方及建設前にては附加菜園二畝以内又は院子内に附加せられた。房子は其の面積如何に関せず、附加せられ修繕は地主持にして、契約は口頭のもの多く條件として一年三回以上の除草、培土に盡すことが附せられて居る。

縣城又は鎮を中心とせる二、三滿里以内の地區にては物納定額は晌当上、中、下一率に黄豆一七・三石（地方析五石）にして事変前までは実に黄豆二七・六七石（地方析八石）であった。

銀納定額は同現銀八〇円内外にして此の際前納すれば月利三分の計算にて秋收までの利子丈け返還せらる。

代銀納の場合あれども此の際は小作料の一部分を代銀納となし全額を代銀納となすことを得ず。銀納定額の小作契約にては附加菜園なく、面積の大小に関せず、附加房子あり、最低二間房子にして之れが修理は地主持である。小作地に関しては小作地若し菜園たりし地は他作物を作付すると許さず蔬菜に限らる。

撈外青にては地主四又は三、撈青六又は七にして撈理青にては折半或は地主六、撈青四の分配を主とす。而して撈青契約にては分配は必ず作付せる作物にて為さると要す。

小作料の納入時期について見るに十一月最も多く稀に九月又は十二月のものあり、小作料は此の時期となれば地主が各小作人を巡回し食費小作人持にて宿泊し脱穀を待ちて取立てる。然し小作料僅少の時は小作人方より届けるを普通とす。

小作料の騰落の趨勢を見るに、民国初年頃より移民の流入甚だ多く耕地の沸底を来し、此の頃より小作料騰高し、民国十五年頃まで此の状況が続き事変直前頃は民力の低落と共に小作料漸落し、建国以後に於ては治安悪しき耕作希望者を求め難く従って小作料甚しく低率となり、又は荒廃を防ぐ手段として無料小作さへなす者あり。調査当時なは幾分此の状勢にありき。

主として鮮人小作人を対象とする水田小作の場合は撈外青を主とし、事変前には完墾第一年目は地主三、撈青七、第二年目地主四、撈青六、第三年目以後は折半分配としたるが事変後には物納定額多くなり、完墾第一年目は晌当八斗（地方析）　第二年目一石、第三年目以降は一石二斗となってゐる。近年満人地主と鮮人小作人間との紛争夥しく多くなり、之れが処置取扱には当局

者が尠らざる煩雑さを与めて居る所である。之れがため近年は鮮人との小作契約は必ず保証人を要し、租帳を作成し一部は保甲事務所を通して巴警察署に提出せしめて当局の承認を得るを要せる事となつた。かくして紛争発生せるとき当局者の介在によりて極めて簡単に事が処理せらるゝ由である。

三、租税公課の分擔

大租、胸捐は地主負担、保甲費は全額小作人負担を最も普通とせる。極く稀に然かも小作人が文字不明などと悪用して租公課全額を地主負担として、之れが代償として小作料を高率となすものがある。

大租、胸捐等の地主負担は清朝時代以来の慣習にして当然土地所有者が之れを納入せるの義務あり、耕作たる小作人が土地使用者として地方費を負担せるは当然と考へてゐる旅である。

四、小作人の過不足

全縣にわたりて小作人不足にして、之が原因をたづねるに事変後の治安不良により小作人が、縣外に逃亡せるによるものとしてゐる。現在治安良好に向ひつゝあれども、資本、畜力、労力の不足に因して耕地あれども、之を耕作し得ざる状態にある。県当局は之れが対策として二荒地復興五個年計画を樹立し集団部落の建設を先決として之を中心として資金の貸付、畜力の供給を企図し現に之れが達成に官民協力し徐々に実績を挙げつゝある。

五、特殊なる小作契約

縣城附近に於ては一晌以内の小作契約が多く、然かも園藝を作り縣城市場に搬出するを目的とするを以て小作料も高率ならざるを免れず、黄豆を作るならば、五石位の收量ある地力なるが、之れが小作料は事變前は黄豆八石なりしが調査当時には五石に低下されてゐた。代銀納にても差支へなく、亦銀納定額の契約も稀にあり、晌当り八十円のものがあつた。小作地の附加として井戸一及三間房子があり、租公課は大租、晌捐は地主、其他は小作人負担にして本縣の普通型、民國初年迄は土地関係の諸賣金の如きも小作人の負担なりし由。租帖あり。韮の如き宿根性作物を栽培せるもの等あり、期限は短くて三年にして普通は五－八年。保証人二人を要せ。

右の如き小作契約は縣城市場を対象とせる処の明なる企業的な経営である。

六、小作人の移動定着状況

本縣は事變以来極度に治安悪しく小作人の移動も事變以来に夥しく、然も第三、四区の山地々方の治安殊に治らざる地帯は現在なほ農民落付かざるものある様である。

本縣開拓当時は山東地方よりの直接流民多く事變直前調査によれば県民の半は山東人なりし由にして事變後独身農民は匪賊化し妻帯者のみ縣城又は鎮にとゞまり治安のおさまると待機しながら今徐々に入村せる状況にある。

本縣より移動せる農民の多くは本縣より地味劣るとも治安よろしき隣県の東豊、西豊の両県に親戚、知人を頼りて入るもの最も多きが如し。

七、小作関係の変遷

本県の小作関係は物納定額及び搒青である。

物納定額（地方折による）

	民国十五年	事変直前	事変以後	備考
上地	二・五石以上	二・三石以上	二石以下	現在は地味に関係なく治安の状況如何にて小作料額決定する由
中地	二石以上	一・八石以上	一・三石以下	
下地	一－〇・八石	一石以上	一石以下	

搒青は分益関係に従来と変化なく大要次の如し。

	地主	搒青
搒外青	三	七
	四	六
搒種青	五	五
	六	四

八 資料

(一)

立租帖人王永齋因無地耕種煩人租得孫源堂名下熟地乙段当家言明租粮弐拾四石参色均交秋後

交租不許拖欠倘有拖欠有承還保人甘願墊付又不許招損山場樹木如不相当任東遂意不招再有地捐雜款通歸佃户所納恐口無憑立此為証

承還保人　張　煥

中見保人　張　祥

民国二十年古曆正月二十二日　王永鄉　立

(二)　租帖契約

立租據契約人高長清情因自無地耕種特託中人冉景春等租到刘貴名下熟地叁晌貳畝坐落盤石県東一区界双頂山東北陽慶豊村管界草正房弍间半門窓俱全有適経中人言明共每晌地租粮壱石陸斗按三色均交至秋後完納不准施欠倘至秋後拖欠不納惟中人從中負償還責任設遇天旱水澇風雹虫災歉收不測之虞恐随地方公例在佃户亦得藉端依願欲及有憑特立帖為証

陳墨鄉代書字據㊞

承保人　冉景春㊞　刘德玉㊞

刘長德㊞　李联樸㊞

大満洲帝国康德二年二月二十八日立字據人　高長清㊞

(三)　契約書

今因地主與租戸商妥治鮮人金玉祥、金正煥、金炬律、租満人齊環軒水田其條件分乾

一、地之坐落盤石縣三区警察署管界二道甸子

一、租種人住房因此地無房第一年從每晌地内去稻租五斗給租戸在卞杆頂村作爲修繕房屋之用修成房屋所有权帰地主最少六間房爲標準架両梁一丈二尺炉身二丈

一、耕種面積秋成丈量每晌按七二行弓横打竪核

一、水道経過本地界原地北界至河

一、租粮額数第一年每晌地稲租弐石五斗実納弐石整第二年每晌地実納稲租弐石五斗第三年每晌地実納稲租参石整以上均按舊秤二十八斤作一斗

一、保人姓名住所烟筒山朝鮮人民会（理事姜金山）保證及苦條頂子甲長杜福

一、期限三年爲満満期後租粮漲落另行合議重定契約方爲有効

右記事項均経双方協商妥洽而無返悔倘有施欠租粮不履行條約由保証負責履行之此契共計五張地主租戸各執一張呈報工作班一張三区警察署一張朝鮮人民会一張謹呈

第三区警察署備案

保證人　烟筒山朝鮮人民会（印）

苦條頂子保甲長杜福（印）

中見人　苦條頂子甲書記邢貴文（印）

代　字　人　苫條頂子村 成德堂執事　魏宣雨㊞
地主代表人　王秀山㊞
金玉祥㊞
磐石縣政治工作第三班
大滿洲帝國康德三年三月十六日租地人　金正煥㊞
金恒律㊞

一、官鉄心費除鉄粮一項由地主自行封納外其余控村毫修治道路本村会面花銷統帰租户交納均経双方承認（査此條前定契約時已経租户認可書明因舊據手続不合経工作班指示明確另作契約當時此項遺漏今已書明経租户承認交納不欠合併陳明）

保　證　人　烟筒山朝鮮人民会㊞
苫條頂子甲甲長杜福㊞
地主代表者　王秀山㊞
中見人　苫條頂子甲書記邢賓人㊞
代字人成德堂司賬　呂春甲㊞
金玉祥㊞
三月十八日租地人　金政煥㊞
金恒律㊞

(四)

為覇種地畝抗欠租粮請求傳訊追償事窃被告人之父羅耀武於民国二十年春以需款救急当將其所有权坐落鮎魚河東斗漕子慈地四晌五畝草正房五間価当給民年收租益十二石締結當契存查自締契以後経期四年未交一粒租粮已往者姑置不論被告人將民受当地畝今年完全種上不旱不澇未受匪害將受別豈收対於応付十二石租粮延不給付向其追償四石租粮仍行傾抗似此抗租欺人過甚迫不得已祇可按四石租粮價額繳納訟費叩懇

鑒核恩准所訴施行謹状

磐石縣公署公鑒

(五)

磐石縣公署民事判決　字第　号

判決

原告　王海山

被告　羅振傑

右兩造因租粮涉訟一案経本署審理判決如左

主文

被告応向原告給付租粮八石（三色平均）

訴訟費用帰被告負担

事　実

原告起訴意旨略称前於民国二十年春価典被告東斗溝子熟地四晌半草正房五間旋又経被告租回耕種約明毎年租粮十二石至今数年之久租粮一粒未給其已往者因受匪擾甘願讓免惟去今両年伊均照常耕種特別豊収但民尚不肯照原約数目収取其毎年給与四石即可請判令被告従速履行以維生活等語

被告答辯意旨略称租種原告之地迭二年租粮伊既不要當亦不与之争論後二年租粮民係未給伊民毎年減索四石共為八石然民極困難実亦無粮可給伊始能肯接収土地民甘願給与等語

理　由

査被告対於原告所主張訴訟標的而認諾者法院応本於認諾為被告敗訴之判決此在民訴條例已有明文規定本件原告主張康徳元二年被告応給之租粮完全未給原約毎年係為十二石自願毎年減為四石共為八石等情而被告対之完全認諾按照前開説明自応為被告敗訴之判決至被告言極端困難無粮可給此不過為将来執行之問題殊非抗辯之理由

基上論結原告之訴認為有理由合依民訴條例第七十七條特為判決如主文

康徳三年二月二十五日

磐石縣公署民庭

縣長　刘懋昭　印

承審員　李国光　印

対於本判決如有不服得於送達後二十日内上訴永吉地方法院

書記員　段墨馨 ㊞

本縣証明與原本無异

康德三年三月

（六）

為原訴盗売田產侵害主权懇祈仗訊依法懲処追回原地以張法紀事窃 民於大同元年春季由中人張保荣刘発中見人烟筒山甲長呂志林農務分会長于清泉等説合買得李公舟坐落二区青陽歳子屯熟地十二晌地価当時交清並依法税契登記後因大同元年九月胡匪攻陷鎮地方紛乱 民即返里二年内因地方治安未能完全恢復甸户遷户遷移他処因之地亦荒蕪無户耕種治至本県除設集団村以来住户較多 民於本年八月間来磐経理熟悉 民地竟被李心舟第三字盗売鮮人向聆之下不勝駭異窃 民買李公舟之地證人證物及該地清字部照俱在並依法登記該被告人何得盗売侵害地权以上縁由理合具状呈請
鈞署鑒核仗案追回原地以維主权而張法紀不勝迫切待命之至謹状

具状人　鄭福堂　押

（七）

磐石縣公署民事判決　字第　号

判決

原告　鄭福堂　住新京三馬路商人

被告 李洛三 住磐石縣烟筒山農人

右両造因侵害産权涉訟一案経本署審理判决如左

主文

原告之訴駁斥

訴訟費用由原告負担

事実

原告起訴意旨略称前於大同元年春間経中人張宝栄刘発等介紹価買李心舟坐落青陽歳子款地十二晌並依法税契登記嗣明因是年九月間地方変乱胡匪遍地民即返新京原籍避乱因治安未能恢復佃户遷移地即荒蕪民於康徳二年八月間前来経理不意該地竟被李心舟之子李老三盗売與鮮人聆甫之下不勝駭異以請求判令被告将所盗売之地盡数返還以維産权並称被告屡伝未能到案請就一造辯論判决等語

被告未能到庭答辯故無事実可資記載

理由

查当事人主張有利於己之事実者就其事実有挙征之責任此在民訴條例已有明文規定本件原告主張前買李心舟（被告之父）坐落青陽歳子熟地十二晌因地方変乱久未前来経理経被告乘機与之盗売於鮮人等情然未能挙出相当佐証僅属空言主張殊難採信至被告人屡経伝喚因病未能到案然亦不能遽依原告一造無証據之辯論而為被告敗訴之判决最後至伝証人張宗栄到案而対原告仍属毫無有利之証明是則原告請就一造辯論判决尚属合法惟其事実上之主張顯難認為有理由

基上論結合依民訴條例第四百五十七條第九十七條特急判決如主文

康德 三 年　　月

磐石縣公署民事庭

縣長　刘懋昭

承審員　華国光

不服本判決得於送達二十日内上訴於永吉地方法院

本縣証明与原本無異

書記員　段墨馨

康德 三 年　　月　　日

(八)

為原訴擅索租粮拖欠不償懇請依追出以維主权而免損害事竊去年三月間民憑介紹許子政將在本城熟地一段租與范永德名下耕種言明秋後納租粮十一石紅粮云豆二色均交有承保李順王平二人寫立租契距至九月間民向范永德索討租粮據称已被許子政強行索去分毫不欠民又向許子政索討該許子政區承認擅行索取而支吾拖延不肯即交民因時局関係已還至省城寄居屢次來照向許子政催討前拉去之云豆五石紅粮三石伊終無誠意清償民亦無可如何伏思許子正無民委託擅向范永德代索租粮藉屬是非茲又民向其屢討竟抗責不償是以狀請

鈞鑒准予迅依許子政到案如數追出毋任拖延實為德便謹呈

具狀人　張郭氏

（九）

磐石縣公署民事判決　字第　號

判決

原告　張郭氏

被告　許子政

右兩造因糧石涉訟一案經本署審理判決如左

主　文

被告應向原告給付元豆五石　紅糧三石

訴訟費用歸被告負担

事　實

緣原告起訴意旨求如主文之判決略謂氏有熟地一段坐落本城大同元年三月間經被告許子政介紹租給趙永德耕種有李順王平作保約明租糧六豆紅糧共十一石兩色均定洎至同年秋間該項租糧竟被許子政索取元豆五石紅糧三石經氏屢向追索支吾未給請求判令被告如數償還以維权利等語

證人趙永德王平李順均称交給被告元豆五石紅糧三石確屬實在等語

被告答辯意旨略称由趙永德処拉取元豆五石紅糧三石不假但是又借給我侄媳婦許王氏因許王氏係爲原告之姑表姉妹不過經我借給他的我負債償還等語

理　由

本件原告向主張元豆五石紅粮三石等情既経去永徳王平李順等證明屬實又経被告承認無誤虽辯称又取借与許王氏使用但己承認負債償還無所争執則被告自應迅予照数給付無容疑問

基上論結原告之訴為有理由合依民訴條例第九十七條特為判決如主文

康徳二年九月二十五日

磐石縣公署民庭

縣長　刘懋昭

承審員　華国光

不服本判決得於送達二十日内上訴於永吉地方法院

書記員　段聖馨

本件證明與原本無異

康徳二年九月

第二節　屯の小作関係概観

戸別調査集計表によれば本屯四〇戸の内譯は地主兼自作四、地主兼小作一、自作一、自作兼雇農一、小作二二、小作兼雇農六、雇農四、雑業一、にして自作農の僅少なること及小作農の多きこ

とが眼につく。即ち小作農は五五・五％に及び、地主又産農等を兼ねる小作農をも加へる時は実に七二％となる。四〇戸中土地耕作農家は三五戸にして此の面積は一〇七・六晌にして一戸当僅かに三晌余にして経営面積の狭少なる点は南満型に酷似してゐる。

小作型態別に耕地面積を見るに次の如し。

型態別	戸数	耕地面積		戸当		備考
		小作地	附加地	小作地	附加地	
地主兼小作	一	一・〇〇晌	〇・一〇晌	一・〇〇晌	〇・二〇	地主本屯にして
小作	二二	七五・五〇	〇・六七	三・四三	〇・〇三	小作人他屯のものは
小作兼産農	六	一三・〇〇	〇・二二	二・一六	〇・〇四	本表に加へず

右表に明示の如く純小作農が最も経営面積大にして本屯民中の中流生活をなすもの亦此階級にして即ち此の地方にては小作農を営む程の農家なれば一応の信用を有し従つて小作條件としても純小作農には租帖を作成するものなく、保証人あるものは二二戸中の三〇％の七戸にして、小作兼産農六戸中租帖を作れるものの一戸、保証人を立てしものは七〇％に比すればその信用の程度の窺ひ知る事が出来る。

小作期限は全部一年契約なれど、実際には数年間継続せるものあれども、一般に凶作等による小

作料滞納比較的多く之等が因して契約期限が一年と決められしもの〻如し。

小作地附加物には房子、菜園、農具の三種と房子と農具と附くもの最も多く　房子又は菜園のみつくもの稀にあり。

型態別小作料（地方枡による畝当）を戸別表により見れば次の如し。

型態別		地主・小作	小作	小作・雇農	計
口数		一戸	二四	六	三一
上地					
中地	一・四石	戸	二		二
	一・五石	一戸	六	三	一〇
	一・六石	戸	五	二	七
	其他		三		三
下地	〇・四五石			一	一
	〇・七石		二		二
	一・〇石		五		五
	一・三五石		一		一

即ち本地にては上地と称さるべき処なく、中、下地を以て占められ中地は地方枡にて畝当一石五斗乃至一石六斗、下地は一石内外を普通とする。而して小作料附加物又は義務的労働その他は無い。

小作料の納入状況につきて型態別に見れば小作料に於て小作契約口数三四の中十一月中に納入のもの一一件、十二月に納入のもの一〇件にして、九、十月のもの三件・亦小作兼雇農に於ては六件中、十一月十二月納入各三件にして、之れを納入期よりのみ見れば型態別には何等その間の差異を

認め難く、納入延期又は減免等の件数は小作兼雇農に比して小作農に於て遙かに多く之れを見らる。

納入方法は小作型態によりての区別なく、本邑は一般に地主は小作人の庭先にて受取り、小作人から搬入するもの稀にして三一件の中七件に過ぎず。

租税公課の分擔につきての最適なる検討は滞納多きため之れを判明し難きも決められたる約束につきて之を調査せるに大租、晌捐の全額は地主負担し、保甲費の全額は小作人負担のもの多く、僅か一件のみ租公課の全部を地主負担とするものがあつた。

小作継続年数につきては契約期限一年なれども小作人に於て不都合なき限り無條件更新する由にて十年以上に及ぶものもあり。之れを戸別表によりて一覧すれば次の如し。

継続年数一覧表

型態別	戸数	年数 一	二	三	五	九	一四	備考
地主・小作	一	一	一					地主本邑にして小作人他邑のものは除く
小作	二四	一二	七	三	一	一	一	
小作・雇農	六	二	三	一				
計	三一	一三	一二	四	一	一	一	

又小作を契約するもの二件あり。然かも其の面積僅少にして中間小作人の單なる好意的態度より

出ごしものゝ如し。
不在地主と契約するもの多く、小作農の七〇%は之れに当る、而して此の現象は主として治安関係によりて地主が縣城其他に転住せる結果のもの多く、従って小作料取立等には相異なく、地主系るのみならず日頃小作人、地主間の接触は漸にして毫も在住地主との契約條件と変る事なし。
之を要するに本地の小作関係は本縣中にてもむしろ現代化せる型態にして南満地方の型に類似しあるを知る。

第三節　小作契約の手続方法

一、押租銭

建国前頃までは縣下各地に亘りて押租銭ありしと近年来農民不足し到る処に廃耕地が拓けずに居る有様とて納租義務に対する保証銀たる押租銭を納めてまで小作するの要なく、且つ小作人は窮乏の果て現銀所持なき等にて調査地に於ては其の事例を見られなかった。隣地に於て治安良く、耕地は房子に附き、耕地亦肥沃なる土地の小作に押租銭を有せる事例を見た。

租　契

立借銭出租契約人夏清和情因度用不足無力耕種特将自置熟地十晌草正房三間門窓戸壁俱全坐落

磐石縣一区孤頂保草島山甲永泉村蒿秀楞前陽当経介紹人居間説合情願出租与田生金名下耕種自便言明共作租粮拾六石按大豆包米高粱三色均交内借佃戸国幣洋弐百円毎百円作年粮利三石六斗共核粮七石二斗毎年秋後由租粮扣留其余八石八斗完全交清不准拖欠倘有拖欠情事宜将本洋按粮作扣不拘年限洋帰利無倘遇天乾水涝風雹虫災之害悉随地方公例損用等項佃戸員担此係佃情願自租而後各無異説後有憑立此借銭出租契約為証

承保人　湯立中　押
　　　　高明信　押
　　　　○○○
中見人　○○○
　　　　○○○

大満洲帝国康徳三年二月五日立　租契人　夏清和

即ち右の租契に明記せられたる如く、小作地十晌に（附加房子三間房子）小作料として五五石二八（地方枡一六石）を黄豆、包米、高粱の三色内納契約にて押租銭国幣二百円を出し之れに対しては百円につきて年利一二石四四（地方枡三石六斗）計二四石八八を毎年収穫後小作料から差引し実際は残高三〇石四斗（地方枡八石八斗）を納入せる。此の場合小作料の滞納せば時価相場にて押租銭から差引すべき事が明記せられて居る。本契約に依れば小作期限無く押租銭を返済せざる限り又は小作人からの解約希望なき限り継続するものと諒解される。災害に際しては小作料

を減免し地方負は全額小作人の負担となつてゐる。之を年利子三〇石四斗（地方枡七石二斗）を三色内交として地方折一石相場を黄豆一六円、包米十二円、高粱十四円として計算せば計一〇九円二〇銭となり、押租銭二百円に対して実に五割四分六厘の高利となる。

而して右に見る如く本県に行はるゝ押租銭は小作料納入の保証銀といふよりも寧ろ地主の金融手段として扱はれてゐる。之れは次に例示せる民国中年頃の租契に表はれたる押租銭から見るも明に推測し得らるゝ事実である。

二、租契

小作証書の謂ひにして租帖とも称し、概して次の如き場合に必要とする由。

(イ) 地主と小作人とは全然顔見知りにあらざる場合

(ロ) 小作料滞納の懸念ある場合。

等にして押租銭の有無に関せざるものゝ如く調査地に於ける事例は（第一節末尾資料参照）小作契約件数三四件中僅かに一件（三二号）あるのみである。三二号農家は純然たる小作農なれども本地に於ける有識者にして牌長等をつとめて居るも地民の人望なく、貸借に関せる責任を履行せざることも屡々とて、縣城在住地主との小作契約に於て所謂「滞納の懸念ある」を以て租帖を取交はし以て後日の紛争に備へられある模様にして本縣に於ては一般に口頭契約にて保証人を立てる程度のものである。

租契には小作料契約量、身元保証、面積、場所、災害等に於ける処置等を記入し、小作人が作

成して地主に手交する。租契は専ら自主側の必要から提出せしめられ紛議発生時の証に用ひらる。

租契（A）

立押租契人于興潤今租到李春華名下草正房三間熟地二十晌毎晌応納年租二石共納租粮四十石皆因地東手中困乏同家言明地東使用佃戸大洋五百元整即由地租内截扣応納三色租粮十五石作為年時利金除去扣租其余応納租粮二十五石按照高粱谷豆三色秋後如数交清不准拖欠倘後東佃解約之時所使之銭即由地東将款如数返還而地内応納原租亦由地戸如数秋後交付各無異議恐口無憑立此押租契各執一張為証

坐落被石屋一区興立屯李春華名下草正房三間、熟地二十晌

計開地段四至

東至河　南至尤姓

西至王姓　北至李姓

中説保人　王　成

中見人　李　喜

代字人　那　抵

民国十四年正月十四日立租契人　于興潤

李春華

租契（B）

立租田地契約人王文德情因自己無地耕種託中人説允租妥李春元名下熟地拾晌内有草正房三間当時言明租粮毎晌一石六斗按紅粮元豆包米三色均交倘遇天旱水澇虫災各種情事從公論至秋收交租之時不得拖欠倘有拖欠不交之時有中人擔負完全責任恐後無憑立租田地契約為証

中説人　李文山㊞
　　　　何慶林㊞

大満洲国康德二年二月十五日立契約人　王文德㊞

租契（C）

立租田地契約人張永安情因自己無地耕種特託承保人王德本租妥李玉芳名下熟地一段内有草正房三間門窓俱全周囲院障自行修補当経中人言明共作租九石按三色均交元豆三石包米三石紅粮三石毎年秋後完納不准拖欠倘有拖欠情事承保從中追討自租而後約定三年為期燒柴足用設遇天旱水澇風雹虫災悉隨地方公例晌捐荞項佃户負担此係東户情願各無異説欲後有憑特立租契為証

坐落盤石嶺一区孤頂子保草嶋山甲双頂山西陽

承保人　王德本　刘德芳

大満洲帝国康德三年二月一日立　租契人　張永安

三、保証人

保証人は普通二人乃至四人にして稀に一人又は三人の事もある。小作人側にて物色依頼するが

地主の承認する人物が必要条件となつてゐる。
即ち保証人たり得る人物とは地主、自作、小作其他何れの階級、職業にてもよろしけれども、該地方に於て人格的に信用ある者、又は顔役にして有家族者たるを要する。それは必ずしも此内たるを問はず顔役等にして地主によく知られ居る人物なれば此外人にても差支ない。
斯如き保証人が次の様な義務を有するのである。
(イ) 第三者として契約の公正なる立証
(ロ) 小作料納入遅きときは地主に代りて督促
(ハ) 滞納の場合は代納入の責任
(ニ) 土地管理不行届の場合の責任
(ホ) 小作人の逃匿賭博等の犯罪に対する共同責任
(ヘ) 紛争発生時の調停
然し実際に於ては(イ)(ロ)(ハ)の義務を遂行すれば足り、これ以外の場合には、小作人に義務の履行を督促するするに止まる。
保証人が契約当事者間に立ちて契約成立に奔走せることあれども、豫め契約希望当事者間にて大体の契約をまとめ、然る後小作人から保証人を依頼し地主の承認を求めるとの等区々である。
之等の場合に両当事者何れからも保証人に更めて謝礼等をなさず、節季に於て小作人が饗応するか菓子等を贈る程度である。

小作関係集計表に於ける小作契約三四件中保証人を立て居るは一三件にして内地内人の保証人は七件である。

四　時　期

契約時期は陰暦正月十五日より二月末迄のもの最も普通にして三月以後には極く稀に見るのみである。

戸別調査集計表により本地に於ける契約時期を見るに次の如し。

一一月	一件
一二月	六件
一月	一四件
二月	一〇件
三月	二件
四月	一件

十一月、十二月に契約するのは脱穀後直ちに話を進めるものにして、八月頃の作物未だ圃場に在る内に取決めるものは少い。正月、二月中の契約多きは小作人としては本年度の耕作計画を樹てる上から、地主はまた可成早く取決めざれば良質の小作人を求め難き等どの関係による。

五、期　限

集計表に依ると契約期限一年とあるに、実際の契約継続は数年に及ぶものあり、即ち期限

一年と云ふも契約を忠実に履行する時は地主側にて家屋の建築、官命による処置等已むを得ざる事情なき限り契約を継続さる性質を有さる期限である。本地にて期限一年にして然かも継続年数長きものあるは契約の履行、忠実にしてかゝる小作人をして耕作せしむる事は地主として有利であり、小作人又自己の肥料を用ひ管理し同じ耕地を耕作するは有利なる為め長年月日に亘り契約を継続さ。事変前頃までは三年契約のもの稀にあつた。これは一輪作年度三年を基準として定められ、此の契約に於ては特に小作人は厳選され契約に忠実なる者たるを要し、契約を忠実に履行しあれば期間中に於ては小作人側の都合による契約破棄申出なき限り地主に於て契約の破棄不能、一般に一年期限の契約にては正月十五日前に於て地主より断りなければ契約の継続を意味し小作人は耕作の準備をなすが多くは小作人側より地主に対して継続希望の一応の挨拶をなして契約を更新する。

茲にいふ契約一年とは小作地に対しては播種より収穫直後までを云ひ、附加房子は正月から年末までを意味する。

契約期間中は官命其他已むなき事情によるの他契約を破棄する事不能にて地主側より破棄申出の時は其の年の小作料を免除し且つ保証人又は村の顔役を仲に立て応分の辯償をなすが小作人側の理由による場合は圃場に作付中ならば地主側にて事情を考慮す。即ち小作料を免除するか、亦役畜、資金の缺乏等の理由による時は之を救済援助し秋収時に之等の結果を清算さる。

地主、小作人何れも長期契約を好めども、不作の不安、契約履行状況の不安、滞納の不安等にて

近来は長期のこの称となる。即ち地主側としては年々小作人を更へる時は小作人の質不明による不安、契約手続の煩雑苦労等よりして可成長期を好み、小作人側としては輪作、施肥其他の管理上附加物の房子引越の困難などより長期を好む。然れども凶作による滞納、治安上の不安、等よりして両者何れも一年契約の安全を執る。

契約継続の場合は旧契約の條件をそのまゝとし更新する事なく、且つ継続毎に保証人に相談きる事なく、契約の断れた場合のみ保證人に通告する。

契約成立に際しては小作人から保証人に菓子、卵子等を持参するのみにて地主に対しては若し地主縣城に居る場合券包米の若ものを持参する程度である。

六 小作契約の成立

三年五年契約等の満了の時には地主に直接に断ることなく保証人に断り保証人に通告せしむ。然し一年契約の時には小作料納入の場合に挨拶するを要さ。契約の時は小作料納入の際に黙して継続につきて後日挨拶するも可なるも継続せぬときは必ず断るを要す。

契約解除に際しては租契を地主、小作人立会にて焼却し、保証人の責はこゝに終る。契約期間中に小作地に続く荒地などを開墾した分につき満了前に村の有志、保証人等に依頼し、人夫賃相当額の報償を地主に申出る時は相当額の支払を受くれども、満了時に申出でると無駄となる。亦附加房子等の増築分につきては事前に地主に諒解を得たものは材料は地主、労力は小作人、と分担し契約期間中小作人利用し、満了後には地主は人夫賃の幾分を負担する。附加農具の損傷は小作人にて

修理し原型にて地主に返す。

第四節　小作條件

一、小作地

契約する場合の呼称面積は小作地の場所によりて実際面積と異る。即ち平地にありては両者同じなれども山地又は河川の接続地にては一晌につき一畝内外大なるを常とする。即ち山地にては一壠の巾二尺二寸（地方尺）一三五歩のもの一〇〇條を以て一晌とし、平地にては一尺八寸の壠一三五歩のもの一〇〇條にて一晌となし。此の差約四〇尺丈け山地の方大となる。而して此の壠の大きさは地味、地勢等によりて決定して居るため小作人に於て勝手に変更するの要なく、変更することを得ず。勿論地力維持の為にする土地の管理方法に関しては小作人の随意にして取決めとなすことはない。

二、附加地

本屯地方に於ては菜園子又は菜地、園子地と称す。小作地三晌以上なれば大体附加せらるゝ由。附加地の大さは小作面積と家族数従って房子間数との相関々係を有す。本屯に於ける実況を集計表により見ると、小作関係者三四件の中附加地を有するもの一七件、此の小作面積三三・五晌にして之れが附加地は計〇・九九晌にして、小作地三・四晌に対して附加地〇・一一晌の計算となる。家族

一〇人位の場合には二畝位を與へ之等の附加地は住宅附近の空地中に求め、若し附加地なきときには幾分小作料を安くする。附加地の利用は小作人の自由にして必ずしも蔬菜のみの作付するの要なし。

三、房子、院子、井

房子は小作地附加物として附くを普通とし、之なきは極く稀である。即ち之を集計表について見ると小作関係戸三二戸中房子あるもの二三戸にして、附加せざるもの九戸に過ぎず。小作地と附加房子間数との比は一〇畝―三間房子、二〇畝―五間房子、五畝―二間房子と大体の取決めあれども実際には小作面積の大小よりも家族員数による場合多きは前項に触れた通りである。

附加房子の管理は原則として小作人負担であるが屋根替全部に及ぶときは材料、人夫賃共に地主負担するも人夫の食費は小作人持である。増築の時には自主の承諾の上材料は地主、人夫賃一切は小作人持ちなれども小作人他に移転の際に人夫賃を地主支払ふ。

院子内の房子敷地以外の空地が耕地化してゐる場合には附加菜園の中に計算し、耕地とならざる時には別に菜園を與へる。

井戸は附加物とならず屯民の使用自由である。修理其他の費用は使用人の平等負担となる。

四、畜力、農具

原則として畜力は小作人持にして若し地主所有の役畜を利用する場合には契約の際に條件を明ざれば使用し難く、然かも此の際と雖も小作人が不可抗的事情にて他より役畜の融通つかざる時

に限られる。

農具中大農具は地主持ちを当然とされ、附加物として提供される。本地にて附加物として附く農具は張子、磨扇車子、輾子多く、小作件数三四件の中一三件に附加され其の内譯次の如し。

附加農具名	件数
張子、磨、扇車子	一
張子、磨	四
張子、輾子	二
張子	四
輾子、	一
磨	一

榜青にありては当然農具附加せらるれど之につきては項を更めて述べる。

五、種子、肥料

榜青契約に於て種子を地主負担することなない。肥料も亦榜青契約に於ては地主負担又は立替するのみにして之を附加せらるゝことを原則として居ない。然し本地の調査に於ては一〇号農家が他地主Bとの契約に於て六.四畝の中〇.五畝分の肥料を附加せられ居るも之れは当初Bが使用する心算にて作れるものを急に他地に転居するに及び小作地に附せられたる例外のものである。

六、調製場、放牧地、燃料採取地

調製場は附加物として半畝内外あるを普通とするも若し附加せさる時には畑地の至便なる場所を提供貸与するを要する。放牧地は附加せず、純然たる調製場は作物を作らさるを常とし若し作るとしても藁草、南瓜等を栽植するにとゞめる。

燃料は契約の際に地主所有林地の小柴類を伐採することの契約又は諒解を得るを要する（租契字Ⅰ参照）　但し此の場合と雖も自家用にとゞめ売却するを得ない。　圃場の切株は地主の耕作地内のものは自由に採取することを得。

第五節　小作料

本屯には銀納定租、物納分租、何れもその事例なく近隣にも其の例見ざりしを以て茲には物納定租について記述する。

一　小作料率

物納定租（中地、地方枡による）

地目	小作料			地価	地価ト小作料ノ割合	畝当収量	評価額	畝当収量ト小作料評価額%	備考
	糧石種類	粮石計	評価額						

上地	黄豆 包米 高粱又ハ谷子	事例ナシ	—	—	—	—
中地	黄豆 〇・五石 包米 〇・五 高粱又ハ谷子 〇・五	一・五〇石	二一・〇円	六〇・〇円	三五 %	三・〇石 三・五石 三・五石 二・五石	四八・〇円 四二・〇円 四九・〇円 三五・〇円	四三・七五 五〇・〇 四二・八五 六〇・〇
下地	黄豆 〇・三 包米 〇・三五 高粱又ハ谷子 〇・三五	一・〇〇石	一三・九円	四〇・〇円	三四・八 %	二・五石 三・〇石 三・〇石 二・〇石	四〇・〇円 三六・〇円 四三・〇円 二八・〇円	三四・七五 三八・六 三三・〇 四九・六四

黄豆 石当 一六
包米 一二
高粱谷子 一四
と評価計算
地価は事変以後売買の事例なし農民の称ふる見積である。

物納定租にて代銀納の場合には納入時の市場相場より二割廉く計算する慣である。従つて小作人は代銀納の場合は市場価より廉いから利益となり喜ぶが調査地に於ては其の事例がなかつた。若し未納のまゝ翌年に及ぶときは秋収まで延期を願ふもの多い。

二、小作料の決定

小作料は地価穀価に関係なく、晌当収量即ち地味如何、小作地の所在地即ち市街への遠近、住宅地の遠近、及び治安の良否等に依り高低を決する。即ち晌当収量による場合には黄豆の平年収

量を基準とされ、治安の不良なる地点の分は従来の小作料を減額しその恢復をまちて復旧する。

団場の位置が小作料の高低に至大の関係を有し、殊に両三年来の治安下にては其の影響最も大きく前記の上中下地目別の小作料も之れによりて修正されること多く、即ち地より二満里以内に於て最も條件よく、前表そのまゝの率が用ひられるが、二満里以上三満里半以外の地区にては同地目にても三分の一の差を生ずる。三満里半以外の地区にては更に低くなるは当然にして、本地民は主として三満里半以内の地区に耕地を求めてゐる。

小作料は凶作時を考慮して決定することなく凶作年にはその翌年に於てのみ低率を課する。

小作料を決定するは地主、小作人間にて協議の結果にして若し小作料を上げ度き時には地主が甲長、自衛団長等村の有力者に意見を求めて後小作人に申渡すが、実際上は新しき小作人と契約する機会に於てのみ此のこと行はる。而して小作料の決定には保証人を加へること、保証人に取纏方を依頼すること、或は決定後に保証人を依頼することありて一定せざるも、両当事者間にて協議内定の上保証人を依頼する方法最も普通とせらる。

三、小作料の納入

納入時期は一定せざれど、陰暦十一月、十二月の両月即ち調製直後に納入するもの最も多い。一地主に多数の小作人あるとも之等の小作人に納入期を指定することなく、只本地にては物納定租のみなるため、小作人及び地主の貯蔵庫及び用器の有無に関係多きを以て、納入には必ずその前日に地主に通知しおくのみである。

物納定租契約の場合に於て納入前の収穫物占有権は地主、小作人、何れに有し、即ち借財のかたとして債権者に持ち行かれる時と雖も全量に及ぶを得ず、地主の持分或は小作人の持分に限られる。

小作量の計量は、地主の所有枡にて地主又は地主の代理人之れを計量する。計量に際して保証人立会ひの要なきも納入品の質甚しく不良の時には地主より立会ひを乞ふ事がある。小作料は地主宅に搬入するもの多く、たとへ庭先渡として地主の馬車を用ひるとしても馬糧食費其の他一切の費用は小作人の負担となる。

小作料を納入し地主受領せば、地主は受付名帖に之れを記帳し領収証にかへる。

四　小作料の滞納及不納

災害による収穫減、役畜の斃死、家族の病又は死亡等の事故によりて家計不如意となり滞納することあれども、本屯に於ては滞納の事例なく、右の如き災厄にかゝりし場合には、地主、小作人協議の上之れを減免又は翌年秋まわしとする例である。即ち戸別集計表につきて見ても小作関係三四件中不作による減免が七件、同じ理由によりて翌年秋まで納入延期のもの五件あり。その間紛争などなき由である。

然し地主が酷なる時は保証人に立替へしめる事がある。此の場合には一年位納入を延期せしめておきてなほ納入せざれば保証人の役畜さへも持ち行く事あり現に両三年前に於て隣村にその事実があつた。

一般に本地附近の地主は恩情あり少額の滞納は之れを減免となす。且つ此の際減免せぬ事あるど却て地主の不評となり不為となるからである。勿論、故意に滞納し又は滞納の常習者と目されし小作人はつひに此民から嫌はれ追放さる形となる。

小作料の量、質等については勿論在住地主よりも不在地主の方が寛大なるを以て小作人も自然不在地主を喜ぶ傾向あり。小作料率も不在地主に於て若干低きは見逃せぬ事実とされてゐる。

五、小作料附加物、並に小作人の義務

本地は全部物納定租であるが、小作料の附加物は全然なく純然たる小作料のみである。数年前までは稀に附加物として茎稈類を納入せしめられるものもあったが、現在は其の例を見ない。只節季に於て永年継続する親しくなった地主には野鶏、卵等を贈ることあるが、勿論単なる厚意からである。

宮工と称さるべきものなく、地主宅にて炊作、壁塗、又は吉凶禍福ある場合に必ず他人より一足早く行きて小作人は手伝ふ程度にして決して義務的のものではなく、不在地主の時にも之をなすことが多い。又地主から日工の依頼ある場合には同時に他から需めあるときと雖も地主宅に応ずる程度のものである。

第六節　租公課の分劈

国税と縣税の全額は地主の負担にして、その他の公課即ち保甲費等は全額小作人の負担である。之は附近の諸縣の慣行に比較して多少の有利さと認められるが、小作人の離散し土地荒廃せるもの多かりし調査直前の本縣地主としては已むなき分劈率であつたらしい。然し昨今治安の維持さるるに及び小作人の流入も多く従つて小作條件にも多少の修正を要することゝなり、康德三年度よりは保甲費は地主、小作人の折半負担のものも多くなつたとの事である。

租公課は附加地には賦課されない。公課は耕作地に直接されるので小作人が納入するが、康德三年度からは地主負担分の公課は小作人代納し、小作料の納入の際に小作料にて清算する約定のものが多い模様である。

第七節　小作权

一、租不壓典典不壓売

本地にては「租不攔當當不攔売」と称されて居る。

典权の設定又は売買の際と雖も小作人に相談すること無く典权者又は新所有者は契約期間中にては小作人をしてそのまゝ継続せしめ、期限満了後に於て典权者又は新地主と小作人とが協議す

るを要するものにして小作人は継続について希望をのべるのみにして主張するの权限はない、之は定租、分租、何れにても同じ関係を有つ。小作权は又売買譲渡する事は出来ず、小作人に於て実行したとしても之は認められない。

二、短期契約の本質

時代の変遷と共に経済界の動き常ならず、之が有利に展開するを期待する地主は契約変更の自由を確保するために短期契約を好むは当然にして、之と反対に小作人は、搬家、耕作契約（主として輪作）等の関係上長期契約を希望してゐる。稀に小作人にして自ら短期契約を望むものあるが、之は更に良地を求めて移転する事を余想するものに多くしてかゝる希望をもつ小作人には勢ひ良好なる小作人が少い。

三、小作契約の独立性

定租に於ては作物の決定は勿論、地目変更等の以外、耕地の管理一切については小作人の絶対的权限を有つ。撈青契約に於てゝ撈外青の場合には定租と同称で、撈種青の際にのみ撈青主に於て経営法について指示する。

第八節　特殊なる小作関係

一、出典小作

本屯には此の東側農家二四戸に一例あるのみその大要を記すに

(イ) 民国二十年秋に於て従来より生活難の為め縣城地主より融通を受け居りし更之が精算に迫られたため、

(ロ) 面積は一・五畝にして二四号農戸毛に接する畑地

(ハ) 典価は

(ニ) 出典地以外に廃耕地山林荒野を併而七畝を所有するも耕地としては出典地のみである。

(ホ) 本屯は上地なれども小作料は安く中地に相当する。

即ち畝当一石六六(地方枡)にして包米、黄豆の均交と云って居る。

出典小作の場合に於ては典価と小作料とは関係なき場合多きも実際には普通小作地に比較して稍低率となってゐる。

租公課の実際的分擔関係は普通の小作関係の場合と同様なれども、全額を出典者が代納し後日入典者の負担すべき分即ち地主の負担すべき租税額は入典者より受領する。

入典地の小作契約につきては出典者に出典小作としての優先権が認められてゐる。

二、共同小作

本屯に事例一ありしが具体例の経過は次の如し。

具体的事実の経過

徐仁、朱起老は単なる朋友関係に過ぎないが六、四の割にて共同小作をなす。

王家宅に年工雇は八中康徳五年春事変に遭ひ、王が宋起発に一切の管理を依頼したるを以て宋は徐と協議し茲に共同して王氏より小作地として借入したるにはじまる。

宋・徐は各三〇円宛出資して基本金となす。

小作地は一ヶ処に在り両人は区劃する事なく、常に平等に働き、労力に余剰を生じ被雇される時も同等に為す。

建物及農具一切は地主のものにして役畜は馬二、豚二を共同にて購入す。

共同小作地は　　晌

小作料は晌当地方例にて一石六斗にて中地に属す。地主が取立に来る。国税、県税は地主負担にして保甲費は共同出資金より支出する。

農産物の販売及物資の購入には両人協議の上になし。

現金は販売に直接に携りし者が所持し居る。賦役には徐が出で、外部接渉には宋があたる。三年を満期として一切を精算決済するが調査当時に於ては宋の現金所持が多かった。

右は一つの事例に過ぎないが共同小作は多くは親戚の小作人間にして相互に切離れて経営し能はざる、関係のある場合、又は親しき友人同志間に同様の事情が生じた場合に多く、最近は役畜の不足を補ふため本縣には所々に行はれてゐる模様である。

共同小作を数人にて為すとしても内の一人が接渉に当りて取決めの上組に入るべき人々に交換

とすゝめる。

建物農具は地主負担にして購入物品一切は共同にて為す。生産手段は一切共同にて行はれ、租公課の分擔も小作人負担分は各人の持分に分割負担される。

共同小作の利害得失につきて農民にたづねるに資本多額となり、役畜の利用、農具購入利用に至便なれども労作上の能率上らず各員責任を回避する場合多く、精勤時に於て感情を害すること多く、ために長年の親交を阻害する事稀でない。

三、又小作

又小作を為せる時には事前に地主の諒解を必要とする。若しこの諒解なくば該年以後の小作契約を破棄せしめらるゝ事がある。

又小作料が小作料より高率となるのは小作地の一部を又小作させる時にのみにて小作地の全部を又小作させる時には小作料率に変化はない。而して又小作料は小作料よりも二割内外の高率となるが此の料率に関しては地主に諒解を得るの要はない。亦又小作料が小作料よりも低率となるが如き事絶対にない。

又小作料の納入は中間小作人に為し直接に地主に納入する事は許されず、若し運搬その他の都合にて直接納入を便とする時は事前に中間小作人の諒解を要する。

房子その他の附加物は又小作にはなきも澱製場の貸与は中間小作人に於て斡旋する。

租公課の分擔は普通小作の場合と同称にて耕作者の負担すべき分は又小作人直接の負担となる

又小作は役畜の死亡欠如によりて耕作計劃を急変したる場合、種子の不足を来し補充困難の場合、労力不足にして補充見込立たざる場合、小作地不足にて小作希望者多く土地入手し得ざる場合、信用なく土地を貸す地主なき場合等に行はれて居るが如し

四 特殊なる小作契約

山林、原野等の小作契約の際には生産物を現物にて地主三、小作人七にて分益する。本地には事例なかりしも山野多き本縣内には此の例稀ならざる模様である。

五 不在地主との小作関係

本地に於ては在住地と不在地主との小作関係上の相異点を認められなかつた。之は不在地主と称するも地主の多くは二十数満里一日往復行程にある縣城に在住するもの多く、殊に事変後は一時的にではあるが在地地主の県城又は鎮に移転するものが多く、之等の地主は従来の関係からして不在地主としての特殊的な小作関係が生ぜぬ実情にある。

六 鮮農との小作関係

本地にはその事例がないが隣地附近の湿地々帯に於て水田経営を目的とする鮮人に貸与小作せしむることの近年漸次其の数を増加し、殊に事変後に於て鮮人の来住耕作が増加した。鮮人との小作契約は近来紛争多く、之れが取扱上困難多くなりし為め、契約に際して必ず租帖を取り、然かも保證人中には鮮人民会長、満人甲長両名加へ租帖は両当事者各一通宛を所持し、同時に保甲事務所を通して、一通は警察署長を通して、縣警務局に一通は日本領事館に提出し以て後日の紛争に

備へてゐる。

契約は物納分租にして附加物なく主小作料のみにて開墾第一年目は地主三、小作人七、第二年目は地主四、小作人六、にして第三年目以降に於て地主、小作人、各折半分益を普通とし、稀に物納定租のものあり一畝当小作料は籾地方にて上地一石二斗、中地一石、下地八斗を普通とする。

第九節　地主と小作人との関係並に身分地位

一、貸借関係

小作人に金融をせる時は弐分利子を安くするか、用事に依つては無利子にする事もある。然し此の貸借関係が小作料に関係を及ぼすことはない。只地主より金融を受けたる小作人が小作料納入の際に市場相場に換算して現物にて支払ふことあり、又は借入金の返済を完了せざるために他の地主に換へ度き希望ありても能はさる等の事がある。

二、地主・小作人の社会的地位

本県には概して自作農少く農村の中堅層は堅実に経営する小作農によつて占められて居り、従つて甲長、自衛団長等の公職と雖も地主、自作たるの資格を要せず、単なる小作人にても実直にして人格あり、従つて地民の信用あるものなれば就職することを得る。

公職に就くことすら地主・小作人等の関係によらざるを以て、地主と小作人間の交婚も亦当然の事とされてゐる。

紛議に際しての事実上の裁決者は財産の有無に関せず、所謂村の「顔役」にして何人からも信頼ある人に限られる。

第十節　小作人の移動定着状況

一、移動理由

匪害、耕地収量の減少、高率小作料、水害等の原因によりて生活困難を来して知人、親戚等を頼りて移動するとの最も多く、殊に本県は中満地方としては開放比較的新らしき為め、小作料の低率を希ひ他地方より移動し来りし者が多い。

移動完者の状況を考察すべく戸別調査表によりこれを窺ふべし。

農家番号	移動回数	本地来住年数	本地来住理由
一一	六	四	治安治りて再び本地に帰る。
一五	六	三	前住地土地不良に依り知人を頼り来地
二〇	三	一三	県城では耕作地なきため親戚を頼り来地

三二	五	四九	前住地にて父郷約をやめ面子悪き為め知人を頼来也
八	四	九	前住地耕地不良に付友人を頼来也
一九	四	四六	開放当時土地多く小作料安きを聞き来也
二三	四	八	生活困難の為め知人を頼来也
九	三	三	前住地耕地不良に付親戚を頼来也
一二	三	二	前住地治安悪き為知人を頼来也
一四	三	三二	前住地水害多く親戚を頼来也
二八	三	三	前住地治安悪き為
三〇	三	一七	大遼河の洪水により耕地を流され知人を頼来住
三一	三	二	生活困難により知人を頼来也
三三	三	二	生活困難により知人を頼来也
五	二	一二	生活困難の為知己を頼来也
一〇	二	二三	縣城の雑役は将来の見込なしと感し知人を頼来也
一六	二	三	生活困難となり知人を頼り来也
五二	二	五〇	土地開放あり小作料安く労銀高きを聞きて来也
二四	二	一二	生活困難の為め知己を頼り来也
二五	二	一	前住地土地不良親戚を頼来也

二六	二	二五	生活困難の為親戚を頼来也
二七	二	三〇	親戚を頼りて来也
二九	二	一二	知己を頼りて来也
三五	二	二七	生活困難の為知人を頼り来也
一三	一	四八	生活困難、開墾地あるを聞き来也
一七	一	五〇	土地開放あるを聞き親戚を頼り来也
一八	一	四五	前住地天災多く生活困難、土地開放あるを聞きて来也
二一	一	二七	知人を頼来也

右表により察するに移動回数少き農家程却つて在住年数長く、之は農家の素質如何を物語るものなるべし

二、移動による上向下向

小作関係農戸は二八戸にして此の中二二戸は純小作農を以てしめらる、雇農より小作更に自小作更に地自小作と上向せるもの一、純小作の二二戸は雇農より小作農と上向せるものであり、残五戸は雇農として入地せしもその後雇農兼小作と一段進める型態をなせるものである。

是之れ此の小作人移動者は移動によりて上向せるものあれども、その効果著しからず、之は開放新しきに拘らず耕地面積の小なるに原因する如く思料せらる

第十一節　史的変遷

一、小作型態の変遷

開放当時は招戸開墾にして四年目頃より納せしといふも確かなる事実につきては不明である
当時は物納分租多く二十年前頃までは盛に行はれた様である。
以来漸次物納定租に変り事変前に於ては分租は全小作の二割内外に過ぎない。事変後に於ては分租益々減少せり。之れ分租なれば食物等を地主負担又は立替すること多く、然かも事変後は極度に食糧缺乏せるによる。

二、小作料騰落の趨勢

本地普通地（中地）に於ける物納定租晌当小作料（地方弁）の騰落状況次の如し。

小作料騰落趨勢表（表は物納定租を示し備考欄に分租を示す）

年代	小作料	地価	晌当収量	穀価（石当）	備考
開放直後	黄豆 包米　〇・五石 谷子	一・五円	黄豆　四　石 包米　四・五石 谷子　四　石	黄豆　四円 包米　三円 谷子　二円	分租ヲ示ス 地主二：小作人八

民国初年	民国十五年	事変直前	大同二年
黄豆 包米 一・〇石	黄豆 包米 谷子又ハ高粱 二・〇石	黄豆 包米 谷子又ハ高粱 一・八石	黄豆 包米 高粱 一石
三〇円	八〇円	八〇円	四〇円
黄豆 四石 包米 五石 谷子 四石	黄豆 四―五石 包米 五石 谷子 四―五石 高粱 五石	黄豆 三・五石 包米 四石 谷子 三石 高粱 四石	黄豆 三石 包米 三・五石 高粱 三・五石
黄豆 七円 包米 四円 谷子 三円	黄豆 一〇円 包米 七円 谷子 六円 高粱 六円	黄豆 一二円 包米 七円 谷子 六円 高粱 七円	黄豆 一〇円 包米 五円 谷子 五円 高粱 五円
地主三・・小作人七	地主五・・小作人五	仝右	仝右

康徳元年	黄豆 包米 一・三石 高粱	六〇円	黄豆三石 包米三石（水旱ノタメ） 高粱三石	黄豆 一三円 包米 一〇円 高粱 一二円	地主五・小作人五
康徳二年	黄豆 包米 谷子又ハ 一・五石 高粱	六〇円	黄豆 三石 包米 三・五石 谷子 三・五石 高粱 三・五石	黄豆 一六円 包米 一二円 谷子 一四円 高粱 一四円	仝右

三、小作料の細分化

開放後民国十年頃までは耕地に余裕あり、小作契約も二十晌内外のもの少からず五晌以下の小作農はなかつた。然るに民国十六年吉海鉄道の開通と共に流民の入縣甚しく増大し勢ひ耕地が細分化の余儀なきに至る。然し乍ら事変前迄はなほ十晌内外の小作農は普通の規模であつたが事変後は役畜の甚しき欠乏によりて耕地を狭少せざるべからざる状態となり、調査当時に於ては小作農の平均耕作面積は僅かに三晌内外となり、農民の窮乏は愈々激しく当局は二荒地の復興と共に役畜の購入増加に奔走中であつた。

第十二章　副業

第一節　縣の副業概觀

本縣は有名なる盤石事件の為匪賊に依り徹底的に荒され、現在二荒地漸次復興されつゝあり、副業の奨勵等も未だ県当局としても其の緒についたばかりの状態である。

全県山岳重疊たる地勢より山に依存する副業とは離れる事の出来ない関係があらう。即木炭、薪、狩獵、薬草採取、山草、柞蚕等があり、調査地に入りて見ても薪、山房草、打野雉（雉をワナで取る）等により生活の大部分を得て居るものを多く見受け、更に山に入れば柞樹多く或は山梨、山葡萄等の自生せるを見、将来の柞蚕其他の暗示を受けるものがある。

今本縣副業の現況を曽見すれば左の如し。

副業名	年産額	見積金額	時期	原料産地	販路
木炭製造	六〇、〇〇〇斤	一、〇八〇円	冬期	本縣	縣城
狩獵（主として雉）	一八、四〇〇疋	四、六〇〇円	冬期		奉天、縣城

アンペラ	一、五〇〇枚	七五〇円	冬期	本縣	縣城・各鎭
葦	二五、〇〇〇把	一五〇〇円	冬期	本縣	仝右
粉條子	四〇、〇〇〇斤	三六〇〇円	春秋二季	本縣	仝右
薬草	八、三〇〇斤	一六六円	夏季	本縣	縣城
養蜂	三、〇〇〇斤	三六〇円	常年		大連・奉天・縣城

右の中木炭、打野雉、薬草等は天産物の濫獲により急激に減少する傾向にあり、源泉の保護涵養が考慮されてゐる。昔は烏拉草、山房草も豊富であり又山蜂も多く産額多かりしも、現在は非常に減少し、養蜂も山蜂による原始的のものは次第に減少し、現在は洋蜜（イタリー種のもの）が多いと称せり。

大車の輸送業は匪賊による家畜の掠奪に依り現在非常に衰へてゐる。

縣当局の奨励に努力してゐるものは柞蚕事業であり、縣下に南滿より柞蚕移民を入れ、これを模範とし将来大面積の櫟樹林の開発は最も期待されてゐる。

又養蜂も将来性のあるものであらう。従来県下富太河四方頂子方面では山蜂を木をくりぬいた洞の中に誘ひ入れ巣を営ましめ冬季これを畜殺して蜜をとる原始的の方法で所謂山蜜なるものを採り多く吉林に出してゐたのである。当県は山多く且蜜源植物豊富にて蜜質良好なれば将来の白蜜（洋蜜即ち養蜂）生産は有望視され、従来も支那上海方面と取引せる時代は好況を呈したりと

云ふ。現在は関税の関係にて大連、奉天との取引であり、幾分不況なりと称す。

第二節　屯の副業

一、薪採り

調査屯の農家の大部分は康徳二年度に於て薪を採りて縣城まで擔ひ出し、生活を漸く維持したと云つても過言ではないであらう。

磐石事件の匪害に依り極度に疲弊した屯民は其の日の食糧を得るためには耕作を放置してまで薪を売らねばならなかつた七月に到り、粟米、馬鈴薯が食へる様になり、漸く食糧の心配より逃れたとは云へこれは屯民の一小部分に過ぎないのである。縣城まで十数里の道を重い薪を運び僅かに一日十五銭乃至二〇銭の収入で露命を繼いでゐた事は悲惨である。山は個人所有なれば事変前までは自由に採木することは許されなかつたが事件と共に地主は逃亡し、残されたる貧農はこれを勝手に採り売つたのである。調査年度に於てもこの採取は幾分寛容され、擔ひ出る位の量は黙許されてゐたのである。大量に伐り出す場合は地主と折衝して利益を折半したのである。

この他山房草の採集もあれど量に於ては少い。

二、馬車輸送

家畜を掠奪されたる為にこの副業は極く少く僅かに二戸に過ぎない。其一例を見れば本屯部落戒戝

は冬期樺甸より蘇子を磐石縣の火車站まで運び十回の運送で五〇円の收入を得てゐる。其の内譯左の如し。

一往復六日を要す

一往復の收支関係

收入　一八・〇円　一回九石の蘇子の運賃

支出　（計一三・〇円（人二人分宿泊、飯代五・七〇円　馬三頭馬糧七・一〇

減摩油〇・二〇円）

差引　收益　五・〇円

冬季六〇日従事十回運送し五〇円を得たり。この一例を見るも役畜と大車を有せる農家の有利なる立場が窺へるのである。

三、打野雉

ワナで雉を取るもので本屯では多きは一戸にて二〇〇羽もとり、雌雄の一対で五〇銭に売れるから大きな收入となってゐる。本屯で一ヶ年六〇〇羽位捕獲する由なり。

第十三章　市場関係

第一節　交通関係

一、交通関係概観

大同元年九月以来当県交通網の維持全くかへり見られずと言ふよりも治安悪化のため奥地との交通杜絶に近き状態にまで落入りしも、爾来県復興事業は一に之が完備に注力した結果、先づ県中央を縦断せる吉奉沿線の治安を確保し、康徳三年八月には樺甸より伊通を経て新京に至る国道を完成せしめて県中央の横断線とし、之の十字型主要線を骨子として蜘蛛の巣的警備並産業道路は着々その進捗を見、現在にては別紙図面の通りその大約を完成し、四季を通じ車馬の運行には困難なきを呈せり。

交通機関としては汽車、樺甸、磐石間の定期バス及トラック三十余台ありて、降雪季以外は主要線を運行するとは言へ、一般農民は馬車、牛車、橇等を唯一の交通機関とし、当屯の如きは県城東北方二十五支里、且県道と約五支里南行せる磐樺両国に通ずるも普通之には依らず近道として北方の石咀子道路（県道）を利用し居るが、交通は至極便にして政治、経済の中心地たる磐石とは如何なる日とて日帰り行程可能なる事なり。

従つて食農を主とする当地は車馬の便に依る者よりも、農産物その他日用品等の運搬にも扁擔に依るものが却つて多し。一面当縣は地形上及経済上磐石を中心とする南地区、煙筒山を中心とする北地区の二大地区に区分せられ、地味も自ら異り出廻状況もかく二分せらるゝを以て当地の如きも特別事情なき限り殆んど他処との往還なし

二、主要出廻地、政治的中心地への距離

(イ) 樺甸 ―― 呼蘭鎮 ―― 磐石

(ロ) 第五区、第一区南部 ―― 磐石

(ハ) 煙筒山を中心とする地区

(ニ) 小城子及蓄婁摺地方

出廻主要地は磐石県城及び煙筒山にして縣の復興計畫により大車道の新造及修道中にして調査当時に於ては約八割方の完成であつた。

三、主要運輸機関

冬夏の別なく道路は比較的良好にして何れの時期に於ても馬車運行をなし得らるゝの外県城にては日商大同洋灰公司に於て貨物自動車の運転をなし居る。

農民の最も普通なるは大車、扁擔である。

大車のうち鉄車、花輪車の冬夏別積載量次の如し（在来斤数）

	鉄車		花輪車		備考
	夏	冬	夏	冬	
二頭曳	四五〇斤	一、〇〇〇斤	三五〇斤	八五〇斤	鉄車の価格は一台約八〇円にして花輪車は七〇円内外
三頭曳	八〇〇	一、五〇〇	七五〇	一、二〇〇	
四頭曳	一、一〇〇	一、七〇〇	九〇〇	一、五〇〇	
五頭曳	一、一〇〇	二、〇〇〇	一、〇〇〇	一、八〇〇	

道路の関係上即ち本県の如く山、川等の地形的関係にて目下鉄車の利用盛である。而して之が両者利得につき調査するに次の如し。

鉄　車……(イ)道路良き場合は多く積載し得るの利あり。
(ロ)多数の役畜を要する不利あり。
(ハ)頑丈なるため遠距離の運搬に適す。
(ニ)価格高し。

花輪車……(イ)道路不良なる時に於ても良く通運し得る利あり。
(ロ)軽くして役畜の数少なくても可なり。
(ハ)価格低廉である。

昨今日々に交通量多くなりしと事変以来数次の徴発又は掠奪にて馬車類の数甚しく減少したりしが県の復興工作と共に漸次増加の趨勢にある。県の通路網の完成と相俟ちて農民の蒙る利便至大なるべし。

第二節　販売事情

一、特質並概観

1　県の特殊性

磐石県は中部満洲の東寄り山岳地帯にして奉吉沿線の主要農産物生産地なり。

事変前に於ては大豆を大宗とし、高粱、包米、米類の生産又多く（地味肥沃と交通便なるため）中心市場として吉林、奉天、新京を控へ、貨物の積出入も亦輻輳せり。

県は光緒八年、磨盤山分桟により開放せられ、年々繁栄となり、焼鍋、油房、精米所、及糧桟雑貨商は県城及煙筒山両市街に立並び事変前に於ては吉林省一の裕富県と称へられたり。

然るに事変は一朝にして県を匪賊の横行盛なる魔都と化し、自給自足も出来ざる一現に大困
二、康徳元に於ては餓死人を出す迄に荒廃化せり。

之が救済法として県五ケ年復興計画を樹立して部落の建設、治安の確立、道路、電話網の架設及春耕援助と目下建設のために備へつゝ県の根本的立直し中なり。

左に事変後 — 現在に至る間の穀物の統制に関する事項を示す.

即ち左に記す三つの辦法は疲弊其の極に達せる県農村をして直接救済及利を導せる県の政策にして、県の特殊性を立證するものなり.

(一) 防穀令

(二) 平糶會

(三) 粮石の配給

(イ) 防穀令

A. 康徳元年八月

県内食料極度の不足を示せるため商務会に命じて粮種及粮価を規定し自由販売及県外移出を禁止せり.

商務会に於て決定せる種類及公定価格左の如し.

(一) 大米	一斗	四〇〇円	— 三・八〇円
(二) 粳米	〃	一・四〇	— 一・三〇
(三) 紅粮	〃	一・一〇	— 〇・八〇
(四) 小米	〃	二・〇〇	— 一・九〇
(五) 包米糧子	〃	一・七〇	→

（六）包米　一斗　〇.八〇 ↓

B. 康徳元年十二月

再び佈告を以て大豆を除く他の紅粮、包米、谷子、粳米、稲米の五種を限り県外移出を禁す。

該期に於ける県内粮石需要、供給状態左列

食糧作物予想収量	三四、一五一石〇二
県人口	一二九、五六三人
一ヶ年消費量	二三三、一四九石三四
不足	一九八、四一〇石〇〇

其の結果近県に於て粮石価の値上と不足を来せるもさしたる影響を認めず

C. 康徳二年四月上旬

出境禁止令を解く。

防穀令を下すと共に県内粮石の移出を紳商農会に於て夫々監督せしむ。然れ共不足額絶大にして到底防穀令にては何等の好結果を認めず、依て康徳二年一月に於て借粮会を組織し、食料食物を配給す（救済粮石分配の件）（県公署調）

D. 平糶会

先に防穀令を以て移出を防止せるも康徳二年四月に至り、之を解くと共に平糶資金四万円

を備へ東城及煙商山二地区商店八戸を指定して食用粮石を購入せしめ平糶委員会辨事規則を以て之を処理す。

四月上ー十月下に至る間、右八指定商店の購入にて農民に売却せる粮石数左の如し。

高粮	九、七七五円
小米	一〇、六〇〇円
其他の粮	七、七四六円四〇
包米	一三、五七二円〇〇
計	四一、六九三円四〇

農民に売却するに当り甲長の証明あるものに限り購入し得。（該辨法第九條）

之が事務は平糶会簡章を定め処理せしめたり、効果及一般与論を見るに二年五月以前に於ては粮石の不足より必然的に粮価高騰しありしも平糶会をして食料不足を補充せる結果、京立、海龍等の隣県に比し粮価低下し県民は頗る恩恵を蒙り販売の統制による農民の利便は充分に認められ、本来の意義を達せり。

然れ共購入に当り量の多少を問はず甲長の証明を要したるに依り、其煩雑甚だにして不便極まりし、故に平糶会は永続さすべきも煩雑を除去し、防穀、平糶共に隣県に於ても其れを援助しくるれば最も其の効果を挙げしむ。

磐石縣平糧委員会简章

一、依照欽定地方救濟委員会平糧辦法第一條規定組織平糧委員会以謀縣内食糧之需給救濟之統制為目的

一、本会附設於縣公署内

一、本会名稱為磐石縣平糧委員会

一、本会設委員長一人由縣長充任副委員長二人由參事官副參事官充任之

一、本会由委員長選任委員二十人以左列各員充任之

經理官

警務指導官

總務科長　王愛齡

内務局長　姚祖訓

警務局長　宣文藻

縣商務会長　曹國治

烟筒山商務会長　劉向賢

農務会長　辛顯堂

烟筒山農務会長　鄒秀廷

縣城保董　白成玉

烟筒山鎮保董　趙頭廷

一区紳士　楊毓東

　　　　　戰品三

二区紳士　于清泉

三区紳士　言心廷

四区紳士　梁君佐

五区紳士　王國卿

六区紳士　巨夢祥

一区警察署長

二区警察署長

一、委員長總理本会一切事務副委員長輔佐之

一、本会各委員承委員長命令辦理本会一切事務委員長有事故時由副委員長代理之

一、本会各委員分定職務以專責成茲左列規定之

総務部長　辦理本会常務

經理員　管理本会資金

調查科長　同

秘書長　撰擬核發主編宣言公文核信

戰區三　同

警務局長　查察售糧処有無弊害

警務指導官　同

縣商会々長　同

縣農会々長　同

烟筒山商会長　同

烟筒山農会長　同

烟筒山保董　同

石成玉　調查各区需給狀況

于清泉　同

高乃廷　同

梁君佐　同

孟国鄉　同

呂夢符　同

一、各委員按照職務所辦事件隨時報告委員長副委員長查核

一、本会委員概不支薪如外出購糧准予支給旅費

一、本会平糶糧穀以現款売与縣内需用者概不賒欠

一、本会平糴資金由委員長向中央委員会息借之
一、本会辦理平糴状況按月報告中央委員会査核遇有必要時仍随時報告之
一、本会於九月十五日停止平糴九月末日即将資金繳還清楚並呈請解散之
一、本商章自公布之日施行如有未盡事宜得随時修正之

磐石縣平糴委員会辦事規則

一、本縣食糧缺乏全由他縣購運应依需給状況多次迴轉由委員長副委員長随時決定之
一、本会購運委員应按日調査產糧各縣価值報告委員長查核之
一、本会為節省費用計在縣城烟筒山鎮各遴殷実商號四家為平糴会代售糧穀処

縣城　德增東　福陞魁　慶益合　福順興

烟筒山　裕興棧　恒升慶　滙祥德

日升東

一、本会平糶糧穀以紅糧苞米為主要糧物其他隨時察看情形決定之

一、本会售売糧穀得依原価並加入捐稅運費利金売與之

一、各代售処每售糧穀一車得給予費用十元

一、每次購到糧穀由委員長召集各委員依照原価並附帶各項費用核定価格通知各代售處

一、各代售処依照通知価格牌示門首不得稍有增減希圖利潤

一、各代售処所售糧款每五日繳送在磐中央銀行代收並報告本会查考仍將售存糧穀填具明細報告表按日送交本会查核

一、本会平糶糧穀為救濟貧窮之戶儘先売與之

一、平糶糧穀大人至多売与四斗小人至多売与二斗

一、平糶糧穀不得売与貯藏及販売為目的之人如有秘密購買行為一經查覺即依法懲罰之

一、各代售処見有連日購買四斗者即須詳加考核如不能明瞭真相得就近報告該管警察署伝詢該管甲長證明之

一、各代售処如対於貯藏或販売之人查覺而不報告或有串同情事經本会委員查覺即報告委員長將該代售処懲罰之

一、本会購運糧穀委員得支旅費依左列規定之

三等車票　往　復

食糧費　毎日五角

一　本規則如有未盡事宜得隨時修正之

磐石縣 貸糧分配狀況表(康德2年10月)

区別	借粮会名称	借粮人数			要求粮石数	総計	縣委員会核定配給石数			備考
		大人	小人	計			高粱	包米	蕎麦	
一区	縣城	10,320	5,889	16,209	6,632.25	1,734,593	1,028,296	660,371	45,926	
	大平屯	6,874	3,924	10,798	4,418.00	1,146,495	623,904	499,628	22,963	
二区	烟筒山	14,710	8,929	23,639	9,587.25	2,712,251	1,005,740	1,697,326	9,185	
三区	呼蘭鎮	5,292	3,555	8,847	3,534.75	1,029,427	433,390	504,185	91,852	
	石咀子	1,768	1,186	2,954	1,180.50	783,665	422,113	269,700	91,852	
	富太河	3,528	2,370	5,898	2,336.50	972,783	558,835	393,985	22,963	
四区	黒石鎮	8,433	4,320	12,753	5,296.50	1,078,020	389,891	688,129	—	
	細林河	5,626	2,886	8,512	3,534.50	820,308	475,682	298,700	45,926	
五区	朝陽山	2,785	795	3,580	1,591.25	793,381	289,599	448,671	55,111	
	草廟子	4,171	1,192	5,363	2,383.50	1,048,551	540,333	438,728	68,890	
六区	吉昌鎮	11,104	5,395	16,499	6,900.75	1,956,466	688,753	1,267,713	—	
	縣城鮮民会	—	—	—	597.228	597,228	151,043	446,185	—	
	烟筒山鮮民会	—	—	—	184.162	184,162	50,348	133,814	—	
	計	74,611	40,441	115,052	48,197.14	14,912,108	6,710,305	7,747,135	454,698	

各期別・貧糧分配量表（康德二年十月）

期別	配給月日	納受量	配給人数	配給量
1次		高粱 一、一三一、七四〇 包米 一、八三七、三五八	大人 七四、六一一 小人 四〇、四四一 計 一一五、〇五二	大人 二、三四一、九六〇 小人 六一七、一三八 計 二、九五九、〇九八
2次		高粱 一、八五八、八三〇 包米 二、三八九、五九六 蕎麦 四五四、六六八	仝右	大人 三、三〇六、八七九 小人 八八四、一一〇 計 四、七〇三、〇九四
3次		高粱 二、二二三、三四〇 包米 一、一二五、六一二	仝右	大人 二、四七〇、〇三四 小人 六七一、七七五 計 三、三四八、九五二
4次		高粱 九五八、六一五 包米 二、三九四、五六九	仝右	大人 二、五九八、七〇〇 小人 六九二、三四二 計 三、三五三、一八四

5次	
高粱　四九三、〇〇二	
仝　右	
大人　三八七、二一一 小人　一〇五、七九一 計　四九三、〇〇二	
	計

八、救済糧石の分配

事変以来紊乱せる地方は康徳元年度の水災に依りその疲弊の度は言語に絶し、農民は只餓死を待つより他なき状情に達す。依て県は民生部より災歉救済のため糧石を貸付くることゝなり、県にありては康徳二年一月二十五日備荒委員会及各地方に連坐借款会を組織せしめ辨法を規定して不足糧石四八、一九七石を請求し一四、九三石の配給を受く（高粱、包米、蕎麦）要救済農民一一五、〇五二人に之を配給す。

其他賜金及義捐金救済糧石として、高粱五四石七七八を購入し配給せり（県公署調）

以上三項目の事情は県の糧石購入販売事情に特殊関係を有するに依り附記せり。

磐石縣備荒委員会簡章

一、本会依照須発備考委員会準則組織成立促進政府貸放糧[illegible]及徴還事宜

一、本会一切事宜遵照中央委員会指導办法切実办理並直接受吉林省公署监督之

一、本会設於縣公署

一、本会設委員長一人副委員長二人委員十五人以左列各員充之

委員長	縣長充任
副委員長	参事官
	副参事官
委員	経理官
	総務科長
	内務局長
	警務局長
	警務指導官
	財務局長
	教育局長
	商会々長

農会々長
城区倉董張子亭
城区保董石成玉

一、本会応行掌理事項列左
関於請求貸粮及粮谷到県之接受保管
関於貸放状況之報告
関於各区貸粮総額之配布
関於各区請求貸粮之審理
関於各区運輸粮石之指導
関於各区貸放粮谷之監察
関於各区貸粮争議之処理
関於各区貸粮契約之保存
関於本会改組或義倉之組織

一、本会委員承委員命令処理一切会務

一、本会遇有重要事項由委員長随時召集各委員協議進行之

一、本会委員長遇有事故時得副委員長代行之

一、本会対於各区貸放粮谷時由委員長副委員長指派委員分往監察之

一、粮谷到站後即由本会設法搬運入倉其搬運費用由県公署經費項下支給之
一、粮谷分配各区由各区借款会自行搬運其搬運費用由各借款会設法支給之
一、各区搬運食粮時需用保護可由各区自衛団往返護送如遇必要時得請本会派隊協助之
一、本会於改組或義倉組織後即解散之
一、本簡章如有未盡事宜得隨時議決之

各区糧谷運生借款会办法

一、依照須発糧生借款会準則応按各甲設立事務所因本県村屯零落先暫就各区及各分区設立一処称磐石県（某区或分区）糧穀運生借款会事務所
一、各区或分区之粮穀運生借款会凡警察署及分署所管区域内各甲均属之設立地点分列於左

県城	太平屯	烟筒山	呼蘭鎮	富太河	石咀子
黒石鎮	細林河	朝陽山	草庙子	吉昌鎮	

一、各区借款由粮食缺乏特甚希望永借者組織之凡希望承借者均為会員
一、各区借款会因地方情形特殊暫就保長中選任一人為委員長甲長中選任一人為副委員長代表委員十名由会員中任之
一、各区借款会応法組織成立造冊呈県委員会核定之

一、各区借款会委員長負担食粮承借及繳還一切之責任

一、各委員希望承借食粮者应将承借希望額向委員長請求之

一、委員長接到前条請求時应諮詢委員從速査定希望額提請縣委員会核撥之

一、各区借款会関貸放事項依照須発貸放办法第十三条規定办理之

大人　一名　五斗

小人　一名　二斗五升

右係額定準則但粮穀不能一時運到毎次大人先発一斗小人先発五升

一、運到糧穀係新京斗量毎本縣斗量不一依新京斗量紅粮毎斗三十六公斤包米毎斗三十五公斤

一、郷里無有磅秤一律以苏秤計算貸放之

磅秤三十六斤即苏秤四十斤

磅秤三十五斤即苏秤三十八斤十四両

磅秤十八斤即苏秤式拾斤

磅秤十七斤半即苏秤十九斤七両

一、各希望貸粮者应取会員二人以上之連帯保証仍以由甲長証明之

一、凡承借粮穀者均須填具返還契約書保証人及甲長一併署名簽印或蓋章

一、所貸粮穀应於康徳二年十二月末日繳還斉楚但必自十二月一日即須起還方法不候期

一、此次貸放粮穀係為救済極貧之户凡在各甲内居住有貸与必要者該管甲長査明屬実即須代為証

明不得無故拒卻

一、凡承借糧穀者如至期不能繳応由該甲長証明報由区借款会提交縣委員会核議処理之

一、凡承借糧穀応照借額加利一成以原繳還之如果歉收時得以適宜他穀或全錢代替之

一、凡承借糧穀者不得借出転售応由該管甲長負責監察之

一、凡承借糧穀者如有移動該管甲長立即報告警察署或警察分署転報県委員会若不預先報告即責令該管甲長包賠所貸糧穀

一、各借款会代表委員等如有営私舞弊情事経県委員会查明即依法処罰之

一、各借款会応按冊将所貸糧谷之契約書正本彙送縣委員会查核其副本由借款会存查

一、各借款会応俟所貸糧谷繳還清楚後方得解散之

借糧契約書正

具契約書　　年　　歳住　　区

村（大／小）　　口借到　　斤准於康徳二年十二月內照

色返還並加利一成決不拖欠具契約書是実

承借糧穀人　　（蓋章或指押）

連帯保証人　　仝

人　　仝

此契約書送縣委員会

本

甲長　　　　　（蓋　　章）

大滿洲帝國康德　　年　　月　　日

字　第　號

借　第　號

借糧契約書副本

具契約書　　年　　歲住　　　區　　　村

大小　　口借到　　　　　　斤準於康德二年十二月內照

色返還并加利一成決不拖欠所具契約書是實

承借人

保証人

人

甲長

大滿洲帝國康德　　年　　月　　日

2. 屯の特殊性

屯の所在　縣城より二十五支里の地にして、屯の北方一支里の所に県道通じ、雨期、解氷期を除く外道路良好のため一日にて縣城との往復をなし得

屯の特質　二荒地の多きに比し耕作面積一〇七、五五晌の内、四〇、八五晌は商品作物大豆を耕すより見るに都市と密接に結ばれ居るものと云ひ得、其生産量一二三、八五石の内売却せられしもの四八、九二石、如何に食料不足に困り山草、樹皮を副食としてよく生命を保つ内にありても斯の如く商品作物に対する農民の関心は、縣との取引容易なると寔書する事の外なし。

然れ共商品作物として大豆のみなるは蘇子、蘇子児等の作柄良好ならざるに依るとのなり。

二、売却時期

相場の変動等を考察して売却時期を云々するが如き事を知らざる彼等は収穫後十一月—十二月はある丈のものを出来る丈け早く売却せんとするは一般農村民と何等異る処なきと、前項にて述べし通り治安に依る春耕資金の缺乏と信用貸借をなす農村金融機関なきため、労賃必要に迫られ、売却件数四十件の内十件迄を六月頃殆ど批粮として売却し居るは特記すべき事実にして、其売却粮石の用途が、税金特に保甲費納入に当てられしものが一部、借金返済用に当てられしものが二三件、其の残余は総て食糧購入費として使用せられ居る事は一考を要する処ならむ。

三、搬出方法

治安良からざる当県農村の搬出方法は団体と或は警備隊を組織して市場との往復を為すを常とするも比較的磐石県城に近き当地は未だ曾てかゝる事例なく、車馬扁擔に依る搬出方法を採り居れり。尚一日一往復可能なれば県城にての宿泊料を要らず、二食主義の彼等には昼食代を不要なり。因に搬出量率を示せば

大車積載量（一車）　一五袋　（一袋三斗半）

小車　〃　（〃）　冬　一・五石

　　　　　　　　　夏　〇・八石

一扁擔量　（一人）　一斗半

尚大車を所有せず依頼して売却する場合は一回五斗以上に限り（五斗以上は無料）車脚銭と称して一車につき一角宛を支払へり。但し此の一角は大車所有者の自由意志に依り決定せらるゝも当地方の慣習として略々一角余りを長年収受し居れり。

四、出廻状況の変遷

1　吉海鉄路開通前

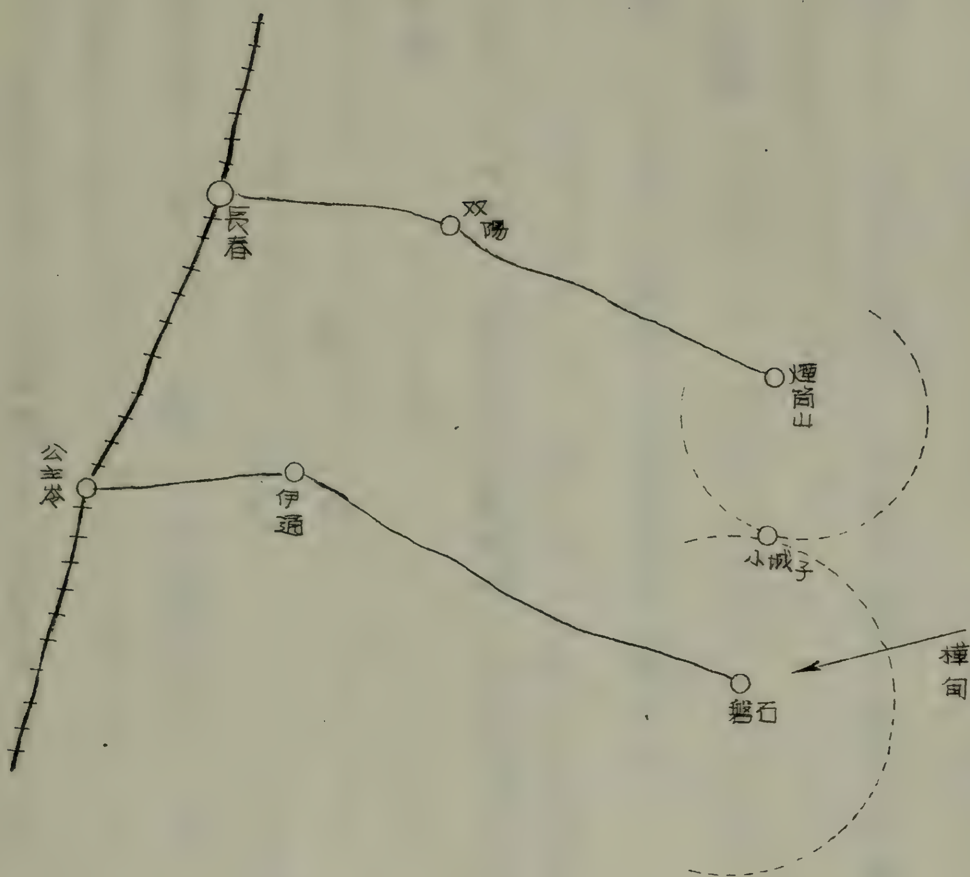
県を大約小城子に依り二分し、北地区烟筒山附近は双陽を経て長春へ大車輸送により搬出せらる。

距離　約三百里　　所要日数　三日（冬）　四日（夏）　　運賃一斗三十銭

磐石を中心とする地区は伊通を経て公主嶺へ

（磐石に集貨せらる、樺甸よりのものは少し。）

距離　三百里　　三日（冬）　四日（夏）　　運賃　一斗ニツキ三十銭



磐石、樺甸県境地区は買付価格の如何により或は樺甸へ至り、川豆として吉林へ行くか、或

は磐石経由公主嶺への経過とされり。

出糧は大豆を大宗とし高粱、包米之に次ぎ、年出産量四十八万石と称せらる。（商務会談）

糧桟として磐石に常住するものはなく、出廻期に出張する糧桟か、或は油房、焼鍋、雑貨商として営業する傍ら出廻期に糧桟を兼業せるものの買付け、多くは公主嶺地方へ出貨せられたり。

2. 吉海鉄路開通後（民国十六年七月）

吉海鉄路開通し海龍県朝陽鎮に鉄道来るや、長春、公主嶺中心市場は比較的衰へ、民国十六年秋の出廻は公主嶺と半々（理由は顧客面識少なきため）民国十七年に於ては八割を朝陽鎮に奪はる。（公主嶺に比し高価のため）

吉奉（吉海鉄路開通后）民国十八年五月一日開通、吉海鉄路開通するや、磐石は一変して東の中心集糧石地となり、伊通及其の県境、樺甸県境一帯、北は小城子の地方をその背後地として、集貨石数は多量となり、十八、十九両年は嘗て見ざる盛況を呈せり。

高粮價の高低により煙筒山を中心とする地区に双陽県境よりも出貨せらるゝ事あり。

煙筒山、磐石の粮価の相違により磐石へと出貨せしめしことあり（農民の大車輸送の如何に磐石市価に影響さるゝかを物語る）

価格の相異とその理由なるも、煙筒山、磐石に於ては枡目の不同なるを最大理由とす。

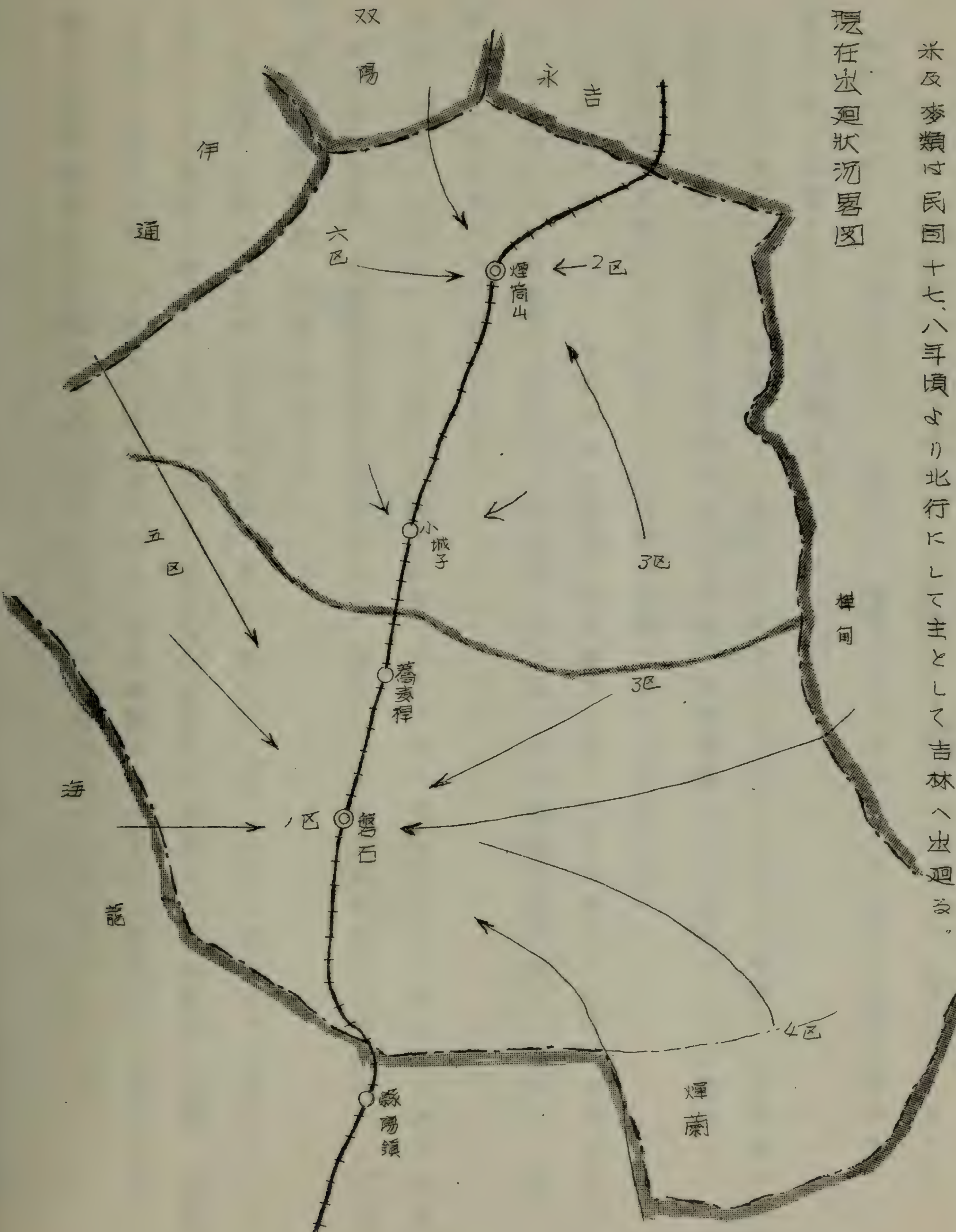
即ち煙筒山一斗は磐石にて八升半として取扱はる。現在に於ても尚ほ斯の如き差あり。

民国十八年に於ける大豆の一斗行市は一円八十銭八（日幣換算）にして大豆、高粱、包米に次

ぐに十七、十八年頃より樺甸縣内及樺甸県境地方に産する蘇子の出産多量となる。

米及麦類は民国十七、八年頃より北行にして主として吉林へ出廻る。

現在出廻状況略図



3. 事変后の出廻事情

事変前迄は当地方唯一の出粮地なりしも大同元年九月の磐石事変は一変して県内に匪賊（匪首、殷臣、宋国栄等）横行する全く無政府状態化し、農民の飢餓線上を彷徨すること二ヶ年、康徳二年度に於て稍々大豆の出廻を見るに至れるか、其他の高粱、包米、谷子等は県内消費にても未だ不足し居る状況なり。

猶目下は樺甸県と唯一の背後地となし居る関係上、樺甸の粮石、磐石を経由移出さるるもの多数にのぼる。

康徳2年度移出粮石月別表（秘情局調）

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
	石	石	石	石	石	石	石		石	石	石	石
大豆	7,264.00	2,574.00	2,697.90	1,053.00	1,179.80	1.30	12.00	—	31.10	354.00	3,199.00	19,082.60
蘇子	243.00	241.50	45.00	—	138.00	1.50	—	—	—	—	—	25.00

計　大豆　37,448.10 石

　　蘇子　694.00

掛買、秕糧、負債等の特殊事情、購入品物価の相異等に関係さるゝことなく、最も運搬に便なる地、以前よりの取引地方等の旧習により、縣内及背後地の出廻中心地を磐石、煙筒山と二大別する縣状に在りて、当地が慣習、交通、購入物品との関係等より見て磐石を無上の出廻地とするは理の当然にして、淳朴なると云ふよりは寧ろ無智なる農民には

〃粮石税の相異、市価及運賃、購入物品の安価等何等考へる事なく、否考へ得ざるものとゝ認定され、よしんば、此等を考ふる者ありとするも、不幸当地には余力ある農家一戸として無く、目下の状況に在りて有利なる地方、否なる地方等を考へて売却し居るれば、明日より〃餓死ろ〃の悲しき厳となからむとの結論に至らむ。

六　取引方法

農民一般の取引の要決が〃市不過三、四而不利〃の例に漏れず、当地の取引が実に此の一言にて盡きる。

市、道路上の売却、車店、直接粮桟への売却、油房、磨房、燒鍋等への売却、粮桟への販売委託、屯内での売却等の方法あるも、文字を解せざる老百姓達が粮価を知る唯一の方法は、市場帰りの村人に、

〃你没聴是粮行多少銭呢〃

と挨拶代りに聞くと古来よりのなりきたりに依るのみなれば〃市不過三〃の諺と相俟つて市場販売に依るもの多し。

従って磐石県城小南門外市場を利用する者其の大半を占め、収穫期たる旧十月—十二月には早朝より（午前十一時頃迄）市場に持込み他者の糧石と比較対照として経験よりして自分の糧石の等級を自認し、前日村人に聞きし糧価を基礎として自己相場を心の中に準備し、買入者の言値を聞きて売不売を決むるを普通とし、此際計量は総て購買者の使用せる枡（商務会にて決定せるものと称す）を以て計量し居れり。不幸にして自己相場と買糧約相場に余り開きある場合、取引市街に親族朋友ありて運搬費、宿食料を要せざる農民のみは、二三日相場の変動を見つゝ待期するものありとするも、之等は極めて稀にして此所に於ても四両不利の原則は適用さる。殆んど其の日の内に売却するを常とし居れり。

市場取引以外に前記の通り各種の方法ありとするも、之等は特定の者のみに限らるゝものにして、即ち　(1)面識あるもの　(2)嘗つて取引を為しゐる関係あるもの　(3)保人あるもの　等なるも、相場協定の不可の場合持廻るを不可とする彼等に利用率少きは当然なり。

但し此外に例外あるは秕糧にして、此の場合のみは直接油房、糧桟、雑貨店、焼鍋等を利用するは勿論なり。

七、販売価格

1　此に於ける手取価と市場価格との対比

イ、市場価格の開き

○大豆　煙筒山　四大斤（〇・一石）　十・三六[illegible]

○米　　磐　石　　五二斤（〇・一石）　十銭高
　　　煙筒山　　　　　　磐石より二十銭高

一斗約十斤の差あるにより大約十－二十銭煙筒山安く、米のみは出廻地吉林なるにより
　磐石の方安し。

粮石税の相異することなし。（但し斤目の大小に依る相違はあると、それに依り大約相場に
開きあり）

◎猶粮石税に対する農民の観念は「粮石税是売主不関買主負担」の如し

出廻中心地　　磐石、煙筒山の二ヶ所なるは掛買、批糧、負債等の特殊関係、購入品物価の
相異等に関係さるゝ事なく、最も運搬に便なる地、以前よりの取引地方等の慣習により、県
を二地区に大別し、鉄道開通后、前二地方に限定せらる。

当地に於ては交通、慣習、購入物品との関係等より見て磐石を出廻地とするは理の当然、
〃農民は粮石税の相異、市価及運賃、購入物品の安価等何等考ふる事なく、又考へ得ざるところ
のごとし

ロ、余力ある農家は不幸にして地内には一つもなく、目下の状況に於て有利なる地方、否なる
地方等考へて売却し居たれば明日より〃餓死了〃の甚しき歎となるらん。

2 公定価格と市場価格との関係

公定価格の決定法＝市内三戸平均

市内三戸の売買家の申告による。但し粮石税は関係せず大連、営口市場相場を三両石は報告し、其の平均を二旬毎估価として適用す。公定、市場、両価格の開きを税捐局に於て研究中なり。

実際に市場価格に粮石税を加算し、農民手取価格は粮石税を差引きたるものなり。買粮的の買付価格（即ち市場価格）は大連相場に運賃を加算せるものにて決定せらる。農民は粮石税は粮桟負担と申して居るが実際関係を知らざるや又甚し。

康徳2年度　盤石税捐局扱ヒ（紬税セルモノ）糧石数

種類	盤石税捐局			煙筒山税捐局			合計		
	県内	県外	計	県内	県外	計	内	外	計
大豆	石 2,434.20	石 23,607.00	石 26,041.20	石 2.9	石 11,404.00	石 11,406.90	2,437.10	35,011.00	37,448.10
小豆	437.00	3,433.00	3,908.00	129.50	100.00	229.50	602.50	3,535.00	4,137.50
蘇子	79.50	396.00	475.50	88.50	130.00	218.50	168.00	526.00	694.00
稲子	2,909.30		2,909.30	6,445.70	—	6,445.70	9,355.00	—	9,355.00
稲米	342.10		342.10	288.00	—	288.00	630.10	—	630.10
小米	135.00		135.00	8.60	—	8.60	143.60	—	143.60
紅糧	108.30		108.30	43.30	—	43.30	151.60	—	151.60

包米	138.50	—	138.50	58.00	—	58.00	196.50	—	196.50
秫米	19.80	—	19.80	3.80	—	3.80	23.60	—	23.60
種類	磐石総局			煙筒山分局			合計		
	内	外	計	内	外	計	内	外	計
苞米楂	—	—	—	1.20	—	1.20	1.20	—	1.20
大麦	6.00	—	6.00	2.00	—	2.00	8.00	—	8.00
蕎麦	20.00	—	20.00	5.20	—	5.20	25.20	—	25.20
谷子	1.00	—	1.00	—	—	—	1.00	—	1.00
稗子	7.00	—	7.00	—	—	—	7.00	—	7.00
計	6,637.00	27,438.00	34,075.00	7,076.70	11,634.00	18,720.70	13,714.40	39,071.00	52,785.40

(單位石) 縣内生産糧石移出表（税捐局調）

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
紅粮	—	1.5	2.0	30.0	765.40	4.0	29.40	31.80	13.00	—	—	—	877.00
包米	—	—	2.7	67.0	666.40	3.00	14.50	38.50	3.00	—	2.00	6.80	803.90
小米	—	10.00	3.5	2.60	47.50	1.6	19.5	44.0	0.30	—	—	—	129.00

稲米	3.0	47.8	1.70	1.70	7.30	3.50	1.70	0.5	—	80.8	50.8	—	198.80
稲子	—	—	1.7	26.5	19.00	—	—	—	—	450.0	931.8	49.9	1448.90
秫米	—	—	2.00	0.40	10.00	1.00	—	—	—	1.00	2.00	161.2	177.60
計	3.0	59.30	13.60	128.2	1,515.60	13.10	65.10	114.8	16.30	531.80	956.60	217.90	3635.20

紅粮,包米,小米,秫米ハ樺甸縣ヘ移出、　稲米稲子ハ吉林ヘ移出

（石以下四捨）康徳２年度作物收量及移出,縣内消費量表（　）ハ予想数量

作物名	生産量	移出量	縣内消化量
大豆	石 77,948	(50,000石) 2,437	石 10,000
小豆	5,080	603	—
吉豆	152	不明	—
其他豆	748	不明	—
高粱	60,479	(877) 152	—
谷子	28,280	(500)	—
包米	94,264	(804) 197	—
小麦	172	—	—
大麦	6,750	8	

作物名	生産量	移出量	縣内消工
黍子	石 1,409	石 不明	石 —
稗子	26,418	7	—
蕎麦	548	25.2	—
稲子	48,838	9,355 (稲子・粳子)	—
粳子	2,253		—
蘇子	627	168	—
麻類	斤 250,000	不明	—
烟	斤 130,000	不明	—

八、批糧及青田売買

建国后三年間匪禍と天災とのため塗炭の苦中にある農民が、高利とは知りつゝも、背に腹は換へられないの例、収穫前の六、七月に於て其時の市価の批糧を為し半額程度を以て耕作資金獲得の途と為し居るは、蓋し万止むなしとは謂へ、其の六〇％までが之に依るを見るとき、余りにも痛ましき事実と謂はざるべからず

但し青田は一％位に止め居る模様なり。

九 特殊なる農産物、畜産物の売却

冬期に於て洋砲又は幼稚なるワナにて雉を取り売却する位のものにして他になし。

第三節　購入事情

一、概観

吉奉線開通迄は伊通街道が凡ゆる物産の購入経路の感ありたるも、開通後は吉林、主として奉天辺りより物資の入り更に県城より主要各鎮に入るを原則とするも、治安による農村疲弊は殆んど主要各鎮の商店をも閉鎖状態に至らしめ農村民は殆ど県城にて物資購入を為すの止むなきに至れり。

とは謂へ事変以来農村居住者激少せし事、其等極少農村居住者が貧困にして購入物品も極めて

少き事 亦彼等が日用品を購入するは現金所持等の関係もありて、粮石販売の帰路を利用するを習慣づけられたるを以て、県民一般も我々が思ふ程之を苦労とし居らざるものゝ如し。

殊に当地の如きは磐石とは楽に往復出来る地点にあるを以て小舗を主業とするものあるも殆んど磐石にて日用品を購入しつゝあり。物価は運賃等の関係から吉林、奉天より稍高価なるも、食農関係一般必需品の如きは大差なく、且亦、取引頻繁ならざるためか、相場の激変等も比較的尠く、満洲事変等にもさしたる影響を見ざりし状況なり。然れども当地を直接関係ありたる彼の磐石事変当時には流石に二十割程度迄の高騰を見るに至れり。

二、農家群別現銀生活費

戸別調査表により経営様式別に生活費現銀支出状況を見るに次の如し。

経営様式	戸数	生活費現銀支出		
		金額	一戸当	家族一人当
地・自	四	一九三・六二円	四八・四一円	八・〇七
地・小	一	二〇・七〇	二〇・七〇	四・一四
自	一	八・六六	八・六六	一・七二
自・雇	一	六二・三七	六二・三七	一二・四七
小	二二	八三九・四九	三八・一六	六・七一

小雇	六	一七七・七二	二九・六二	五・〇八
雇	四	一二一・三三	三〇・三三	一・八九
雑	二	九五・二四	九五・二四	一九・〇五

右表の中群別戸数の少き数につきては平均価を求め難く、地主、小作、小雇、雇　等の四戸以上を有せるものにつき考ふるに一人当現銀支出は次の如し。

地自　八円〇七
小作　六・七一
小雇　五・〇八
雇　一・八九

即ち之によりて見ると経営様式の下向と共にその生活程度の低下すると如実に示した事がわかる。

三、購入時期

各節季に於て購入するものの大部分にして殊に年間に於て年支出の約四―五割を占む。節季以外の購入は主食料品の補給と僅かなる光熱費に過ぎぬ。而して経営様式の上級者は概ね生活程度も高く、従って節季以外の購入も多額を占めて居る。

四、購入方法

親族関係の如き特別の身分関係なき限り、共同購入は先づ見受けられず、信用ある者、面識あるもの丶間に於ては行はれ来りし"掛買売"の如きも事変以後は皆無となり、市価を基準として相互に換算したる上なす物々交換も極めて少い。屯内住民は殆ど磐石県城に於て売糧の帰途、商店に立寄り現銀購入をなし、或は空車に、或は手提にして自宅迄持帰るを常とす。

故に行商人もなく、亦売りたくも売るものなき当屯に於ては屯内、屯外農家よりの購入も亦無き状態なり。

五　購入品価格（参考物価表の通り）

主要都市	磐石	（但し雑貨）
	煙筒山	一割高（〃）
	呼蘭鎮	一割五分高（〃）
	黒石鎮	一割五分高（〃）

第四節　度量衡

県内各地方によりて多少の相異を見られ全一に扱ひ難き県城を中心として調査せるものにつき、之のものと比較表示せれば次の如し。

一、度

此の木尺　一尺は新制の〇・九六尺にして日本尺一・〇五六尺
縣の木尺　一尺は新制の一・〇五尺にして日本尺の一・一五尺に当る。
各所有者によりて多少の差異あり、之を平均して右の数字を求めたれは強いて正確と称し難きものである。

二、量

此の枡一石は新制三・五四五石にして日本の一・九五石
縣の枡一石は新制三・四五五石にして日本の一・九〇石に当る。之は地方と縣城とにて多少の相異あるのみにて個々の所有によりての差異は認められざりき。

三、衡

此の秤一斤は新制一・二斤にして日本の一五九・六匁
縣の秤一斤は新制一・一五斤にして日本の一五二・九匁に当る。
使用者によりてその差異全く相異し平均価を求むるに困難なりき。右数字は大体の標準に過ぎぬ。

四、地積

一弓は木尺にて五尺平方（日本の五・二八尺平方）にして一畝は二八八弓（日本の八〇二八・九七九二平方尺）である。従って一晌と称するは一〇畝（七・四三四二四段）にして一方地は四晌である。

第十四章　諸税公課

第一節　田賦（国税）晌捐（縣税）

一、税率

田賦　毎晌〇・六一六円

晌捐　毎晌一・一六〇円

二、等則区分の標準

本縣は農耕地に対する等則の区分無し.

三、地券面積と課税面積との関係

本県は大体原額地七、原加地三の三七加であるが、地券面積に於て耕作地のみ存る時は原加地なく、地券面積に於て不可耕地を含む時原加地三と存る（この場合耕作面積が原額地七を超過する浮多地は課徴する．若し浮多地を届け出でざる時は国有に帰す）

本縣は治安極度に乱れ地方農土は全く廃耕地と化せし為左の如く減税を施行した．

大同元年度　課税面積中半分を減税す。
大同二年度　耕作地にのみ課税す
康徳元年度　耕作地及び事変後に廃耕地と化せし地の二割に課税す。
康徳二年度　康徳元年度に同じ。

四　課税免除地なし。

五、納期、納入場所、方法

(a) 納　期　十二月一日以降五月末日まで
(b) 納入場所　財務局又は財務分局
(c) 納入方法　田賦と晌捐共納、直接納税義務者納入

六　督促方法

第一回目　督促票を警察署保事務所甲事務所と移牒経由して滞納主に手渡し督促す。
第二回目　警察署員が滞納者を連行し納入日の一定期限を切つて保証人を立てしめる。

七　滞納

1. 滞納の有無

治安悪く土地所有者四散せる為と廃耕地と化せる為納税の資力無く滞納額莫大なり。康徳元年度分に至つては課徴額の九割は滞納であつた。

2. 滞納処分

次の如く加罰を行ふ。

半ヶ月以内滞納	本税の百分の五加罰
一ヶ月以内滞納	本税の百分の十加罰
二ヶ月以内滞納	本税の百分の二十加罰
三ヶ月以上滞納	本税の百分の四十加罰

本縣にて国税たる地租は田賦と称せられ、光緒三十年より開墾届出地を升科課徴し、国税として毎晌吉大洋八角（＝国幣〇・六一六円）を課徴した。地方附加税は晌捐と呼ばれ、宣統三年より課徴し縣内の警察、教育、行政の費と充した。

本屯全戸数四〇戸中納税義務者は僅か九戸に過ぎず、土地所有者は治安全からざる為、避難し未だ帰屯せざる現状であり、納税義務者九戸全部が大同元年度より康徳二年度に至る四ヶ年分を滞納の現状である。これ大同元年秋収穫期に於て有名なる磐石事件の勃発を見、以後治安極度に乱れ、屡々匪襲に会ひし為に屯民は県城に避難し居り、康徳元年春より小作階級の帰宅をボツボツ見たる有様で、耕地は全く廃耕地と化して終ひ、帰宅者と雖も廃耕地を耕すに畜力なく播くべき種子無しと云ふ苦境に立ち加ふるに収穫時迄の食料は全く無く、飢に泣くを山菜、野草によりて僅かに露命を繋ぎたる農民は、減税されたりと雖も、全く納税の余裕なく、かく滞納を余儀なからしめたのである。康徳二年度の屯内耕作面積は一〇七晌に過ぎず、全人口二一五人に対し、耕作地一人当り僅か〇・五晌に満たず、しかもその耕作地の大部分は避難不在地主の小作地なれば

小作料を支払ふとき、翌年收穫期迄の食料の喰繋ぎも全く不可能であり、納税などは全く省る余裕を持たないのが農民の現状である。

租税公課の分擔を観ると全部田賦、晌捐は地主負担、耕作地割の保甲費は小作地人負担である。しかるに甲事ム所に於て徴収する田賦、晌捐の合計額より多額の保甲費は小作人は是が非でも納税を余儀なからしめられるが、地主負担の田賦、晌捐は滞納され、不在地主と虽も滞納が行はれてゐる事が想像される。尚田賦、晌捐の課税地は農耕地であり原野林地には課税されないが、宅地菜園には農耕地と等しく課税される。

本屯に於ても満洲の多くの地方に於て見らるゝ如く、課税面積は過少であると思はれる。即ちこれは実際所有面積が地券面積より大である為である。土地所有農家七戸中五戸迄は実際所有面積が地券面積より大である事により思考される。

第二節　出産粮石税（国税）及出産粮捐（縣税）

一、税目別税率

税目	課税物件	課税標準並税率	納期	納税義務者
	租粮	従価百分ノ〇．五		
	佃粮	従価百分ノ一・〇		

出産糧石税	油　糧 豆　類	従価百分ノ二・五 従価百分ノ二・五	収穫後搬出の際	出産者又は未納税の糧石取得者
出産糧捐	各糧石	従価百分ノ一・二	仝　右	仝　右

二、糧石税、糧捐課税標準

税捐局公表の各月各旬別の各糧石別公定相場を課税標準とす。

三、糧石公定相場決定の方法

課税標準たるべき糧石公定の場の決定は税捐局長が原則として申告価格に依り決定する事になつてゐる。即ち税捐局は二十八軒の糧桟中一種目に付き三軒の糧桟に十日目毎に税捐局より調査員を派し、買上数量、価格を調査し、等級別なく算術平均により各糧石別公定相場を算出決定する。

出産糧石の課税標準たる公定相場は右の税捐局決定の公定相場に據る。尚公定相場適用方法は第一旬の実績を第二旬目に調査決定し第三旬目に適用する。

四、納入方法

農民直接納入の事なく、取引先主として糧桟が代納する納入場所は、糧石税は税捐局又は税捐分局に糧捐は財務局又は財務分局に糧桟より代納される。

糧桟が代納の場合糧石買上数量確認の方法としては、税捐局より各糧桟に巡還簿を交附し置き一旬毎に提出せしめ、税捐局より調査員が糧桟に赴き買上帳簿を検閲し巡還簿と照合一應し

を防ぐ、又粮石を原料として製造する者に対しては粮石消費執照があり、油房、燒鍋等の製造者取締りに当り申請により税票と引換へに執照を下附す。

尚代納は旬末までに納入する、

五、其他の名目に依る課税

銷場粮捐と称する縣税が取引商に対して課徴されてゐる。

税目	課税物件	課税標準並税率	納期	納入義務者
銷場粮捐	購入各種粮石	従価百分の一・二	購入時	購入者

この課税標準は旬別公定相場（税捐局決定のもの）に拠り納入義務者は購入者即ち粮桟等の負担である。

納税義務者は粮石と出産する者即ち農民となつてゐるが、本屯に於ても満洲諸地方に於けると同様粮桟が予め取引額中から税額相当分を控除して置いて粮桟が代納する便法が旧来より採られて居り屯民中には粮石売出の際直接納入した事例はない。されば屯民中には粮石税捐の両税が課徴されるを知らぬ者さへ存り、知れる者でも同一税に思ひ込み又は粮桟の負担であると錯誤し、自己粮石取引額より税捐額を控除され居るを全然知らぬ者もある。斯様な有様であるから、屯民は自己販売粮石に於いて市価、税捐額各いくばくなるを知らず唯手取額のみを知り、それを以て相場なりと思ひ込み居る現状で捐税額をいくばく控除されたるを全く知らない。加ふるに新税

法の施行によりて税率の軽減によりて負担すべき税額が低減した事を知る者は皆無であつた。これ農民の無智のみに因するに非ずして粮桟の代納制に帰する為で取引に際してと粮桟は税、捐を控除した。手取価格のみを単に呼称して農民との取引が成立する故かゝる結果を来してゐる。

更に本県には粮桟側負担たる銷場粮捐（県税）が出産粮捐と同額課徴されて居るが、これは無智の農民相手の取引なれば必ずや粮桟は農民負担に転化し取引額中より控除され居るものと思考される。

尚粮石の鉄路輸送に際しては国内、国外の運輸先別に鉄路運輸執照が税票と引換へに鉄路局より下附を受けて運輸する鉄路運輸執照が無き場合は貨車積不可能である。運輸執照の下附には手数料なし。

出産粮捐は民国元年十月より県警察教育各行政費に充当の為徴収を開始せしものなり。

附＝出産貨物税（国）は康徳二年七月一日より廃税となる。

第三節 屠・捐

一、課税物件

牛・猪（豚）・羊の三種

二、課税標準及税額

牛	每頭	〇・五〇円
猪	每頭	〇・二〇円
羊	每頭	〇・二〇円

三、納入時期、場所、方法

時期は屠殺時、場所は財務局又は財務分局、方法は直接納入

本捐は自家用屠殺の時と虽も年関、節季用を除いては課徴されるが、実際農村に於ては納税が行はれて居らぬ。

第四節　牲畜税同附加税（国税）及牲畜捐（県税）

一、課税物件

牛、馬、驢、騾、猪、羊の六種目あり。

二、課税標準及税額

			正税	附加雑款
牲畜税同附加税	牛、馬、驢、騾	每頭	従価百分の五・〇	正税の百分の五・〇
	猪、羊	每頭	従価百分の二・五	正税の百分の五・〇

牲畜税	牛・馬・驢 騾・猪・羊	毎頭	従価百分ノ一・五	無シ

三、納税義務者及納入時期

(a) 納税義務者は買主又は飼育者

(b) 納入時期は買入時又自産役用牲畜にありては使役に堪ふるに至りたる時（三才）課徴す

四、験記費

事変前ありたるも現在無し。

牲畜税及牲畜捐は牲畜の売買の際、其自家産のものは成畜と守つた時に買主又は飼養者から徴収するもので、縣税たる牲畜捐は民国二年から県教育費に充当する為徴収されたものである。屯内に於ける本税捐の納税状況を見るに、馬、驢、騾に於いては納税されて居るが、豚は一頭も納税されて居らぬ。牲畜捐の納入に就ては全く詳にすることを得なかつた。

験記費は事変前は毎年税捐局員が験票に来り、税票一枚につき吉洋の〇・二円を徴収されて居つたが現在はかゝる事なし。

第五節　交通税

一　課税物件及税目

税目　契税、印花税（省略）

課税物件　不動産ノ典、売、

二、課税標準及税率、納税義務者

売契　百分ノ六　買主

典契　百分ノ三　承典人

三、納入時期、場所。

契約成立の日より六ヶ月以内財務局に納入する。

四、税額以外に徴収せらるゝ費目及金額

(a) 契紙費　売契、典契共に毎枚〇・七七円徴収す。

(b) 契税罰款　徴収す、但し一定せず。

五、升科の場合徴収する諸経費

(a) 升科　毎畝六、一六円

(b) 照費　毎枚〇・七七円

六、登記費

(a) 売契登記費　不動産価値の千分の五

(b) 典契登記費　不動産価値の千分ノ五

(c) 抵押登記雑費　不動産価値の千分の五

契税は光緒三十年より徴収を開始せり

第八節　車牌捐

一、課税物件、

民有車輛に対して課税す。

二、課税標準及税額

一套車	毎車	一円
二套車	〃	二円
三套車	〃	四円
四套車	〃	四円
五套上以上	〃	六円

三、納入時期、場所、方法

毎年十月一日以降三月末日迄を納期とし財務局又は財務分局へ所有者直接納入す。

本捐は、民国元年県警察費各行政費に充当の為徴収を開始せるものである。本地に於ける納入状況は大車中五車が納税済みで他は未納の状況である。納税の資力を欠く地民が五車も何故納税したるかと云ふと冬期現今収入の為大車輸送に従事し、県城に大車を牽き出づる為その折滞納の発見罰款を恐れ、納税したもののみである。

第七節　保甲費及自衛団費

保甲費及自衛団費（公課）第二区孤頂子保草鳴山甲冉家村に於けるものにして、保甲費及同性質を有する費用左の如し。

費目	課税物件	課税標準並税率	徴収期	納税義務者	賦課徴収者
(a) 保費	耕作地	毎畝〇・三〇円	十一月	耕作人	甲事務所
(b) 甲費	耕作地	毎畝一・七〇円	十一月	耕作人	甲事務所
(c) 甲遊撃隊費	耕作地	毎畝〇・四五円	十一月	耕作人	甲事務所
(d) 国道賦役代金納費	耕作地	毎畝〇・三〇円	七月	耕作人	甲事務所
(e) 電話架設費	戸別	各戸〇・〇四円	四月	耕作人	甲事務所

一、徴収の目的、用途

1 保費―雇員、保自衛団員の薪水費、辦公費等一切の諸経費に充当する為に徴収す。その用途の内容は詳細不明

2.甲費―雇員・甲自衛団員の薪水費、服装費及び辦公費に充当する為徴収する。用途は次の如く甲事務所提示の支出明細表によりその大略を知る。

耕作面積　六四一・六晌　　被水害面積　五〇・五晌（徴収免除）

戸数　二〇七戸　人口　男六一四人　女四六一人　計一、〇七五人

収入　一、〇〇四・八七円

支出

団長薪餉	一六八・〇〇円
副団長薪餉	四八・〇〇円
書記薪餉	一四四・〇〇円
団員薪餉	四二〇・〇〇円
夫役薪餉	六〇・〇〇円
電話費	三六・〇〇円（四ヶ月分）
辨公費	六〇・〇〇円
公銷費	六八・八七円
計	一、〇〇四・八七円

3.甲遊撃隊費 ― 隊員の薪水、服装費に充当する為徴収す、用途は甲事務所提示のものによれば次の如し・（甲遊撃隊は九月新設）

収入　徴収額　二六五・九九五円

保甲補助金　一四七・〇〇五円

計	四一三・〇〇円
支出	
隊長薪餉	六〇・〇〇円
団員薪餉	三二〇・〇〇円
服装費	三三・〇〇円
計	四一三・〇〇円

4.国道賦役代金総費 ― 徴収の目的は伊通行国道の賦役を係事務所より命令ありたるが時恰も、農繁期であり加ふるに賦役箇所が本地より四〇滿里の遠地にあり、延日数五〇〇日の長期に亘りたるため労働者を雇ひ賦役に従事せしめた。その労賃を地民に割当て徴収して雇用労働者に支払ふ。

5.電話架設費 ― 電話架設の際架設人夫に賃金として徴収す。

二、割当者、割当方法、徴収者

1.係費 ― 本甲負担額一二〇円を係事務所より割当てたる。よって甲長、団長、副団長、牌長協議して耕作地に割当て徴収す。徴収法は牌長が各戸別に徴収せり。

2.甲費、甲遊撃隊費、国道賦役代金総費、電話架設費 ―― 四者共に甲長、団長、副団長、牌長が協議して経営費を見積り耕作地に割当て牌長が徴収に地内を各戸別に巡りたり。

三、賦役、現物課徴

1 賦　役 ―― 縣警務局の命令により警備通村連絡道新設の為東安村迄二・五滿里間、石咀子道路〇・五滿里間・県城道路一・〇滿里間の賦役に各戸より一人宛約二十日間九月下旬に従事す。

2 現　物 ―― 杭を毎戸二本宛県道の橋梁の修理用に納入す。割当者甲長、団長、牌長で甲事務所に納入す。

本屯に於ける保甲費及同性質を有する公課類の概要前記の通りであるが、甲事務所には特別にこれ等公課徴収の為の帳簿なく、又徴収に当つて證憑類を交付する事も無く、徴収に当つては甲役員間によつてのみ割当決定し、徴収後も唯屋に係に報告をなすに過ぎない。甲事務所が提示せし経費内訳の如きも満人一流の形式的自單に収支を合せたものに過ぎず、その内容を詳細に知るを得ない。本屯に於ける徴収者は牌長であるが牌長は徴収の手当として月額十円を甲事務所より支給されてゐる模様である。

前記の保甲費類を観ると総てが耕作階級に負担せしめられてゐる、即ち割当ては総て耕作地割である。しかも保甲費類の全額が田賦晌捐の合計額よりも多額である。即前者は耕作地一晌当り二・七五円、後者は一・一六円で前者が二倍以上の一・五九円も多額である。しかも之等保甲費は屯の特権階級である頭役牌長が徴収に当るので食料なく山菜野草を食し飢に泣きながらも、営々として耕作し年間の食料にも足らぬ収穫しかあげ得なかつた屯民は多額の保甲費を納めてし、又来るべき飢を知りつゝも穀物を換価して納入した有様である。

かく保甲費徴収の事情を見ると保甲制度の立法的意図たる自治的精神が悪用され、遂に好餌

となり、貪欲汚吏顔役たる特权階級の乗ずる所となり、労作階級農民に対して全く悪税と化してゐる疑ひ少しとせず、その運用、経費徴收割当精とは考ふべきである。

又賦役が総て農繁期に課せられた事は特に本屯の如く墾耕地耕作に従事し、除草その他手入の強化を余儀なからしめられた。屯民にとつては大なる重荷と化したことであり、これ亦精しく考ふべき事である。

第八節　其他の公課

一、戸口調査費　―　毎戸〇・一〇円

六月下旬戸口調査の為警察隊二十一名来屯、一泊せる時毎戸〇・一〇円徴收し食料の補助となす割当は甲長、団長、牌長協議の上行ふ。

二、馬車公会費　一期毎車　一・〇〇円（年二期）

県城内馬車公会の規定に依り割当徴收さる。

三、集団部落建設費　宅地一号（一号＝横二十三丈縦六・七丈）に付き一四円

これは本屯土地所有者にして集団部落内に家屋を新築せし者より徴收す。その用途は土壕、門砲臺等一切の集団部落建設の費用に当て徴收者は監工的たる牌長が徴收せり。

附＝農会費、義倉費は康徳二年度に於て徴收なし。

第九節　地主小作人の諸負担の分劈

本屯に於ける地主、小作人間の諸負担分劈関係は国税、県税たる田賦、晌捐は全額地主負担、保甲費その他の公課は全額小作人負担である。地主階級は田賦、晌捐と全部滞納せるにかゝわらず、小作人階級は保甲費その他を甲事務所にて徴収するため、半ば納入を強制されてる立場にあり滞納は稀少の状態である。しかも保甲費と同性質を有する公課が地主負担の田賦、晌捐の合計額よりも多額であり、廃耕地復興に力むる小作人階級にとっては余りに多大の重課を負担せしめられて居る。

第十節　歴史的観察

一　減免税の有無

1　減税

イ．大同元年度―課税地の半分を減税す。――治安悪く収穫不能に至りしため．

ロ．大同二年度―耕作地にのみ課税す――治安悪く耕作不可能の為

ハ．康徳元年度―耕作地及び事変後廃耕地となりし地の二割に課税す――治安未だ全からず、且つ耕作地を棄て避難し居りしため廃耕地続出し[illegible]食料さへ無く極度に

疲弊せるため減税す。

二、康徳二年度　康徳元年度に同じ

2. 塩　税

大同元年に民国時代滞納額を免ず。

二、課税物件の変遷

事変後国税中営業税、出産糧石税、鉱業税、本税、酒税、捲莨税、三種統税、鉱業登録税及び商業登記税の全国統一を観、出産貨物税の廃止を観たる外未だ第一次税制整理過程の末期にありて整理未済のもの多く事変前の侭踏襲してる有様である。地方税に至っては商捐が廃止せられた外全く旧税法を踏襲してる。唯保甲費たる地方公課が設けられて居るを見る。

三、租税形態の変遷

出産糧石税

全国統一以前は米石税と称しこれは米石売方出産税と米石買方銷場税の両者から成って居り商升税なるものが出産者に賦課されて居った。現行法では出産税のみとなり銷場税（国税のもの）と斗税は廃止され、出産税率は前記の如く改正を観た。

牲畜税の験訖費

康徳元年まで税捐局員が年一回牲畜の脱税防止の為特別調査に出張せし折、税票の験票費とし、一票に付き吉洋一角を徴収して居りしが廃止さる。

四 税率税類の変遷

事変後		事変前		
出産粮石捐（前記参照）	米谷税	米谷売方出産税		従価百分ノ二（改正）
		米谷買方銷場税		従価百分ノ二（廃止）
	斗料	元豆	毎一斗	吉洋一分四厘（廃止）
		小麦	〃	吉洋一分四厘（廃止）
		雑粮	〃	紅粮大厘其他三厘（廃止）

事変前の米石買方銷場税は当然農民に転化されて居つたと観らるべきものであるから、米石税は農民は約百分の四の納税を負担せしめられて居つたと観るべきである。

これ以外農民の負担の税に就ては全く変遷なし。

五 徴収機関及方法の変遷

国税中の印花税は事変前に印花税処にて取扱ひ、酒税は煙酒処にて取扱ひし外現在と変化なし。

六 租税銀納と小作料銀納との関係

本県下は県城内又は県城近郊の蔬菜専用地に小作料の銀納を見るのみでこれも一小部分に過ぎず、他は全く小作料は物納定額で銀納は観られず租税と銀納との関係は詳細不明である。

第十五章　貸借関係

第一節　調査縣並ニ於ケル農村金融概観

一、縣の特殊性

本県は地勢の関係上、即ち県内の大部分が山岳地帯である為匪賊の発生を容易ならしめ、殊に事変後、中国共産党指導を受くる紅軍の横行、其他匪賊の掠奪は住民の生活を極度に窮迫せしめ各郷屯共に家屋を焼棄されたる者多く他地方に移住せし者も尠くない状態で、農民金融全く逼迫し、且つ治安全からざる為に農民をして馬を有せざる者多く（馬は匪賊に掠奪さる）、所有すと雖も匪賊の難を避けんために故意に荒目となして居る状態であり、春耕資金に対して徹底的に渇望し居れども、治安の不安定は其の途を全く断たれたる形であった。然れ共其後県当局の討匪及治安工作は漸次治安の安定を来し、避難者の帰屯を見るに至りたると共に、金融の逼迫は大同元年の拾六万五千円、春耕貸款や康徳元年に於ける拾六万円の農民復興貸款位のもので緩和される程度の者でなく、飢餓線上に彷徨する農民は県下至る処に見受けられたる状態である。

以上の如き人為的災害に加へて水害は圃上の管理を不能に陥らしめ農産物を商品化するなどし

云ふことは思ひとよらさることである。

県城に於ては事変前二十余戸の金融業者ありたるも、事変に遭遇し全部休業したる有様であったが治安の安定に伴ひ当舗の開業を見、現在は十一戸の当舗業者を見、その利用も相当盛んである。

尚県城に於ける当舗業者の大部分日人にして、満人当舗は僅に一戸あり。日人当舗利子は満人のそれに比して高く流質期限も短いと云ふ具合に条件も悪い状態である。

二、調査地に於ける特殊性

位置　本調査地（冉家村）は磐石県城より東方約十八満里、煙筒山站より南方約九十満里、黒石鎮より西北方約八十満里の地点にあり。

特に都市としては県城に近く当地農民にして毎日薪炭材の売出（県城へ）しにより日々の生計を立つる者ある状態であり、又全農民の生活必需品、其の他一切の物品を県城商舗より購入しつゝある状況であり、他の都市に比し特に県城は当農民の生活には深い関係を持つてゐる。

然りと雖も金融関係に於ては磐石事変後其の途絶えたり。

治安　現在は稍安定し居るも磐石事変より康徳元年の治安の不安定は圃上の耕作管理を不可能に陥らしめる程度迄に農民生活を脅し、其の為に必要に迫れる金も借入出来ず、又借りたくても貸す者無き迄に金融上の不安を及ぼせり。

災　害　磐石事変（大同元年）の翌年即ち大同三年匪賊の横行頻りにして当地より富農、地主等の逃避する者多く残存者は他地方に逃避出来得ざる處遇にある貧農及農業労働者のみとなり。其の年に於ける耕作面積は廃耕等の結果平年耕作面積の三分の一以外に減少せり。而して康徳元年は事変前の約十分の五に稍々増加せり。

然れど治安の不安と労働者の不足、而且水害に依る圃場の管理不能は収穫出来ざる状態となり、農産物の生産は却って前年に比し減少せし有様にして、ために農民自体の信用、及土地及家屋其他担保となし得べき物に対する価値も全然評価せられざるが如き状況にして金融の逼迫、梗塞は当然の帰結として農民の生活を脅かして居る。

調査年度の特殊性

前記の如き状態なりしため調査年度（康徳二年度）に於ても無論食料の缺乏言語に絶するものがある。

例へば食ふに食無きために木皮、草芽を食し命を保りたるが如き、而して悲惨なるものに至つては木皮を食し便秘を来したために苦しみ、又動けば空腹を覚えるを以て毎日床に居ると云ふが如きに至つては、笑ふに笑へざるものがある。

本年度の借入用途を見れば生活費及食料購入にあてられ、殊に現物（食糧及播種用として）の貸借多く、次に今迄に飼養せる馬、牛等の家畜を売却し露命を繋ぎたれど漸次治安を恢復しつゝある状態なれば、家畜を購入するために借入れたる者多き状態なり。

本地の在住地主現在僅かに三名にして不在地主は九名の多きに及び在住地主にありては土地けあれども金無き者多く、不在地主にありては地の状態を知りて金あれど貸与せざる有様なり。本地に於ては在住大地主ありて金融上他の農家が多く依存してゐる様な関係、又不在地主が商人であるため、特に都市よりの借入多き等の事無く出稼労働者の関係からして金融への影響もない。

要するに前記の如き種々の理由からして信用ある農家少く額の上では負債少きも借り度くても借りられぬ様な貧困であることは事実である。

三、地内金融概観

1 概観表　現銀現物貸借表

摘要		総戸数	負債農家戸数	総戸数ニ対スル負債農家ノ%	負債総額	全戸一戸当	負債農家一戸当	調査年度借入額	貸付額	貸付戸数	備考
地主	現銀	四	四	一〇〇%	一、二二五.〇〇	三〇六.二五	三〇六.二五	八五.〇〇	一〇.〇〇	一	
	現物	四	二	五〇	三〇.九七	七.七四	一五.四八	三〇.九七	―	―	
地・小	現銀	一	一	一〇〇	七五.〇〇	七五.〇〇	七五.〇〇	―	―	―	
	現物	一	一	一〇〇	六.〇八	六.〇八	六.〇八	六.〇八	三.一一	一	

自		自雇		小		小雇		雇		雑		計	
現銀	現物	現銀	現物	現銀	現物	現銀	現物	現銀	現物	現銀	銀物	現銀	現物
一	一	一	一	二二	二二	六	六	四	四	一	一	四〇	四〇
一	一	｜	一	一三	二一	一	六	三	三	｜	一	二四	三六
一〇〇	一〇〇	｜	一〇〇	五九	九五	一七弱	一〇〇	七五	七五	｜	一〇〇	六〇	九〇
二〇・〇〇	七・四三	｜	八・二七	三四・二〇	二四〇・〇八	三六・〇〇	一五一・九一	一二一・〇五	二七・八〇	｜	八・七五	一八〇一・三五	四八一・三〇
二〇・〇〇	七・四三	｜	八・二七	一五・六五	一〇・九一	四・三三	二五・三二	二七・七六	六・九五	｜	八・七五	四五・〇五	一二・〇三
二〇・〇〇	七・四三	｜	八・二七	二六・四八	一一・四三	二六・〇〇	二五・三三	三七・〇二	九・二七	｜	八・七五	七五・〇五	一三・三七
｜	七・四三	｜	八・二八	一六三・〇〇	一九四・九一	｜	一〇一・三六	｜	二七・八〇	｜	八・七五	三四八・二〇	三八五・四八
｜	｜	｜	｜	一三〇・〇〇	八三・三五	｜	｜	｜	｜	｜	｜	一四〇・〇〇	八六・三六
｜	｜	｜	｜	二	二	｜	｜	｜	｜	｜	｜	三	三

2 金融逼迫の程度

本屯は盤石事変及其後に於ける匪賊の横行の結果、有産者及他地方に親類ある者の避難者を多数生じ地主と雖も困窮するために避難出来得ざる者三名に及び其他不能避難者にありては匪賊横行により耕作不能になり困憊疲弊の極に達したる時康徳元年度の水害は愈々在住農民を飢餓線上に彷徨せしめたり。

斯くの如く人為的に治安の不安と且其の為と天災により耕作不能となれる地方の地主は土地を売却し食料購入にあてんとすれど殆んど無価値同様になれる耕地には担保として価値なく、為に其等による金融は全く梗塞されたりと云ふを得べし。

貧農に於ては無論都市に屯内に金融の途全く断たれ、食糧に窮し木皮草芽を食せるが如き状態にして、其のため耕作する体力を全然失し避難農民未帰屯と相待つて広大なる廃耕地を続出する状態にして、春耕期に於ては、播種のみして途中管理不能（匪賊の出没及食糧の欠乏による）に陥りたる者大多数を占めたり。

食糧を得るために農耕にとつて大切なる馬其他家畜を売却せるもの十戸中六戸に及べりと云ふを以て如何に農民が貧窮の極にあつたかは偲ばれると思ふ。

第二節　金融の種類

農民は金融の必要生じたる場合、次の如き順序により其の融通を図るを普通とす。

1. 地　主——小作人（＝交渉し出来ざれば）——→親類——→朋友——→当舗——→金融合作社
（と云ふ順序に道を求める）
2. 地主並小作　小作人——→親類——→朋友——→当舗——→金融合作社
3. 地主兼小作　地主——→小作人——→以下右と同称である。
4. 自作農　親類——→朋友——→以下右と同称
5. 自作兼小作及小作農　地主——→親類——→朋友——→当舗——→合作社

と云ふ順序であり雇農階級にあつては地主でなく雇傭主と代るだけの相違がある。

仲介人に依て金融を道を求むる場合は殆ど最後的な手段と考へらるがなど牛、馬、其他家畜の売却は所謂如何にしても如何にしても金融の道なしと考へた場合であることは無論である。
家畜による金融の場合、如何なる家畜を先に売却するか、其の順序は豚——→羊——→驢——→羊——→騾——→馬　と云ふ具合である。

一、個人貸借（親戚、知人間の貸借）

項目	金額	対負債総額ニ対スル%	件数	対借入総件数ニ対スル%	備考
親戚	一、二九九・五〇	七三%	二五	六二・五%	
知人	五八三・七五	三二〃	一〇	二五	

イ

貸借條件

其の條件としては保證人を要することもあり、其の有無により其他附随條件に相違を来してゐる場合もある。

又土地及家屋担保の有無により相違する場合もあるが何れにせよ稀有にある問題であり、普通條件としては

利子月一円につき五銭を普通とし、

期限十ヶ月、猶予期間二ヶ月

（但し有時払ひの場合は相当ある様）

といふ具合で保證人は借主の人物如何により決定さるが仲介人を経て借入れる場合には必ず保證人を附するは條件とされて居る。

約束十ヶ月のものでも事実に於ては支払長期に渡つて居るものあり、利子のみ支払へば元金の支払を請求されることはない様であるが、総てこれ等のことも借主の人物如何により左右さ

れるは無論である。

期限と云ふものも利子支払期限が十ヶ月であると云ふ風に考へて居るものもある。一定された言語を以て決定するには余りに無理が多い。（部分的には云へても）が二、三年位延滞になつてゐる貸借が多い様である。

然し近年の様に困難せる時には利子さへ支払不能な状況である。

同族間の金融

事変前にありては小份子銭の貸借もありたる由なるも事変後全く断絶せり（事変前後と云ふ具合に分けず、要するに近来其の貸借なし）

普通此の場合一家内の其の家主に貸与する場合でも他人に融通する場合と同様の利息を附するを通例とす。

大家族に於ける借財は一家経営の多いものは一家の借金となる。

一家族員其のものゝ借財は其の家族員の借財であり、要するに其の使途目的如何により区別決定さる。

一家のための負債は家長の名を以て負債となるも家長個人の借財が一家の借財とはならぬ。

二、地主――小作人・雇主――雇人間の金融

項目	地主ヨリ小作人ヘノ金融	小作人ヨリ地主ヘノ金融	雇主ヨリ雇人ヘノ金融	雇人ヨリ雇主ヘノ金融	備考

金額	現銀二五・〇〇	現物七・七八			小作人より借入れたる現物（飯米）は調査年度内に返済する
件数	二	一			

地主——小作人間　條件

保證人は此の関係に於ては必要な條件とされて居る。

利子、期間等につきては普通一般と同様にして月五分（銭）十ヶ月に及證書を要すと云ふ具合である。

現銀、現物の貸借等により小作條件、雇傭條件等に変化は無いが労賃支払部分より貸付金を引去ることはある。

小作人より地主に貸す場合は仲見人のみで證書はない。利子期間に就いて普通と同様である。

雇主、雇人間

利子一般に比し安き傾向あり、而して證書等なく仲見人あるのみにして口答を以て、期限・利子を定む。其等の條件一般と同様である。雇人が雇主より借金する場合に於ても別に條件に変化はない。

被傭前の借金は労働賃金より差引きて不足分は別に支払ふと云ふ様なことはある。又初めから労賃と借金の相殺を考へて労働に行く農戸もある。

前借分返済不能なる場合には次年度に続けて雇傭さるる者もあるが其の場合に於ては一般労働

者より稍高い労賃を支払ふ様である。

小作人に対する種子、食糧は年二石位迄の現物は無利子を以て秋收時迄の約束で貸与する例はあるが、小作條件としての種子の貸与はない。

小作料滞納

小作料の滞納は必ず負債として扱はれ、保證人を要するを普通とす。期限は現銀貸借と同様であるが利子は相互間の親密程度により有無決定す。若し小作料を現金に換算する場合は支払ひ出来得なかつた時の時価であり、支払ふ時の時価ではない。

年工にて雇主より前借金する場合

事変前に於ては年五拾契約のもの住込と同時に其の半額を前借せる場合に於ては利子無きと其半額を超過し、前借する場合半額に対する超過額、例へは三十五円前借の場合に於て、十円に対し利子を附す。此の場合の利子は普通同様である。

年雇人の前借は一年の契約金を超過することなし。

年工の前借状況

契約年五拾円の者事変前に於ては二十五円迄住込みと同時に前借可能なるは前記の如し。然れど事変後は一般に金融逼迫のために住込直後と雖も二－三割（契約額の）前借は可能なると其以上の前借は不可能なり。契約完了後前借の残額全部を支払ふものとす。然し其の間小使として実に少額の金を渡すこともある。

三 現物貸借

項目	金額	件数
現物借入	四八一・三〇	八五
現銀貸付	一〇八・二五	四二
現物貸付	八六・三六	四
現銀貸付	一四七・〇〇	四

現物借入件数は現銀借入件数の二倍に当る様な状態であるが、これは金融梗塞の程度の処で述べた様に、本地農民が如何に調査年度に於ても食料缺乏してゐたかを物語つてゐる。因に現物借入先は県公署よりのもの最多とす。之は県に於て中央銀行より春耕資金としての借款せるものを県の特殊性に応じ、現物に代へて農民に貸し出したものである。

借入現物は主として高粱、包米、粟等にして衣類を借れるもの一件あり。

四. 糧棧、雑貨舗等商人よりの負債

借入金額	借入件数
・七〇円	一

調査地に於ける糧棧雑貨舗等よりの借入は右表の如し。

條　件　借主は26号の調査農家であるが貸主とは極く親密なる朋友の間柄にして利子の取決めもなく、借受けて居る。又期間も取決めず有時払ひと云ふ実に都合よく貸借関係である

然し商人は現銀貸を欲してゐない。何故ならば資金の運転を速かに行ふ為に横道に資金が流れることを好まぬ。殊に近年品物の貸しさへも行はない位農民の信用状態は低落して居る。

商人より農民へ、又其の反対に貸借関係を結んだ時代の利子を示せば

農民と農民の場合利子	月	五分
農民より商人への	〃	四分
商人より農民への	〃	五分

商人は農民より信用大なるため利子安し。

商人より農民が借受け其の返済不能に陥つた場合に土地を借金のために取上げると云ふことはないが、商人は仕方なく土地を借金の代りに納められることはある。

掛　買　　現在行はず。

事変前に於ける掛買は主として日用品類のみにして其の価額は売価を以てなされ、其の外利子を含めて借す様なことはない。

返　済　　普通一般年関迄に決済する。

五、批糧

件数	金額
一	一・〇五

当調査地に於ては批糧をなした農家は一戸で金額は右表の通り僅か一円五角である。

批糧により得た金は生活費として費消されてゐるが、一般に批糧は生活費不足、営農資金の不足等の場合に行はれてゐる様である。

生活費不足のために批糧やりたくてもやれぬ様な農家は当地に於ては多い様である。

批糧を行ふ様な場合には保証人を附するを普通とするが、其量の多寡によつて是非とも要する場合と不要な場合あり。批糧する農民の信用程度にも依つて保証人ある場合とない場合があり、当地の者の場合は保証人を決めてゐない例である。

糧桟は批糧を行はず（当県城の）

当調査地と最も関係深い都市即ち県城にある糧桟は以前より秋収時に営業を開始し、春耕前に休業するもののみにして批糧をなす時期には休業してゐる様な状態であり、農民は批糧を糧桟と取決めることとは出来ない。

批糧の方法

時　期　陰暦七月（青黄不接の候）

種　類　大　豆（他になし）

量　五斗――一石（事変前十石位のものあり）

批　価　批糧契約当時の市価の四割、五割を以てす。

批　單　作成することなし。

返　済　契約する穀類を以て契約量を時価の如何に不係納入す

批売当時の市価、批売の価格、納入期の価格例

康徳元年度　1. 高粱　2. 徐某

1.

時期		一斗市価	批価	納入期市価
陰六月二十九日	0.五斗	一.八0円	.六0円	一.六七円
陰七月上旬	0.五斗	一.八0	.六0	一.六七

2.

陰六月上旬	二石	一.七0円	.七0円	一.三0—一.六0

資金用途

一.二共に食糧購入

保護人の責任限度

絶対.

作物が自然の災害に依り収穫不可能となつた場合には保護人が其の支払ひをなすも、保護人に於ても収穫不可能であつた場合は翌年に支払延期さるる旨である。

批糧が行はれ始めたる時期に就いては明確に何時頃よりと知れるものなく、往時よりと云ふ答を得たが最近殊に減少せる原因に就いては、自然的、人為的災害による耕作面積の減少、農

民信用の低落等によるものゝ様である。

批糧は農民自体より希望しているが危険性の多い当地方の農民の希望に応じて呉れる商人は極めて少数に過ぎぬ（農民の親戚であるとか、其の朋友であるとかの関係を持つ）。当地方に於ける批糧は特定圃場の全収量を以て行ふ様なことはない。其の量は前記の如く僅かなものである。

五　青苗

無し。其の内容に就きて知れる農民も無し。

六　土地建物担保金融（土地関係参照）

金額	件数	借入総数ニ対スル%	借入総件数ニ対スル%	備考
九三〇.〇〇円	三	五.二一%	〇.〇二四%	

七、質入（当舗）

当舗の利用者なし。

八、銀行

銀行利用により資金の融通をなせるもの無し。

九　貯蓄金、其他

なし。

十、金融合作社（調査年度内に於ける利用なし）

社員　当調査屯に於ける社員は一名なり。

出資者　地主兼自作農層のもの

出資事情　自発的出資者である。他に入社希望者ありたるも手続が煩瑣であるためと、保証人不足のために入社出来ざるものあり。

保証人　社員に限る（社員七名以上の連帯保証人を入社には要す）

利用状況

件数　一、利用金額七拾余整　社員保証人七名

担保貸（信用貸は将来に於ては考慮さる可きも現在の如き状態に於て、担保貸でなくては危険性が多い。尤も担保貸でも調査して後担保とするのではない故に時には評価不能なものでも担保となつてゐることがある。

担保地券面積十六畝に対しての貸出額は七拾円整である故に畝に付き四円三十七銭弱の貸出しである。

合作社に対する農民の希望

1. 手続　煩瑣である故に簡単に出来る様

2. 利子　現在農村に於ける金融利子に比較せば安いが越軽越好である。

3. 貸出金額　　担保地券の単位面積に対する貸出を多くして欲しい。

4. 担　保　　地券担保でなく信用貸出しをして欲しい。

5. 保證人　　社員七名の連保は仲々困難であるを以て、社員でなくとも保證人と存し得る様に希望せり。

一一、春耕貸款、復興貸款、農耕貸款等

利用者無し。

申込のために県城に三日も滞在し、毎日県公署に出頭はしたが申込者多く遂に申込み出来ず帰宅せるとの一名あり。

一二、頼母子（講会、払会、揺会、標会）

無し。

一三、其　他

1 白　借

利子を附せず。

期　限　　一ケ月　　五ケ月　　普通一、二ケ月

保證人　　不　要

貸借者関係　　親族、知人間にて行はる。

擇　借（挪鉄とも云ふ）

期　間　十日以内
利　子　無　し
保證人　無　し
貸借者関係　白借の場合と同様

2. 家畜、農具の貸借、
小作子を以て牛一頭（牝）を購入し、親戚に寄託し仔を生ませ、利益を得たものがある。此の場合に飼育料は支払はぬ代りに手の使用は飼養者（受託者）の随意である。

第三節　農村金融の形式・性質

一　借入先、貸付先、

借入先別金額、口数

項目	地	地自	自	自・小	小	小雇	雇	商人	其他	計	備考
金額	一一九.〇〇円	一三五.〇〇円	五八四.〇〇	七〇.〇〇	一六八.五〇	一五〇.〇〇	五四.〇〇	二一.七五	五〇一.〇〇	一八〇一.二五	其他ハ医師、木匠、瓦匠等よりの借入
件数	六	七	五	一	六	一	四	三	七	四〇	

商人より借入れたる金額は二拾壱円七拾五銭整であり、件数三件である。然かも三件共親戚といふ関係に於て貸借関係を持って居る。

二、借入方法

仲介人を経る場合

地方に相当信用ある人を仲介人として、其の仲介人の照介によりて貸借関係を結ぶが、仲介人は照介し且つ借受人の保証人となる場合もある。又両者間に契約を證明するに過ぎぬ場合もある。手数料等を取る様なことはない。

證書は金額の多寡によりて作成する様である。（百円以上の場合に多し。

普通ある金額を貸借する場合に必ず仲介人又は仲見人が居る。仲見人は両者間の契約内容を證明する者である。（仲介人も其れと同様の場合あり）

證書作成は、保証人、仲見人、写字人、貸主、借主、集合の上写字人の手に依り作成す。

例、左の如し。

借　據

今因正用不足借某人名下国幣　　円整当経双方言明某月某日起至某月某日止月利　　分生息
屆期償還本利倘有藉端拖欠不還等情有保人情願負責承管嗣後恐口無憑立此借據為證存証

借款人　　印

中保人　　印

寫字人　　〃

康徳　年　月　日

三、借入時期別金額、口数

月別	金額	口数	月別	金額	口数
1	20.00 (76.65)	1 (10)	9		
2	11.00 (96.05)	2 (9)	10	5.00	1
3	80.00 (53.17)	5 (7)	11	60.00 (3.11)	1 (1)
4	71.50 (123.70)	6 (27)	12	40.70 (　)	1
5	35.00 (20.17)	3 (11)	月別不詳	1424.00 (56.82)	15 (2)
6	21.05 (51.31)	2 (18)	計	1801.25 (481.30)	34 (75)
7					
8	7.00 (　)	1			

前記表ノ如く農村全体から見て現銀現物共に現銀月の春耕期に借入多し。然れども現物に於ては大部分県公署より借入れたるもので、其の使途は食料として消費され、種子として使用されに

これは極少である。

無論特殊な県ではあるが三四月の春耕期に已に前年の生産物を食盡してゐる惨状である。営農資金として（総べて役畜購入のために）借入れられたものが一、二、三、四月に各一件宛を見ることが出来た位で他の総ての現銀借入は食料購入其他生活費として使用されてゐると云って過言ではない。

四、借入額、貸付額

農家群別中地主層の借入最も多く、全屯借入総額の約七〇%を占めて居る現状であるが、これ等の負債は大部分事変前に於て結婚、建築、旧債返済等のために借入せるものであって、事変後に於ける負債は僅少であり、事変後に於ける負債の大部分は小作農層以下に於て占め、事変後の匪賊の横行、自然の災害に依るものと農民は語ってゐるが、当屯に於て奇異に感ずるは非常に現物借入の多いことである。其の借入先は総べて県公署より借入れてゐる。屯内に於て現物を貸す丈の余裕のある農家は無いと云っても良い位事実此の屯は窮迫してゐる。

五、保證、担保

保証人には普通財産、信用共に地方に於て有名な者がなって居り、且つ借主から見れば親戚関係又は知人関係（特に親密な）に在る者が其の保證人である場合が多く、貸主にしても財産、信用ある者を無論喜ぶし、親戚関係、知人関係にある者の保證は安心出来ると云ふわけだらう。

資力なき農家の保証人に資力ある農家が成る場合何か特殊な関係を持つものゝ間であらうし、

極く稀である。

保證人の責任は絶対である。然し借主に於て負債の半でもあるとすればそれを以て支払ひ、半額は保証人に於て支払ふと一般とす。一ヶ年約束として居て二ヶ年丈けは利子のみを支払ひ続けて元金の支払は貸主の請求は受けぬが、それ以上延期する様な場合は貸主より支払ひ請求するを普通とするが如し。

一般に保証人と云つてゐるが保證人の種類には承保証人、中保人、保人と云ふ名称のものがある。然し其の責任限度は何れも変りない。

保証人は責を負ふものであるが、若し負はない場合は裁判となる。然し、当地には其の例を見ることが出来なかつた。

六　利子

当調査地に於ける利子は年一割（県公署より現物借入）より年六割の間であり、現物の借入も個人より借りたる場合に於ては三割―五割の利息を支払つてゐる。

現物借入の場合より現銀借入の場合に於て利子は高い。担保の有無、保證人の有無により其の利息の高低に差違を生じてゐない。現銀借入に当つて利子を天引して貸付するが如き貸主は居ない。

利子計算方法。

利子計算は単利計算であり、複利で以て計算してゐる者はない。

利子支払日に月、日の端数を生じたる場合には次の如き習慣あり。

月利の場合　二十日以内は半ヶ月とす。

二十日以上は一ヶ月とす。

貸出月の端数と利子支払月の端数の和が三十日以内の場合半ヶ月とし、満一ヶ月を超過する場合に一ヶ月として利子を要求して居る。

年利にする場合は月利の場合より年にして一割位安い様である。

「三年滞停利」の慣行あり。

三年間利子を滞納せる場合元金を利子が超過するが元利支払ふ場合には超過額の支払は要せず、只元金の倍額のみを支払へばよい。

利子支払時期

利子支払は借主の境遇如何による関係を持つて居るが大体約束通りのものが支払はれて居る。

昔からの利子の変遷の理由

四十年前は二割——三割、民国の中頃より五割内外の利子を支払ふ様になつてゐるが、其の理由としては単位面積よりの生産量が低下せると云ふことを農民は語つてゐる。

貨幣価値の変動によりて利子に変化を与へて居ないが穀物価格の変動は利子の高低に直接関係を持つて居る。即ち穀価高き時は利子又高しと云ふ如し。穀価の高きときでも現銀の借入をなさねばならぬ、其の人の信用程度薄きを意味すると為す農民の考らしい。

都市に於ける金融機関の利子の高低と農村に於ける金融の利子とは関係を持たない。
例へば都市に於ける金融機関の利子が安くなり、それに伴つて農村に於ける金融の利子が安くなると云ふが如きは少い。

七、返済法

農民は利子に対して月三分（三銭）位を適当と考へてゐる。
現銀を借入して現物を以て返済せんとする場合に於ては返済時期に於ける現物の価格を以て換算す。而して最初から現物を以て返済する場合の現物価格を決定してゐる様なことは無い。
旧通貨の国幣への換算額は後記するが（第五節通貨を参照）五〇〇吊を以て国幣一円となすを基本としてゐる。
現銀、現物を借入せる場合、借主の境遇如何によりては労働を以て其の額に値する丈返済することがあるが此の場合の労賃は普通一般労賃より高い。

八、期限

約束としては十ケ月、十二ケ月と云ふ具合に定めてゐるが元金支払不能の場合は利子のみを支払続けてゐる者多し。期限調査せるものに対して強制的に例へば収穫期に収穫物を、又農具其他金目のものを持つて行く様なことは少い。

九、用途

農家群別に見た借入金の使途及負債額

摘要	地・自	地・小	自	自・雇	小	小・雇	雇	雑	計	備考
営農資金	円				八二・〇〇				八二・〇〇	
生活費	二 二六五・〇〇		二〇・〇〇		一四六・五〇	六・〇〇	四一・〇五		四七八・五〇	
種子					一・六四	・二〇			一・八四	
食料	三〇・九七	六・〇八	七・四三	八・二八	二〇・〇〇 二〇一・八四	一三三・三五	二七・八〇	八・七五	二〇・〇〇 四一四・五〇	
食料種子					三六・六〇	二八・三六			六四・九六	
冠婚葬祭、旧債返還、建築費	八六〇・〇〇	七五・〇〇			七五・〇〇	二〇・〇〇	七〇・〇〇		一一〇〇・〇〇	
其他	一〇〇・〇〇				二〇・七〇				一二〇・七〇	
計	一二五・〇〇 三〇・九七	七五・〇〇 六・〇八	二〇・〇〇 七・四三	八・二八	三四四・二〇 二四〇・〇八	二六・〇〇 一五一・九〇	一一一・〇五 二七・八〇	八・七五	一八〇一・二五 四八一・三〇	

生活費目の中に含まれるものを個別表よりは分析不可能なれど一般聴取調査に於ては衣類及食塩等を購入して居るものの多く、別表中の生活費中には菜代をも含めて計算した。

農耕費目の中では総べて役畜の購入に使用されて居る。これより見ても匪賊の掠奪のため新たに購入を余儀なくされてゐることを推想出来ると思ふ。（当調査地が匪賊の横行と匪賊のために画上の管理さへ充分出来得なかった事実よりして）

十、取立方法、強制方法

強制的な取立を受ける農民は農民自体の信用、人物程度の問題とされて居る。如何に食料種子が不足してゐても、人物、信用の如何によつて左右され、即ち現物借を収穫物の中から取られる称すことや、家畜を強制的に貸金の代りに持つて行くことも決定さる。

借金主に於て返済能力なき場合等に穀物を差押へ拍売（競売）されることあると云ふも当地に其の例を聞かず。

借主に於て全然返済能力なき場合に貸主に対して「請吃大老将」と云ふものを行ふ場合がある。請吃大老将とは自己の全財産を債権者達に分けてやることである。

二、貸借に関する紛争

民国五年に孫某、奉天票三千四百円を宮某より土地を担保にして借りたるに康徳元年其の担保とせる土地を売却し三千四百円の換算額に若干を加算し、五拾円とふし返済せんとしたるに、貸主宮某円に変りなしとし、三千四百円の返済を要求し、結局両者の紛議は裁判となりたるも未だ紛争中である。

第四節　投資

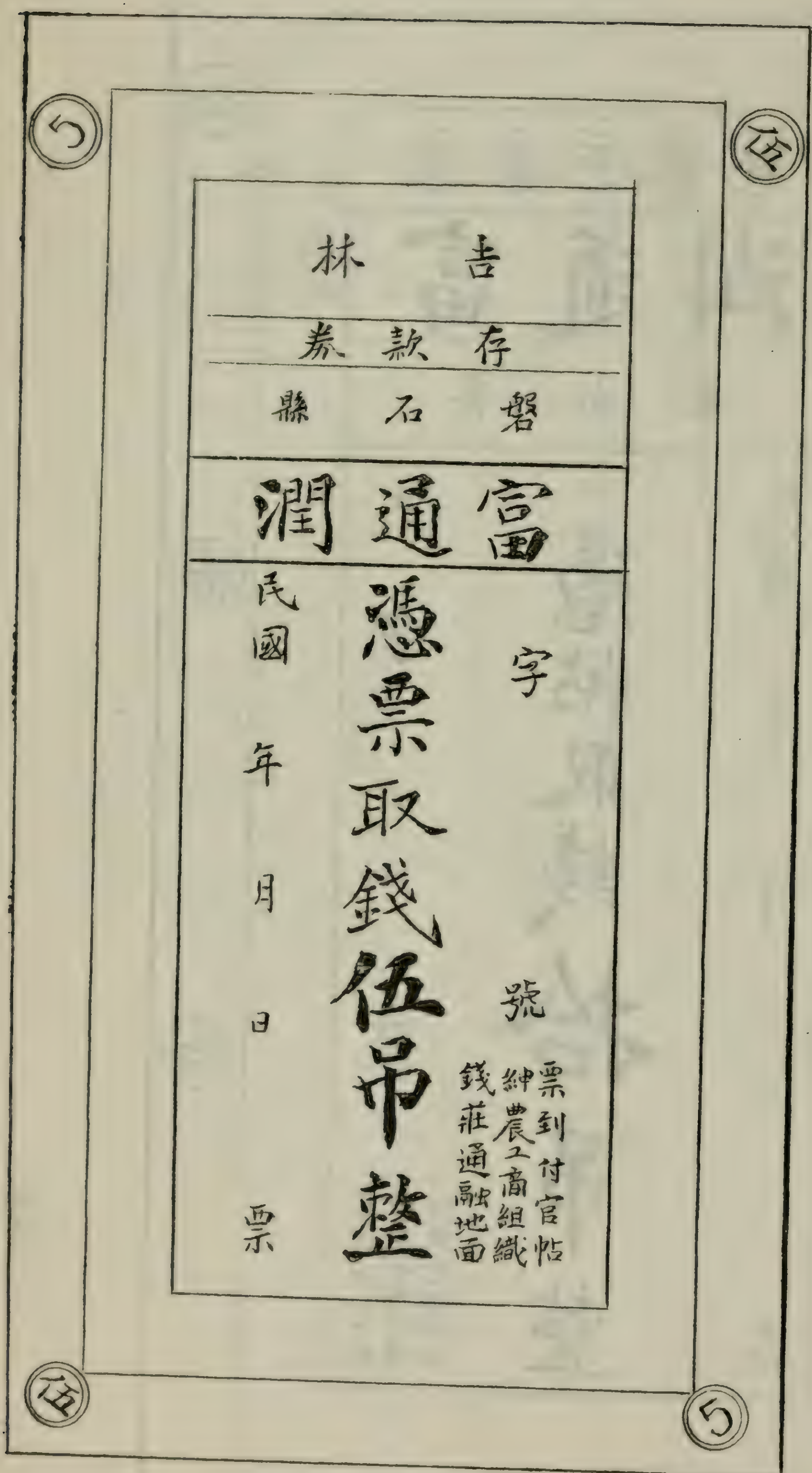
一、商業資本の土地投資なし。

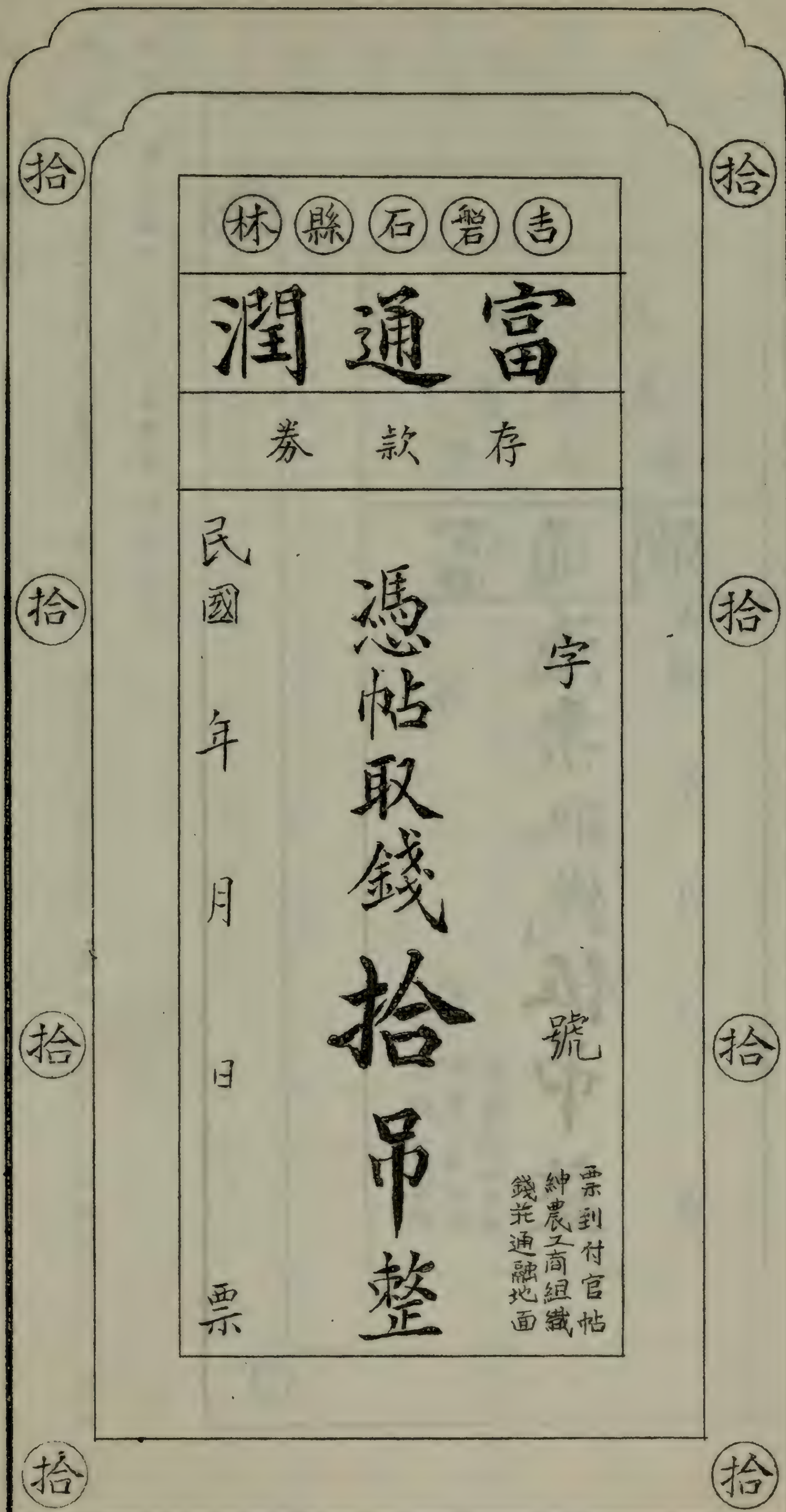
二、農民の商工業投資なし。

第五節 通貨

通貨の種類

統一前に於ては吉林永衡官帖、現大洋、銅子児、奉天洋、吉洋、大洋、哈爾浜大洋、銅板大洋、天津券、富通潤等あり（富通潤実物参照）




拾
拾
拾
拾
拾
拾
拾
拾
吉磐石縣林
富通潤
存款券
字　號
憑帖取錢拾吊整
民國　年　月　日　票
票到付官帖
紳農工商組織
錢莊通融地面

40年前	吉林永衡官帖7吊200銭を現大洋1圓と換える。	
	現大洋	（銀1円）
	銅貨	
30年前	同上	仝上
民国元年	現大洋	9吊
	銅貨	50ヶを以て1吊
	吉林大洋	9吊
	哈大洋	9吊
	交通票（私帖）	9吊
民国十年	本県商会発行による富通商票であつた。	
満州事変当時	吉林永衡官帖	500吊
	現大洋	500〃
	銅貨	5ヶを以て1吊
	奉天票	7吊
	銅札票	7〃
	吉林大洋	385〃
	哈大洋	400〃

貨幣価値変動表 於磐石県商会 3.4.25.

年度	月別	奉票	吉洋	哈洋	宝銀	銅子	備考
民十八	11	3.37	132.00	136.50	270.00	.50	宝銀欄は現大洋のこと
	12	3.37	138.00	141.00	285.00	.50	以上の換算率は総て官
民十九	1	3.22	142.00	149.35	275.00	.50	帖を以て單位
	2	3.19	146.80	164.50	270.00	.50	
	3	3.21	145.80	166.50	279.00	.50	
	4	3.30	148.10	166.10	269.00	.50	
	5	3.37	147.90	176.40	269.00	.50	
	6	3.42	149.50	179.00	270.00	.50	
	7	3.33	144.00	159.00	260.00	.50	
	8	3.23	137.80	155.60	250.00	.50	
	9	3.38	139.20	167.80	250.00	.50	
	10	3.46	138.80	168.30	250.00	.50	
	11	3.90	168.00	199.00	292.00	.50	
	12	3.75	158.60	193.00	292.00	.50	

民国二十	1	4	35	200	70	236	00	320	00		50
	2	5	05	239	00	263	00	320	00		50
	3	5	00	239	00	259	00	340	00		50
	4	6	02	282	00	304	00	400	00		50
	5	6	03	281	30	304	20	450	00		80
	6	5	73	280	80	305	80	450	00		80
	7	5	55	278	00	292	30	420	00		80
	8	5	77	274	00	296	50	420	00		80
	9	5	98	276	50	299	50	420	00		80
	10	5	25	269	00	345	00	480	00	1	00
	11	6	45	271	00	271	00	480	00		90
	12	7	50	307	50	323	00	480	00		90

以上

大同元年　事変当時公称

康徳元年　国　幣　500吊

現　洋　〃

金　幣　〃

国幣対旧紙幣換算率　　　大同元年7月1日より施行調於中銀支行

1	東三省官銀号発行之兌換券（除天津券）	1円
2	辺業銀行発行之兌換券	1円
3	遼寧四行号聯合発行準備庫発行之兌換券	1円
4	東三省官銀号発行之匯兌券	50円
5	公済平市銭号発行之銅元票	60円
6	東三省官銀号発行之哈爾浜大洋票（有監理官印）	1円25銭
7	吉林永衡官銀銭号発行哈爾浜大洋票（仝　称）	1円25銭
8	黒龍江省官銀号発行之哈爾浜大洋票（仝　上）	1円25銭
9	辺業銀行発行之哈爾浜大洋票（仝　上）	1円25銭
10	吉林永衡官銀号発行之官帖	500吊
11	吉林永衡官銀銭号発行之小洋票	50円
12	吉林永衡官銀銭号発行之大洋票	1円30銭
13	黒龍江省官銀号発行之官帖	1,680吊
14	黒龍江省官銀号発行之四釐債券	14円
15	黒龍江省官銀号発行之大洋票	1円49銭

国幣統一によりて雑多の貨幣其の姿を没し取引の上に於て換算の要なきを以て便利である。

盤石中銀支行調査　　康徳三年三月現在

現在流通額盤石県　　二〇〇、〇〇〇円内外

国幣　　一八〇、〇〇〇円

金幣　　二〇、〇〇〇円

現在金幣を回収しつゝあり。

自康徳二年六月至康徳三年四月三日に金幣約拾万円を回収せり。

○旧貨幣回収状況及法定換算額

幣種	収回額（金国幣）	法定価（票幣）	
現大洋票	円 23,582.30	円 1.00	1. 左列各幣額由大同2年2月起至康徳2年6月末日廃止使用旧幣月止之総数
辺業現大洋票	6,150.30	1.00	
辺業哈大洋票	2,049.52	1.25	
奉哈大洋票	2,948.64	1.25	2. 敝支行係於大同2年2月末盤復業
奉大洋票	384.20	50.00	
準備庫券	1,500.00	1.00	
吉林大洋票	32,848.35	1.30	

吉林哈大洋票	4,970.12	1.25	
吉林小洋票	347.57	50.00	
吉林官帖	142,839.60	500吊	
合計	217,820.50		

春耕貸款、農民復興貸款・商工貸款貸出状況

摘要	年度	新割当額	貸出始期	貸出終期	貸出高	戸数	担保地数	担保地価総額	備考
春耕貸款	大同二年度	一六五、〇〇〇・〇〇円	二・六・二	二・八・五	三〇、七八〇・〇〇円	五一五	一〇、二六〇垧	五一三、〇〇〇・〇〇	
農民復興貸款	康徳元年度	一六〇、〇〇〇・〇〇	元・五・一二	元・六・一八	一六〇・〇四二・〇〇	×六六七	一七、七七二・六垧	一、二六六、三五六・〇〇	
商工貸款	〃	一〇〇、〇〇〇・〇〇	元・三・六	元・三・三一	七六、〇〇〇・〇〇	四四	熟地 五〇垧 街地 三、四九九・六丈 家房 四六六間	一四七、四六四・〇〇	家房ハ火災保険附

註、×六六七戸は約三〇〇口に分れて居る。それは一組を二・三名にて作れる者多かつたからである。

大同二年度より康徳元年度分への借換高

借換高　二九・五九四円

戸数　四八六戸

大同二年度に於て借入れたる春耕貸款の期限は一ヶ年であるが、一ヶ年内に支払ひ不能なため、

返済期限長期に渡る農民復興貸款に借換せるもので春耕貸款の方は一応回収せる形になつて居る。

各貸款期限利率

春耕貸款	一ヶ年	月分	八厘　（百円ニ付）
農民復興貸款	三ヶ年	日分	二円二十銭（一万円ニ付）
商工貸款	六ヶ月		

大同二年春耕貸款貸出高別戸数回収額（康徳三年二月末日現在）

貸出高	戸数	金額	回収額	未回収金額	未回収ノ担保地積	備考
	戸	円	円	円	畝	
二〇円未満	六七	九四二	九四二			
二〇円以上五〇円未満	一九二	六、二四九	五、八九二	三五七	一二〇	
五〇円以上一〇〇円未満	一六〇	一一、二五六	一〇、八三九	四一七	一四一	
一〇〇円以上	九六	一二、三三三	一一、九二一	四一二	一三八	
計	五一五	三〇、七八〇	二九、五九四	一、一八六	三九九	

康徳元年度農民復興貸款貸出高別戸数及金額回収額其他

貸出高	戸数	金額	回収額	戸数	未回収金額	担保地数	利子支払額	備考
二〇円未満	二戸	三三円	円	戸	三三円		円	
二〇円以上五〇円未満	七	二七〇			二七〇			
五〇円以上一〇〇円未満	六三	五、二二〇	一六二	二	五、〇五八		二二・六六円	
一〇〇円以上三〇〇円未満	四〇五	八四、五七八	三、三〇二	一九	八一、二七五		四八二・四四	
三〇〇円以上	一九一	六九、七四一	二、二六一	八	六七、六八〇		三八七・一四	
計	六六七	一六〇、〇四二	五、七二六	二九	一五四、三一六		八九二・一九	

註．康徳三年四月上旬現在の調査なり．

土地評価の標準並晌当貸出高

本県に於ては上中下地を一率に取扱ひたり．

摘要	評価額	貸出最高	貸出最低	平均	備考
春耕貸款	一〇〇円	四	・八八	二・四四	
農民復興貸款	三〇	九	・六七	四・八四	

担保地数と貸出額の関係を示せば左の如し。

春耕貸款の場合

二九・一晌に対し八七円　八晌に対し三一円

七晌に対し一七円　八晌に対し七円

四九・九四晌に対し一四七円　四・四晌に対し一二円

農民復興貸款

二七晌に対し二四三円　五晌に対し一六円

六晌に対し四円　五〇・二〇晌に対し四五〇円

保證人

自衛団長、保董、団総、百家長等の地方名士を以て保證人となつてゐる中には県公署の職員を以て保証人としてゐるものもあるも極めて稀である。

金融合作社

一、名称　磐石県金融合作社

二、設立年月日　康徳二年一月四日認可

康徳二年三月十八日開業

三、役員

摘要	姓名	地位	土地所有面積	貸付地	自作	備考
社長	曹国治	前商会々長				
理事	馬揚仞					
監事	高乃霙	地主				
〃	蔡薪周	焼鍋経営				
〃	郭維周	工作所員				
評議員	石成王	保董	一〇〇晌 内五〇(委)	五〇		
〃	孟国都	商人	八〇 内七〇(委)	一〇		
〃	周仙卿	協和会	三〇			
〃	石玉清	保長	三〇 内一五(委)	一〇	五	
〃	周永順	商卍代表				
〃	陳錫候	保長	二四 内一三(委)	八		
〃	夏海涛	〃				

四、社員募集

縣公署、農務会、商務会応援の下に理事及合作社事務員農村に出で地方有力者勧誘の結果、予想外の好成績を挙げ入社希望夛かつたが希望者の内には名前を偽はれる者、合作社を欺かんとする者あり、社員の決定には相当困難に遭遇したるも結局二、三晌の土地所有者も其の人物信用程度により入社せしめた。従つて農民の中入社希望者でも如何かは入社出来ざりしものもあつた。

五、加入者資格、払込額其他

1. 一口五円（振込は年一円として五ヶ年）

2. 加入者資格

磐石、樺甸両県内に在住する戸主にして独立の生計を営むもの（実際は殆んど磐石県のみが社員である）

3. 入社

右資格を有せるものは評議員の議決と相俟つて一口五円也を支払へば即ち合作社員（株主）となり、借受の資格を得。

4. 担保

土地執照（一晌に付貸出額三円——三十五円、執照なくとも買契又は納税証明あれば可）

之は合作社より資金を借入せんとする場合に要し、入社には必要ないが一般に入社と同時に資金の借入をなすもの多い。

保證人　原則として七名以上の連帯保證の捺印とす。

5. 貸付期間　原則として一ヶ年とす。

6. 貸出種類別利息

短期保證　日歩　五銭五厘

短期担保　日歩　五銭

年利　壱分八厘

過期　六分五厘

延滞料　三割増（何れも）

7. 存款利息

定期存款　日歩　六ヶ月以上　六厘五毛

（定期預金）　日歩　一ヶ月以上　六厘八毛

往来存款（当座預金）　日歩（日利）　四　厘

特別往来存款（特別当座預金）　日歩　一分五厘

特種零存整付存款（特別据置預金）　日歩　一分七厘

零存整付存款　利廻り　六厘六毛

六　合作社現況　（康徳三年四月三日現在）

1. 社員数　一千四百名

2. 現在貸出高　四万八千五百四拾九円

3. 貸付總件数　四七八件

4. 貸付金用途別、口数並金高　（康徳三年三月末現在）

用途	口数	金高
農耕資金	三四二	三九、三一四円
償還旧債	一〇五	一〇、七九九円
（商業資金）		
特産資金	一九	五、九八〇円
商品之購入	一〇	一、八五五円

5. 貸付金用途別口数並金高（康徳三年六月末現在）

用途	口数	金高
農業用建築物之購買及修理	一一六	一四、九四〇円
農業用牛馬之購買	一七九	一五、二一三〃
農業用人夫労金之支払	一〇	六七五〃
種子樹苗之購買	八八	七、七五五〃
其他	三	一四五〃
商品之購買	二	五五〇〃

食料資金	一七二	五、五八八円

6. 預金高（康三・三・末現在）

	金高	件数
定期預金	二、七四一円	八
往来預金	二、八八二	一
特別往来預金	二〇、一九三	一二五

7. 合作社資産及負債表（康徳二年十二月末日）

資産	金高	負債	金額
未収出資金	三、九四四	出資金	四、九三〇円
貸款	四五、二一二	法定準備金	一、〇〇〇
存放同業	八、八五二	政府貸下基本金	二〇、〇〇〇
聯合会出資金	五〇〇	借入金	二〇、〇〇〇
土地房業及什器	四八八	社員存款及零存整付存款	一一〇・二二
現金	四六三・〇七	社員存款及零存整存整付存款	一、六〇六・〇七
		定期存款及其他未付利息	三・二一
		暫記存款	一・〇〇

計	五九、四五九・〇七	本年度剰余金	二、八〇八・五五
		上年度滚存金	九、〇〇〇
		計	五九、四五九・〇七

七、土地評価の標準

	合作社	一般評価
上地	二百五拾円	三百円
中地	七拾－百五拾円	合作社より二割高
下地	二拾－四拾円	〃
荒地	拾円	〃

評価額に対する貸出率

最高	三割五分
最低	二割
平均	二割五分

利用者借入具体例

長崗屯某農民地照九垧五畝を以て借入を申込めり、合作社に於ける評価は九・五垧、一百九拾円（垧二〇円）とし、又該照地収益価格三〇〇円との査定を下し、鑑定価格を二百四拾五円とせ

り。

評価根基

九・五畝　単価二〇円　総額百九拾円

畝当支出　二〇円　畝当純収益　五〇円

還元率一％とし、九・五畝純収益額を三百円とせり。而して査定価格と純収益の和の五〇％を以て鑑定価格とせり。

其の鑑定価格二百四拾五円に対し三〇円を貸放せり。

貸出額（鑑定価格に対し）

一畝に対して二円六拾七銭強

本人の信用程度（信用程度表より）

前年に於ける返済状況

収入　百円　支出　百二拾五円　(－)二拾五円

純資産一、五二〇円なり。

前年に於ける本人の返済は十日間約束期限より遅滞せり。依て本年の春耕資金貸款に際しては三拾円の借入を得たり。

若し前年の借入金を期日通り返済せば四拾円、五拾円を借入れる信用ありたりと（馬場理事談より）

入社手續

社員の紹介を得て入社請願書なるものに諸定のものを記入し提出したる後合作社評議員の議決を經て入社金第一回払込金一円を支払へば社員となることを得・入社請願書は次の如し

入社請願書

茲俱請願書人　　　今依　　　　君之介紹請願加入
貴社凡社中一切章程規則皆願敬謹遵守認股即希公決許可入社俾達心志此上

金融合作社　公鑒

康德　　年　　月　　日

住址　　縣第　　區　　村
職業
家長或與家長之關係
年齡
請願人
住址　　縣第　　區　　村
職業

社記載事項	圖章
康德　年　月　日	
康德　年　月　日	
康德　年　月　日	
康德　年　月　日	
第　　号	

合作	調査	認否	承認通告	第一回出資口数	社員口数	介紹人

⊙勞務請願人及介紹人蓋章

康徳1.9.

借入手続　担保を有する場合

借款請願書、抵押借款借據、承諾書、證明書、互相連帯保証約定書等に諸定の記入をなし提出すれば、合社社に於て其の土地を調査し、又其の農民の人物を調査、前記の標準により貸出す。

若し自己の所有する土地であり乍ら名義相違する場合は、関於借款抵押土地所有权證明書（甲）（乙）に村長の捺印をし提出す。

又自己の土地に非ざるものを、例へば他人の所有に係る土地を担保として借入せんとせば、前記書類の外に押款契據所有人承諾書並に承諾書を提出せねばならぬ。（承諾書とは土地所有者のもの）

信用貸放

社員を以て組織する七名以上の保証団を要し、互相連帯保證約定書に保證団名を諸規定により記入せるものを提出すれば借受希望者の人物を調査の上貸放をなす。

（借受に要する書類一切を附するを以て参照相成度）

借款請願書

處理員		理事	

借款請願金額	資金用途	償還期限	償還方法	償還資源
国幣		康徳　年　月　日　円 康徳　年　月　日　円 康徳　年　月　日　円		

查定

貸款種類	適　否	適　否	適　否	適　否
決定額數				

保証人之住址及姓名

区　村

区　村

区　村

区　村

抵押物品

謹依前項之理由借用以上之款特此請願許可

此致

康徳　年　月　日

磐石金融合作社　台照

住址　磐石県第　区　村

請願人

決定之保証人

估定

実地估定

康徳　年　月　日

估定価額　円

備考

参考事項

此部内容 上等　晌　畝　分
中等　晌　畝　分
下等　晌　畝　分
如有虚偽保証人負完全責任

證明書

為出具證明書人　因有部照　紙照號第　號計地　晌　畝
分坐落磐石縣第　区　村該照確係　敝人確有
抵押权如将来発生事故並有社員等保負完全責任立此證明書以證事実

住所　縣第　区　村
具證明書人

住所　縣第　区　村
社員第　號保証人

住所　縣第　区　村
社員第　號保証人

磐石金融合作社查照

康德　年　月　日

社員號数第　　號

抵押借款借據（保證団体用）

國幣

謹依康德　　年　　月　　日所定之第　　號連帶償還保證借款額約書借用上記款額対於左記十五項之條件必当嚴重遵守

一、右項借款之償還期限為康德　　年　　月　　日到期須将本利一併還清不得短少

二、借款之利率按月　　分　　利計算

三、借款到期如有違約遲交時除原定利息外另加月息　　釐之違約金其原定利息及違約金均按期加入本金滚計複利

四、借款応提交　貴社之抵押品列後

抵押品

分戸数	
員数	

理事	
處理員	
印鑑対照	

回数 証号 保体	
貸款科目	

五、如抵押品価値低落或因事故致使損壊時須由借款人另行增加抵押品或另交現金以補足不足価格為準

六、如到期借款不能還清或期限中抵押品価格低落損壊而不另行增加相当押品或交納現金時即為違約 貴社不必通知任憑将押品変売以充本利若有不足応由借款人及保人負連帯責任即時帰還清楚但依 貴社之便在押品未変売以前或先令保人代償或令借款人帰還 貴社有随意選擇辦理权

七、抵押物如有重押假借詐偽私自提動或其他弊竇時保人応負連帯賠償責任

八、抵押品如遇天災地変及人力不可抵抗発生変故或消滅時 貴社不負賠償責任

九、連帯承還保人如有二人以上時各保人応負連帯全部承還責任

十、借款到期後如借款人未将本利帰還撤回借據時勿用 貴社通知保人応継続負連帯承還之責任以借款遵清時為止

十一、借款因急

十二、本借據所記載之押品除以之低償本借款本息外如有余裕時応由 貴社扣留備抵敝人所欠 貴社之已到期或未到期其他一切之債務

十三、関於本借據如発生訴訟事件以 貴社所在地之法院起訴

十四、如有違背本借據所記載各項條件或喪失社員資格時虽於帰還期间前亦即時帰還借款之本利

十五、本借據所記載之各條件借款人保人均完全承認嚴行遵守

康德　　年　　月　　日

縣第　区　村

借款人

金融合作社　台照

第　號

互相連帶保證約定書

敝人等組成互相連帶保證団体対

貴社立左開各條項之約定

第一條　本団体員之一人対於貴社依據章程無論現在或将来応有負担一切之債务其余団体員須與本人

理事	
監理員	
印鑑	

負有連帶保證之責任

第二條　貴社為履行前項保證債務之一部或全部虽不行催告主債務者逕向保證人之一人或同時或順次向全体保證人請求時亦決無異議

第三條　貴社対於保證人中之一人請求履行保證債務時其他之保證人亦承認有請求之効力

第四條　本団体員為充当保證人拋棄民法第七百四十五條之权利

第五條　貴社対於本団体員中之一人允許其延期清償債務時虽不另行通知保證人保證人亦応行同意

第六條　本団体員所借到款項虽由団体員中之他人代理本人由貴社領取其後対於因是発生糾葛之処理本団体員有負連帯之責任決不連累貴社

第七條　本約定之期間自約定日起定為満五個年（至康德　年　月　日）凡期間内本団体員中如有退社者時対其退社当時所発生之債務固属当然即対有附随関係爾後応行発生之一切債務亦須依本約定負有保證之責

第八條　関於本約定之訴訟定為以貴社住址地所管轄之法院為審判所

第九條　於本約定書所蓋之印章與各個人之印章無訛為此敝人等互相證明之

康德　　年　　月　　日

金融合作社 台照

社員號數第　號　省　縣第　區　村姓名
第　號　省　縣第　區　村姓名
第　號　省　縣第　區　村姓名
第　號　省　縣第　區　村姓名
第　號　省　縣第　區　村姓名
第　號　省　縣第　區　村姓名
第　號　省　縣第　區　村姓名
第　號　省　縣第　區　村姓名
第　號　省　縣第　區　村姓名
第　號　省　縣第　區　村姓名
第　號　省　縣第　區　村姓名
第　號　省　縣第　區　村姓名

関於借款抵押土地所有权證明書(乙)

今為　　由貴社借到國幣　　　　円而提出

本土地為抵押並其土地所有权則確屬本人不謬

此證

康德　年　月　日

縣第　區　村公所

村長

金融合作社

台照

関於借款抵押土地所有权證明書（甲）

今為　　　　由貴社借到国幣　　　　　　　　円而
提出本土地為抵押、並其名義虽為　　　　　　一
其所有权則確屬本人不謬此證。

康德　　年　　月　　日

磐石縣第　　　区　　　村公所

村長

磐石金融合作社
台照

押款契據所有人承諾書　　關係

為出具承諾書人　　因已有磐石縣第　　區　　村
部照第　　號土地計　　晌　　畝　　分∧情
願借與　　名下作為抵押品但得國幣　　円
為限如將來不能償還時情願處分此項不動產恐
後無憑為此立承諾書以證將來事実此上

住所　　縣　　第　　區　　村
立承諾書人

住所　　縣　　第　　區　　村
社員第　　號保證人

住所　　縣　　第　　區　　村
社員第　　號保證人

磐石金融合作社查照

康德　　年　　月　　日

(13) 承諾書

立承諾書人　　今有地照　紙土地　畝　敬情願借與由上名下爲抵押由貴合作社所借之款依貴社之辦理方法無論何時貴社單獨保存登記並抵押权設定登記書無異議対一切費用敝人完全担負之此致

磐石金融合作社　台照

磐石縣第　区　村

立承諾書人

社員第　號

康德　年　月　日

承諾書

用地照爲抵押由貴合作社所借之款依貴社之辦理方法無論何時貴社單獨愿保存登記並抵押权設定登記書無異議対一切費用敝人完全担負之此致

磐石金融合作社　台照

磐石縣第　区　村

社員第　　號

康徳　　年　　月　　日

金融会

設立年月日　昭和八年一月十四日

組　　織　朝鮮人農務楔を以て組織す。

資　　金　東亜勧業銀行より資金の融通を受く。

入会金　楔員一名に付一円

貸　　付　信用貸出　一楔員当　百円迄

　　　　　担保貸出　一楔員当　参百円

利　　子　信用貸付　日歩五銭　延利六銭

　　　　　担保貸付　日歩四銭　〃　六銭

貸出回収状況（康徳二年度）

貸　出　三万六千四百円

回　収　三万三千円

未回収　三千四百円

貸出方法

民会の斡旋により農務楔を作り領事の認可を得て金融会に借入を申込めば金融会に於て其の農務楔団の担保の有無又信用状態により借入申込高に対し査定をなす。

因に農務楔とは一地方の鮮農が規約の下に十五名（原則として）以上集合して作れる農民団体にして農作物生産物の共同販売、生活用品の共同購入等をなす。

一農務楔の員数は十五名 ― 五十名のもの最も多し。

昭石金融会、農務楔員は九百九十八名（康徳三年三月末現在）にして康徳三年春耕期以降は千八百名位に増加すると予想すと幹部は語れり。

脱　退

死亡、移住は自然脱退として認めて居るも貸付金の延滞及組合としての不都合ありたるときは除名す（評議員会の決議により）

預金利息

定期預金	期間六ヶ月以上	年七分
	〃　一年以上	七分三厘
据置預金	年七分	
複利貯蓄預金	年五分四厘	
	日歩一銭五厘	
定期積金	年七分	

当舗

屋號	経営者	資本金	開業年月	備考
栄升號	岡留政成	一、五〇〇円	康徳元年三月	国幣使用
日升號	〃	〃	〃	〃
更新號	本山祐一	一、二〇〇	大同二年八月	正南門外に満人三人と共同出資し経営したるも失敗す、本山氏出資三百五拾円 康徳元年五月西門裏に移転し一人にて経営す、流動資金五〇〇円
福利当	久留島七郎	一、五〇〇	康徳元年八月	流動資金 千三百円
興順当	安田襄三	五、〇〇〇	康徳二年十二月	国幣使用
泰興当	金順九	七〇〇	大同二年十月	開業当初県公署前に於て経営せるも場所不適なるを以て西門外に移転
大和当	金文董	四〇〇	不明	責任者不在のため調査不能
協昌当	藤木亭三	五、〇〇〇	康徳元年十二月	資本金五〇〇〇円の内二千円を流動資金として使用し国幣を開業当時より使用
永隆当	張佩華	四、〇〇〇	康徳二年四月	磐石質屋同業組合に加入せず
同合当	田中市平	一、〇〇〇	康徳元年四月	南門外に於て開業せるも不振のため康徳二年九月東門外に移転経営す 国幣使用
慶順当	小野寺孝彦	二、〇〇〇	康徳二年八月	国幣使用

各当舗に於ける従事員の職能

経理　鑑定　品物鑑定

先　生　記帳へ経理不在の場合には其の仕事を代行す。

年青的　雑用

大师夫　炊事夫

当舖の規模の大小に依り従業員の数は相違す。

磐石質屋同業組合規定

就業時間

自 四月一日 至 九月三十日　自午前七時 至午後六時

自十月一日 至三月三十一日　自午前八時 至午後五時

利息

五円迄　日歩壱分（壱銭）

五円以上　日歩八厘

一〇円以上　月分壹角

流質期限　六十日　猶豫期間一ヶ月

質物災難罹時办法

火災及匪賊襲被害並不可抗力損害其不負債不應盗難罹時貸付金一半額辨償

右之通定

磐石質屋同業組合

協昌當

開業当時より固定流動資本共に変化なく、貨幣に於ても当初より国幣を以て貸出せり。資金を要する時期は五、六、七月を以て最盛とし九月となれば漸次貸出し多し。利用者は主として農民にして其の入質物は衣類、布團、金銀、装飾物なり。

質物評価

新しいものにあつては布類五〇%位迄、大車等の新しいものは時価の三分の二迄、金、銀、装飾物にありては時価の七〇%迄の貸出しをなすを普通とす

質物の払下げ

流質物は総べて古着屋に質入価格に対し三〇日分の利子を加算し売却整理す。

従業員（二名）

先生及年青的なり。先生の給料十二円にして年青的の給料五円なり。一月）

休暇

正月、八月節句

賞與

賞與を分配する余裕なし。

更新び富

資本金当初に於ては一、二〇〇円なりしが現在に於ては二千百円なり、使用し来れる貨幣は国幣主にして金幣の使用は稀なり。開業当時（大二、八）金幣を以て貸出すことありたるが、満人は之を好まず、吉林官帖を使用せること多し。換算は百吊を以て弐角をせり。

利用者は主として農民にして其の七〇%前後を含む。

金融合作社設立前にありては其の八〇%を占めたりと。農民の生活安定したりとと考へらるも観ずれば合作社設立前当舗によりて資金の融通受けたるものが、其の設立されてより当舗利用より合作社利用に転向せるものありとの推論可能なる可し。

此の事に関しては当舗業者の一般に謂ふ所なり。入質物の種類に至りては前記当舗に変りなし。

貸出率に於ても差異なし。

土地に対する貸出

時価一〇%―二〇%の貸出しなり。然れども縣城よりの距離によりて一定せず、例へば

一〇満里以上は　三〇円　―　四〇円

一〇満里以内は　七〇円　―　八〇円

となすが如し。

地券担保の場合の貸出は保證人を要す（一、二名）

返済　　期限は六十日なれど猶予期間は其の人物如何により二ヶ月の長さに及ぶことあり。

払下方法　　前記仝様

従業員（二名）

先生、年青的

給料　　先生月十二円、年青的四円

賞　罰

年二回賞與を給す。一回給料――一〇割程度とす。

休　暇

正月及八月節句

慶 順 當

開業当時より資本額に変更なし。

利用者の割合

農民　四〇%

商人其他　六〇%

入質物の種類

衣類、布団、食器類、金銀装飾物

滿人當舗

永 隆 當

開　業　康徳二年四月

所在地　小南門外

資本金　四仟円

利用者　農民九〇%　其他一〇%（勤人、苦力、無職者）

期　　限　　十三ヶ月、猶予期間一ヶ月　五ヶ日間超過せば一ヶ月分の利子を要す。

利　　子　　月一円に付、四銭

流 質 物　　古着屋へ売却

従業員の職能並給料

経　理　　事務の総攬、監督　（月二二円）

先　生　　記　帳　　（月二〇円）

柜　夥　　品物の鑑定　（〃一四円）

年青的　　雑　用　　（〃　五円）

〃　　　　〃　　　　（〃　四円）

休　　暇　　年に二ヶ月間

以上日人当舗並に満人当舗に付き記述せしが如く大体に於て他の当舗の状態も大同小異なるを以て残余の当舗に関しては記さず。

次に二、三の当舗に於ける貸入、受出方に付きて記す。

慶 合 當　　自康徳二年六月　至十二月

月	貸入	受出	利益
六	三五九.〇〇	二一七.三〇	六一.二〇

七	三七六.〇〇	二五八.四〇	九七.六八
八	三〇〇.〇〇	七三七.〇〇	三三一.五九
九	五二五.〇〇	四一〇.〇〇	一五三.六八
十	三八一.〇〇	四一〇.〇〇	一五三.六三
十一	四五一.五〇	四七一.二〇	一七一.九五
十二	五二五.〇〇	三八九.〇〇	一四三.六六
計	二、九一九.七〇	二、四八三.九〇	八五九.六七
康德三年度			
一	六九九.七〇	四九五.二〇	二八一.四〇
二	五七七.二〇	二九七.五〇	一五〇.五七
三	一、〇七二.一〇	八六一.四〇	二五〇.七四

種類　着物類七〇%　夜具三〇%、銀五%、金一%　時計一%　其他三%

福利當　康德二年度　自一月　至十二月

月	質入	受出	利益
一	八二四.七〇円	七一六.七〇円	一八〇.三一円
二	八二五.九〇	七二五.三〇	一五六.〇八

三	一、〇四九・六〇	八一一・八〇	一七四・七七
四	九一一・〇〇	七二八・四〇	一五八・〇〇
五	七三八・二〇	八四二・九〇	二三二・三五
六	七七九・七〇	七七一・〇〇	一三九・一四
七	五四〇・一〇	七四七・八〇	二〇九・一六
八	四三一・八〇	七二九・四〇	二二六・三八
九	四四六・三〇	三四六・〇〇	九〇・九二
十	三五二・七〇	六六八・八〇	一七七・六〇
十一	三四二・五〇	三一一・四〇	七八・四四
十二	四〇七・一〇	五六〇・一〇	一二五・五八
計	八、〇六九・六〇	七、九五九・七〇	一、八五二・四二

更新當　康徳二年度

月別	貸入	貸出	利益
一月	一、一五二・四〇	八三四・〇〇	二五九・九九
二月	六八六・五〇	六〇八・八〇	二〇一・六五
三月	一、六〇九・六〇	一、四三七・五〇	三六四・七九

月別	収入	支出	利益
四月	一、〇七七・八〇	一、一七七・八〇	三五三・四四
五月	一、三八九・三〇	一、〇二六・三〇	三一〇・八二
六月	八一九・五〇	八二六・五〇	二五四・四二
七月	七二七・〇〇	一、〇一九・四〇	四〇五・七二
八月	六八三・五〇	一、〇七五・六〇	四〇九・五八
九月	八七八・九〇	八四二・三〇	三二九・一一
十月	九四〇・二〇	一、〇四六・四〇	三八四・九五
十一月	七二〇・九〇	七四六・五〇	二九三・八二
十二月	九〇八・二〇	八四一・九〇	二六九・五四
計	一一、五九三・八〇	一一、四八三・〇〇	三、八三七・八六

永隆當　慶應二年度

月別	負入	受出	利益
四月	四、一四三・二〇	一六六・八〇	六・七〇
五月	四、五〇七・〇〇	七一六・二〇	二九・五四
六月	二、六九四・八〇	八七四・四〇	四八・三二
七月	一、八四〇・〇〇	一、〇九一・九〇	八〇・六五
八月	一、一四九・四〇	八二一・六〇	七六・八六

九月	一、三〇五・一〇	一、一七七・三〇	一四六・一七
十月	一、三六二・九〇	一、八三七・八〇	二八〇・五八
十一月	一、五〇〇・八〇	二、五八〇・九〇	四五七・三〇
十二月	九八三・九〇	三、三〇五・六〇	五七四・八〇
計	一九、四六一・一〇	一二、五七二・五〇	一、七〇〇・九七

以上に依りて大体何月頃が貸入多く何月頃に受出しが多いと云ふことは明瞭に分つたと思ふ。

当舗の所在地の相違は自然に利用者層に変化を齎らしてゐる訳である。

満人当舗は日人のそれに比して期間、利子等に於いて割に農民に都合良く出来て居る。最も新らしい当舗なれど利用者は此の当舗に集中し日人當舗に相当の影響を与へると思料さる。

金融機関調査

	資本金	現在貸付高	利息	予金高	利息	備考
中銀磐石支行		五七一、四六九 五九	毎元日息二元・七	八五、六〇八 七二	活期日息三厘 特別活期日息八厘	
金融合作社	四、九三五	四四、八八九、七七	毎百元日息五分	二二、一一四 六六	毎百元日息一分五厘	
満永隆當	四、〇〇〇	一九、四六一 〇〇	月利四分			営業期間係八個月又十日 現在已抽贖一二、五七二元
日同合當						

日更新當	日崇升當	日興順當	日福利當

第十六章　農村自治及社會生活

第一節　屯内の協同生活

一、家族、宗族、親戚の身分関係、範囲

家族　父、母、妻、兒妻、子、女、孫子、孫女

宗族　伯父、叔父、兄、弟、姪、姪女

親戚　舅母、表兄、表弟、表姉、表妹、表姪〃……

姑母、表兄、表弟、表姉、表妹、表姪、表姪女
姨父、姨母、姨兄、姨弟、姨姉、姨妹、姨姪、姨姪女、
舅父、舅母、内兄、内弟、内姉、内妹、内姪、内姪女

大家族にあつては宗族同住をなせるも、親戚関係内のもの協同生活をなすことなし。

移住に当りては親族を頼りて来住する者比較的多く戸別調査表に依りて之等の関係を見ると次の如し。

生活困難に陥り知人を頼りて来住	一五戸
親戚を頼りて来住	一一戸
土地開放又は開墾土地あると聞きて来住	九戸
生活困難のため安住地を求めて来住	三戸
前住地治安悪しき為め来住	二戸

又貸借関係を戸別表によりて当事者間の関係を口数につきて見るに次の如し。

借入関係	親戚	三二口	地主小作人関係	三口
	知人	七〃	隣人	一〃
	友人	三〃	兄弟	一〃
貸付関係	親戚	三口		
	友人	二〃		

知人　一〃
兄弟　一〃

即ち貸借関係に於ても親戚間のもの最も多く、然も之は個人的信用如何によるにあらずして、同族間に於けるもの最も安全にして且つ手続を簡単に処理し得るに依るべし。

二、屯内農家の相互扶助

1. 金銭、食料、家畜、農具等について

白借の出来る範囲　家族内に於てのみ

宗族、親戚関係内に在りては一般と殆ど異る所なし。

例へば宗族及親戚間に於ては月三分の利を附する場合一般に於ては月四分の利を普通となせる等。

食料、農具、家畜の貸借は事変以来の不安状態より両者間に於て貸借の融通性なきため少なし。借りたくも貸す人なき有様なることによる。

白借の習慣　白借とは無利子の意にして期限は大約一ヶ月以内を普通とす。物件の貸借に有りては貸借物件を原則として返済するも時として借入物件の返済出来ざる場合は他の物件にて代済するも其の場合原物件の価格に従ふ。

2. 労力の融通

イ. 換工、　労力交換状態次の如し。

A者　所有物　牛、犁丈　一晌地 ｝但し下種時期におけるもの
B者　〃　人口　六ヶ工

A者　仝右　仝右　一晌地 ｝但し鏟地、鐙地の場合
B者　仝右　仝右　三ヶ工

右に依る如く労力と畜力の交換を行ひ、交換時期は下種及除草、培土の時期にして収穫時になすものの如し。

ロ、牛具

一晌雇牛具費　三円平均（下種期）　一円―一・五円（鏟地・鐙地）

之は春耕及労働直ね支払の雇牛具費にして、秋支払の場合は凡そ四円―（二円―二,五円）とする。

ハ、插具

一般に相互の畜力交換をなすものにして農具の有無は関係なし。

右は宗族、親族の関係なり。相互扶助のため行はるゝ一般的労、畜力、換工のものにして、本屯に於ては附表の如く、其の数極めて多きは一に治安の乱れによる役畜の不足と食料欠より来れるものたるは言を要せざる処なり。

ニ、帮忙児

親戚関係内及隣人、朋友関係あるものゝ間に於てのみ行はるゝ手伝にして、前者と全く異

る。

ホ　拉分手

拉分手とは打柴を場合、車もけと刈取れる柴火を三・七、四・六に分ちて其柴火を分配する方法なり。当地方の如く林野生産物が有一の生活費たる所に於て、各家、車の不足より、斯の如き相互現象を示せるものなり。

此外に於て各種労力、畜力換工方法別に其の相互扶助関係を見るに、紊乱期に於て特に家畜の不足より之等方法が如何に彼等の耕種を可能たらしめしかを見る。

猶集団部落建設のため部落建設を中心として、余りにも自己主義的なりし彼等が相互扶助の必要性を体験せるは家族的集団型態より郷村的集団へと一歩前進せるものと外形的には観察せらるれども、実質的内容につきては不明である。

3　贈與及施與

施與するが如き慣習なし。

一昨年来の不況は落穂拾ひ等多数ありしも、共に生きんが為めの最後的手段にして黙認、非黙認と論ずるまでもなし。

4　自衛のための共同

治安の紊乱より各保には保自衛団、甲には甲自衛団を組織し、県より武器を貸與せられ、警備に当る。

自衛団費は農民負担、自衛団員一名一ヶ月七円、自衛団員の資格は十八才より四十才迄の青年にして在屯の者たること。

三、共同利用

1 牧養地

牧養地として草甸子、頭山坡を共同利用す。特殊規約其他なし。

共同墓地

屯の西北五里の地点に約二晌を"乱草崗子"と称し、私有墓地無きもの、死骸葬送地として使用す。土地所有権不明

◎墓地について

共同墓地に葬る者は (1) 私有墓地を有せざる者

(2) 家族、親族関係内に於ても誰も墓地を所有せざる場合。

私有墓地に葬る者 (1) 親族関係以内の関係に在るもの

脱穀場

屯内脱穀場は総て各家各に私有す。共同作業を行ふも忌避する慣習に依る。

2. 家畜、農具の共同利用

調査年度に於ては特に二家共同して家畜を購入せる例あり。(理由 — 農耕資金の欠乏より没法子的に行はれしもの)

一般年度に於ては共同購入の例なし。

農　具

共同利用する農具＝碾子、磨、扇車子

碾子の使用に当りては使用代を払ふこと皆無。但し使用役畜は自分もち。共同購入の事例なし。

井　戸

共同使用をなす。使用料不要

之等共同使用に当りては自己の小作人にのみ貸與、使用せしむる場合あるも、其場合に於てもその小作人は知人、隣人に使用せしむることあり。一般に一つの小作関係内に於てのみ使用を許すが如き例なし。

四、屯民相互の結合体

日本式の〝向ふ三軒、両隣〟式の結合も極めてその濃度淡し。特別の結合体即ち「組」と目すべきものなし。

五、協同生活と屯の階級構成

大地主なく中小以下の地主（而も不在地主）八戸（？）によりそれを中心として小小作農附属しあり、小作階級は屯戸数の大部分を占む。依て小作階級同志に於て協同生活を営み居る屯と云ふ可し。

六　農家が排斥せらるゝ場合

◎以前に悪事を働きたる者

此内に於て相手にせざるに依り自然他也に移民せる例あり。

◎一地主寡婦を排長及出典人共策の上、典関係を履行せざるものあり。

特に（積極的に）不良農民に対し排斥するが如き事例は凡そ満式慣習にふれは奇し。（理由、他人の事には我関せず主義なるに依る）

第二節　政治、自衛

一、保甲制度

1. 県内保甲制

康徳元年正月より実施せらる。現況次表の如し。

区	保名	甲数	排水	戸数	人口 男	人口 女	人口 計
	県城保	二四	三六六	9,234	29,137	21,494	50,631
	孤頂子〃	二一	二〇八				

区	保名	甲数	排数	戸数	人口 男	人口 女	人口 計
	黒石鎮、保	三〇	三一七	3,414	11,586	6,098	17,684
	細林河、〃	三	三三				

1区	太平保	七	二七六				
2区	烟筒山〃	一〇	一〇〇	4,248	13,160	9,888	23,048
	杏樹泉〃	一〇	一〇四				
	大梨樹河〃	八	八三				
	青陽城〃	六	三四				
3区	呼蘭〃	八	一五二	3,901	12,444	8,238	20,682
	二道河〃	一〇	一〇七				
	富太河〃	一一	一〇〇				
	石咀子〃	四	三三				
4区	朝陽〃	三	四四	1,172	3,860	2,516	6,376
	草廟子〃	三	六四				
5区	吉昌鎮〃	二〇	一九四	1,900	6,484	4,881	11,364
計		一七八	二一一〇	23,869	76,670	53,115	(満人) 129,785

而して当屯は孤頂子保の内にして、その内に十九甲あり、その一つ否り。

即ち孤頂子保（十九甲）　草吸山甲（十四排）　由家村（二排）

排長　口頭選挙による。（有選挙者及被選挙資格者一家一名・当家タルコト）

甲長　排長中より筆記選挙（仝　右）

保長　甲長中より仝　右（仝　右）

◎従来の組織

民国初年 ──→ 事変迄 ──→

現在（保長）──（甲長）──（排長）── 村民
保董 ── 郷正 ── 十家長 ── 村民
團董　郷
（自衛団長）──（甲自衛団長）

◎保甲の区劃と保甲数（別表の通り）

◎保甲費（租税公課参照）＝縣一般の保甲費は不足

徴集方法　村費　徴収人　自衛団長及甲長　｝実際には甲長、自衛団長徴収し保長に手渡す
　　　　　甲費　〃　甲長
　　　　　保費　〃　保長　｝代理人集金す。

使途＝公消費、各火炊費、辦公費、柴炭費

保甲、排長の仕事

保長　縣との連絡、修道、修橋、修村等の場合の相談人（県との）

甲長　農民への伝達及各種事業にての直接監督

排長　甲、保長の命令の直接行動をなすもの。

区域別に見て差異なし。目下県として五ヶ年計劃の遂行中にして道路、村落、橋梁等の建設にのみ従事しある現状なり。

2. 屯に於ける保甲制度。

イ、保甲制以前の状況

此は保甲制以前に於ては古頂子保　草岡山郷、内家村なり。内家村には　家長を置き、十家を区して十家長を定めたり。郷長時代に於ては保董、郷正は総て県より任命す。故に彼等は有力者の利用機関にして不正行為の発生地たりき。

ロ、保甲制実施の時期

康徳元年正月より。

ハ、保、甲、排長の選挙、任免

選挙　(1)排長、地区を前以て定め、一家一人、警察署に於て口頭を以て選挙す。
(2)甲長、保長　何れも地区を定め、排長中より及甲長中より互選す（但し甲、保長の資格は二ヶ年以上同一地に在住する戸主たること）
何れも警察署（分署）に於て投票選挙とす。

名目は斯くなるも実際に於ては排長の申合せにより甲、保長に任ぜらるゝを普通とす。其申合せ的相談に於て土地所有の如何に関せず権力あるものゝ当選するは又止むを得ざる現状なり。

現に当地に於ては
甲長は甲長辞職し自衛団長甲長兼任中にして、その自衛団長は私塾団長、排長二人の内、一つは満天不好の最高土地所有者（在住地主中の）一つは小作なるも仲々の見識を有し、

心良からざる小作人なり。

任　免：保甲長に於ては選挙されし者の名を書き、縣公署に報告し、縣はそれを公認す。

任免共に同じ。

別に県より公文書を以て保甲長の認許をせず。只報告を見て県長之に認印するのみ

二、保、甲、排長の実際上の仕事。

(a) 縣命令の伝達をなす。

(b) 保内の修道、橋、村について県と保長と協議し、保長は又甲長、排長に之を伝ふ。現下に於ては合議せることをなし。之等の場合警察も立合ふ。

(c) 自立村建設に関しては地方民会議の上（但し排長を主とす）甲長――保長を経て縣之を許可す。

村内一般日常諸事項は甲長及自衛団長による。例へば土壕の修理、小作調定、山林の伐採等

(d) 保、甲、排長の地内に於て占むる地位

保　長　人望のある世話役（土地所有には比較的関係少し）（目下県の五ヶ年計劃復興のため有識の人材を登用しあるによる）

排　長　土地を所有するもの　―

小作人なると就きゝたるもの　―

甲　長　目下辞任後にて自衛団長代理す。

甲自衛団長　私塾々長

比較的勢力あるもの当り居ると云ふを得べく勢力者の公職辞退及小作人の小作面積云々の関係事項なし。

ホ　保甲費の割當、徴集、使途

(イ) 保　費　耕作面積一晌当り七十五銭八（保費三十分 自衛団費四十五分）

全耕作面積二二八〇晌（逆算に依り算出）

使途明細

保長	薪水	一人	一八・〇〇	办公費	二〇・〇〇
副保長	〃	〃	一五・〇〇	薪炭費	四・〇〇
小計			三三・〇〇		二四・〇〇
自衛団々長	〃	〃	一四・〇〇		
	〃	〃	六・五〇		
団員	〃	六人	四二・〇〇	办公費	六・〇〇
書記	〃	一人	一二・〇〇		
夫役	〃	〃	五・〇〇		
小計			七九・五〇		六・〇〇

総計　保費　五七・〇〇……一ヶ年……六八四・〇〇
　　　自衛団費　八五・五〇……一ヶ年……一、〇二六・〇〇
　　　計　一、七一〇・〇〇円

(ロ)甲費　耕作面積一畝当り一・七〇円

使途明細（一ヶ月分）

甲長	薪水	調査年度自衛団長代理		
自衛団長火炊費		一四・〇〇	弁公費	六・〇〇
団員	一〇人	四二・〇〇（一人分七円、六分分ちるを四二円を十分に分ち支払へり）		
書記	一人	一二・〇〇		
計		六八・〇〇		六・〇〇
公消費	一ヶ年	一九二・〇〇　修道修土塚等の都合甲費として徴集せるもの		
総計	一ヶ年	一、〇八〇・七〇円		

へ、保甲制に対する部民の希望、感想、認識の程度

目下集団部落の建設と相俟ち其の必要性を日と共に認識し在り、部民の部移出入に対しては総て甲長の許可を得るに非ざれば移出入するを得ず、斯の如く其の保甲制は愈々確固となりつゝあるものと思ふ可し。

保甲制実施以前に於ける変化は特筆事項なし。

二、部内の相談、決定

也内の相談は総て甲自衛團部に於て一家一人出席の上合議決定せらる。

調査年度に於ける主なる決議事項左の如し。

(イ) 学校及村落修繕及設備事項

(ロ) 村民の来住移住

(ハ) 抽丁（夏期に於ける対匪賊防禦具体案について防禦人員

(ニ) 県より諸命令の下達、報告

合議及事項の決定に於て、排甲長の権力よりも実際的勢力者により、其が支配さるゝが如き事例多きにしも非ずも、在来習慣として実際勢力者は公務に就て避け、背後にありて策動するを普通とす。

三　建国後の変化と之が感想

(イ) 租税の負担　特殊理由のため比較的緊密関係確立し居らざる保甲費、村費等の金銭支出に就ては、前よりも負担重し。

(ロ) 軍隊の宿泊　軍隊、警察隊の宿泊に対して旅費を支給し、農民に支払ふ様なり居るも、指揮官宜しきを得ざる場合概ね支払なき様子にして、農民の負担之又以前と変りなし。

(ハ) 貨幣価値の騰落及物価の変動

(ニ) 治安、農事施設等に対する感想

(い) (ニ)は一言すれば、一に治安、二に治安の状態より集団部落の建設にと進み来れるにより、目

下賃幣・物価・農事諸施設につき農民考ふる余暇なし。

四、農民の政治に対する関心

(イ) 県よりの布告の徹底

係ー甲ー非 ―― 農民と徹底しあり。

布告に対しては文盲の者多く知らざるもの多し。文字を解するものも県城に一々と布告を見、其を一般に知らするは非礼なりとさる（旧慣による）

(ロ) 県公署に対する農民の認識

県は如何なる事をも農民のために為しおれるものとの依頼心を有す。

(ハ) 軍隊、警察に対する観念

之等の機関は有、没有、没関係〃人言を言ふも亦非礼なり〃の原則により決して悪きもの、良きものとも云はず。

(ニ) 役人に対する観念

年々と信頼するに至る。

(ホ) 役人に対する贈賄の慣習

年々減少し来つりゝある。

五、自衛

(a) 治安状況の変遷

事変前は一介の匪も無く、文字通りの平和郷たり。

但し事変前より鮮人の共産党は各処に散在、党の拡大に努力しあり、東北人民革命軍との連絡のもとに其の勢力も又あなどり難きものたり（民国十七年頃より）

事変と共に県は無政府状況となり匪首宋国栄（在磐石陸軍営長）の指揮する五万余匪首、殿臣も作賓、馬旅、趙旅、四季好等を従へ大同元年九月十日県城を占領し七日天下を取る。被害状況は言語に絶す。

(8) 自衛組織の変遷

民国初年＝比会 ——→ 各家一名、無給 本当の組織的自衛に当る。

民国二—四年＝予備警 ⎫ (1) 各地方（郷）（保）に於て組織す
民国五—十九年＝附 団 ⎬ (2) 総て有給なり。
民国廿年—大同元年＝自衛団 ⎭ (3) 地主20晌以上、小作30晌以上は総て自己所有の兇器を有し各自の自衛に当る

大同 二 年＝壮丁団 ⎫ (1)(2) 前に同じ
大同三年—現在＝自衛団 ⎭ (3) 銃器回収により無し。

現在の自衛団に対しては事変直後と異り比較的信用を持たざるも数年来の組織故我不関的なり。

(2) 自衛団の組織及運用状況

自衛団の選出方法　現在にては十八才—四十才の壮丁にして在住地同村附近のもの。

区 域　保及甲単位

甲内一〇人　保内二〇名

団費の徴集　各保甲に於て耕作面積により徴集

〃　使途　各団の弁法費及月給

団員給与　一ヶ月六円

使用家畜宿泊の場合は原則として実費を支給することゝなり居るも目下行はれず。

匪襲の場合は総て自衛団によるのみ、他の方法なし。

自衛団長の選挙

保甲長会議により団長を選挙　此内に於ける地位は一言にして決定出来ず。

(D)治安と此生活

大同元年	不能耕作	康元年　五里以外
大同二年	三里以内耕作	康二年　十里以内

治安悪しき為地主は県城及親族を頼り避難せるも、目下集団部落の建設と共に帰此しつゝあり。帰順匪、通匪に対しては交際をせざるにより此外に生活するを得ず、保、甲長の許可なくして夜住来住するを得ざるに依る。大同より康徳二年夏の間は全く耕作を自由に出来ず。耕作中人票として拉せられしとの数名あり。

第三節　家族制度

一、宗族の共同生活

1. 世帯の大さ

小世帯のもの大多数を占め、一家十八名のもの一戸（小作農労）其他は総て小家族なり。

（理由不明なるも大地主なく、大地主ありても不在のもの多きため小作農階級の集合によるか）

2. 宗族内の統制

當家の決定方法　大宗族の意見により決定す。

當家の权利　年令の如何を問はず絶対权力を有す。

當家一人にて決定するもの

日常用品の購入、粮石の売却、警備事項、雇佣事項

家族合議の上決定するもの

土地の売買及押當、借款、耕作々物の決定、教育、結婚、他出労働、金銭の処理及被服購入の件、（此の場合大家族にあつては婦女及それの子供の被服はその婦女子自己にて購入するを原則とす）

右合議の場合重大事件に関しては宗族の間に於てのみ合議することあるも、家族間に於て処理せるを普通とす。

3. 家内の協同及家計は分離独立の程度

父の仕事　外交、購入販売、雇人、

母の仕事　教育、日常一般生活に関する事項

其他の男子　警備、耕作

其他の女子　以上の仕事を幇辨する。

耕作物収益の分配　一家族共同

物資の購入、消費は各人数に依り當家購入し或は共同消費す。被服は前述の通り。

食事は、男は男同志、女子は女子同志食ふを普通とす。家産は総て當家のもの、個人のものは夫々の妻の物品がその夫の所有权あるのみ。

小家畜の飼養販売は当家の意志による。妻の持参金は夫の主人の所有に帰す。

家の負債、投資はあくまでも家（当家）の責任。

個人のものはあくまでも個人に責任あり。例へば當家の認めなく、金銭を借りし場合は、其の借銭せる人にのみ責任あり。

大投資及負債は総て家長の許可及合議を要す。家族内一員の負債は無合議の場合はその個人、其他は総て合議するを普通とす。

4. 大家族制度

大家族制度は有利なるも、兄弟、叔父、母同に斗争ある場合及前当家の意志による場合は分家す。

大家族を理想的のものと考へつゝあり。（理由、分家すれば家が破了する）

大家族制度及小家族制度の長所及短所

	長所	短所
大宗族主義	1. 耕作容易 2. 消費少 3. 警備容易天倫楽趣	1. 依頼性の高鳴 2. 紛争多 3. 治理困難
小宗族主義	1. 治家容易生活簡単 2. 養成独立性 3. 少紛争	1. 扶助不多 2. 天倫楽趣少 3. 多消費

二、相続制度、分家

長子相続の行はれること多し。

(a) 養子を取る場合　(1) 家族多き場合、(2) 財産多き場合　(3) 遺言による場合

但し養子は宗族以外たるは言を要せず。

(b) 分家の行はるゝ場合

宗族多く斗争絶間無きとき以外は最近分家せざる傾向あり。（宗族の間に於て開催合議）

祖先の祭は當家之を行ふ。

親の扶養等分家に関しては附表分家單を見られよ。

◍ 家産の分割（分家單参照）

耕作関係と分家

分家により不便を来す場合（例へば牧養地、墓等）は平均に分たず、両者の管理とす。）

不在本地の場合（兄弟の一員別地に住む場合）本人の意見に依り土地の均等分を他の物品に代へ均分することあり。

◍分割土地の結果（即ち経営様式に及ぼす影響）

土地の大小によるも、能労働者の数に依る。

小作人の分家は殆ど見られず、彼等の分家する場合は同居全く出来ざるが如き斗争、或は別天地に職を求めて出稼ぐ場合等にして、一般に出稼ぐ場合に於ても家財はそのまゝ分ちざること多し。

○ 分家后も土地のみは分家せず、共同経営することあり。この場合収穫物は労働能力により按分す。

耕地を分割せる后、共同耕作すること皆無、地券の分割は紅契の場合多し。その場合地券は登記の上書換へしものを各々所有す。

地券面十晌のものを分割するに、五、五と等しく、五晌づゝ二張の地券を下附さる。実際面積は又実地に於て正確に二分す。故に一塊の地と謂へ地券面と相違あるに新らしく地券下附を

願ふ場合もその記載面に従ふのみ。

其他の事項・二つの分家軍により知られよ。

第四節　教　育

本県の教育機関は次表の如く甚だ不振なれども現況にては治安工作に精一杯の状況故已むなき状況にある。

磐石縣教育機関

校名	班級	生徒	職員	教員	伕人	経費(一ヶ年)
1. 中等学校						
A. 初級中学	初中 2班 日語学修 1班	82人	3人	5人	1	5,774圓
2. 初等学校						
1. 天一女子両級小学校	高級 1班 初級 6班	23 267		8	1	3,432
2. 永平両級小学校	高級 3班 初級 5班	74 301		11	1	4,924
3. 福安両級小学校	高級 4班 初級 7班	120 387		14	2	5,312
4. 阜康初級小学校	3班	130		3	1	1,494

5. 烟筒山両級小学校	高級 1班 初級 8班	33 353		12	2	4,956
6. 呼蘭鎮初級小学校	4班	161		5	1	1,944
7. 黒石鎮両級小学校	高級 1班 初級 4班	23 109		7	1	2,749
8. 吉昌鎮初級小学校	1班	不明		1		132
9. 朝陽山鎮初級小学校	1班	不明		1		220
10. 金城私立初級小学校	1班	51		1		300
11. 振興私立初級小学校	1班	61		1		300
12. 裕豊私立初級小学校	1班	41		1		300
13. 朝鮮普通学校	4班	178		5		5,000
3. 社会教育機関						
縣立民衆教育館 （館長 1. （教育局長兼任）						経費 180

調査也人口は二百十五名にして内識字者は八名、文盲者は百六十八名であるが、此内教育施設は甚だ幼稚である。

私　塾（一つ）

民国元年二月設立　　当時生活数　二十名

建　物　　二間半　　教　師　　一　名（現在の自衛団長）

事変後閉塞し、現在無し。

康徳三年秋頃に於ては再び私塾を開く予定

第五節　衛　生

(1) 風土病＝大骨節病（山水病

(2) 一般病気＝頭暉、乱眼晴病．肚瀉、霍乱、抽筋、栄養不良

(3) 眼病に対する迷信　　眼光娘々を祭る。

(4) 伝染病　　過去及現在猛威を振へること無し。

(5) 産　婆　　此内の経験ある老婆．之に当り御礼としては紅布一尺の程度

本屯には医師なし。

第六節　風俗．習慣

一、結　婚

1 納　采

俗名過小礼或曰挂娶男女両家各憑媒妁通意許可後男家将女所要求之衣飾或銀銭等半諏吉納来女

家其曰書男女年庚於紅箋曰庚帖亦曰媒柬現用媒書（同曰、本縣向無此種礼節每以媒妁初次通意兩家以問名之礼）

納吉納幣　即俗名過大礼再將所議婚禮之半如猪酒布疋衣服首飾銀錢等物齎送女家

請期　俗名通信即媒人將男家所擇定媒之日期送至女家以備先事預備

親迎　俗名娶親視家之有無以定礼之繁簡有大娶小娶之分成婚前二日午後即設鼓樂於门亦有酒肴餉客曰落桿前一日挂綵懸燈貼喜聯午宴曰上馬席宴罷盛列儀仗前有騎者四或八日对子馬新郎乘素輿後有綵輿隨之中乘一小兒急压轎後有鼓樂周行街市曰晾轎吉期既屆新郎行親迎礼多於上午吉時行之行時儀式一如晾轎將至女家或新婦寓所稍待新婦易裝畢新婦登綵輿隨新郎輿行迨至男家置綵輿庭前新婿前設桿曰天地桿置香燭供品並立弓矢及秤於斗中扶新婦踏紅氈行至桿前與新郎同拜曰拜天地而親迎之礼始畢現在亦有行文明婚礼者

合巹　俗曰管小飯即新郎新婦於拜天地後同食小餃子俗名子孫餃子

2. 結婚所需費用（妝奩）上中下

結婚所需費用上等五百元以上　中等百元以上　下等五十元以上妝奩亦如之

3. 其他特殊風俗（如鬧房等習慣）

甚古向無鬧房之举惟於結婚次日清晨新郎新婦先拜祖先次拜尊長親友曰日分大小而尊長親友咸致銀錢飾物以為見面礼

（譯）小結婚

納采、　俗名は過小礼と云つて又挂暦とも云ふ。双方は媒妁から対手の許可を受けたら、男家は女家の要求された衣服、飾物或は現金等の半分を女家に持参し、当日男女の年齢を赤い紙に書く。これを庚帖又は媒柬と言ひ、現在は媒書を用ふ。（本県は一向此礼節なし。始めは媒妁の紹介による）

納吉納幣　即ち過大礼と言つて前納めない半分の婚礼を（猪、酒、布、衣服、飾物、現金等）全部女家に携参す。

請期　は俗名は通信と云つて媒人（紹介人）が男家に撰擇した結婚日附を女家に送附して婚期の預備をさせる。

親迎　俗名は娶親と言つて貧富の関係にて礼物が多少にあり、以て大娶と小娶に区別す。結婚前二日の午後は音楽を門前に設けて酒宴をしこれを落棹といふ。前一日は室内外を整頓して正午は宴会しこれを上馬席といふ。宴会してから儀仗行列し騎車四人或は八人を先頭しこれを対子馬と言ふ。新郎は前の輿に乗つて子供を後の輿に乗り、音楽を最後に置いて町を遊行し、これを瞭橋といふ。結婚日の午前の吉時は新郎は新婦の家迄迎に行き当時の儀式は前日と同じ。新婦は新郎の後の綵輿に上り新郎の家迄綵輿を庭に落し身前に棹が置いてある。これを天地棹といふ。その上に線香、蝋燭、菓子並に斗を置く。この中に弓矢秤を立て新婦は赤い毛氈を踏んで棹の前まで行く。新郎と礼拝しこれを拝天地といふ。現在は文明な結婚礼儀で行ふ者もある。

結婚の費用（粧奩）上、中、下

上等五百元以上、中は百円以上、下は五十円以上とす。粧奩もこれと同じ

其他特殊な風俗（閙房の如し）

本県は閙房のごとなし。但し結婚の翌朝新郎新婦は祖先を礼拝し、それから尊長、親友を拝す

これを分大小と云つて尊長、親友は現金或は飾物を賜り之を見面礼と云ふ。

二、葬儀

1. 初終襲斂

病革　迫否強更衣帛置中堂板牀上頭内足外気絶後口内啣銭一枚以紙或布蒙面以紅縄纏両足謂之絆脚絲喪主出登高処持水瓶担西南指連呼西南大路謂之指明路蓋告亡者霊魂往西南之極楽国也是時挙家哀哭霊前復出視於社廟日報廟次擇入殮期殃煞起落一切避忌日閉殃榜入殮大殮三日入棺二日入棺殮時以制銭散置棺底為亡者墊背其数視亡者歳数復以棉花蘸水拭其両目謂之開眼光

喪家報廟後凡属五服之親皆易白粗布喪服謂之孝衫即仿行古成服之制也

2. 啓殯至葬（執紼及臭器葬儀況）

執紼日引以粗白布縛於棺前揮土喪主前引名

3. 點　主

於安葬前一日上午延請有齒徳爵者為礼賓點主水主即點之後蓋於主匣内礼賓前導鼓楽後随将祖匣送入祖龕或家廟内是即俗名成主也

4. 富家毎逢週年皆牢牲以祭即普通之家亦必設供致祭若届三週年則必大挙知会親友来祭設宴以待
祭後急即為之除服

5. 喪葬所需費用
喪葬費大抵皆称家之有無上等約在千元・以上中等百元以上下等三十元以上

（譯）初終襲斂

殯 華　気絶前は衣服を換へて頭を内足を外に向ひて寝台に置く。気絶後銅貨一枚を口に啣して紙或は布で顔を蓋ひ赤い縄で両足を繋る・主人は高処に上つて水扁担（水を擔ふ棒）で西南方を指し西南大路を呼ぶ・これを指名路と言つて亡者を西南の極楽国への案内守り。この時家族は死体の前で哭泣し、又廟に行つて死者のために祝ふ入棺大殮（死体を納棺する）は三日間入棺小殮は二日間の入棺殮の時は制銭（清朝銅幣）を棺の底に置く・数は亡者の年令と同じ。桶花に水を附けて亡者の目を拭く、これを開眼花といふ・

報廟（廟に祈る）から帰つて五服内の者は皆白布の衣服を着、これを孝衫と言ふ。

叙 殯 主 葬

執紼（葬送すること）の日は白い布で造つた天幕の様なもので棺を囲し喪主は前で歩く・

點主　埋葬前一日の午前は身分の高い人を礼賓にし點主（位牌に筆で赤い点を付くもの）が木主（位牌）に点を付けたら祖匣に入る。礼賓は前に立つて音楽は後で行つて祖匣を祖龕（祖先を祭るところ但し木製が多い）或は家廟（祖龕と同じ但しレンガ製が多い）に入れる。これを

俗で成主と云ふ。
金持から毎週年では牲畜を屠殺して祭り普通の家では普通の供物にて祭霊し、この週年になつたら親友を会し祭霊を執行する。祭後は即ち除服す。（服喪の満期）

三、蓄妾の習慣

理由　金銭の自由なるため

　子孫不絶を防くため、嗣子のため放浪の習慣なり。

纏足　百分の一位に減少せり。

阿片、賭博は今以て很熱閙なり。

人身売買　見あたらず。

四、北内の祭、娯楽

(イ)土地廟、山神、土地、五道神を祭る。

(ロ)太平歌（高脚踊）　豊年を感謝する祭

(ハ)雨乞　龍王廟にて行ふ。

(ニ)農民の娯楽　県城にて芝居の一つも見物したきも先づ皆無なり。

(ホ)慶弔に於ける贈答は食はずとも面子上之を行ふ。

五、宗教

北内の宗教は佛教を最多とす。慈善会其他の宗教類似のものは現在の如きなし。

縣の一般狀況は次の如し。

磐石縣内　宗教分布概況表

宗教別	寺廟堂数	布教者	信徒数 5,2
佛教	4	4	5,200
道教	1	3	6,885
回教	1	2	759
天主教	1	1	422
基督教	1	1	138
道徳会	1	—	75

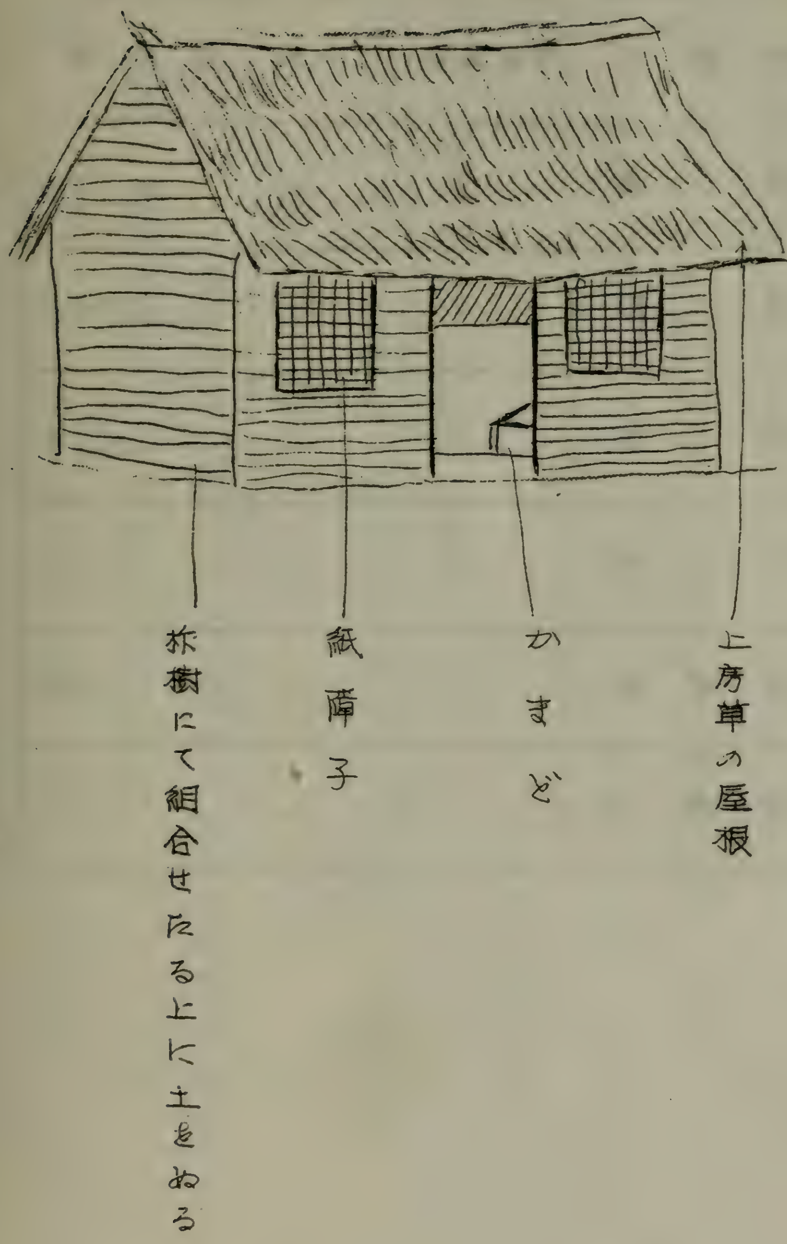
第七節　農民の生活程度

調査農戸の七〇%は磐石事変後、康徳二年夏まで左の如き草を食して命をつなげる現状なり。之により凡その想像をされたし。

柳蒿芽、楡樹皮、灰菜、苦菜、蕨菜、玄東菜、猫爪菜

一、住　居

部落建設のため一舗炕、一家族の割合にて薄くらき中にて栄養不良の青白き身体を横たへ、空気を煤煙と共に吸ふ。左図は当地方に於ける最も普通の家屋なり。



二、衣類、寝具、家具

衣類平均　一人一枚

寝具　　〃　半枚

家具なきもの多し。（只大鍋と衣櫃のみ）

運　類　箱子、飯卓子、大鍋、凳子、碗櫃、水缸、水桶、等にしてよく大車一車にして、
家族とも積みて足る。

燈火　用ひず。

三、食事

常食　包米及糠類

雑草を食すと膨となる（栄養不良による四肢全体の肥大）

四、分家單、房子借帖

分家に際して次記の如き分家單を取交し、後日の紛争に備へる。住居又は部屋を借りる場合に極く稀に次記の如き借帖を取交すことがあったが、最近は借家に於て借帖を提出する事例なし。参考のため掲ぐ。

（一）分家單（写）

立分家單人長子王永安次子王永和承父母之命因家務不和欲各立門戸特邀宗族親屬人等将父母昔日遺留産業除養老地外二股均分所有器物亦按二股均分父母帰於次子生養死葬與長子無関倘不服有争

論情等有宗族親屬等從公理論欲後有憑特立分書永遠爲証

宗族人　王成海
　　　　王成盛
　　　　王德海
　　　　王德山
親屬人　李仲山
　　　　傅樹人

大滿洲帝國康德二年四月十日　立分書人　王永安
　　　　　　　　　　　　　　　　　　王永和

(二)　分家單（字）

主分母氏李有子四人長子魁次子科三子勳四子旭俱以成人立業少人多家道不和皆欲自食其力母氏恩恭同堂叔父高希同彩信親族隣友公議有祖遺房地壹処什物家器按四分均分並無偏厚以然下爲定自分之後宜各守本業永無反悔如有返悔以分書爲證次分科分草

老宅房東頭房其一処　東至本地　西至界石　南至道　北至趕牛道

趕牛道北地一處　東至分水岺　西至上截界石

南至趕牛道　北至水溝　東溝房地一処　東至分水岺　西至河北涯界石　河南涯道　南至以子湾曲界石　北至趕牛道　大道西地一処　東至大道　西至河　南　北

南至水溝 北至水溝

梨樹溝南地一處 東至分水岔 西至道西界石 南至下截水溝 北至上截界石以子界石

五畝地一段 東至南截界石 西至北截本地道

南至本地 北至水溝

水溝北涯地一段 東至界石 西至界石 南至水溝 北至界石

河北涯房基一處 東至古牆 西至古牆 南至房基漘水 北至山頂

東夾溝房地一處 東至分水岔 西至湾曲界石至匋溝北崗頂 南至下截河 上截至溝

河西山嵐一處 東至界石 西至分水岔 南至界石 北至上截界石 下截到溝

村牛道牧牛場井泉街道碾子俱係夥用

叔兄弟 高 忠 志 恩 修

叔父 高希 貞 昆

中見人 于 坦
柏世俊
裴茂安
柏文禮

借字人　高希清

道光二十年十一月十五日

主分　母氏　立

(三) 房子借帖

立借房園人高希富同弟媳孫氏今借到叔弟高希礼名下草房三間自修自住後園一個自種自吃以後無力居住耕種將此房地仍交與高希礼收去欲後有憑立此存証

說合人　高希才
高希禎
高　禎
中見人　于　泰
孫守禄
高文佩
葛忠王
借字人　王　瑛

道光九年二月十三日

立借帖人　高希富